

岩手県環境審議会 第2回環境基本計画中間見直し特別部会

日時：令和7年7月28日(月) 10時30分～

場所：盛岡地区合同庁舎8階 講堂A

次 第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 岩手県環境基本計画の中間年見直しについて
 - (2) その他
- 3 閉会

【資料】

次第

出席者名簿

会場配席図

資料1 第1回環境基本計画見直し特別部会等における委員意見及び対応(案)一覧表

資料2 岩手県環境基本計画の中間年見直しに係る基本的方向〔素案〕の概要

資料3 岩手県環境基本計画の中間年見直しについて〔素案〕(新旧対照表)

(参考資料1) 岩手県環境基本計画の中間年見直しに係る基本的方向〔素案〕について(本文)

(参考資料2) 計画の進捗状況(R6末時点)について

第2回岩手県環境審議会 環境基本計画見直し特別部会 出席者名簿

日時：令和7年7月28日（月）10：30～

場所：盛岡地区合同庁舎8階 講堂A

（五十音順）

委員氏名	所属・職	摘 要
伊藤 歩	岩手大学理工学部・教授【環境審議会：水質部会長】	（リモート）
岩井 光信	【環境審議会：委員（公募）】	
小野寺 真澄	岩手県環境保全連絡協議会【環境審議会：委員】	（リモート）
佐藤 美加子	奥州地方森林組合・総務課長【環境審議会：委員】	
渋谷 晃太郎（部会長）	岩手県立大学・名誉教授【環境審議会：会長・温泉部会長】	
丹野 高三	岩手医科大学・特任教授【環境審議会：大気部会長】	
辻 盛生	県立大学総合政策学部・教授【環境審議会：自然・鳥獣部会長】	

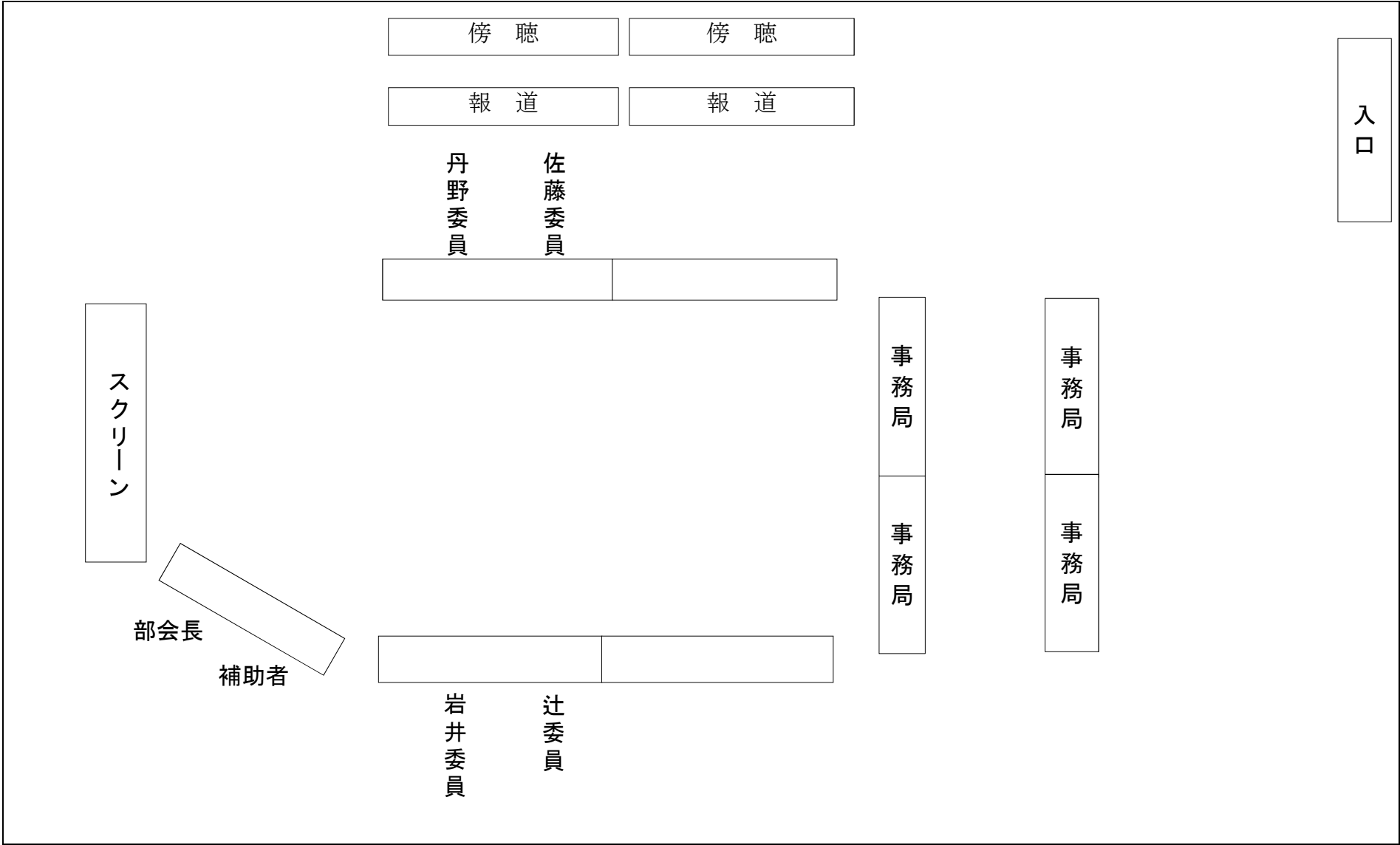
【事務局】

所属	職	氏 名
環境生活部 環境生活企画室	企画課長	吉田 知教
	特命参事兼グリーン社会推進課長	千田 志保
	主任主査	鎌田 憲光
	主任主査	吉田 幸司
	主任	吉田 拓司
環境保全課	環境調整担当課長	阿部 なるみ
資源循環推進課	資源循環担当課長	本正 義則
自然保護課	自然公園担当課長	田頭 征剛
	主幹兼特命課長	岩渕 美保

第2回岩手県環境審議会中間見直し特別部会 座席表

日時 令和7年7月28日(月) 10時30分～

場所 盛岡地区合同庁舎8階 講堂A



第 1 回環境基本計画見直し特別部会等における委員意見及び対応(案)一覧表

項 目	意見等	区 分	対応内容(案)	資料 3 (新旧対照表) 該当ページ
はじめに				
第 1 章 総論				
1 現状と課題				
	【渋谷委員】 策定後 5 年間で新たに生じた現状と課題を抽出し、記載を更新する必要があると考える。	反映	策定後 5 年間で新たに生じた現状と課題を抽出し、記載を更新します。	1p～17p
	【丹野委員】 (気候変動関係) I P C C 報告書が第 6 次 to 更新されているので、本計画も第 6 次報告書に即した更新が必要であるとする。	反映	I P C C 第 6 次報告書の内容を追記します。	9p
	【丹野委員】 (環境リスク関係) 論点となっている P F A S については、記載を追加する場合、健康影響が確定的でない部分もあるので、書きぶりには注意が必要だと考える。	反映	いただいた御意見を踏まえて記載を追加しました。	15p
2 今後の環境施策の展開の基本的な方向				
	【渋谷委員】 SDGs に対する取組の強化に関する記載を追加する必要がある。	趣旨 反映	計画策定後に新たに生じた課題等を踏まえた今般の見直しは、SDGs に対する取組強化にもつながるものと考えています。	－

項 目	意見等	区 分	対応内容(案)	資料3 (新旧対照表) 該当ページ
	【丹野委員】 （気候変動関係）I P C C 報告書が第6次に更新されているので、本計画も第6次報告書に即した更新が必要であるとする。【再掲】	反映	I P C C 6次報告書の内容を追記します。	20p
3 本県の環境施策が目指す将来像と施策体系				
	(1) 目指す姿			
	【渋谷委員】 目指す姿に「ウェルビーイング」の概念の追加を検討する必要があると考える。	趣旨 反映	「いわて県民計画（2019～2028）」の基本目標で掲げる「幸福」の考え方は、国が定めた「第六次環境基本計画」が最上位の目的として掲げる「ウェルビーイング／高い生活の質」と目指す方向を同じくするものであるものとして整理しています。	22p・23p
	(2) 施策体系			
第2章 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策				
1 地域資源の活用による環境と経済の好循環	全般的事項			
	(1) 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済シス			

項 目	意見等	区 分	対応内容(案)	資料3 (新旧対照表) 該当ページ
	テムの構築			
	(2) 地域資源を活用した自然共生型産業 の振興			
	(3) 都市と農山漁村の連携・交流と広域的なネットワークづ くり			
	(4) 豊かな環境づくりに資する科学技術の振興			
2 自然と共生した 持続可能な県土づ くり	全般的事項			
	(1) 快適で魅力あふれるまちづくりの推進			
	【辻委員】 （水と緑のうるおいのある空間の確保）高度経済成長期の河川改修から近年の災害復旧に至り、河川環境自体は改変されており、生物多様性の側面では相当打撃を受けています。ウェルビーイングの中には、生態系サービスの根本である生物多様性が非市場的価値として含まれていると考えていますが、政策として身近な環境の生物多様性についてはあまり顧みられていないと感じる。 （水と緑のうるおいのある空間の確保）上記が河川行政においてどのように反映されているのか見えない（災害復旧の現場を見ると疑問が残る）。災害復旧は復旧が目的なのかかもしれませんが、環境基本計画でも「多自然川づくり」について触れられていますので、個々の災害復旧において	検討中	いただいた御意見を踏まえて、計画の中に、横断的施策における優良事例を掲載することを検討しています。	-

項 目	意見等	区 分	対応内容(案)	資料3 (新旧対照表) 該当ページ
	はどのように取り組んでいたのかなど、振り返りの情報が欲しい。			
	(2) 自然と調和した歴史的・文化的環境の保全と活用			
	(3) 気候変動リスクを踏まえた防災・減災			
	【丹野委員】 ・ IPCC第6次報告書の「健康影響」で触れられているように、「環境」と「健康」の両面から環境基本計画の見直しが必要だと考える。	現行 どおり	・ 「気候変動の影響への適応の推進」に関する施策の方向については、横断型施策の2「自然と共生した持続可能な県土づくり」の(3)「気候変動リスクを踏まえた防災・減災」の項目に記載しています。	38p～39p
3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現	全般的事項			
	(1) 環境にやさしく健康で質の高い生活の推進			
	【丹野委員】 ・ IPCC第6次報告書の「健康影響」で触れられているように、「環境」と「健康」の両面から環境基本計画の見直しが必要だと考える。 【再掲】	現行 どおり	・ 「気候変動の影響への適応の推進」に関する施策の方向については、横断型施策の2「自然と共生した持続可能な県土づくり」の(3)「気候変動リスクを踏まえた防災・減災」の項目に記載しています。	38p～39p

項 目	意見等	区 分	対応内容(案)	資料3 (新旧対照表) 該当ページ
	(2) 森・里・川・海とつながるライフスタイルの充実			
第3章 環境分野別施策	全般的事項			
1 気候変動対策	全般的事項			
	【岩井委員】 - 業種別のCO₂排出量を把握して削減方法を決め目標値を出して見るのはどうか。 - 建設分野では、建設現場におけるCO₂削減に対する評価（建設業では、ライフサイクルアセスメント、およびライフサイクルカーボンという考え方が出てきている）や、農業分野は、田んぼの中干によるメタンガス発生抑制によるカーボンクレジット等の利用や農林水産省の補助によってCO₂が削減できる制度等があることから、業種別の目標値が必要ではないか。	参考	環境基本計画見直し特別部会での意見については、温暖化対策実行計画見直し部会でも紹介し、御意見をいただくこととしております。	-
	(1) 省エネルギー対策の推進			
	【岩井委員】 省エネ高効率機器の導入推進とあるが何が高効率なのか（環境省の補助金基準現行機器に比べCO₂削減率30%以上の高効率空調機とある厳しい基準）は岩手県の補助金にも盛り込まれているが、岩手の風土・環境にあった高効率な機器と岩手県独自の補助体制が必要ではないか。	参考	今後の施策の検討に当たって、委員の御意見も参考とさせていただきます。	-
	(2) 再生可能エネルギーの導入促進			

項 目	意見等	区 分	対応内容(案)	資料3 (新旧対照表) 該当ページ
	【岩井委員】 再生可能エネルギーによる電力自給率とあるが岩手県内での再生可能エネルギー利用状況を把握するべきではないか。	検討中	温暖化対策実行計画見直し部会の論点として議論させていただいています。	－
	(3) 適切な森林整備等による吸収源対策の推進			
	【佐藤委員】 施策の柱の3つ目、適切な森林整備等による森林吸収源対策の推進ということで進めており、削減割合57%に対して16%の進捗となっていますが、森林の保育に関して、岩手県ではどのくらい施業していくかの目標値があれば、見直しに入れてほしい。	検討中	- 県内の民有林は利用期を迎えており、森林の持つ二酸化炭素吸収源としての機能を持続的に発揮させるために、主伐後の再造林が重要であることから、森林整備の総合的な指標として、再造林面積を目標値としております。 - 環境基本計画見直し特別部会での意見については、温暖化対策実行計画見直し部会でも紹介し、御意見をいただくこととしております。	－
	(4) 地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応			
	【丹野委員】 I P C C 第6次報告書の「健康影響」で触れられているように、「環境」と「健康」の両面から環境基本計画の見直しが必要だと考える。【再掲】	現行 どおり	「気候変動の影響への適応の推進」に関する施策の方向については、横断型施策の2「自然と共生した持続可能な県土づくり」の(3)「気候変動リスクを踏まえた防災・減災」の項目に記	38p～39p

項 目	意見等	区 分	対応内容(案)	資料3 (新旧対照表) 該当ページ
			載しています。	
2 循環型地域社会の 形成	全般的事項			
	(1) 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用 (3R)+Renewableの推進			
	【小野寺委員】 粗大ごみ等でまだ利用できる製品の再利用の強化を検討してほしい。	検討中	- 環境省において「市町村による使用済み製品等のリユース取組促進のための手引き」(平成27年7月作成、令和7年4月改訂)を策定し、粗大ごみ等のリユースの取組を促進しています。 - 県としても、粗大ごみ等の不用品のリユースが促進されるような情報発信や普及啓発を行っていきます。 - 次期循環型社会形成推進計画の検討状況を踏まえ、記載を検討します。	-
	【小野寺委員】 産業廃棄物の再生利用率目標は、サーマルも含まれている。マテリアル、ケミカルのリサイクル率を把握できるよう、指標を検討してほしい。セメント業者が県内にあることによりサーマルリサイクルは進んだが、それ以上(マテリアル・ケミカル)のリサイクルを追求していくべきだと	検討中	御指摘の内容(マテリアルリサイクル率)について、当方が把握している統計情報や、毎年度産業廃棄物処理事業者から提出される実績報告及びマニフェストによる記載内容からも把握することが困難であり、今回の計画	-

項 目	意見等	区 分	対応内容(案)	資料3 (新旧対照表) 該当ページ
	考える。		改訂において新たに指標として設定することは困難であると考えます。 ・ 一方で、リサイクルの一層の推進を図るため、こうした数値を把握できることは有用と考えますので、当該数値の適切な把握手法等について今後検討してまいります。	
	【小野寺委員】 ・ 食品ロス、特に一般廃棄物の厨芥ゴミは減る気配がない。食事を提供する側での工夫は難しいと思うので、発注する側、利用する側へ制限をかけてほしい（〇割残したら料金加算等）。	検討中	・ 県では、令和3年12月に「岩手県食品ロス削減推進計画」（計画期間：令和3～12年度）を策定して、食品ロス削減に取り組んでおり、食べ残し削減に取り組む事業者を「もったいない・いわて☆食べきり協力店」として登録し、小盛メニュー導入などの取組を促進しています。 ・ 当該計画は今年度、中間見直しを予定しているので、引き続き、食品ロスの削減の取組を推進していきます。	ー

項 目	意見等	区 分	対応内容(案)	資料3 (新旧対照表) 該当ページ
	(2) 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築			
	(3) 廃棄物の適正処理の推進			
3 生物多様性の保全・自然との共生(生物多様性地域戦略)	全般的事項			
	【環境審議会：鈴木委員】 国家戦略で「ネイチャーポジティブ」等の新しい概念が付け加えられているが、現行計画の第3章「生物多様性の保全・自然との共生」という部分が県の地域戦略として十分な内容になっているかということを、丁寧に、御検討いただきたい。	反映	令和5(2023)年に改訂された生物多様性国家戦略(2023-2030)等を踏まえ、現行計画第3章「生物多様性地域戦略」においてネイチャーポジティブの実現に向け、企業等が主体となる生物多様性の増進活動への支援をはじめとした見直しを行うこととしています。	57p
	(1) 生物多様性の保全			
	【渋谷委員】 自然共生サイトの計画認定に向けた取組の強化や目標設定などが必要だと考える。	一部 反映	自然共生サイトの認定に向けた支援体制構築等に取り組む旨追記しました。	59p
	(2) 自然とのふれあいの促進			
	(3) 森林、農地、海岸の環境保全機能の向上			
4 環境リスクの管理	全般的事項			
	(1) 大気環境の保全			
	【岩井委員】	現行	アスベスト対策については、【施策	65p

項 目	意見等	区 分	対応内容(案)	資料3 (新旧対照表) 該当ページ
	・ P F A S の議論だけでなく、アスベストの対策がどこに盛り込まれているか（なければ計画に盛り込んでほしい。）	どおり	の方向】に既に記載しています。	
	(2)水環境の保全			
	(3)土壌環境及び地盤環境の保全			
	(4)騒音・振動・悪臭対策の推進			
	(5)化学物質の環境リスク対策			
	【丹野委員】 ・ （環境リスク関係）論点となっている P F A S については、記載を追加する場合、健康影響が確定的でない部分もあるので、書きぶりには注意が必要だと考える。【再掲】	反映	・ いただいた御意見を踏まえて記載を更新しました。	67p
	(6)監視・測定の強化・充実			
	(7)放射性物質による影響把握			
	(8)環境影響評価制度の運用			
	(9)北上川清流化対策の推進			
5 持続可能な社会づくりの担い手育成と協働活動の推進(環境教育等行動計画)	全般的事項			
	(1) 持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進			

項 目	意見等	区 分	対応内容(案)	資料3 (新旧対照表) 該当ページ
	【岩井委員】 環境教育等の推進の環境教育として現在の小、中、高、大学生から30代くらいまでは、学校教育の中で、SDGs等環境教育がなされているが、30代後半以上から上の県民を対象とした環境教育がなされていないと感じる。幅広い年齢の県民を対象とした環境学習方策を検討してみてはどうか。	参考	県では、環境分野における新たな人材の発掘や、さらなる人材育成を目的とし、地域循環共生圏の重要性の観点も取り入れた「いわて環境塾」を平成30年度から開催しています。	－
	【小野寺委員】 岩手の学生向けの環境教育に地域循環共生（圏）の重要性を追加してほしい。	参考	県では、環境分野における新たな人材の発掘や、さらなる人材育成を目的とし、地域循環共生圏の重要性の観点も取り入れた「いわて環境塾」を平成30年度から開催しています。【再掲】	－
	(2) 環境に配慮した行動・協働の推進			
第4章 計画の推進・進行管理				
その他関連事項				
県における「ウェルビーイングの実践事例」について	【伊藤委員】 - 県民への説明のためのウェルビーイングの具体例（岩手県の場合）を示してほしい。 【小野寺委員】 - 岩手県内における「環境×経済」、「環境×農林水産業」など他の分野と連携とは、例えばどのような対策を検討しているか伺いたい。	検討中	いただいた御意見を踏まえて、計画の中に、横断的施策における優良事例を掲載することを検討しています。	－

項 目	意見等	区 分	対応内容(案)	資料3 (新旧対照表) 該当ページ
P F A S の調査実施主体について	【丹野委員】 環境水及び水道水（原水、浄水等）における P F A S の調査実施主体はどこか。	その他	（一部河川・ダム等を除く）環境水の調査主体は岩手県、水道水の調査主体は各水道事業者です。	－
大規模災害への対応に関する記載について	【渋谷委員】 大規模災害について、能登半島や大船渡山火事を踏まえ、分散しているものをまとめて記載してもよいのではないか	参考	現状・課題や施策の構成等に大きく影響するので、次回改定の際の参考とさせていただきます。	－
	【渋谷委員】 国の環境基本計画の赤線で囲われている下に、東日本大震災が入っていないが、これは県の環境基本計画に入っていないのではないか。（入っていないのであれば入れなければならないと考える。）	現行 どおり	国の環境基本計画における 6 本目の柱「東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発生時の対応」は、帰還困難区域対応等、福島再生が大部分を占めています。本県にも関連する放射線モニタリング、アスベスト対策、災害廃棄物処理に係る取組は、既存の 5 本の柱（環境リスク、循環型地域社会）の中に記載しています。	－

はじめに

第六次環境基本計画「ウェルビーイング/高い生活の質」と方向を同じくするものであることを明記

- 1 策定根拠:「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」第11条
- 2 位置付け:「いわて県民計画(2019〜2028)」の推進に向けた環境分野の基本的方向を定める計画、「生物多様性基本法」に基づく生物多様性地域戦略、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく環境教育等行動計画
- 3 計画の期間:令和3(2021)年度〜令和12(2030)年度

第1章 総論 | 現状と課題

策定以降の社会情勢等の変化・新たな課題を追加

(1) 環境・経済・社会の複合的課題

- ・ 気候変動を一因とする台風や豪雨などの自然災害の激甚化・頻発化
- ・ 世界人口の増加や新興国の経済成長による将来的な資源・エネルギー不足がもたらす経済リスク
- ・ ビッグデータの活用や、リモートワーク、生成AIの普及など、DX化による経済社会システムの大変革

(2) 気候変動

- ・ パリ協定の 2℃目標の実現に向け、世界では、地球温暖化を1.5℃に抑えるため、2050年までの脱炭素化を目指す動きが加速。
- ・ 県の令和3(2021)年度の温室効果ガス排出量は、基準年(平成25(2013)年)比で27.7%削減

(3) 資源循環

- ・ 世界的な資源需要の拡大で廃棄物問題の深刻化や中長期的な資源制約の高まりが懸念
- ・ 本県では廃棄物の排出量が県民一人当たりでは横ばいで推移しており、更なる取組が必要
- ・ 海洋プラの増加も懸念され、大量生産・大量消費型から循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行が必要

(4) 生物多様性と自然環境

- ・ 野生鳥獣の生息域の拡大による被害増加(クマ類:指定管理鳥獣追加、市街地出没時の対応強化)
- ・ 生物多様性の損失を止め、反転させる自然再興(ネイチャーポジティブ)の実現には、民間等主体の取組が不可欠

(5) 環境リスク

- ・ 本県は大気・水環境の環境基準を概ね達成しているが、微小粒子状物質や、湖沼や海域の富栄養化、県民の社会的関心が高い化学物質等への対応は、県内の生活環境を保全する上で重要な課題

(6) 環境教育

- ・ 環境課題は人間の社会経済活動と密接に関わることから、個人の変容にとどまらず、組織や社会全体の変革が必要

2 今後の環境施策の展開の基本的な方向

(1) 環境・経済・社会の一体的な向上

環境・経済・社会の複合的課題を解決するため、従来の分野別の環境施策に加え、環境分野を超えた他の分野と連携した分野横断的な施策体系を設定

(2) 環境を通じた「持続可能な開発目標」(SDGs)の達成

SDGsは環境との関わりが深く、一見、環境と関わりが薄いゴールにも環境が大きく関係。SDGsの考え方を活用し、環境施策を通じて、県民の幸福を次世代に引き継ぎ、持続可能な社会を岩手から実現

(3) 「温室効果ガス排出量の2050年度実質ゼロ」を目指した取組の推進

気候変動対策は持続可能な開発の達成を左右する重要な要素。将来の気候変動リスクを回避・軽減するため、温室効果ガス排出量の2050年度実質ゼロを目指し、世界の脱炭素化に地域から貢献するとともに、持続可能な社会の実現に寄与

3 本県の環境施策が目指す将来像と施策体系

「ウェルビーイング/高い生活の質」と方向を同じくするものであることを追記

(1) 目指す将来像

多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続可能ないいわて

(2) 施策体系

- 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策
「環境×経済」、「環境×農林水産業」など他の分野と連携した3つの施策分野を設定
- 環境分野別施策
環境の保全及び創造を実現する基本的施策として5つの施策分野を設定

第2章 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策

1 地域資源の活用による環境と経済の好循環

《総合的指標》(2030年度までの施策の達成状況を示す指標)

- ・ 「炭素生産性(温室効果ガス1トン当たりの県内総生産)」の向上
(現状 327千円/トン)

《施策の柱》

- (1) 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- (2) 地域資源を活用した自然共生型産業の振興
- (3) 都市と農山漁村の連携・交流と広域的なネットワークづくり
- (4) 豊かな環境づくりに資する科学技術の振興

2 自然と共生した持続可能な県土づくり

《総合的指標》(2030年度までの施策の達成状況を示す指標)

- ・ 「快適に暮らせる生活環境に関する満足度」の上昇 (現状 23.5%)
- ・ 「災害に強く安心して暮らせる県土に関する満足度」の上昇
(現状 24.4%)

《施策の柱》

- (1) 快適で魅力あふれるまちづくりの推進
- (2) 自然と調和した歴史的・文化的環境の保全と活用
- (3) 気候変動リスクを踏まえた防災・減災

3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現

《総合的指標》(2030年度までの施策の達成状況を示す指標)

- ・ 「自然に恵まれていると感じている人の割合」の上昇 (現状 78.9%)
- ・ 「住まいに快適さを感じている人の割合」の上昇 (現状 47.6%)

《施策の柱》

- (1) 環境にやさしく健康で質の高い生活の推進
- (2) 森・里・川・海とつながるライフスタイルの充実

第3章 環境分野別施策

1 気候変動対策 **森林整備以外の吸収源対策の推進 等を追記**

《総合的指標》(2030年度までに達成すべき目標)

- ・ 温室効果ガス排出削減割合 57% (現状 16.6%)
- ・ 再生可能エネルギーによる電力自給率 66% (現状 34.4%)

《施策の柱》

- (1) 省エネルギー対策の推進
- (2) 再生可能エネルギーの導入促進
- (3) 適切な森林整備等による吸収源対策の推進
- (4) 地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応

2 循環型地域社会の形成

3R+Renewableの取組の推進 等を追記

《総合的指標》(2030年度までに達成すべき目標)

- ・ 一般廃棄物のリサイクル率 27% (現状 18.2%)
- ・ 産業廃棄物の再生利用率 61% (現状 60.6%)

《施策の柱》

- (1) 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用(3R)+Renewableの推進
- (2) 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築
- (3) 廃棄物の適正処理の推進

3 生物多様性の保全・自然との共生(生物多様性地域戦略)

《総合的指標》(2030年度までに達成すべき目標)

- ・ イタワシつがい数 29ペア (現状 27ペア)
- ・ 自然公園ビジターセンター等利用者数 470千人 (現状 420千人)

《施策の柱》

- (1) 生物多様性の保全
- (2) 自然とのふれあいの促進
- (3) 森林、農地、海岸の環境保全機能の向上

4 環境リスクの管理

PFASの実態調査、科学的知見や規制動向を踏まえた適切な情報提供 等を追記

《総合的指標》(2030年度までに達成すべき目標)

- ・ 河川・湖沼・海域の環境基準達成率 99.1% (現状 98.2%)
- ・ 大気中のPM2.5等環境基準達成率 100% (現状 100%)

《施策の柱》

- (1) 大気環境の保全
- (2) 水環境の保全
- (3) 土壌環境及び地盤環境の保全
- (4) 騒音・振動・悪臭対策の推進
- (5) 化学物質の環境リスク対策
- (6) 監視・測定の強化・充実
- (7) 放射性物質による影響把握
- (8) 環境影響評価制度の運用
- (9) 北上川清流化対策の推進

5 持続可能な社会づくりの担い手育成と協働活動の推進

企業等と連携した環境学習の推進 等を追記

《総合的指標》(2030年度までに達成すべき目標)

- ・ 環境学習交流センター利用者数 50,000人 (現状 49,789人)
- ・ 水生生物調査参加率 7%(参加者数3,100人) (現状 6.9%)

《施策の柱》

- (1) 持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進
- (2) 環境に配慮した行動・協働の推進

第4章 計画の推進・進行管理

点検の結果、指標の見直しは行わない

- 1 計画の推進:他の計画との連携、各主体に求められる役割と行動
- 2 進捗状況の点検:総合的指標・施策推進指標の設定・活用、個別施策の点検、総合的な進捗状況の点検
- 3 点検結果の活用:環境審議会への報告、年次報告書等による情報提供
- 4 社会経済情勢の変化等を踏まえた目標及び施策の弾力的な対応

各分野の施策の柱と主な施策の方向における見直し〔素案〕概要

	分野	施策の柱	主な施策の方向
横断的施策	1 地域資源の活用による環境と経済の好循環	① 持続可能な生産と消費を可能にするグリーンな経済システムの構築	➤ 環境マネジメントの導入、環境関連技術の産業化、グリーン製品等の購入、省エネ・再エネ設備の低利融資、バイオマス資源の利用促進、省資源型ものづくりや環境配慮設計 など
		② 地域資源を活用した自然共生型産業の振興	➤ 環境と調和した農林水産業の推進、優れた自然を活用した体験型観光の促進、グリーンツーリズム等による交流人口の拡大、農山漁村ビジネスの取組の促進 など
		③ 都市と農山漁村の連携・交流と広域的なネットワークづくり	➤ 都市と農山漁村や河川の上流・下流域の連携と交流、三陸ジオパークを担う人材育成、地域の環境保全等に配慮した省エネ・再エネプロジェクトの事業化支援 など
		④ 豊かな環境づくりに資する科学技術の振興	➤ メタネーションの普及による地域の脱炭素化モデルの調査研究、スマート農林水産業やドローン物流の実用化の推進、「グリーンILC」の実現に向けた共同研究の推進 など
	2 自然と共生した持続可能な県土づくり	① 快適で魅力あるまちづくりの推進	➤ 水源のかん養等による健全な水循環の確保、農業水利施設・工業用水・水道・下水道等水インフラの維持、適正な土地利用によるコンパクトな都市形成の促進 など
		② 自然と調和した歴史的・文化的環境の保全と活用	➤ 市町村の文化財保存活用地域計画の策定に向けた情報提供、世界遺産の保存管理と活用、歴史的なまち並みの保全、伝統工芸等の環境と共生する生活文化の継承 など
		③ 気候変動リスクを踏まえた防災・減災	➤ 防災・減災対策を包括的に講ずる「流域治水」の推進、災害に備えた土地利用、生態系に配慮した防災・減災、災害時に対応できる動く蓄電池としての電動車の導入促進 など
環境分野別施策	3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現	① 環境にやさしく健康で質の高い生活の推進	➤ エシカル消費など持続可能なライフスタイルの推進、岩手型住宅の普及、徒歩・自転車移動の促進や温泉の利活用による健康寿命の延伸、テレワークなど働き方改革の推進 など
		② 森・里・川・海とつながるライフスタイルの充実	➤ 自然体験活動等の推進、豊かな自然環境や環境負荷の少ない生活環境を生かした地方移住等の促進、新たな木材需要の創出や木材利用の意義等に関する理解醸成 など
	1 気候変動対策	① 省エネルギー対策の推進	➤ 省エネ住宅の普及、家庭用省エネ設備の導入促進、次世代自動車の普及、事業活動の 脱炭素化 や物流の効率化、通勤・来客に係る交通転換の低炭素化の促進 など
		② 再生可能エネルギーの導入促進	➤ 自立・分散型エネルギー供給体制の構築、地域に配慮した再エネ導入を図る市町村の実行計画策定支援、洋上風力発電の実現に向けた取組の推進、水素の利活用推進 など
		③ 適切な森林整備等による吸収源対策の推進	➤ 間伐等の適切な実施による森林の多面的機能の発揮、伐採跡地への再造林や針広混交林など多様な森林整備の促進、 森林整備以外の吸収源対策の推進 など
		④ 地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応	➤ 気候変動適応情報の収集・提供等を行う地域気候変動適応センターの設置、国の専門機関等と連携した気候変動影響に関する情報の収集・提供等の実施 など
	2 循環型地域社会の形成	① 廃棄物の3R+ Renewable の推進	➤ 3R+Renewable の推進、適正なりサイクル推進に向けた県民への情報提供、産業廃棄物の2R推進や処理の最適化、新たな環境ビジネスの創出支援、海岸漂着物対策推進 など
		② 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築	➤ 地域の実情に応じた廃棄物処理体制の構築支援、災害廃棄物の迅速・円滑な処理体制の確保、公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備 など
		③ 廃棄物の適正処理の推進	➤ 排出事業者等に対する監視・指導の徹底、優良認定制度の活用等による環境産業の健全化、PCB廃棄物の期限内の適正処理の推進、家畜排せつ物の監視・指導 など
	3 生物多様性の保全・自然との共生	① 生物多様性の保全	➤ 企業等による生物多様性の取組の支援 、自然公園等の適切な区域等の見直し、荒廃農地の発生防止・再生利用の推進、野生動物の個体数管理・被害防除・ 市街地出沒 対策の総合的推進、外来生物による被害の防止 など
		② 自然とのふれあいの促進	➤ 自然公園施設の計画的な整備と適切な保護管理や情報発信の充実、都市公園や森林公園の整備の推進、エコツーリズムの推進、温泉資源の保護と安全安心な利用の推進 など
		③ 森林、農地、海岸の環境保全機能の向上	➤ 環境負荷を低減する生産技術の導入や環境保全型農業の推進、保安林の計画的な配備と適切な管理、藻場・干潟の保全活動の支援、住民と連携した漂流ごみ等の処理 など
	4 環境リスクの管理	① 大気環境の保全	➤ 大気測定局における常時監視や有害大気汚染物質・光化学オキシダント・微小粒子状物質の常時監視、フロン類の排出抑制及び適正処理の推進 など
		② 水環境の保全	➤ 公共用水域や地下水の水質監視、環境基準の類型見直しや未指定水域の類型指定による水質の維持、汚水処理施設の計画的な整備、浄化槽による水質の保全の確保 など
		③ 土壌環境及び地盤環境の保全	➤ 有害物質使用特定施設等への指導の徹底による土壌・地下水汚染の未然防止、水質監視等による早期発見、土壌汚染区域の区域指定による必要な措置の実施 など
		④ 騒音・振動・悪臭対策の推進	➤ 規制区域内の騒音等の低減に向けた市町村への技術的支援、自動車・高速道路・新幹線などの騒音低減に向けた取組、いわて花巻空港における騒音対策の実施 など
		⑤ 化学物質の環境リスク対策の推進	➤ 環境汚染物質排出・移動登録制度の適切な運用、化学物質の環境リスクに関する 適切な情報提供 、未規制物質や有害物質 等 による環境汚染状況の実態調査や研究の推進 など
		⑥ 監視・測定体制の充実と公害苦情等への対応	➤ 大気常時監視測定局の適正配置や機器の計画的な更新、分析機関における検査・分析機器の整備、県民や事業者への情報提供、監視・測定にあたる人材の育成 など
		⑦ 放射性物質による影響の把握等	➤ 空間線量率のモニタリング、土壌や海水等環境中に含まれる放射性物質濃度の測定、除去土壌の処分、放射性物質汚染廃棄物等の処理に係る市町村への技術的支援 など
		⑧ 環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用	➤ 大規模開発事業の環境保全配慮を促す環境影響評価制度の適切な運用、環境影響評価に係る環境情報や技術情報の県民等への提供、県土の適正な土地利用の促進 など
		⑨ 北上川清流化対策の推進	➤ 中和処理の確実な実施、中和処理の恒久的な継続に向けた各種工事の実施、清流化対策の歴史の県民への周知、旧松尾鉾山跡地へのNPO等による植樹活動の支援 など
	5 持続可能な社会づくりの担い手育成と協働活動の推進	① 持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進	➤ 学校における環境学習の実施や環境学習のための副読本等の作成、 多様な主体による 発達段階に応じた体験的な環境学習の支援、環境問題の解決に取り組む人材の育成 など
		② 環境に配慮した行動・協働の推進	➤ 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進、環境コミュニケーション等による環境に配慮した事業活動の促進、県の率先実行、県民参加による環境保全活動の推進 など

現行計画文	修正案	備 考
本県では、県の施策推進の方向性を示す最上位の計画として、平成31（2019）年3月に「いわて県民計画（2019～2028）」を策定し、「東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」を基本目標に掲げ、あらゆる主体が本県の将来像などを共有し、自ら取組を進めていくためのビジョンを示した。 （新規） 本計画は、こうした国内外の情勢に的確に対応しながら、本県の多様で優れた環境を持続可能なものとして次世代に引き継いでいくため、長期的な視点に立って、本県が環境分野で目指す将来像を具体的に示すとともに、そこに至る道筋として、2030年度までに取り組むべき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定めるものである。 2 計画の位置づけ及び役割 環境基本計画は、「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」第11条に定める本県の環境の保全及び創造に関する基本的な計画である。同条例の前文では、「私たちの住む地球では、悠久の時を経て、多様性に富んだ生態系を持つ環境がつくりあげられてきた。人間は、その環境の恵みを受けつつ、知恵を蓄え、技術を身に付け、文化を築いてきた。（中略）私たちは、正に人間が環境の中で生かされているものであり、その環境が人間のみならず、すべての生命の母体であることを深く認識し、環境の保全と創造に向かって、地域からの一歩を力強く踏み出さなければならない。」と記されている。環境は、人間の知恵、技術、文化の基盤である。このことを国の環境基本計画にならない木に例えるならば、「知恵」や「技術」、「文化」が「花」であり、「環境」は「幹」もしくは「根」である。幹や根がなければ花は咲かず、花が咲いてこそ次の世代につながる実がなるものであり、両者は一体のものである。やがて咲く美しい花のあり様を考えながら、「幹」や「根」を丹念に育てることこそ環境施策の文字通り根幹をなすものであり、本計画は、そのための総合的かつ長期的な目標と施策の方向を示す役割を果たす。 また、本計画は、「いわて県民計画（2019～2028）」の推進に関する環境分野の基本的な方向を定める計画としても位置づけられる。「いわて県民計画（2019～2028）」は、県民や本県に関わる人々の幸福を守り育てるため、10の政策分野を設定するとともに、それぞれに幸福関連指標を設定して取組を展開している。本計画は、持続可能な地域社会の構築に向けて、自然資本を活用しながら、「環境」、「経済」、「社会」の一体的向上を目指しており、環境と経済の好循環、自然と共生した持続可能な県土づくり、環境にやさし	<u>ビーイング／高い生活の質」という。）を位置付けた。</u> 本県では、県の施策推進の方向性を示す最上位の計画として、平成31（2019）年3月に「いわて県民計画（2019～2028）」を策定し、「東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」を基本目標に掲げ、あらゆる主体が本県の将来像などを共有し、自ら取組を進めていくためのビジョンを示した。 <u>なお、「いわて県民計画（2019～2028）」の基本目標で掲げる「幸福」の考え方は、国が定めた「第六次環境基本計画」が最上位の目的として掲げる「ウェルビーイング／高い生活の質」と目指す方向を同じくするものである。</u> 本計画は、こうした国内外の情勢に的確に対応しながら、本県の多様で優れた環境を持続可能なものとして次世代に引き継いでいくため、長期的な視点に立って、本県が環境分野で目指す将来像を具体的に示すとともに、そこに至る道筋として、2030年度までに取り組むべき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定めるものである。 2 計画の位置づけ及び役割 環境基本計画は、「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」第11条に定める本県の環境の保全及び創造に関する基本的な計画である。同条例の前文では、「私たちの住む地球では、悠久の時を経て、多様性に富んだ生態系を持つ環境がつくりあげられてきた。人間は、その環境の恵みを受けつつ、知恵を蓄え、技術を身に付け、文化を築いてきた。（中略）私たちは、正に人間が環境の中で生かされているものであり、その環境が人間のみならず、すべての生命の母体であることを深く認識し、環境の保全と創造に向かって、地域からの一歩を力強く踏み出さなければならない。」と記されている。環境は、人間の知恵、技術、文化の基盤である。このことを国の環境基本計画にならない木に例えるならば、「知恵」や「技術」、「文化」が「花」であり、「環境」は「幹」もしくは「根」である。幹や根がなければ花は咲かず、花が咲いてこそ次の世代につながる実がなるものであり、両者は一体のものである。やがて咲く美しい花のあり様を考えながら、「幹」や「根」を丹念に育てることこそ環境施策の文字通り根幹をなすものであり、本計画は、そのための総合的かつ長期的な目標と施策の方向を示す役割を果たす。 また、本計画は、「いわて県民計画（2019～2028）」の推進に関する環境分野の基本的な方向を定める計画としても位置づけられる。「いわて県民計画（2019～2028）」は、県民や本県に関わる人々の幸福を守り育てるため、10の政策分野を設定するとともに、それぞれに幸福関連指標を設定して取組を展開している。本計画は、持続可能な地域社会の構築に向けて、自然資本を活用しながら、「環境」、「経済」、「社会」の一体的向上を目指しており、環境と経済の好循環、自然と共生した持続可能な県土づくり、環境にやさし	・ 「第六次環境基本計画」が最上位の目的として掲げる「ウェルビーイング／高い生活の質」が岩手県環境基本計画の上位計画である「いわて県民計画（2019～2028）」の基本目標で掲げる「幸福」の考え方と目指す方向を同じくするものである旨記載

現行計画文	修正案	備 考
く健康で心豊かな暮らしを実現することにより、環境面から県民の幸福度の向上に寄与していく。 これらを踏まえ、県の他の計画のうち、環境の保全及び創造に関する事項を定めるものについては、本計画の基本的な方向性に沿って策定・推進する。このことにより、本計画と県の他の計画との間で相互の連携を図り、本県の環境の保全及び創造に向けた施策を総合的かつ計画的に推進する。 なお、本計画のうち、「生物多様性と自然との共生」に関する部分は「生物多様性基本法」に基づく生物多様性地域戦略として、「持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進」に関する部分は「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく環境教育等行動計画として、それぞれ位置づける。当該戦略及び計画の実現に向けた施策や事業の実施に当たっては、関係法令の改正や国の計画の見直し等にも的確に対応していく。 3 計画の期間 令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とする。 第1章 総論 1 現状と課題 （1） 環境・経済・社会の複合的課題 人口減少と地域課題 本県は、人口減少・少子高齢化の進行、グローバル化の進展、情報通信技術の進歩など社会経済情勢が大きく変化している中で、環境、経済、社会が相互に関わる複合的な課題に直面している。本県の人口は平成9（1997）年以降減少を続け、令和<u>元</u>（<u>2019</u>）年は123万人となり、ピーク時（昭和60（1985）年）の143万人と比べ<u>14</u>%減少している。人口の地域的な偏在や、大都市圏への若年層を中心とする人口の流出、生産年齢人口の減少、高齢化が進行している。こうした人口減少や高齢化は、地域経済の縮小、雇用・労働力の減少、地域コミュニティの機能低下、社会保障費の増加や人口の低密度化による行政コストの増大など、地域の社会システムに深刻な影響を及ぼすことが懸念される。 環境分野においても、例えば、農林業の担い手の減少は荒廃農地の発生や管理の行き届かない森林の増加につながり、狩猟者の高齢化の進行は鳥獣捕獲業務に支障を生じさせる。こうした地域では、自然に対する人間の働きかけが弱まり、里地里山等の自然環境が変化する。その結果、自然とふれあう機会の減少や防災機能の低下、野生鳥獣の生息域の拡大による農林業被害の発生など、自然と調和した人々の暮らしが失われる懸念がある。 エネルギーと防災 平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災津波は、沿岸の被	く健康で心豊かな暮らしを実現することにより、環境面から県民の幸福度の向上に寄与していく。 これらを踏まえ、県の他の計画のうち、環境の保全及び創造に関する事項を定めるものについては、本計画の基本的な方向性に沿って策定・推進する。このことにより、本計画と県の他の計画との間で相互の連携を図り、本県の環境の保全及び創造に向けた施策を総合的かつ計画的に推進する。 なお、本計画のうち、「生物多様性と自然との共生」に関する部分は「生物多様性基本法」に基づく生物多様性地域戦略として、「持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進」に関する部分は「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく環境教育等行動計画として、それぞれ位置づける。当該戦略及び計画の実現に向けた施策や事業の実施に当たっては、関係法令の改正や国の計画の見直し等にも的確に対応していく。 3 計画の期間 令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とする。 第1章 総論 1 現状と課題 （1） 環境・経済・社会の複合的課題 人口減少と地域課題 本県は、人口減少・少子高齢化の進行、グローバル化の進展、情報通信技術の進歩など社会経済情勢が大きく変化している中で、環境、経済、社会が相互に関わる複合的な課題に直面している。本県の人口は平成9（1997）年以降減少を続け、令和<u>6</u>（<u>2024</u>）年は<u>114</u>万人となり、ピーク時（昭和60（1985）年）の143万人と比べ<u>20</u>%減少している。人口の地域的な偏在や、大都市圏への若年層を中心とする人口の流出、生産年齢人口の減少、高齢化が進行している。こうした人口減少や高齢化は、地域経済の縮小、雇用・労働力の減少、地域コミュニティの機能低下、社会保障費の増加や人口の低密度化による行政コストの増大など、地域の社会システムに深刻な影響を及ぼすことが懸念される。 環境分野においても、例えば、農林業の担い手の減少は荒廃農地の発生や管理の行き届かない森林の増加につながり、狩猟者の高齢化の進行は鳥獣捕獲業務に支障を生じさせる。こうした地域では、自然に対する人間の働きかけが弱まり、里地里山等の自然環境が変化する。その結果、自然とふれあう機会の減少や防災機能の低下、野生鳥獣の生息域の拡大による農林業被害の発生など、自然と調和した人々の暮らしが失われる懸念がある。 エネルギーと防災 平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災津波は、沿岸の被	・ 時点更新（令和6年10月1日現在の数値、いわて統計白書等から引用）

現行計画文	修正案	備 考
災地を中心として、県内に大規模かつ長期間にわたる停電とガソリン等の燃料不足をもたらした。私たちは、その経験から、エネルギーの重要性や災害に備えたライフスタイル・ビジネススタイルの見直しの必要性を改めて認識した。今後は、地域の豊富な再生可能エネルギー資源を積極的に活用し、災害時においても地域が一定のエネルギーを賄えるよう、自立・分散型エネルギーシステムの構築を進めていくことが必要である。また、高度経済成長期前後に整備した社会資本の多くが老朽化しているほか、近年、気候変動が一因となって、台風や豪雨など自然災害が激甚化・頻発化しており、ハード整備とソフト対策を効果的に組み合わせた防災・減災対策を推進することにより、県土の一層の強靱化を図る必要がある。 先端技術を活用した環境課題の解決 一方、海外では、世界人口の増加や新興国の経済成長により、資源・エネルギーの需要が急増しており、これらの将来的な不足が懸念される。資源・エネルギーの輸入価格が高騰すれば、化石燃料のほとんどを海外からの輸入に頼る我が国の経済は、大きな影響を受ける可能性がある。1970年代の石油危機以降、官民の努力により大幅に改善した我が国のエネルギー効率は既に世界的にも最高水準にあると言われており、個々の設備・機器のエネルギー消費性能は相当程度向上している。こうした中で、将来的な資源不足に伴うリスクを回避し、本県経済を持続可能なものにしていくためには、<u>第4次産業革命と呼ばれる人工知能（AI）やモノのインターネット化（I o T）などの最先端技術を活用し、複数の機器を連携させた運用により全体のエネルギー効率を高める取組や</u>、高精度な需要予測を踏まえた生産量・生産時期の最適化などを通じて、<u>更なる省資源・省エネルギーを実現し、資源生産性や炭素生産性を飛躍的に高め、企業の競争力を向上させていく必要がある。</u> 新型コロナウイルス感染症の影響 令和元（2019）年末に中国で発生した新型コロナウイルス感染症は、数か月のうちに世界的大流行（パンデミック）を引き起こし、世界のほぼ全ての地域の社会経済活動に甚大な影響を及ぼした。海外経済は急速に落ち込み、国内においても輸出や鉱工業生産の減少、外出の手控えや営業自粛	災地を中心として、県内に大規模かつ長期間にわたる停電とガソリン等の燃料不足をもたらした。私たちは、その経験から、エネルギーの重要性や災害に備えたライフスタイル・ビジネススタイルの見直しの必要性を改めて認識した。今後は、地域の豊富な再生可能エネルギー資源を積極的に活用し、災害時においても地域が一定のエネルギーを賄えるよう、自立・分散型エネルギーシステムの構築を進めていくことが必要である。また、高度経済成長期前後に整備した社会資本の多くが老朽化しているほか、近年、気候変動が一因となって、台風や豪雨など自然災害が激甚化・頻発化しており、ハード整備とソフト対策を効果的に組み合わせた防災・減災対策を推進することにより、県土の一層の強靱化を図る必要がある。 先端技術を活用した環境課題の解決 一方、海外では、世界人口の増加や新興国の経済成長により、資源・エネルギーの需要が急増しており、これらの将来的な不足が懸念される。資源・エネルギーの輸入価格が高騰すれば、化石燃料のほとんどを海外からの輸入に頼る我が国の経済は、大きな影響を受ける可能性がある。1970年代の石油危機以降、官民の努力により大幅に改善した我が国のエネルギー効率は既に世界的にも最高水準にあると言われており、個々の設備・機器のエネルギー消費性能は相当程度向上している。こうした中で、将来的な資源不足に伴うリスクを回避し、本県経済を持続可能なものにしていくためには、<u>デジタル化による</u>高精度な需要予測を踏まえた生産量・生産時期の最適化などを通じて、<u>更なる省資源・省エネルギー化や、再生可能エネルギーの活用によるエネルギーの地産地消</u>を実現し、資源生産性や炭素生産性を飛躍的に高め、企業の競争力を向上させていく必要がある。 <u>また、デジタル化については、コロナ禍も契機として、ビッグデータを活用したビジネスの興隆、電子商取引やリモートワークの普及など経済・社会的に急速な変化を起こしつつある。デジタル化は、電力消費量の増大をもたらすと考えられるものの、エネルギーや製造工程の管理の効率化、シェアリング・エコノミーの普及によるモノの稼働率の向上等の環境負荷の低減に資する可能性がある。さらに今後、生成AIの普及など、デジタル化は経済社会システムを大きく変革していくと考えられる。</u> 新型コロナウイルス感染症の影響 令和元（2019）年末に中国で発生した新型コロナウイルス感染症は、数か月のうちに世界的大流行（パンデミック）を引き起こし、世界のほぼ全ての地域の社会経済活動に甚大な影響を及ぼした。海外経済は急速に落ち込み、国内においても輸出や鉱工業生産の減少、外出の手控えや営業自粛	・ 時点更新 ・ 第六次環境基本計画から引用

現行計画文	修正案	備 考
等による個人消費の悪化が懸念される。感染予防対策としての「３つの密（密閉・密集・密接）」の回避の取組により、日常生活や職場環境が大きく変化している。環境面においても、感染性廃棄物への対応、プラスチックごみの増加、マスクの着用と熱中症予防の両立などの課題があり、感染予防を踏まえた廃棄物対策や気候変動適応策の推進が必要である。 また、中長期的には、テレワークの増加や移動機会の減少などの新しい生活様式の定着は、温室効果ガス排出量を減少させる可能性がある一方、感染症をめぐる社会・経済問題の深刻化に伴う環境問題への関心の低下が、近年の世界的な気候変動対策の進展を後戻りさせるおそれがある。 ポストコロナと環境施策 世界では、新型コロナウイルス感染症の拡大で落ち込んだ経済を立て直していくため、持続可能な経済復興（グリーンリカバリー）の重要性が指摘されている。国際エネルギー機関（IEA）は、世界各地で実施された都市封鎖などの影響により、令和２（2020）年の二酸化炭素排出量は前年より約８％減少するが、今後の経済回復に伴い、排出量の水準は急激に元に戻る可能性がある」と指摘しており、持続可能な経済復興に向けて、住宅・建築物の省エネ化や電気自動車の普及、再生可能エネルギーの導入拡大など、環境と経済・社会を両立させるエネルギー対策への積極的な投資が求められている。 また、新型コロナウイルス感染症の影響により、人々の生活や働き方に変化が現れており、内閣府の調査 によると、年代別では20歳代、地域別では東京23区の居住者の地方移住への関心が高まっている。テレワークの普及やICTの活用など新しい働き方が広がりつつある今、人口密度が低く豊かな自然環境に恵まれた本県において、県民一人ひとりが、環境負荷の少ない快適な生活環境を享受しつつ、仕事と生活を両立できる環境づくりを推進することにより、移住・定住の促進を図り、地方への新たな人の流れを創出・拡大していくことが重要である。 新型コロナウイルス感染症をめぐる問題は、まさに環境・経済・社会の諸課題が複合的に絡み合っている。ポストコロナの世界を見据えた経済・社会的課題への対応もまた、県民の健康や生活環境を守る環境施策を推進する上で重要な課題である。 （新規）	等による個人消費の悪化が懸念される。感染予防対策としての「３つの密（密閉・密集・密接）」の回避の取組により、日常生活や職場環境が大きく変化している。環境面においても、感染性廃棄物への対応、プラスチックごみの増加、マスクの着用と熱中症予防の両立などの課題があり、感染予防を踏まえた廃棄物対策や気候変動適応策の推進が必要である。 また、中長期的には、テレワークの増加や移動機会の減少などの新しい生活様式の定着は、温室効果ガス排出量を減少させる可能性がある一方、感染症をめぐる社会・経済問題の深刻化に伴う環境問題への関心の低下が、近年の世界的な気候変動対策の進展を後戻りさせるおそれがある。 ポストコロナと環境施策 世界では、新型コロナウイルス感染症の拡大で落ち込んだ経済を立て直していくため、持続可能な経済復興（グリーンリカバリー）の重要性が指摘されている。国際エネルギー機関（IEA）は、世界各地で実施された都市封鎖などの影響により、令和２（2020）年の二酸化炭素排出量は前年より約８％減少するが、今後の経済回復に伴い、排出量の水準は急激に元に戻る可能性がある」と指摘しており、持続可能な経済復興に向けて、住宅・建築物の省エネ化や電気自動車の普及、再生可能エネルギーの導入拡大など、環境と経済・社会を両立させるエネルギー対策への積極的な投資が求められている。 また、新型コロナウイルス感染症の影響により、人々の生活や働き方に変化が現れており、内閣府の調査 によると、年代別では20歳代、地域別では東京23区の居住者の地方移住への関心が高まっている。テレワークの普及やICTの活用など新しい働き方が広がりつつある今、人口密度が低く豊かな自然環境に恵まれた本県において、県民一人ひとりが、環境負荷の少ない快適な生活環境を享受しつつ、仕事と生活を両立できる環境づくりを推進することにより、移住・定住の促進を図り、地方への新たな人の流れを創出・拡大していくことが重要である。 新型コロナウイルス感染症をめぐる問題は、まさに環境・経済・社会の諸課題が複合的に絡み合っている。ポストコロナの世界を見据えた経済・社会的課題への対応もまた、県民の健康や生活環境を守る環境施策を推進する上で重要な課題である。 計画策定以降に生じた新たな動き・課題 <u>令和５（2023）年５月には、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが５類感染症となり、行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、自主的な取組を基本とする対応に転換された。</u> <u>県では、新型コロナウイルス感染症への対応で明らかとなった課題等を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指して、令和７（2025）年</u>	・ 新型コロナウイルス感染症の５類移行と県の関連計画の見直しについて追記。

現行計画文	修正案	備 考
(2) 気候変動 気候変動の影響の大きさ こうした持続可能な社会経済活動の基盤となる地球環境は、今、大きな危機に直面している。平成27（2015）年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、国際社会全体が、人間の社会経済活動に伴い引き起こされる諸問題を人類共通の喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んでいくことを決意した、人間、地球及び繁栄のための行動計画である。そこでは持続可能な開発目標（SDGs）として17のゴール及び169のターゲットが提示されているが、この中には、水・衛生、エネルギー、持続可能な都市、持続可能な生産と消費、気候変動、海洋資源、陸域生態系など、地球環境そのものの課題及び地球環境に密接に関わる課題に係るゴールが含まれている。 特に近年、地球温暖化をはじめとした気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生している。気候変動は、生活や産業、生物の多様性など様々な分野に深刻な影響を与え、その範囲は、身近な地域から地球規模までのあらゆる空間、現在世代から将来世代までのあらゆる時間に及ぶ。また、影響の不可逆性が大きく、対策を講じてからも効果が表れるまでに時間を要する。気候変動は、その影響の大きさや深刻さから見て、最も重要な環境問題であり、国内のみならず、世界全体で気候変動対策を進めることは喫緊の課題である。 IPCC第5次評価報告書 平成26（2014）年に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書は、気候システムの温暖化は疑う余地がないこと、二酸化炭素累積排出量と世界平均気温の変化量にほぼ比例の関係があることを明らかにした。気候変動対策に関する国際合意として、平成27（2015）年12月に採択されたパリ協定は、世界共通の長期目標として、世界全体の平均気温の上昇を産業革命前に比べ2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求することを定めた。1.5℃の地球温暖化の影響を明らかにするため、平成30（2018）年に公表された「1.5℃特別報告書」によれば、健康・生計・食料安全保障・水供給・人間の安全保障及び経済成長に対する気候変動のリスクは、1.5℃の地球温暖化において増加し、2℃においては更に増加すると予測されている。また、地球温暖化を1.5℃に抑えるためには、二酸化炭素排出量を2050年前後に正味ゼロにする必要があり、そのためには、エネルギー、土地、都市及びインフラ並びに産業シス	<u>3月に、岩手県新型コロナウイルス等対策行動計画の見直しを行った。</u> <u>また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、テレワークやオンライン学習等、非接触・非対面での生活様式を可能とするICTの利活用は一層進展した。</u> (2) 気候変動 気候変動の影響の大きさ こうした持続可能な社会経済活動の基盤となる地球環境は、今、大きな危機に直面している。平成27（2015）年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、国際社会全体が、人間の社会経済活動に伴い引き起こされる諸問題を人類共通の喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んでいくことを決意した、人間、地球及び繁栄のための行動計画である。そこでは持続可能な開発目標（SDGs）として17のゴール及び169のターゲットが提示されているが、この中には、水・衛生、エネルギー、持続可能な都市、持続可能な生産と消費、気候変動、海洋資源、陸域生態系など、地球環境そのものの課題及び地球環境に密接に関わる課題に係るゴールが含まれている。 特に近年、地球温暖化をはじめとした気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生している。気候変動は、生活や産業、生物の多様性など様々な分野に深刻な影響を与え、その範囲は、身近な地域から地球規模までのあらゆる空間、現在世代から将来世代までのあらゆる時間に及ぶ。また、影響の不可逆性が大きく、対策を講じてからも効果が表れるまでに時間を要する。気候変動は、その影響の大きさや深刻さから見て、最も重要な環境問題であり、国内のみならず、世界全体で気候変動対策を進めることは喫緊の課題である。 IPCC第5次評価報告書 平成26（2014）年に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書は、気候システムの温暖化は疑う余地がないこと、二酸化炭素累積排出量と世界平均気温の変化量にほぼ比例の関係があることを明らかにした。気候変動対策に関する国際合意として、平成27（2015）年12月に採択されたパリ協定は、世界共通の長期目標として、世界全体の平均気温の上昇を産業革命前に比べ2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求することを定めた。1.5℃の地球温暖化の影響を明らかにするため、平成30（2018）年に公表された「1.5℃特別報告書」によれば、健康・生計・食料安全保障・水供給・人間の安全保障及び経済成長に対する気候変動のリスクは、1.5℃の地球温暖化において増加し、2℃においては更に増加すると予測されている。また、地球温暖化を1.5℃に抑えるためには、二酸化炭素排出量を2050年前後に正味ゼロにする必要があり、そのためには、エネルギー、土地、都市及びインフラ並びに産業シス	第六次環境基本計画から引用

現行計画文	修正案	備 考
テムにおける急速かつ広範囲に及ぶ移行が必要とされている。 国の現状と課題 国は、平成28（2016）年に策定した地球温暖化対策計画において、パリ協定を踏まえた長期的目標として2050年までに温室効果ガス排出量を80％削減すること、中期目標として2030年度に26％削減することを定めている。また、令和元（2019）年に策定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」において、最終到達点として「脱炭素社会 」を掲げ、今世紀後半のできるだけ早期に実現していくことを目指すこととした。国内の直近6年間（平成26（2014）年度～令和元（2019）年度）の温室効果ガス排出量は連続して減少しており、東日本大震災津波後の節電や省エネの進展、再生可能エネルギーの普及や原発の再稼働などがその主な要因となっている。一方、温室効果の高いフロン類の排出量が増加しており、冷凍空調機器の廃棄時のフロン回収率の向上に向けた対策の強化が求められている。 本県の現状と課題 本県は、平成23（2011）年度から令和2（2020）年度を計画期間とする「岩手県地球温暖化対策実行計画」において、温室効果ガス排出抑制等の対策、再生可能エネルギーの導入促進、森林吸収源対策の3本の柱を掲げ、柱ごとの施策の推進方向に基づき取組を進めてきた。 このうち、再生可能エネルギーについては、全国トップクラスの高いポテンシャルを生かして、太陽光や風力を中心に順調に導入が進んでおり、令和元（2019）年度の再生可能エネルギー導入量は1,444MW、再生可能エネルギーの電力自給率は34.4％となっており、更に自給率が向上する可能性があるが、送配電網への接続に制約が生じている状況となっている。 また、森林吸収源対策については、豊富な森林資源を背景に、造林や間伐などの森林整備や、木質バイオマスの利用拡大が図られており、令和<u>元（2019）</u>年度の造林については、造林面積が987ha、そのうち再造林は<u>830</u>haと近年増加傾向にあるとともに、間伐については、間伐面積が<u>4,124</u>ha、間伐材の利用量が<u>80,450</u>m³となる中、間伐材利用率は<u>42.0</u>％と着実に上昇しており、今後も、二酸化炭素の吸収・固定など森林の多面的な機能を持続的に発揮させるため、引き続き、<u>間伐や再造林</u>等の森林整備を進める必要がある。 一方、温室効果ガス排出抑制等の対策については、県民、事業者、行政など各主体が連携した取組を推進しているが、東日本大震災津波からの復興需要や経済成長により、温室効果ガス排出量は高い水準で推移している。 気候変動をめぐる新たな潮流 世界の温室効果ガス排出量が記録的な水準に達し、気候変動が一因とされる異常気象や気象災害が世界各地で頻発しており、地球温暖化対策の重要性が一層高まっている。そうした気候変動に対する強い危機感を背景に、	テムにおける急速かつ広範囲に及ぶ移行が必要とされている。 国の現状と課題 国は、平成28（2016）年に策定した地球温暖化対策計画において、パリ協定を踏まえた長期的目標として2050年までに温室効果ガス排出量を80％削減すること、中期目標として2030年度に26％削減することを定めている。また、令和元（2019）年に策定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」において、最終到達点として「脱炭素社会 」を掲げ、今世紀後半のできるだけ早期に実現していくことを目指すこととした。国内の直近6年間（平成26（2014）年度～令和元（2019）年度）の温室効果ガス排出量は連続して減少しており、東日本大震災津波後の節電や省エネの進展、再生可能エネルギーの普及や原発の再稼働などがその主な要因となっている。一方、温室効果の高いフロン類の排出量が増加しており、冷凍空調機器の廃棄時のフロン回収率の向上に向けた対策の強化が求められている。 本県の現状と課題 本県は、平成23（2011）年度から令和2（2020）年度を計画期間とする「岩手県地球温暖化対策実行計画」において、温室効果ガス排出抑制等の対策、再生可能エネルギーの導入促進、森林吸収源対策の3本の柱を掲げ、柱ごとの施策の推進方向に基づき取組を進めてきた。 このうち、再生可能エネルギーについては、全国トップクラスの高いポテンシャルを生かして、太陽光や風力を中心に順調に導入が進んでおり、令和元（2019）年度の再生可能エネルギー導入量は1,444MW、再生可能エネルギーの電力自給率は34.4％となっており、更に自給率が向上する可能性があるが、送配電網への接続に制約が生じている状況となっている。 また、森林吸収源対策については、豊富な森林資源を背景に、造林や間伐などの森林整備や、木質バイオマスの利用拡大が図られており、令和<u>6（2024）</u>年度の造林については、造林面積が987ha、そのうち再造林は<u>872</u>haと近年増加傾向にあるとともに、間伐については、間伐面積が<u>3,256</u>ha、間伐材の利用量が<u>86,189</u>m³となる中、間伐材利用率は<u>48.5</u>％と着実に上昇しており、今後も、二酸化炭素の吸収・固定など森林の多面的な機能を持続的に発揮させるため、引き続き、<u>再造林や間伐</u>等の森林整備を進める必要がある。 （削除） 気候変動をめぐる新たな潮流 世界の温室効果ガス排出量が記録的な水準に達し、気候変動が一因とされる異常気象や気象災害が世界各地で頻発しており、地球温暖化対策の重要性が一層高まっている。そうした気候変動に対する強い危機感を背景に、	・ 時点更新・所要の修正 ・ 県の令和3（2021）年度の温室効果ガス排出量は、基準年（2013）比で減少傾向にある旨を追記したことから、当該記載を削除

現行計画文	修正案	備 考
令和元（2019）年9月の国連気候行動サミットにおいて、世界の65か国が温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロにすることを表明した。また、パリ協定では、企業や自治体など政府とは異なる組織の行動の重要性が指摘されており、近年、こうしたノン・ステート・アクター（非政府組織）による先進的な気候変動対策が注目を集めている。企業では、自らの事業活動における消費電力を再生可能エネルギー100%の電力で賄うことを目指すR E 100宣言の取組や、パリ協定と整合した中長期の削減目標を設定し対策を進めるSBT（Science Based Target：科学的根拠に基づいた排出削減目標）の取組が広がっている。金融では、環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）といった要素を重視する投資であるESG投資など、企業の環境面への取組を投資の判断材料の一つとして捉える動きが拡大している。自治体においても、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロにすることを目指す動きや、気候変動を人類にとっての非常事態とし、具体的な対策を実施することを宣言する取組が広がっている。こうした気候変動をめぐる新たな潮流の中で、国は、令和2（2020）年10月に、温室効果ガス排出量を2050年までに全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指すことを宣言するとともに、積極的な温暖化対策を行うことが、産業構造や社会経済の変革をもたらし、次なる大きな成長につながっていくという「経済と環境の好循環」を目指し、新たな産業政策としてのグリーン成長戦略を打ち出した。温暖化への対応を、経済成長の制約やコストとする時代は終わり、国際的にも国内的にも、成長の機会と捉える時代に突入しつつある。 最終到達点としての脱炭素 気象災害、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化などの気候変動による影響は、既に世界、日本、そして岩手にも表れており、温室効果ガス排出量の削減は喫緊の課題である。気候変動問題は、地球規模の課題であり、国内のみならず、世界の全ての国が協力していかなければ解決できない問題である。そのため、パリ協定は、2℃目標の達成と1.5℃目標の追求に向けて、全ての締約国が野心的な努力に取り組み、温室効果ガスの低排出型の発展のための長期的な戦略を策定することを求めている。 世界が「低炭素」から「脱炭素」へ大きく舵を切ろうとしている今、全国有数の再生可能エネルギーのポテンシャルを有する岩手において、長期的かつグローバルな視点で、温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すことは、パリ協定の締約国として世界の脱炭素を牽引しようとしている国の方針 を後押しし、パリ協定の目標達成に地域から貢献するとともに、脱炭素化に向けた事業機会の拡大や、技術、人材及び投資の集積などにより、温室効果ガスの低排出型の地域経済社会 を構築する観点からも重要である。 （新規）	令和元（2019）年9月の国連気候行動サミットにおいて、世界の65か国が温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロにすることを表明した。また、パリ協定では、企業や自治体など政府とは異なる組織の行動の重要性が指摘されており、近年、こうしたノン・ステート・アクター（非政府組織）による先進的な気候変動対策が注目を集めている。企業では、自らの事業活動における消費電力を再生可能エネルギー100%の電力で賄うことを目指すR E 100宣言の取組や、パリ協定と整合した中長期の削減目標を設定し対策を進めるSBT（Science Based Target：科学的根拠に基づいた排出削減目標）の取組が広がっている。金融では、環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）といった要素を重視する投資であるESG投資など、企業の環境面への取組を投資の判断材料の一つとして捉える動きが拡大している。自治体においても、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロにすることを目指す動きや、気候変動を人類にとっての非常事態とし、具体的な対策を実施することを宣言する取組が広がっている。こうした気候変動をめぐる新たな潮流の中で、国は、令和2（2020）年10月に、温室効果ガス排出量を2050年までに全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指すことを宣言するとともに、積極的な温暖化対策を行うことが、産業構造や社会経済の変革をもたらし、次なる大きな成長につながっていくという「経済と環境の好循環」を目指し、新たな産業政策としてのグリーン成長戦略を打ち出した。温暖化への対応を、経済成長の制約やコストとする時代は終わり、国際的にも国内的にも、成長の機会と捉える時代に突入しつつある。 最終到達点としての脱炭素 気象災害、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化などの気候変動による影響は、既に世界、日本、そして岩手にも表れており、温室効果ガス排出量の削減は喫緊の課題である。気候変動問題は、地球規模の課題であり、国内のみならず、世界の全ての国が協力していかなければ解決できない問題である。そのため、パリ協定は、2℃目標の達成と1.5℃目標の追求に向けて、全ての締約国が野心的な努力に取り組み、温室効果ガスの低排出型の発展のための長期的な戦略を策定することを求めている。 世界が「低炭素」から「脱炭素」へ大きく舵を切ろうとしている今、全国有数の再生可能エネルギーのポテンシャルを有する岩手において、長期的かつグローバルな視点で、温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すことは、パリ協定の締約国として世界の脱炭素を牽引しようとしている国の方針 を後押しし、パリ協定の目標達成に地域から貢献するとともに、脱炭素化に向けた事業機会の拡大や、技術、人材及び投資の集積などにより、温室効果ガスの低排出型の地域経済社会 を構築する観点からも重要である。 計画策定以降に生じた新たな動き・課題	

現行計画文	修正案	備 考
(3) 資源循環 世界的な資源需要の拡大	<u>令和3（2021）年から令和5（2023）年にかけて公表されたIPCC第6次評価報告書では、人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、世界平均気温は、少なくとも今世紀半ばまで上昇を続け、今後数十年の間にCO2及びその他の温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、21世紀中に、地球温暖化は1.5℃及び2℃を超えるとされた。</u> <u>国は、令和3（2021）年に、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）を改正し、パリ協定に定める目標及び2050年カーボンニュートラル宣言を基本理念として位置付けた。また、法改正に伴い、同年10月には、地球温暖化対策計画が改定され、令和12（2030）年度の温室効果ガス排出量を、平成25（2013）年度比で46％削減することとされた。</u> <u>更に、令和7年2月には、地球温暖化対策計画を改定し、世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度に、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60％、73％削減することとされた。</u> <u>県は、令和3（2021）年3月に、第2次岩手県地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガスを令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で41％削減すること等を目標とし、省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギーの導入促進、多様な手法による地球温暖化対策の推進の3本の柱を掲げた。</u> <u>また、令和5（2023）年3月には、社会情勢の変化や国の動向を踏まえ、令和12（2030）年度に、温室効果ガスを平成25（2013）年度比で57％削減する目標を掲げ、取組を進めてきた。</u> <u>このうち、再生可能エネルギーについては、全国トップクラスの高いポテンシャルを生かして、太陽光や風力を中心に順調に導入が進んでおり、令和5（2023）年度の再生可能エネルギー導入量は1,967MW、再生可能エネルギーの電力自給率は45.7％となっているが、気象状況によって再生可能エネルギーの出力が変動するため、発電量が需要量を上回る場合に、出力制御が実施されている。</u> <u>県の令和3（2021）年度の温室効果ガス排出量は、基準年（2013）比で27.7％削減しており、減少傾向にある。これは、家庭部門では省エネ機器の導入や住宅温断熱化、産業・業務部門では省エネ設備の導入等によるエネルギー効率の改善、運輸部門では電動車の普及による燃費の向上などが主な要因となっている。</u> <u>2050年度の温室効果ガス排出量の実質ゼロに向けて、県民や事業者、行政の連携により更なる取組が必要である。</u> (3) 資源循環 世界的な資源需要の拡大	- IPCC第6次評価報告書の記載を追加 - 国の動向を追記 - 県の動向を追記 - 県の動向を追記

現行計画文	修正案	備 考
世界では、新興国を中心とした急激な人口増加や経済発展、都市化の進行等により、大量生産・大量消費型の経済社会システムが広がっている。資源需要の長期的な拡大が、資源価格の高騰や資源確保をめぐる国家間紛争の発生を招くことで、我が国においても中長期的に資源制約が強まることが懸念されている。また、資源需要の拡大は、資源の廃棄に伴う環境負荷の増加につながる。世界銀行によれば、世界の廃棄物発生量は、平成28（2016）年の年間20億トンから2050年には34億トンと1.7倍になり、特に、人口増加と経済成長が著しい東南アジア諸国等の新興国で増加すると見込まれており、廃棄物問題が一層深刻化するおそれがある。 本県の現状と課題 本県は、青森県との県境で発生した産業廃棄物不法投棄事件 等を教訓に、資源循環・廃棄物処理行政に係る総合的な条例として、平成14（2002）年度に「循環型地域社会の形成に関する条例」を制定し、廃棄物の排出抑制やリサイクルの促進、産業廃棄物処理業者の育成など、循環型地域社会の形成に取り組んできた。資源がどれだけ採取・消費・廃棄され、再び資源として循環しているかを把握する物質フロー指標をみると、平成30（2018）年度の資源生産性は18万5千円となっており、平成25（2013）年度と比べ1.1万円（6.3％）増加しているが、全国平均の約5割の水準であり、本県の資源利用においては、岩石・砂利や石灰石など天然資源等の投入量が多い影響が現れている。また、資源の循環利用率 は、東日本大震災津波からの復興工事等の進捗による災害廃棄物のリサイクル量の減少などにより、7.9ポイント低下の18％となっている一方、最終処分量は、災害廃棄物の減少などにより26万トン（68％）減少の12万トンとなっており、災害への対応が資源循環に与える影響は極めて大きい。 廃棄物排出量の将来推計によれば、今後、人口減少により、一般廃棄物の排出総量は減少することが見込まれるが、県民一人1日当たりのごみ排出量は近年横ばいで推移していることから、廃棄物の排出抑制に向けた更なる取組が必要である。また、産業廃棄物の排出量は、県内経済の回復により、震災前よりも多い状況で推移することが見込まれることから、県民、事業者、行政等が一体となって3R（リデュース〔発生抑制〕、リユース〔再利用〕、リサイクル〔再生利用〕）に取り組み、廃棄物の発生抑制や資源の循環利用を一層進めることが重要である。また、不法投棄などの不適正処理については、早期発見、早期解決が図られているが、事案は継続して発生しており、県境不法投棄事件のような過ちが繰り返されることのないよう監視体制の強化や排出者及び産業廃棄物処理業者への指導監督の推進が必要である。 海洋プラスチックごみ	世界では、新興国を中心とした急激な人口増加や経済発展、都市化の進行等により、大量生産・大量消費型の経済社会システムが広がっている。資源需要の長期的な拡大が、資源価格の高騰や資源確保をめぐる国家間紛争の発生を招くことで、我が国においても中長期的に資源制約が強まることが懸念されている。また、資源需要の拡大は、資源の廃棄に伴う環境負荷の増加につながる。世界銀行によれば、世界の廃棄物発生量は、平成28（2016）年の年間20億トンから2050年には34億トンと1.7倍になり、特に、人口増加と経済成長が著しい東南アジア諸国等の新興国で増加すると見込まれており、廃棄物問題が一層深刻化するおそれがある。 本県の現状と課題 本県は、青森県との県境で発生した産業廃棄物不法投棄事件 等を教訓に、資源循環・廃棄物処理行政に係る総合的な条例として、平成14（2002）年度に「循環型地域社会の形成に関する条例」を制定し、廃棄物の排出抑制やリサイクルの促進、産業廃棄物処理業者の育成など、循環型地域社会の形成に取り組んできた。資源がどれだけ採取・消費・廃棄され、再び資源として循環しているかを把握する物質フロー指標をみると、平成30（2018）年度の資源生産性は18万5千円となっており、平成25（2013）年度と比べ1.1万円（6.3％）増加しているが、全国平均の約5割の水準であり、本県の資源利用においては、岩石・砂利や石灰石など天然資源等の投入量が多い影響が現れている。また、資源の循環利用率 は、東日本大震災津波からの復興工事等の進捗による災害廃棄物のリサイクル量の減少などにより、7.9ポイント低下の18％となっている一方、最終処分量は、災害廃棄物の減少などにより26万トン（68％）減少の12万トンとなっており、災害への対応が資源循環に与える影響は極めて大きい。 廃棄物排出量の将来推計によれば、今後、人口減少により、一般廃棄物の排出総量は減少することが見込まれるが、県民一人1日当たりのごみ排出量は近年横ばいで推移していることから、廃棄物の排出抑制に向けた更なる取組が必要である。また、産業廃棄物の排出量は、県内経済の回復により、震災前よりも多い状況で推移することが見込まれることから、県民、事業者、行政等が一体となって3R（リデュース〔発生抑制〕、リユース〔再利用〕、リサイクル〔再生利用〕）+Renewable（リニューアブル〔再生可能資源に置き替える〕）に取り組み、廃棄物の発生抑制や資源の循環利用を一層進めることが重要である。また、不法投棄などの不適正処理については、早期発見、早期解決が図られているが、事案は継続して発生しており、県境不法投棄事件のような過ちが繰り返されることのないよう監視体制の強化や排出者及び産業廃棄物処理業者への指導監督の推進が必要である。 海洋プラスチックごみ	第五次循環型社会推進基本計画（令和6年8月）から引用

現行計画文	修正案	備 考
廃棄物の増加の影響もまた、身近な地域から地球規模まであらゆる空間に及んでいる。陸域で発生したプラスチックごみが河川を経て海域に流出することで生じる海洋プラスチックごみや、微細なプラスチック類であるマイクロプラスチック は、生態系を含めた海洋環境の悪化を引き起こし、景観や漁業、観光へ悪影響を与えている。SDGsに海洋ごみに関わるゴールが設定されるなど海岸漂着物対策は、持続可能な社会の実現のための重要かつ喫緊の課題となっている。そのため、G20各国は、令和元（2019）年の大阪サミットにおいて、2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」に合意した。国は、今後、多国間及び二国間の枠組みのもとで情報共有や国際協力を行い、広域的な取組を進めることとしている。県においても、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、令和元（2019）年12月に「岩手県海岸漂着物対策推進地域計画」を策定した。震災前の姿を取り戻しつつある本県の良好な海岸景観や海洋資源を保全し、持続可能な社会を形成するため、多様な主体が連携・協力して、海岸漂着物等の円滑な処理や発生抑制に取り組んでいくことが必要である。 地球規模の廃棄物問題 廃棄物問題は、もはや地域レベルの問題ではなく、グローバルな課題である。世界銀行によると、現在、世界で排出されている年間20億トンの一般廃棄物のうち、少なくとも33%が適切に処理されていない。中国や東南アジア諸国等の新興国では、これまで周辺国から廃棄物や使用済製品などを受け入れてきたが、既に廃棄物の処理が負担となっており、廃棄物等の輸入規制や環境関連の法整備を進めている。このため、海外需要に依存してきた国内のリサイクルシステムが機能しなくなるおそれがあり、リサイクル技術の開発や国内でのリサイクル需要の拡大が必要となっている。 SDGsの理念が普及するに従い、社会の環境配慮への要請が高まっている。ESG投資を通じた環境関連投資の拡大は、環境配慮の取組をコストとしてではなく、新たな付加価値を生み出すものとして位置づけるよう、企業行動の変革を促している。大量生産・大量消費型の経済活動から、資源投入量や消費量を抑えつつ、あらゆる段階で資源を効率的・循環的に利用し、付加価値の最大化を図る循環型の経済活動 へ移行することにより、環境と経済の好循環を目指す必要がある。 （新規）	廃棄物の増加の影響もまた、身近な地域から地球規模まであらゆる空間に及んでいる。陸域で発生したプラスチックごみが河川を経て海域に流出することで生じる海洋プラスチックごみや、微細なプラスチック類であるマイクロプラスチック は、生態系を含めた海洋環境の悪化を引き起こし、景観や漁業、観光へ悪影響を与えている。SDGsに海洋ごみに関わるゴールが設定されるなど海岸漂着物対策は、持続可能な社会の実現のための重要かつ喫緊の課題となっている。そのため、G20各国は、令和元（2019）年の大阪サミットにおいて、2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」に合意した。国は、今後、多国間及び二国間の枠組みのもとで情報共有や国際協力を行い、広域的な取組を進めることとしている。県においても、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、令和元（2019）年12月に「岩手県海岸漂着物対策推進地域計画」を策定した。震災前の姿を取り戻しつつある本県の良好な海岸景観や海洋資源を保全し、持続可能な社会を形成するため、多様な主体が連携・協力して、海岸漂着物等の円滑な処理や発生抑制に取り組んでいくことが必要である。 地球規模の廃棄物問題 廃棄物問題は、もはや地域レベルの問題ではなく、グローバルな課題である。世界銀行によると、現在、世界で排出されている年間20億トンの一般廃棄物のうち、少なくとも33%が適切に処理されていない。中国や東南アジア諸国等の新興国では、これまで周辺国から廃棄物や使用済製品などを受け入れてきたが、既に廃棄物の処理が負担となっており、廃棄物等の輸入規制や環境関連の法整備を進めている。このため、海外需要に依存してきた国内のリサイクルシステムが機能しなくなるおそれがあり、リサイクル技術の開発や国内でのリサイクル需要の拡大が必要となっている。 SDGsの理念が普及するに従い、社会の環境配慮への要請が高まっている。ESG投資を通じた環境関連投資の拡大は、環境配慮の取組をコストとしてではなく、新たな付加価値を生み出すものとして位置づけるよう、企業行動の変革を促している。大量生産・大量消費型の経済活動から、資源投入量や消費量を抑えつつ、あらゆる段階で資源を効率的・循環的に利用し、付加価値の最大化を図る循環型の経済活動へ移行することにより、環境と経済の好循環を目指す必要がある。 計画策定以降に生じた新たな動き・課題 <u>国は、令和6（2024）年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、資源循環を価値の源泉と捉え、環境制約、経済安全保障、産業競争力強化、地方創生、質の高い暮らしの実現という様々な社会課題を同時に解決するための国家戦略として、「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を位置づけた。</u>	・ 国の動向を追記

現行計画文	修正案	備 考
(4) 生物多様性と自然環境 生物多様性の損失が与える影響 地球上の多様な生物は、森林、河川・湖沼、サンゴ礁等の生態系の中でそれぞれの役割を担って相互に影響しあい、バランスを維持し、長い年月をかけて地球環境の形成に寄与してきた。生物や生態系は、人間に様々な自然の恵みをもたらし、人間はその生態系サービスを享受してきた。近年、地球規模での開発や乱獲、自然に対する人間の働きかけの縮小、外来種や化学物質による生態系のかく乱、地球温暖化などの環境の変化による生物多様性の4つの危機が顕在化している。平成26(2014)年に生物多様性条約事務局が公表した「地球規模生物多様性概況第4版」では、「このまま損失が継続し、生態系がある臨界点を超えた場合、生物多様性の劇的な損失とそれに伴う広範な生態系サービスの低下が生じる危険性が高い」こと、また、令和2(2020)年に公表された同概況第5版では、「将来の世代に残す遺産をめぐり、人類は分かれ道に立っている。生物多様性はこれまでにない速さで失われており、この損失を推し進めている圧力も強くなっている」ことが指摘されている。 本県の現状と課題 県は、北海道に次ぐ全国2位の森林面積を有し、「三陸復興国立公園」と「十和田八幡平国立公園」の2つの国立公園をはじめ、2つの国定公園、7つの県立自然公園が存在するなど、全国に誇れる優れた自然環境に恵まれており、人間と自然との共生が図られ、日常生活の中でも身近に自然にふれあうことができる環境にある。こうした豊かで多様な自然環境の中で、森林生態系の食物連鎖の頂点に立つイヌワシや、早池峰山の固有種であるハヤチネウスユキソウなどの希少野生動植物をはじめ、我が国に生息・生育する植物・昆虫類の約3割、哺乳類の約4割、鳥類の約5割の種が生息・生育している。 一方、人間の社会経済活動と生物多様性は密接に関係しており、生物多様性の危機の多くは、人間と自然との関わりが原因となって発生している。本県においても、開発による自然環境の消失や、農山村の過疎化と担い手の減少による荒廃農地の発生や里山の手入れ不足、外来生物の侵入、地球温暖化の影響といった、野生動植物と人間との共生関係を含む生物多様性の4つの危機にさらされている。例えば、シカやイノシシなどの野生動物の増加、生息域の拡大により、農林業被害や人身被害が発生している。また、ヨーロッパザラバヤによる養殖ホタテガイの被害やマツノザイセンチュウによる松くい虫被害、気温の上昇による高山植物の分布適域の面積縮小や植生変化などが危惧されている。 生物多様性保全の意義 生物の多様性は、飲料水や食料の供給、気候の安定、文化・芸術など様々	(4) 生物多様性と自然環境 生物多様性の損失が与える影響 地球上の多様な生物は、森林、河川・湖沼、サンゴ礁等の生態系の中でそれぞれの役割を担って相互に影響しあい、バランスを維持し、長い年月をかけて地球環境の形成に寄与してきた。生物や生態系は、人間に様々な自然の恵みをもたらし、人間はその生態系サービスを享受してきた。近年、地球規模での開発や乱獲、自然に対する人間の働きかけの縮小、外来種や化学物質による生態系のかく乱、地球温暖化などの環境の変化による生物多様性の4つの危機が顕在化している。平成26(2014)年に生物多様性条約事務局が公表した「地球規模生物多様性概況第4版」では、「このまま損失が継続し、生態系がある臨界点を超えた場合、生物多様性の劇的な損失とそれに伴う広範な生態系サービスの低下が生じる危険性が高い」こと、また、令和2(2020)年に公表された同概況第5版では、「将来の世代に残す遺産をめぐり、人類は分かれ道に立っている。生物多様性はこれまでにない速さで失われており、この損失を推し進めている圧力も強くなっている」ことが指摘されている。 本県の現状と課題 県は、北海道に次ぐ全国2位の森林面積を有し、「三陸復興国立公園」と「十和田八幡平国立公園」の2つの国立公園をはじめ、2つの国定公園、7つの県立自然公園が存在するなど、全国に誇れる優れた自然環境に恵まれており、人間と自然との共生が図られ、日常生活の中でも身近に自然にふれあうことができる環境にある。こうした豊かで多様な自然環境の中で、森林生態系の食物連鎖の頂点に立つイヌワシや、早池峰山の固有種であるハヤチネウスユキソウなどの希少野生動植物をはじめ、我が国に生息・生育する植物・昆虫類の約3割、哺乳類の約4割、鳥類の約5割の種が生息・生育している。 一方、人間の社会経済活動と生物多様性は密接に関係しており、生物多様性の危機の多くは、人間と自然との関わりが原因となって発生している。本県においても、開発による自然環境の消失や、農山村の過疎化と担い手の減少による荒廃農地の発生や里山の手入れ不足、外来生物の侵入、地球温暖化の影響といった、野生動植物と人間との共生関係を含む生物多様性の4つの危機にさらされている。例えば、シカやイノシシなどの野生動物の増加、生息域の拡大により、農林業被害や人身被害が発生している。また、ヨーロッパザラバヤによる養殖ホタテガイの被害やマツノザイセンチュウによる松くい虫被害、気温の上昇による高山植物の分布適域の面積縮小や植生変化などが危惧されている。 生物多様性保全の意義 生物の多様性は、飲料水や食料の供給、気候の安定、文化・芸術など様々	

現行計画文	修正案	備 考
な恵みを人間にもたらす源泉であるとともに、人間のみならず、すべての生物の生存基盤である。それはまた、食物連鎖や生態系の中の「つながり」と、同じ種であっても少しずつ異なる個体や地域に特有の自然環境などの「個性」から成り立っている。長い進化の歴史によりつくり上げられてきた「つながり」と「個性」は、様々な恵みを通じて、人間の「いのち」と「暮らし」を支えている。私たち自身がこの「つながり」と「個性」が織りなす生物多様性の一部であり、それなくして私たちの「いのち」と「暮らし」は一日たりとも成り立たない。 本県の豊かな自然環境を次の世代に確実に引き継いでいくためには、県民一人ひとりが身近な問題として生物多様性を意識し、行動につなげていくことが不可欠であることから、野生動植物の生息・生育調査を継続的に実施し、生物多様性に関する情報を提供することにより、各主体の取組での活用を促すなど、生物多様性を社会全体に浸透させていく必要がある。	な恵みを人間にもたらす源泉であるとともに、人間のみならず、すべての生物の生存基盤である。それはまた、食物連鎖や生態系の中の「つながり」と、同じ種であっても少しずつ異なる個体や地域に特有の自然環境などの「個性」から成り立っている。長い進化の歴史によりつくり上げられてきた「つながり」と「個性」は、様々な恵みを通じて、人間の「いのち」と「暮らし」を支えている。私たち自身がこの「つながり」と「個性」が織りなす生物多様性の一部であり、それなくして私たちの「いのち」と「暮らし」は一日たりとも成り立たない。 本県の豊かな自然環境を次の世代に確実に引き継いでいくためには、県民一人ひとりが身近な問題として生物多様性を意識し、行動につなげていくことが不可欠であることから、野生動植物の生息・生育調査を継続的に実施し、生物多様性に関する情報を提供することにより、各主体の取組での活用を促すなど、生物多様性を社会全体に浸透させていく必要がある。 計画策定以降に生じた新たな動き・課題 <u>令和 5（2023）年 3 月、国では生物多様性分野において新たに目指すべき目標として、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「2030年ネイチャーポジティブ」を掲げ、その実現のためのロードマップとして「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定した。本戦略では、「2030年ネイチャーポジティブ」を達成するために、2030年までに陸と海の30％以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30目標」を含め、自然資本を守り活用するための行動を全ての国民と実行していくための戦略と行動計画を具体的に示した。</u> <u>特に、ネイチャーポジティブの実現、30by30の達成には、民間主体の取組の促進が不可欠であるため、自然共生サイトの認定を始めとした民間等の自主的な取組を促進することが重要であるとしている。</u> <u>なお、国では、自然共生サイトの認定を法制化し、民間等が生物多様性を保全・創出する優れた活動を国が認定する制度等を設ける「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」（以下「生物多様性増進法」という。）を令和 7（2025）年 4 月に施行した。</u> <u>一方で、クマ類は、分布が拡大し、市街地への出没や人身被害の発生など、人との軋轢が深刻化しており、令和 5（2023）年度には過去最多の出没及び人身被害が発生した。</u> <u>今後も、分布拡大地域における個体数の更なる増加に伴い、人身被害が増加するおそれがあることから、国では、令和 6（2024）年 4 月に四国の個体群を除くクマ類を指定管理鳥獣に指定した。</u> <u>また、国では、人の日常生活圏にクマ等が出没した場合に、地域住民等の安全の確保の下で銃猟を可能とする「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護管理法」という。）の改正法を令</u>	・ 第六次環境基本計画、生物多様性国家戦略2023-2030、令和 7 年環境白書から引用 ・ 令和 7 年環境白書から引用

現行計画文	修正案	備 考
(5) 環境リスク 公害の歴史と環境行政の出発点 人間の社会経済活動が生み出す様々な排出物や廃棄物が、環境の復元力を超える環境負荷を与えると、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染など人の健康や生活環境に重大な影響を及ぼす公害を発生させる。昭和の高度経済成長期に工業化や都市化が進み、四大公害に代表されるように、全国各地で大気汚染や水質汚濁が深刻化した。これら公害問題に対応するため、昭和40（1960～70）年代に環境法令が整備されるとともに、昭和46（1971）年に環境庁（現環境省）が発足し、本県でも同年に岩手県公害センター（現岩手県環境保健研究センター）を設置し、環境保全対策に取り組んできた。 環境は、大気・水・土壌・生物などの総体が良好な状態に保たれることによって、その恵みを私たちにもたらす。人間の生存基盤である大気・水・土壌の汚染・汚濁を防止することは、環境行政の出発点であり、県民の生活環境を保全するため、今後も、関係法令等に基づく対策を着実に推進する必要がある。 国の現状と課題 世界では、急速な経済成長を遂げている途上国で未だ深刻な大気汚染や水質汚濁に直面しているほか、先進国でも化学物質による汚染が発覚するなど常に環境リスクに苛まれている。国内では、現在、大気中の硫酸化物 や窒素酸化物 の濃度は改善の傾向がみられる一方で、広域的な移流の影響があるとされる光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）への対応など大気環境の課題がある。また、工場や工事現場などから油や有害物質が河川に流れ込む水質事故や、トリクロロエチレン等の有害物質の漏えいによる地下水の汚染が毎年のように確認されている。こうした状況を踏まえ、国は、大気、水質等に係る環境基準の設定や見直しを進めるとともに、環境法令の改正等による規制強化を図っている。 本県の現状と課題 本県の大気環境は、二酸化窒素をはじめとする大気汚染物質の環境基準をおおむね達成しているが、微小粒子状物質などの濃度上昇が時期によっては観測されており、引き続き、大気汚染物質の状況を監視する必要がある。水環境は、公共用水域の水質汚濁の代表的な指標であるBOD（又はCOD）の環境基準をおおむね達成しているが、引き続き、工場排水や生活排水等の汚濁防止対策を進めるとともに、公共用水域や地下水の水質監視を継続していく必要がある。また、人の健康や生態系の保全をより一層図るために、環境中の未規制物質による汚染物質のモニタリングや水生生物の保全に係る環境基準項目の監視を行う必要がある。	<u>和7（2025）年4月に公布した。</u> (5) 環境リスク 公害の歴史と環境行政の出発点 人間の社会経済活動が生み出す様々な排出物や廃棄物が、環境の復元力を超える環境負荷を与えると、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染など人の健康や生活環境に重大な影響を及ぼす公害を発生させる。昭和の高度経済成長期に工業化や都市化が進み、四大公害に代表されるように、全国各地で大気汚染や水質汚濁が深刻化した。これら公害問題に対応するため、昭和40（1960～70）年代に環境法令が整備されるとともに、昭和46（1971）年に環境庁（現環境省）が発足し、本県でも同年に岩手県公害センター（現岩手県環境保健研究センター）を設置し、環境保全対策に取り組んできた。 環境は、大気・水・土壌・生物などの総体が良好な状態に保たれることによって、その恵みを私たちにもたらす。人間の生存基盤である大気・水・土壌の汚染・汚濁を防止することは、環境行政の出発点であり、県民の生活環境を保全するため、今後も、関係法令等に基づく対策を着実に推進する必要がある。 国の現状と課題 世界では、急速な経済成長を遂げている途上国で未だ深刻な大気汚染や水質汚濁に直面しているほか、先進国でも化学物質による汚染が発覚するなど常に環境リスクに苛まれている。国内では、現在、大気中の硫酸化物 や窒素酸化物 の濃度は改善の傾向がみられる一方で、広域的な移流の影響があるとされる光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）への対応など大気環境の課題がある。また、工場や工事現場などから油や有害物質が河川に流れ込む水質事故や、トリクロロエチレン等の有害物質の漏えいによる地下水の汚染が毎年のように確認されている。こうした状況を踏まえ、国は、大気、水質等に係る環境基準の設定や見直しを進めるとともに、環境法令の改正等による規制強化を図っている。 本県の現状と課題 本県の大気環境は、二酸化窒素をはじめとする大気汚染物質の環境基準をおおむね達成しているが、微小粒子状物質などの濃度上昇が時期によっては観測されており、引き続き、大気汚染物質の状況を監視する必要がある。水環境は、公共用水域の水質汚濁の代表的な指標であるBOD（又はCOD）の環境基準をおおむね達成しているが、引き続き、工場排水や生活排水等の汚濁防止対策を進めるとともに、公共用水域や地下水の水質監視を継続していく必要がある。また、人の健康や生態系の保全をより一層図るために、環境中の未規制物質による汚染物質のモニタリングや水生生物の保全に係る環境基準項目の監視を行う必要がある。	

現行計画文	修正案	備 考
ひとたび公害が発生すると、自然環境を元の状態に回復させるには、多くの人々の努力と長い年月が必要となる。北上川は、かつて旧松尾鉱山からのヒ素や鉄を含んだ強酸性の坑廃水が流入したため、著しく黄濁し魚のすめない「死んだ川」と呼ばれたが、昭和57（1982）年の新中和処理施設の本格稼働により清流を取り戻し、「母なる川」として生まれ変わった。しかしながら、この北上川の清流を維持するためには、坑廃水処理を24時間365日休むことなく確実に実施していかなければならない。 私たちは、こうした北上川の清流化対策の歴史を記憶にとどめ、本県の大気や水環境等の質の維持向上を図り、将来にわたり豊かな環境を守り育てていく必要がある。 環境リスクと私たち かつての環境汚染は、特定の地域や特定の企業活動によって引き起こされる公害が中心であった。現代の環境汚染は、私たちの便利で快適な暮らしを支える大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動から引き起こされるものが多い。例えば、工場や自動車の排出ガス中に含まれる窒素酸化物や炭化水素は、太陽の紫外線により光化学反応を起こし、光化学オキシダントを生成する。また、日常生活で発生する生活排水は、湖沼や海域の富栄養化を引き起こし、アオコや赤潮の一因となる。環境汚染を防ぐためには、環境汚染の加害者でもあり被害者でもあり得る私たち一人ひとりが、環境に配慮した持続可能なライフスタイルを選択するとともに、それを促す仕組みを地域全体でつくり上げていくことが必要である。 （新規） （6） 環境教育 環境問題の当事者として 気候変動への対応、健全な資源循環、生物多様性の保全をはじめとした環境問題は、人間の社会経済活動と密接に関係している。私たちは、いつでも自分自身が環境問題の原因をつくる加害者となり得ると同時にその被害者にもなる。こうした状況からの脱却を図るためには、私たち一人ひとりがそのことに気づき、何らかの行動を起こしていくことが重要である。 平成31（2019）年1月に行った「県の施策に関する県民意識調査」によると、自然に恵まれていると感じている人の割合は79.4％と、調査項目の中で一番高くなっている。一方、地域の自然環境が守られていると感じている人の割合は49.2％にとどまっている。県民は、自然の恵みを実感しつつも、地域の自然環境を守るための取組が必ずしも十分に行われていない	ひとたび公害が発生すると、自然環境を元の状態に回復させるには、多くの人々の努力と長い年月が必要となる。北上川は、かつて旧松尾鉱山からのヒ素や鉄を含んだ強酸性の坑廃水が流入したため、著しく黄濁し魚のすめない「死んだ川」と呼ばれたが、昭和57（1982）年の新中和処理施設の本格稼働により清流を取り戻し、「母なる川」として生まれ変わった。しかしながら、この北上川の清流を維持するためには、坑廃水処理を24時間365日休むことなく確実に実施していかなければならない。 私たちは、こうした北上川の清流化対策の歴史を記憶にとどめ、本県の大気や水環境等の質の維持向上を図り、将来にわたり豊かな環境を守り育てていく必要がある。 環境リスクと私たち かつての環境汚染は、特定の地域や特定の企業活動によって引き起こされる公害が中心であった。現代の環境汚染は、私たちの便利で快適な暮らしを支える大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動から引き起こされるものが多い。例えば、工場や自動車の排出ガス中に含まれる窒素酸化物や炭化水素は、太陽の紫外線により光化学反応を起こし、光化学オキシダントを生成する。また、日常生活で発生する生活排水は、湖沼や海域の富栄養化を引き起こし、アオコや赤潮の一因となる。環境汚染を防ぐためには、環境汚染の加害者でもあり被害者でもあり得る私たち一人ひとりが、環境に配慮した持続可能なライフスタイルを選択するとともに、それを促す仕組みを地域全体でつくり上げていくことが必要である。 計画策定以降に生じた新たな動き・課題 <u>近年、全国各地で検出が見られ社会的関心が高まっている有機フッ素化合物（PFAS）に関しては、科学的知見や規制動向等を注視しながら、県内の検出状況の把握を進めるとともに、県民に対し適切な情報を提供し、不安の解消を図る必要がある。</u> （6） 環境教育 環境問題の当事者として 気候変動への対応、健全な資源循環、生物多様性の保全をはじめとした環境問題は、人間の社会経済活動と密接に関係している。私たちは、いつでも自分自身が環境問題の原因をつくる加害者となり得ると同時にその被害者にもなる。こうした状況からの脱却を図るためには、私たち一人ひとりがそのことに気づき、何らかの行動を起こしていくことが重要である。 平成31（2019）年1月に行った「県の施策に関する県民意識調査」によると、自然に恵まれていると感じている人の割合は79.4％と、調査項目の中で一番高くなっている。一方、地域の自然環境が守られていると感じている人の割合は49.2％にとどまっている。県民は、自然の恵みを実感しつつも、地域の自然環境を守るための取組が必ずしも十分に行われていない	・ 有機フッ素化合物（PFAS）に係る記載を追加

現行計画文	修正案	備 考
と感じていることが示唆されている。 経済のグローバル化が進み、世界の相互依存が深まる中で、私たちは、自らの社会経済活動を通して、地球温暖化、廃棄物の増加、自然環境や生物多様性の喪失など地球規模の課題に関わりを持っている。環境のもたらす恵みを将来世代まで引き継いでいくためには、これらの課題に日々の暮らしを通じて密接に関わっている私たち自身が、その解決のために自ら動き出す必要がある。 持続可能な開発のための教育 平成25（2013）年のユネスコ総会において、「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」が採択された。ESDは、地球上で起きている様々な問題が、遠い世界で起きていることではなく、自分の生活に関係しているということを意識づけ、身近なところから行動を開始し、実生活や社会の変容へつなげる学習・教育活動である。また、国では、平成28（2016）年に「我が国における『ESDに関するグローバル・アクション・プログラム』実施計画」を策定し、GAPが定める優先行動分野に沿って取組を進めており、平成30（2018）年度から段階的に実施されている新学習指導要領の基盤となる理念としてESDを位置づけている。 また、SDGsの達成年度である2030年に向けて、ESDの更なる取組を促すため、令和元（2019）年の第74回国連総会において、ESDの行動拡大を求める新たな国際的枠組み「持続可能な開発のための教育：SDGs達成に向けて（ESD for 2030）」の決議が採択された。ESDは、質の高い教育に関するSDGsの達成に不可欠な要素であり、すべての教育段階において、ESDの更なる取組が求められている。 本県の現状と課題 本県では、これまで、環境教育の推進に当たり、「自らが学ぶ」という視点を重視した「環境学習」に取り組んできた。そこでは、県民一人ひとりが、人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、よりよい環境の保全及び創造活動に自ら取り組めるように、体系的に学習を進めることを目指している。また、学校教育においては、豊かな自然・文化等を探究する学習や地域活動への積極的な参加による地域課題の解決を図る学習の推進、高等学校における総合的な探究（学習）の時間などを通じた探究活動の充実など、持続可能な社会の担い手として地域課題の解決に貢献する人材の育成を図っている。今後の環境学習等の取組においては、学校教育との連携も図りながら、これまで以上にESDやSDGsとの関連を踏まえたものとしていく必要がある。 私たちの社会経済活動の基盤となる環境が持続可能なものとなるよう、	と感じていることが示唆されている。 経済のグローバル化が進み、世界の相互依存が深まる中で、私たちは、自らの社会経済活動を通して、地球温暖化、廃棄物の増加、自然環境や生物多様性の喪失など地球規模の課題に関わりを持っている。環境のもたらす恵みを将来世代まで引き継いでいくためには、これらの課題に日々の暮らしを通じて密接に関わっている私たち自身が、その解決のために自ら動き出す必要がある。 持続可能な開発のための教育 平成25（2013）年のユネスコ総会において、「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」が採択された。ESDは、地球上で起きている様々な問題が、遠い世界で起きていることではなく、自分の生活に関係しているということを意識づけ、身近なところから行動を開始し、実生活や社会の変容へつなげる学習・教育活動である。また、国では、平成28（2016）年に「我が国における『ESDに関するグローバル・アクション・プログラム』実施計画」を策定し、GAPが定める優先行動分野に沿って取組を進めており、平成30（2018）年度から段階的に実施されている新学習指導要領の基盤となる理念としてESDを位置づけている。 また、SDGsの達成年度である2030年に向けて、ESDの更なる取組を促すため、令和元（2019）年の第74回国連総会において、ESDの行動拡大を求める新たな国際的枠組み「持続可能な開発のための教育：SDGs達成に向けて（ESD for 2030）」の決議が採択された。ESDは、質の高い教育に関するSDGsの達成に不可欠な要素であり、すべての教育段階において、ESDの更なる取組が求められている。 本県の現状と課題 本県では、これまで、環境教育の推進に当たり、<u>環境学習交流センターを拠点として、県民</u>「自らが学ぶ」という視点を重視した「環境学習」に取り組んできた。そこでは、県民一人ひとりが、人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、よりよい環境の保全及び創造活動に自ら取り組めるように、体系的に学習を進めることを目指している。また、学校教育においては、豊かな自然・文化等を探究する学習や地域活動への積極的な参加による地域課題の解決を図る学習の推進、高等学校における総合的な探究（学習）の時間などを通じた探究活動の充実など、持続可能な社会の担い手として地域課題の解決に貢献する人材の育成を図っている。今後の環境学習等の取組においては、学校教育や<u>企業等による事業・環境保全活動</u>との連携も図りながら、これまで以上にESDやSDGsとの関連を踏まえたものとしていく必要がある。 私たちの社会経済活動の基盤となる環境が持続可能なものとなるよう、	・ 中間支援組織である環境学習交流センターを明記 ・ 企業等の参画を明記 ・ 環境教育等の推進に関する基本的な指針（令和6年5月閣議決定）の

現行計画文	修正案	備 考
あらゆる主体が自発的に活動することで、行動は協働へと深化し、社会全体の<u>大きな取組</u>に発展する。気候の安定、健全な資源循環、生物多様性などの持続可能な環境を、現在世代のみならず、将来世代の財産として認識し、その価値を棄損することなく守り育み、確実に引き継いでいくことが、今、求められている。 2 今後の環境施策の展開の基本的な方向 (1) 環境・経済・社会の一体的な向上 <u>地域が抱える複合的課題</u> 地域が抱える諸課題は、環境、経済、社会の各側面で密接に関係しており、様々な原因により一つの課題が発生し、逆に、一つの原因から様々な課題が発生するなど、ある種の複合性を有している。 例えば、地域経済の低迷という課題を、地域経済循環の観点からみると、①人口や企業数の減少による投資需要の減少、②人口減少による消費の減少、③都市のスポンジ化や中心市街地の空洞化による市街地の商業効率の低下、④労働生産性の低さによる所得分配率の低迷、⑤電気や重油等のエネルギー代金の支払いによる域外への資金流出など、様々な原因により発生していると考えられる。 また、例えば、「都市のスポンジ化」は、①道路や下水道など社会資本の老朽化と維持管理費の増加、②地域コミュニティの機能低下や生活の利便性の低下、③水道事業やバス事業者の経営環境の悪化、④まち並みの連続性や統一感が失われた景観、⑤交通における自動車利用の増加など様々な課題を生み出す原因となる。 <u>環境による経済・社会課題の解決</u> 一方で、気候変動、資源循環、生物多様性などの環境問題は、人間の社会経済活動の総体が原因となって発生することから、環境問題の解決のための取組が、経済・社会の課題解決にも資する。 例えば、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入拡大などの気候変動対策は、エネルギー代金の支払いに伴う地域外への資金流出を防ぐだけでなく、省エネ設備・再エネ設備導入に伴う資金需要の拡大、地域内のエネルギー自給率の向上、再生可能エネルギーの地域外への販売による外貨の獲得など地域経済の活性化にも資する。 また、公共交通機関の利用促進や都市のコンパクト化は、運輸部門における二酸化炭素排出量の減少につながると同時に、自動車から徒歩や自転車への転換による人々の健康増進、商店街のにぎわい創出や魅力創造による域内消費の増加、インフラの維持管理に係る社会的コストの低減など社会的課題の解決にも資する。 <u>環境・経済・社会の一体的向上</u>	あらゆる主体が自発的に活動することで、行動は協働へと深化し、<u>個人の</u> <u>変容にとどまらず、組織や</u>社会全体の<u>変革</u>に発展する。気候の安定、健全な資源循環、生物多様性などの持続可能な環境を、現在世代のみならず、将来世代の財産として認識し、その価値を棄損することなく守り育み、確実に引き継いでいくことが、今、求められている。 2 今後の環境施策の展開の基本的な方向 (1) 環境・経済・社会の一体的な向上 <u>地域が抱える複合的課題</u> 地域が抱える諸課題は、環境、経済、社会の各側面で密接に関係しており、様々な原因により一つの課題が発生し、逆に、一つの原因から様々な課題が発生するなど、ある種の複合性を有している。 例えば、地域経済の低迷という課題を、地域経済循環の観点からみると、①人口や企業数の減少による投資需要の減少、②人口減少による消費の減少、③都市のスポンジ化や中心市街地の空洞化による市街地の商業効率の低下、④労働生産性の低さによる所得分配率の低迷、⑤電気や重油等のエネルギー代金の支払いによる域外への資金流出など、様々な原因により発生していると考えられる。 また、例えば、「都市のスポンジ化」は、①道路や下水道など社会資本の老朽化と維持管理費の増加、②地域コミュニティの機能低下や生活の利便性の低下、③水道事業やバス事業者の経営環境の悪化、④まち並みの連続性や統一感が失われた景観、⑤交通における自動車利用の増加など様々な課題を生み出す原因となる。 <u>環境による経済・社会課題の解決</u> 一方で、気候変動、資源循環、生物多様性などの環境問題は、人間の社会経済活動の総体が原因となって発生することから、環境問題の解決のための取組が、経済・社会の課題解決にも資する。 例えば、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入拡大などの気候変動対策は、エネルギー代金の<u>支払</u>に伴う地域外への資金流出を防ぐだけでなく、省エネ設備・再エネ設備導入に伴う資金需要の拡大、地域内のエネルギー自給率の向上、再生可能エネルギーの地域外への販売による外貨の獲得など地域経済の活性化にも資する。 また、公共交通機関の利用促進や都市のコンパクト化は、運輸部門における二酸化炭素排出量の減少につながると同時に、自動車から徒歩や自転車への転換による人々の健康増進、商店街のにぎわい創出や魅力創造による域内消費の増加、インフラの維持管理に係る社会的コストの低減など社会的課題の解決にも資する。 <u>環境・経済・社会の一体的向上</u>	内容を反映 ・ 所要の修正

現行計画文	修正案	備 考
環境・経済・社会の諸課題は相互に関連しており、そうした複合的な課題を解決するに当たっては、健康・余暇、家族・子育て、教育、居住環境・コミュニティ、安全、仕事・収入、歴史・文化、社会基盤、参画といった県の政策分野における関連施策との連携を図り、環境・経済・社会を一体的に向上させるような施策を検討することが必要である。そのため、本計画では、従来の分野別の環境施策に加えて、環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策を検討し、特定の施策が複数の異なる課題を一体的に解決するような、相互に関連し合う施策体系を設定する。 （２） 環境を通じた「持続可能な開発目標」（SDGs）の達成 持続可能な開発目標（SDGs） 持続可能な開発目標（SDGs）は、「誰一人として取り残さない」を理念として、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、不平等と闘い、気候変動に対処するため、2030年までに実現すべき世界の共通目標である。SDGsは幅広い範囲を対象とした、包括的で人間中心的な17のゴールと169のターゲットによって構成されており、経済成長、社会的包摂、環境保護という持続可能な開発の3つの次元を統合する「人間と地球のためになすべきこと」のリストでもある。SDGsの実現に向けて行動を起こすことは、全ての人々が尊厳のある暮らしとより大きな豊かさを共有することにつながり、お互いに支え合いながら、幸福を追求していくことができる地域社会の実現にも直結するものである。 SDGsと環境問題 SDGsの17のゴールを見ると、水・衛生、エネルギー、持続可能な生産と消費、気候変動、海洋資源、陸域生態系等のゴールは、特に環境との関わりが深くなっている。17のゴール及びゴールに関連づけられたターゲットは、統合され不可分で、持続可能な開発の三側面、すなわち経済、社会及び環境を調和させるものとされており、一見、環境との関わりが薄いように思われるゴールにも環境が大きく関係するものが見られる。 例えば、経済的課題である「雇用」のターゲットでは、「世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導のもと、持続可能な消費と生産に関する10カ年計画枠組に従い、経済成長と環境悪化の分断を図る」と明記されており、資源効率の向上による環境と経済の好循環を実現することが重要とされている。また、社会的課題である「貧困」では、ゴールを達成するためのターゲットの一つとして、「2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に対する暴露や脆弱性を軽減する」と明記されており、気候変動に対する適応施策を進めることが、ゴールの達成に深く関わることを示している。SDGsの各ゴールは、各分野の包括的な目標を示すと同時に、その実現に当	環境・経済・社会の諸課題は相互に関連しており、そうした複合的な課題を解決するに当たっては、健康・余暇、家族・子育て、教育、居住環境・コミュニティ、安全、仕事・収入、歴史・文化、社会基盤、参画といった県の政策分野における関連施策との連携を図り、環境・経済・社会を一体的に向上させるような施策を検討することが必要である。そのため、本計画では、従来の分野別の環境施策に加えて、環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策を検討し、特定の施策が複数の異なる課題を一体的に解決するような、相互に関連し合う施策体系を設定する。 （２） 環境を通じた「持続可能な開発目標」（SDGs）の達成 持続可能な開発目標（SDGs） 持続可能な開発目標（SDGs）は、「誰一人として取り残さない」を理念として、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、不平等と闘い、気候変動に対処するため、2030年までに実現すべき世界の共通目標である。SDGsは幅広い範囲を対象とした、包括的で人間中心的な17のゴールと169のターゲットによって構成されており、経済成長、社会的包摂、環境保護という持続可能な開発の3つの次元を統合する「人間と地球のためになすべきこと」のリストでもある。SDGsの実現に向けて行動を起こすことは、全ての人々が尊厳のある暮らしとより大きな豊かさを共有することにつながり、お互いに支え合いながら、幸福を追求していくことができる地域社会の実現にも直結するものである。 SDGsと環境問題 SDGsの17のゴールを見ると、水・衛生、エネルギー、持続可能な生産と消費、気候変動、海洋資源、陸域生態系等のゴールは、特に環境との関わりが深くなっている。17のゴール及びゴールに関連づけられたターゲットは、統合され不可分で、持続可能な開発の三側面、すなわち経済、社会及び環境を調和させるものとされており、一見、環境との関わりが薄いように思われるゴールにも環境が大きく関係するものが見られる。 例えば、経済的課題である「雇用」のターゲットでは、「世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導のもと、持続可能な消費と生産に関する10カ年計画枠組に従い、経済成長と環境悪化の分断を図る」と明記されており、資源効率の向上による環境と経済の好循環を実現することが重要とされている。また、社会的課題である「貧困」では、ゴールを達成するためのターゲットの一つとして、「2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に対する暴露や脆弱性を軽減する」と明記されており、気候変動に対する適応施策を進めることが、ゴールの達成に深く関わることを示している。SDGsの各ゴールは、各分野の包括的な目標を示すと同時に、その実現に当	

現行計画文	修正案	備 考
たっては、各々の目標の相互関連を通じた分野横断的なアプローチを必要としている。 環境を通じたSDGsの達成 SDGsは、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に一体的に取り組むことにより持続可能な社会を目指すものである。また、SDGsは、一つの行動によって複数の課題を一体的に解決する「マルチベネフィット」を目指しており、環境施策を通じて、経済・社会の諸課題を解決する役割が求められている。環境、経済、社会の課題をバランスが取れ、一体的に解決するというSDGsの考え方は、本計画が目指す方向と同じである。本計画では、各施策とSDGsのゴールを関連づけ、既存の取組や枠組みの中に「持続可能な開発」の視点を組み込んでいくことで、持続可能性を主流化（メインストリーミング）し、各施策が経済・社会的視点から持続可能であるとともに、環境的視点からも持続可能であることを目指す。 SDGsとイノベーション SDGsの達成に向けては、科学技術イノベーション が大きな役割を果たす。IoTで全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有されるとともに、AIの膨大なビッグデータの解析により、必要な情報が必要な時に提供されることで、ロボットや自動走行などの技術も活用され、これまでになかった新たな価値が産業や社会にもたらされる。こうしたイノベーションは、経済成長に伴うエネルギー需要の増加と温室効果ガス排出量の削減や、高齢化への対応とそのための社会的コストの抑制など、経済的発展と環境・社会課題の解決の二律背反（トレードオフ）を解消し、逆に相乗効果（シナジー）をもたらす統合的解決により、人間中心の社会（Society5.0）の実現に寄与するものである。これは、包括性と多様性を重視しながら経済・社会・環境の統合的向上を目指すSDGsの達成にも通じる。こうした最先端技術を各施策に積極的に活用し、ライフスタイル・ワークスタイル、産業、まちづくりといったあらゆる観点からイノベーションを創出することにより、経済・社会・環境課題の同時解決を図り、SDGsを踏まえた持続可能な社会を実現することが求められる。 持続可能性と幸福 持続可能な開発は、「将来世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」と定義される。環境は人間の社会経済活動の基盤であり、その環境が地球規模で悪化しつつある現状を踏まえると、この定義に加え、「現在及び将来の世代の人類の繁栄が依存している地球の生命維持システムを保護しつつ、現在の世代の要求を満足させるような開発」と言い換えることもできる。現在、私たちは、地球規模の健康の脅威、頻繁かつ甚大な自然災害、天然資源の減少、生物多様性の喪失、気候変動など社会経済活動の基盤となる環境面で大きな課題に直面しており、こうし	たっては、各々の目標の相互関連を通じた分野横断的なアプローチを必要としている。 環境を通じたSDGsの達成 SDGsは、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に一体的に取り組むことにより持続可能な社会を目指すものである。また、SDGsは、一つの行動によって複数の課題を一体的に解決する「マルチベネフィット」を目指しており、環境施策を通じて、経済・社会の諸課題を解決する役割が求められている。環境、経済、社会の課題をバランスが取れ、一体的に解決するというSDGsの考え方は、本計画が目指す方向と同じである。本計画では、各施策とSDGsのゴールを関連づけ、既存の取組や枠組みの中に「持続可能な開発」の視点を組み込んでいくことで、持続可能性を主流化（メインストリーミング）し、各施策が経済・社会的視点から持続可能であるとともに、環境的視点からも持続可能であることを目指す。 SDGsとイノベーション SDGsの達成に向けては、科学技術イノベーション が大きな役割を果たす。IoTで全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有されるとともに、AIの膨大なビッグデータの解析により、必要な情報が必要な時に提供されることで、ロボットや自動走行などの技術も活用され、これまでになかった新たな価値が産業や社会にもたらされる。こうしたイノベーションは、経済成長に伴うエネルギー需要の増加と温室効果ガス排出量の削減や、高齢化への対応とそのための社会的コストの抑制など、経済的発展と環境・社会課題の解決の二律背反（トレードオフ）を解消し、逆に相乗効果（シナジー）をもたらす統合的解決により、人間中心の社会（Society5.0）の実現に寄与するものである。これは、包括性と多様性を重視しながら経済・社会・環境の統合的向上を目指すSDGsの達成にも通じる。こうした最先端技術を各施策に積極的に活用し、ライフスタイル・ワークスタイル、産業、まちづくりといったあらゆる観点からイノベーションを創出することにより、経済・社会・環境課題の同時解決を図り、SDGsを踏まえた持続可能な社会を実現することが求められる。 持続可能性と幸福 持続可能な開発は、「将来世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」と定義される。環境は人間の社会経済活動の基盤であり、その環境が地球規模で悪化しつつある現状を踏まえると、この定義に加え、「現在及び将来の世代の人類の繁栄が依存している地球の生命維持システムを保護しつつ、現在の世代の要求を満足させるような開発」と言い換えることもできる。現在、私たちは、地球規模の健康の脅威、頻繁かつ甚大な自然災害、天然資源の減少、生物多様性の喪失、気候変動など社会経済活動の基盤となる環境面で大きな課題に直面しており、こうし	

現行計画文	修正案	備 考
た課題が経済・社会の発展に制約を及ぼしつつある。2030アジェンダにおいて、持続可能な開発のための不可欠な必要条件とされるあらゆる形態の貧困を撲滅するためには、持続可能な経済・社会の前提条件である環境課題を解決し、現在及び将来の世代の幸福に不可欠な地球の生命維持システムを保護していかなければならない。 環境配慮の視点のない経済・社会活動も、経済・社会的視点のない環境保全も、もはや持続可能ではない。持続可能な開発は、県民の幸福を守り育てようとする「いわて県民計画（2019～2028）」の考え方に相通じるものであり、環境施策を通じて、幸福を次世代に引き継ぎ、持続可能な社会を岩手県から広げていく必要がある。 （３） 「温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロ」を目指した取組の推進 気候変動と持続可能性 持続可能な社会の実現に向けて最も重要な課題は、SDGsのゴールの一つである気候変動対策である。2030年アジェンダにおいて、「気候変動は我々の時代の最大の課題の一つであり、その悪影響はすべての国の持続可能な開発を達成するための能力を根底から覆す」と記載されているように、気候変動対策は、他のSDGsの達成を左右し得る要素 である。そのため、環境を通じたSDGsの達成に向けて、気候変動以外のSDGsのゴールとの相互関連を踏まえ、他のゴールの達成も考慮した横断的視点で気候変動対策を進めていく必要がある。 2050年排出量の実質ゼロ <u>「1.5℃特別報告書」によれば、地球温暖化が現在の進行速度で進むと、遅くとも今世紀半ばには、パリ協定が努力目標としている1.5℃に達する可能性が高い。また、現在の各国の削減目標では、気温上昇を2℃には抑えられず、3℃に達するとの指摘もある。一方で、今すぐ行動を起こし、2030年までに二酸化炭素排出量を大幅に削減し、2050年までに正味ゼロを実現すれば、気温上昇を2℃、更には1.5℃の水準まで抑えることができる。</u> 世界では既に、2050年までの脱炭素の実現を目指す動きが広がっており、国においても、令和2（2020）年10月、温室効果ガス排出量を2050年までに全体としてゼロにする脱炭素社会を目指すことを宣言した。 本県は、将来予想される気候変動による甚大なリスクを回避・軽減するため、世界の脱炭素化に地域から貢献するとともに、パリ協定の理念とも合致する温室効果ガスの低排出型の地域経済社会を構築するとの決意のもと、温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量の均衡に向けた長期的な目標と施策の方向を示していきたい。そのため、本県は、温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロとすることを目指す。それに向けて、2030年度までに温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度	た課題が経済・社会の発展に制約を及ぼしつつある。2030アジェンダにおいて、持続可能な開発のための不可欠な必要条件とされるあらゆる形態の貧困を撲滅するためには、持続可能な経済・社会の前提条件である環境課題を解決し、現在及び将来の世代の幸福に不可欠な地球の生命維持システムを保護していかなければならない。 環境配慮の視点のない経済・社会活動も、経済・社会的視点のない環境保全も、もはや持続可能ではない。持続可能な開発は、県民の幸福を守り育てようとする「いわて県民計画（2019～2028）」の考え方に相通じるものであり、環境施策を通じて、幸福を次世代に引き継ぎ、持続可能な社会を岩手県から広げていく必要がある。 （３） 「温室効果ガス排出量の2050年<u>度</u>実質ゼロ」を目指した取組の推進 気候変動と持続可能性 持続可能な社会の実現に向けて最も重要な課題は、SDGsのゴールの一つである気候変動対策である。2030年アジェンダにおいて、「気候変動は我々の時代の最大の課題の一つであり、その悪影響はすべての国の持続可能な開発を達成するための能力を根底から覆す」と記載されているように、気候変動対策は、他のSDGsの達成を左右し得る要素 である。そのため、環境を通じたSDGsの達成に向けて、気候変動以外のSDGsのゴールとの相互関連を踏まえ、他のゴールの達成も考慮した横断的視点で気候変動対策を進めていく必要がある。 2050年<u>度</u>排出量の実質ゼロ <u>IPCC第6次評価報告書統合報告書によると、1850～1900年を基準とした世界の平均気温は2011年から2020年に1.1℃の温暖化に達し、2021年10月までに発表された各国の削減目標では、21世紀中に温暖化が1.5℃を超える可能性が高いことが示されている。一方で、10年間での大幅な急速かつ持続的な緩和と適応行動の加速的な実施により、人間及び生態系が受ける気候変動に関連する将来の損失と損害が低減させることができると推測されている。</u> 世界では既に、2050年までの脱炭素の実現を目指す動きが広がっており、国においても、令和2（2020）年10月、温室効果ガス排出量を2050年までに全体としてゼロにする脱炭素社会を目指すことを宣言<u>している</u>。 本県は、将来予想される気候変動による甚大なリスクを回避・軽減するため、世界の脱炭素化に地域から貢献するとともに、パリ協定の理念とも合致する温室効果ガスの低排出型の地域経済社会を構築するとの決意のもと、温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量の均衡に向けた長期的な目標と施策の方向を示していきたい。そのため、本県は、温室効果ガス排出量を2050年<u>度</u>までに実質ゼロとすることを目指す。それに向けて、2030年度までに温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度	・ 第2次地球温暖化対策実行計画と整合を図ったもの。 ・ 第2次地球温暖化対策実行計画と整合を図ったもの。 ・ IPCC第6次評価報告書統合報告書の内容を追加したもの。 ・ 所要の修正

現行計画文	修正案	備 考
比で57%削減するとともに、再生可能エネルギーによる電力自給率を66%まで高めることとし、本計画に掲げる施策の方向に基づき、「岩手県地球温暖化対策実行計画」に掲げる各種施策を実施し、目標達成に向けて取り組む。 2050年実質ゼロの相乗効果 気候変動と持続可能な開発は密接につながっている。同報告書では、地球温暖化が1.5℃に抑えられ、他のSDGsの要素との相乗効果をもたらす体系的な解決が図られれば、持続可能な開発に対する気候変動の悪影響は大きく回避されることが示されている。持続可能な開発は、地球温暖化を1.5℃に抑えることに役立つ社会システムの変革を可能にすることも明らかにされている。気候変動対策として温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロを目指すことは、本計画が目指す持続可能な社会の実現に寄与するものであり、エネルギー、産業・経済、交通・運輸、まちづくり、農林業など、各分野にわたる施策を総合的に推進していく。 3 本県の環境施策が目指す将来像と施策体系 (1) 本県の環境施策が目指す将来像 本県における様々な環境・経済・社会の課題の現状や、環境をめぐる国内外の動きを踏まえ、本県の環境施策が目指すべき将来像を次のとおり掲げる。 多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続可能ないわて ○「多様で優れた環境と共生する」 本県の多様で優れた環境を守り、地域資源として最大限に活用しながら、環境保全と私たちの暮らしを両立させる。 そこでは、森・里・川・海のつながりや良好な大気・水環境が維持され、生物の多様性や地域固有の生態系が確保されているとともに、持続可能な利用を通じて自然との共生が図られている。また、バイオマス等の再生可能エネルギーの利用や各種エコツアーリズムの推進等により、自然に対する人間の適切な働きかけが行われ、里地里山等に人が戻ることで、自然と調和した人々の暮らしや文化が保全されている。 ○「脱炭素で」 将来予想される気候変動による甚大なリスクを回避・軽減し、環境を通じてSDGsを達成するため、温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との均衡を実現することにより、本県の温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロとすることを目指し、パリ協定の目標達成に地域から貢献するとともに、温室効果ガスの低排出型の地域経済社会を構築する。 そこでは、日常的な省エネルギーの徹底や多様な再生可能エネルギーの最大限の活用などにより、環境への負荷が極限まで低減しているとともに、3	比で57%削減するとともに、再生可能エネルギーによる電力自給率を66%まで高めることとし、本計画に掲げる施策の方向に基づき、「<u>第2次</u>岩手県地球温暖化対策実行計画」に掲げる各種施策を実施し、目標達成に向けて取り組む。 2050年<u>度</u>実質ゼロの相乗効果 気候変動と持続可能な開発は密接につながっている。同報告書では、地球温暖化が1.5℃に抑えられ、他のSDGsの要素との相乗効果をもたらす体系的な解決が図られれば、持続可能な開発に対する気候変動の悪影響は大きく回避されることが示されている。持続可能な開発は、地球温暖化を1.5℃に抑えることに役立つ社会システムの変革を可能にすることも明らかにされている。気候変動対策として温室効果ガス排出量の2050年<u>度</u>実質ゼロを目指すことは、本計画が目指す持続可能な社会の実現に寄与するものであり、エネルギー、産業・経済、交通・運輸、まちづくり、農林業など、各分野にわたる施策を総合的に推進していく。 3 本県の環境施策が目指す将来像と施策体系 (1) 本県の環境施策が目指す将来像 本県における様々な環境・経済・社会の課題の現状や、環境をめぐる国内外の動きを踏まえ、本県の環境施策が目指すべき将来像を次のとおり掲げる。 多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続可能ないわて ○「多様で優れた環境と共生する」 本県の多様で優れた環境を守り、地域資源として最大限に活用しながら、環境保全と私たちの暮らしを両立させる。 そこでは、森・里・川・海のつながりや良好な大気・水環境が維持され、生物の多様性や地域固有の生態系が確保されているとともに、持続可能な利用を通じて自然との共生が図られている。また、バイオマス等の再生可能エネルギーの利用や各種エコツアーリズムの推進等により、自然に対する人間の適切な働きかけが行われ、里地里山等に人が戻ることで、自然と調和した人々の暮らしや文化が保全されている。 ○「脱炭素で」 将来予想される気候変動による甚大なリスクを回避・軽減し、環境を通じてSDGsを達成するため、温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との均衡を実現することにより、本県の温室効果ガス排出量を2050年<u>度</u>までに実質ゼロとすることを目指し、パリ協定の目標達成に地域から貢献するとともに、温室効果ガスの低排出型の地域経済社会を構築する。 そこでは、日常的な省エネルギーの徹底や多様な再生可能エネルギーの最大限の活用などにより、環境への負荷が極限まで低減しているとともに、3	

現行計画文	修正案	備 考
Rを基調とした事業活動や生活様式が定着した循環型の地域経済社会が構築されている。また、持続可能な経済に資する環境経営や投資活動が一般化し、できるだけ少ない資源・エネルギー量で、より多くの付加価値が生み出され、環境負荷の低減と経済の好循環が実現している。 気候変動に対する多様な適応策が普及することにより、脱炭素が実現してもなお一定程度は避けられない気温上昇等の気候変動による被害が最小限にとどまっている。 ○「持続可能ないわて」 人口減少が見込まれる中、持続的な発展とゆとりある生活をもたらす優れた環境を守り育て、将来の世代に引き継ぐため、多様な主体によるパートナーシップのもと、県民一人ひとりが環境・経済・社会の課題の一体的な向上に向けた取組を実践する。 そこでは、太陽光・風力・水力・地熱・バイオマスや、地中熱・温泉熱など本県の多様で豊富な再生可能エネルギー資源を最大限活用することにより、電気や重油等のエネルギー代金の県外や海外への流出が削減され、その分、県内の消費や投資に回ることにより、地域内で資金が循環し、持続可能な地域経済が実現している。また、地域資源を生かした持続可能な地域づくりを支える人材が豊富になり、都市と農山漁村が地域資源を補完し合う広域的なネットワークが構築されている。さらに、コンパクトな都市形成と一体となった公共交通ネットワークの形成により、中心市街地が活性化し、徒歩や自転車移動等が増加することで健康寿命が延びるとともに、住宅や施設の既存ストックの有効活用等による持続可能なまちづくりが進んでいる。 こうした本県が目指す将来像は、地域資源を最大限活用し、自立・分散型の社会を形成することにより、地域で資源を循環させることが適切なものはなるべく地域で循環させるとともに、より広域で資源を循環させることが適切なものは循環の環を広域化させることにより、地域の特性に応じた最適な規模で地域資源を補完し合うなど、県内各地に、環境・経済・社会の一体的向上による持続可能で重層的な循環型の地域づくりを目指すものであり、国の「第五次環境基本計画」で掲げられている「地域循環共生圏」の考え方と方向性を同じくするものである。 本計画では、この将来像を本県が目指すべき姿（ゴール）として掲げ、そこに至る道筋として、2030年度までに取り組むべき環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向を定める。	Rを基調とした事業活動や生活様式が定着した循環型の地域経済社会が構築されている。また、持続可能な経済に資する環境経営や投資活動が一般化し、できるだけ少ない資源・エネルギー量で、より多くの付加価値が生み出され、環境負荷の低減と経済の好循環が実現している。 気候変動に対する多様な適応策が普及することにより、脱炭素が実現してもなお一定程度は避けられない気温上昇等の気候変動による被害が最小限にとどまっている。 ○「持続可能ないわて」 人口減少が見込まれる中、持続的な発展とゆとりある生活をもたらす優れた環境を守り育て、将来の世代に引き継ぐため、多様な主体によるパートナーシップのもと、県民一人ひとりが環境・経済・社会の一体的な向上に向けた取組を実践する。 そこでは、太陽光・風力・水力・地熱・バイオマスや、地中熱・温泉熱など本県の多様で豊富な再生可能エネルギー資源を最大限活用することにより、電気や重油等のエネルギー代金の県外や海外への流出が削減され、その分、県内の消費や投資に回ることにより、地域内で資金が循環し、持続可能な地域経済が実現している。また、地域資源を生かした持続可能な地域づくりを支える人材が豊富になり、都市と農山漁村が地域資源を補完し合う広域的なネットワークが構築されている。さらに、コンパクトな都市形成と一体となった公共交通ネットワークの形成により、中心市街地が活性化し、徒歩や自転車移動等が増加することで健康寿命が延びるとともに、住宅や施設の既存ストックの有効活用等による持続可能なまちづくりが進んでいる。 こうした本県が目指す将来像は、地域資源を最大限活用し、自立・分散型の社会を形成することにより、地域で資源を循環させることが適切なものはなるべく地域で循環させるとともに、より広域で資源を循環させることが適切なものは循環の環を広域化させることにより、地域の特性に応じた最適な規模で地域資源を補完し合うなど、県内各地に、環境・経済・社会の一体的向上による持続可能で重層的な循環型の地域づくりを目指すものであり、国の「第六次環境基本計画」で掲げられている「地域循環共生圏」の考え方と方向性を同じくするものである。 本計画では、この将来像を本県が目指すべき姿（ゴール）として掲げ、そこに至る道筋として、2030年度までに取り組むべき環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向を定める。 <u>また、第六次環境基本計画では、「循環」と「共生」を実現し、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展ができる循環共生型の社会こそが我々が目指すべき持続可能な社会の姿とし、「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」からなる環境保全を通じた「ウェルビーイング/高い生活の質」を実現できるよう取り組んでいくこととしている。</u>	・ 所要の修正 ・ 時点更新 ・ 第五次循環型社会形成推進計画から引用

現行計画文	修正案	備 考
(2) 施策体系 本県の環境施策が目指す将来像を実現するため、本計画では、今後の環境施策の展開の基本的な方向を踏まえながら、2030年度までに取り組む施策の柱として、本県の環境・経済・社会の複合的課題に対応する「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」と、本県の環境の保全及び創造を支える基本的な施策である「環境分野別施策」の2つの施策領域を設ける。 その際、本県の環境施策が目指す将来像を踏まえ、各施策分野において目指す姿を明らかにした上で、その実現に向けて2030年度までに取り組むべき施策の基本的な考え方を示すとともに、本計画の進捗状況についての全体的な傾向を把握するため、主要な指標として、各施策分野の目指す姿を見据えた施策の全体的な達成状況とその結果としての環境の状況を示す総合的指標を設定する。 ○ 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策 本県が直面する環境・経済・社会の複合的課題に対応するため、<u>国の「第5次環境基本計画」を参考に</u>、「環境×経済」、「環境×農林水産業」、「環境×防災」など、環境分野を超えた他の分野と連携した次の3つの施策分野を掲げ、環境・経済・社会を一体的に向上させるための横断的施策の方向を示す。 1 地域資源の活用による環境と経済の好循環 本県の地域資源を最大限活用することにより、環境を良くして経済を発展させ、経済の活性化が環境を改善するという環境と経済の好循環を実現する。 2 自然と共生した持続可能な県土づくり 社会経済活動の基盤として、快適でうるおいのある生活環境と豊かな自然に育まれた歴史・文化が共存し、気候変動に対する強靱性を有した持続可能な県土づくりを進める。 3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現 人々の日常生活に環境行動が広く浸透し、自然とのふれあいを通じた持続可能なライフスタイル・ワークスタイルによる健康で心豊かな暮らしを実現する。これらの横断的施策には、一見すると環境に関係のないように見える施策もあるが、取組の前提条件や効果をみると、自然環境の恵みや豊かさを活用している、エネルギー・資源の効率的利用につながるなど、環境の保全が前提となるものや環境に良い効果をもたらすものがある。こうした点に「気づき」を得る	<u>これは、県民の幸福を守り育てようとする「いわて県民計画（2019～2028）」の考え方に相通じるものであり、環境施策を通じて、幸福を次世代に引き継ぎ、持続可能な社会を岩手県から広げていくことは、国が掲げる「ウェルビーイング/高い生活の質」を実現することと方向を同じくするものである。</u> (2) 施策体系 本県の環境施策が目指す将来像を実現するため、本計画では、今後の環境施策の展開の基本的な方向を踏まえながら、2030年度までに取り組む施策の柱として、本県の環境・経済・社会の複合的課題に対応する「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」と、本県の環境の保全及び創造を支える基本的な施策である「環境分野別施策」の2つの施策領域を設ける。 その際、本県の環境施策が目指す将来像を踏まえ、各施策分野において目指す姿を明らかにした上で、その実現に向けて2030年度までに取り組むべき施策の基本的な考え方を示すとともに、本計画の進捗状況についての全体的な傾向を把握するため、主要な指標として、各施策分野の目指す姿を見据えた施策の全体的な達成状況とその結果としての環境の状況を示す総合的指標を設定する。 ○ 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策 本県が直面する環境・経済・社会の複合的課題に対応するため、「環境×経済」、「環境×農林水産業」、「環境×防災」など、環境分野を超えた他の分野と連携した次の3つの施策分野を掲げ、環境・経済・社会を一体的に向上させるための横断的施策の方向を示す。 1 地域資源の活用による環境と経済の好循環 本県の地域資源を最大限活用することにより、環境を良くして経済を発展させ、経済の活性化が環境を改善するという環境と経済の好循環を実現する。 2 自然と共生した持続可能な県土づくり 社会経済活動の基盤として、快適でうるおいのある生活環境と豊かな自然に育まれた歴史・文化が共存し、気候変動に対する強靱性を有した持続可能な県土づくりを進める。 3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現 人々の日常生活に環境行動が広く浸透し、自然とのふれあいを通じた持続可能なライフスタイル・ワークスタイルによる健康で心豊かな暮らしを実現する。これらの横断的施策には、一見すると環境に関係のないように見える施策もあるが、取組の前提条件や効果をみると、自然環境の恵みや豊かさを活用している、エネルギー・資源の効率的利用につながるなど、環境の保全が前提となるものや環境に良い効果をもたらすものがある。こうした点に「気づき」を得る	第6次環境基本計画が策定されたが、第六次計画ににおいても横断的施策を実施する方向性に変更はないことから、当該記載を削除するもの。

現行計画文	修正案	備 考
ことも、環境・経済・社会の一体的向上に資するものであり、本計画の役割の一つである。 なお、本施策分野の総合的指標については、横断的施策が環境・経済・社会の一体的向上を目指すものであることを踏まえ、環境と社会経済の関係を端的に表し、施策の効果を総体的に示すと考えられる指標を設定し、当該指標を向上させることを目標とするとともに、計画の進行管理に際して、毎年度の値を把握することにより施策の全体的な達成状況を把握するモニタリング指標とする。 ○ 環境分野別施策 本県の環境の保全及び創造を実現する基本的施策として、以下の５つの施策分野を掲げる。 １ 気候変動対策 ２ 循環型地域社会の形成 ３ 生物多様性の保全・自然との共生 ４ 環境リスクの管理 ５ 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進 本県の環境施策は、昭和46（1971）年に制定された旧「岩手県公害防止条例」に基づく水・大気・土壌の汚染・汚濁の防止を主眼とした公害対策から始まり、我が国及び世界の環境問題の変化を受けて、気候変動対策、廃棄物対策、生物多様性の保全、環境教育など、その対象分野を広げ、関係法律や国の計画を踏まえ、また、第２次計画が定める総合的かつ長期的な施策の方向に基づき、各分野における県の計画を策定し、対策を進めてきた。 これらの環境施策は、本県の環境の保全及び創造を支える基本的な施策であると同時に、環境・経済・社会の一体的向上を環境面から実現する基盤となる施策であり、今後も着実に推進していく必要がある。 なお、本施策分野の総合的指標については、分野ごとに総合的かつ代表的な指標を設定し、目標については2030年度までに達成すべき数値目標を設定する。 上記８つの施策分野は、内容として重複する部分もあるが、各分野が課題の因果関係を通じて重なり合うことから、１つの施策の実施がより多くの複合的課題の解決につながる相乗効果（シナジー）が期待される。また、逆に、これらの施策の中には、一見すると両立させることが困難で、１つの施策が別の施策の効果を低減させる二律背反（トレードオフ）の関係にあるとみられるものもある。施策のトレードオフを極力回避し、シナジーを最大限に引き出すためには、各施策の相互関係を踏まえ、他の施策の効果も考慮するなど横断的な視野を持つことにより、複数の課題の一体的な向上を追求することが重要である。 そのため、複数の課題を一体的に解決するというSDGsの考え方を活用し、各施策をSDGsの169のターゲットに関連づけるとともに、施策の実施に当たって	ことも、環境・経済・社会の一体的向上に資するものであり、本計画の役割の一つである。 なお、本施策分野の総合的指標については、横断的施策が環境・経済・社会の一体的向上を目指すものであることを踏まえ、環境と社会経済の関係を端的に表し、施策の効果を総体的に示すと考えられる指標を設定し、当該指標を向上させることを目標とするとともに、計画の進行管理に際して、毎年度の値を把握することにより施策の全体的な達成状況を把握するモニタリング指標とする。 ○ 環境分野別施策 本県の環境の保全及び創造を実現する基本的施策として、以下の５つの施策分野を掲げる。 １ 気候変動対策 ２ 循環型地域社会の形成 ３ 生物多様性の保全・自然との共生 ４ 環境リスクの管理 ５ 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進 本県の環境施策は、昭和46（1971）年に制定された旧「岩手県公害防止条例」に基づく水・大気・土壌の汚染・汚濁の防止を主眼とした公害対策から始まり、我が国及び世界の環境問題の変化を受けて、気候変動対策、廃棄物対策、生物多様性の保全、環境教育など、その対象分野を広げ、関係法律や国の計画を踏まえ、また、第２次計画が定める総合的かつ長期的な施策の方向に基づき、各分野における県の計画を策定し、対策を進めてきた。 これらの環境施策は、本県の環境の保全及び創造を支える基本的な施策であると同時に、環境・経済・社会の一体的向上を環境面から実現する基盤となる施策であり、今後も着実に推進していく必要がある。 なお、本施策分野の総合的指標については、分野ごとに総合的かつ代表的な指標を設定し、目標については2030年度までに達成すべき数値目標を設定する。 上記８つの施策分野は、内容として重複する部分もあるが、各分野が課題の因果関係を通じて重なり合うことから、１つの施策の実施がより多くの複合的課題の解決につながる相乗効果（シナジー）が期待される。また、逆に、これらの施策の中には、一見すると両立させることが困難で、１つの施策が別の施策の効果を低減させる二律背反（トレードオフ）の関係にあるとみられるものもある。施策のトレードオフを極力回避し、シナジーを最大限に引き出すためには、各施策の相互関係を踏まえ、他の施策の効果も考慮するなど横断的な視野を持つことにより、複数の課題の一体的な向上を追求することが重要である。 そのため、複数の課題を一体的に解決するというSDGsの考え方を活用し、各施策をSDGsの169のターゲットに関連づけるとともに、施策の実施に当たって	

現行計画文	修正案	備 考																																												
は、当該施策に直接関連するターゲット以外のいずれのターゲットとの一体的な向上が重要であることを念頭におきつつ、異なるターゲットを有機的に連動させて実施していく。	は、当該施策に直接関連するターゲット以外のいずれのターゲットとの一体的な向上が重要であることを念頭におきつつ、異なるターゲットを有機的に連動させて実施していく。																																													
第 2 章 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策	第 2 章 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策																																													
横断的施策で掲げる総合的指標と施策の柱	横断的施策で掲げる総合的指標と施策の柱																																													
【総合的指標】	【総合的指標】																																													
<table><tr><th>施策分野</th><th>指標名</th><th>現状</th><th>目標（2030年度）</th></tr><tr><td>1 地域資源の活用による環境と経済の好循環</td><td>炭素生産性（温室効果ガス排出量1トン当たりの県内総生産）</td><td>327千円/トン（2017年度）</td><td>向上を目指す</td></tr><tr><td rowspan="2">2 自然と共生した持続可能な県土づくり</td><td>快適に暮らせる生活環境に関する満足度</td><td>23.5%（2019年度）</td><td>上昇を目指す</td></tr><tr><td>災害に強く安心して暮らせる県土に関する満足度</td><td>24.4%（2019年度）</td><td>上昇を目指す</td></tr><tr><td rowspan="2">3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現</td><td>自然に恵まれていると感じている人の割合</td><td>78.9%（2019年度）</td><td>上昇を目指す</td></tr><tr><td>住まいに快適さを感じている人の割合</td><td>47.6%（2019年度）</td><td>上昇を目指す</td></tr></table>	施策分野	指標名	現状	目標（2030年度）	1 地域資源の活用による環境と経済の好循環	炭素生産性（温室効果ガス排出量1トン当たりの県内総生産）	327千円/トン（2017年度）	向上を目指す	2 自然と共生した持続可能な県土づくり	快適に暮らせる生活環境に関する満足度	23.5%（2019年度）	上昇を目指す	災害に強く安心して暮らせる県土に関する満足度	24.4%（2019年度）	上昇を目指す	3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現	自然に恵まれていると感じている人の割合	78.9%（2019年度）	上昇を目指す	住まいに快適さを感じている人の割合	47.6%（2019年度）	上昇を目指す	<table><tr><th>施策分野</th><th>指標名</th><th>現状</th><th>目標（2030年度）</th></tr><tr><td>1 地域資源の活用による環境と経済の好循環</td><td>炭素生産性（温室効果ガス排出量1トン当たりの県内総生産）</td><td>327千円/トン（2017年度）</td><td>向上を目指す</td></tr><tr><td rowspan="2">2 自然と共生した持続可能な県土づくり</td><td>快適に暮らせる生活環境に関する満足度</td><td>23.5%（2019年度）</td><td>上昇を目指す</td></tr><tr><td>災害に強く安心して暮らせる県土に関する満足度</td><td>24.4%（2019年度）</td><td>上昇を目指す</td></tr><tr><td rowspan="2">3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現</td><td>自然に恵まれていると感じている人の割合</td><td>78.9%（2019年度）</td><td>上昇を目指す</td></tr><tr><td>住まいに快適さを感じている人の割合</td><td>47.6%（2019年度）</td><td>上昇を目指す</td></tr></table>	施策分野	指標名	現状	目標（2030年度）	1 地域資源の活用による環境と経済の好循環	炭素生産性（温室効果ガス排出量1トン当たりの県内総生産）	327千円/トン（2017年度）	向上を目指す	2 自然と共生した持続可能な県土づくり	快適に暮らせる生活環境に関する満足度	23.5%（2019年度）	上昇を目指す	災害に強く安心して暮らせる県土に関する満足度	24.4%（2019年度）	上昇を目指す	3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現	自然に恵まれていると感じている人の割合	78.9%（2019年度）	上昇を目指す	住まいに快適さを感じている人の割合	47.6%（2019年度）	上昇を目指す	
施策分野	指標名	現状	目標（2030年度）																																											
1 地域資源の活用による環境と経済の好循環	炭素生産性（温室効果ガス排出量1トン当たりの県内総生産）	327千円/トン（2017年度）	向上を目指す																																											
2 自然と共生した持続可能な県土づくり	快適に暮らせる生活環境に関する満足度	23.5%（2019年度）	上昇を目指す																																											
	災害に強く安心して暮らせる県土に関する満足度	24.4%（2019年度）	上昇を目指す																																											
3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現	自然に恵まれていると感じている人の割合	78.9%（2019年度）	上昇を目指す																																											
	住まいに快適さを感じている人の割合	47.6%（2019年度）	上昇を目指す																																											
施策分野	指標名	現状	目標（2030年度）																																											
1 地域資源の活用による環境と経済の好循環	炭素生産性（温室効果ガス排出量1トン当たりの県内総生産）	327千円/トン（2017年度）	向上を目指す																																											
2 自然と共生した持続可能な県土づくり	快適に暮らせる生活環境に関する満足度	23.5%（2019年度）	上昇を目指す																																											
	災害に強く安心して暮らせる県土に関する満足度	24.4%（2019年度）	上昇を目指す																																											
3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現	自然に恵まれていると感じている人の割合	78.9%（2019年度）	上昇を目指す																																											
	住まいに快適さを感じている人の割合	47.6%（2019年度）	上昇を目指す																																											
【施策分野と施策の柱】	【施策分野と施策の柱】																																													

現行計画文				修正案				備 考					
	施策分野	施策の柱	関連するSDGs	施策分野	施策の柱	関連するSDGs							
	1 地域資源の活用による環境と経済の好循環	①持続可能な生産と消費を可能にするグリーンな経済システムの構築	7、9、12、13	1 地域資源の活用による環境と経済の好循環	①持続可能な生産と消費を可能にするグリーンな経済システムの構築	7、9、12、13							
		②地域資源を活用した自然共生型産業の振興	2、8、11、12		②地域資源を活用した自然共生型産業の振興	2、8、11、12							
		③都市と農山漁村の連携・交流と広域的なネットワークづくり	7、11、14、15		③都市と農山漁村の連携・交流と広域的なネットワークづくり	7、11、14、15							
		④豊かな環境づくりに資する科学技術の振興	9、12、14、15		④豊かな環境づくりに資する科学技術の振興	9、12、14、15							
	2 自然と共生した持続可能な県土づくり	①快適で魅力あるまちづくりの推進	6、11、12、13	2 自然と共生した持続可能な県土づくり	①快適で魅力あるまちづくりの推進	6、11、12、13							
		②自然と調和した歴史的・文化的環境の保全と活用	4、8、11		②自然と調和した歴史的・文化的環境の保全と活用	4、8、11							
		③気候変動リスクを踏まえた防災・減災	11、13、14、15		③気候変動リスクを踏まえた防災・減災	11、13、14、15							
	3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現	①環境にやさしく健康で質の高い生活の推進	3、8、11、12	3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現	①環境にやさしく健康で質の高い生活の推進	3、8、11、12							
		②森・里・川・海とつながるライフスタイルの充実	4、8、12、15		②森・里・川・海とつながるライフスタイルの充実	4、8、12、15							
	1 地域資源の活用による環境と経済の好循環 目指す姿（本施策分野が目指す将来像）				1 地域資源の活用による環境と経済の好循環 目指す姿（本施策分野が目指す将来像）								
	○ 持続可能な経済に資する企業経営や投資活動が一般化し、脱炭素型の製				○ 持続可能な経済に資する企業経営や投資活動が一般化し、脱炭素型の製								

現行計画文	修正案	備 考												
品・サービスの需要と供給が拡大し、企業の競争力の向上と県内経済の成長が図られ、環境負荷の低減と経済の好循環が実現している。 ○ 地域の自然、エネルギー、産業、文化、風土などの豊かな資源を将来にわたって持続的に活用することにより、地域産業の付加価値向上による経済と地域の活性化が図られている。 ○ 地域資源を生かした持続可能な地域づくりを支える人材が豊富になり、地域内で資金が循環しているとともに、都市と農山漁村が地域資源を補完し合う広域的なネットワークが形成されている。 ○ 豊かな環境づくりに資する研究開発が進み、県内経済の成長に貢献している。 総合的指標(目指す姿を見据えた2030年度までの施策の達成状況を示す指標) 地域資源の活用による環境と経済の好循環の実現を目指し、より少ない炭素投入量でより高い付加価値を生み出すよう、次の指標を設定する。 <table><tr><th>指標名</th><th>現状</th><th>目標 (2030年度)</th></tr><tr><td>炭素生産性 (温室効果ガス排出量1 トン当たりの県内総生産)</td><td>327千円/トン (2017)</td><td>向上を目指す</td></tr></table>	指標名	現状	目標 (2030年度)	炭素生産性 (温室効果ガス排出量1 トン当たりの県内総生産)	327千円/トン (2017)	向上を目指す	品・サービスの需要と供給が拡大し、企業の競争力の向上と県内経済の成長が図られ、環境負荷の低減と経済の好循環が実現している。 ○ 地域の自然、エネルギー、産業、文化、風土などの豊かな資源を将来にわたって持続的に活用することにより、地域産業の付加価値向上による経済と地域の活性化が図られている。 ○ 地域資源を生かした持続可能な地域づくりを支える人材が豊富になり、地域内で資金が循環しているとともに、都市と農山漁村が地域資源を補完し合う広域的なネットワークが形成されている。 ○ 豊かな環境づくりに資する研究開発が進み、県内経済の成長に貢献している。 総合的指標(目指す姿を見据えた2030年度までの施策の達成状況を示す指標) 地域資源の活用による環境と経済の好循環の実現を目指し、より少ない炭素投入量でより高い付加価値を生み出すよう、次の指標を設定する。 <table><tr><th>指標名</th><th>現状</th><th>目標 (2030年度)</th></tr><tr><td>炭素生産性 (温室効果ガス排出量1 トン当たりの県内総生産)</td><td>327千円/トン (2017)</td><td>向上を目指す</td></tr></table>	指標名	現状	目標 (2030年度)	炭素生産性 (温室効果ガス排出量1 トン当たりの県内総生産)	327千円/トン (2017)	向上を目指す	
指標名	現状	目標 (2030年度)												
炭素生産性 (温室効果ガス排出量1 トン当たりの県内総生産)	327千円/トン (2017)	向上を目指す												
指標名	現状	目標 (2030年度)												
炭素生産性 (温室効果ガス排出量1 トン当たりの県内総生産)	327千円/トン (2017)	向上を目指す												
【基本的な考え方】 パリ協定により長期にわたる継続的な取組が必要とされる気候変動対策は、いわば「約束された市場」である。省資源・省エネルギー、再生可能エネルギーなどの環境保全対策は、新たな投資と消費の需要を生み、イノベーションを誘発する。そのため、企業経営における環境配慮を促し、環境関連産業の育成を図り、環境負荷の少ないグリーン製品の市場拡大を促すとともに、こうした企業の取組を後押しするため、資金の流れを環境分野にシフトする環境金融 の拡大を図る。 環境と調和した農林水産業を推進することにより、農林水産資源の持続可能な利用や安全・安心な農林水産物の提供のみならず、資源・エネルギーの効率的利用や生物多様性の確保などの環境保全を図る。また、県産木材等の利用促進に向けた新たな需要や販路の拡大に取り組むとともに、優れた自然を活用した観光産業の振興や各種ツーリズムの推進など地域資源を最大限に活用し、地域産業の付加価値向上を図る。 こうした地域の取組を支える人材と資金を確保するため、都市と農山漁村など地域のつながりを生かしたネットワークづくりを進めるとともに、地域の低炭素化に向けた市町村等と連携した計画づくりや金融機関と連携した資金調達を促進する。 多様な自然と共生した脱炭素で持続可能な社会を実現していくため、最先端の技術開発に加え、今ある優れた技術の社会実装に向けた普及のための研	【基本的な考え方】 パリ協定により長期にわたる継続的な取組が必要とされる気候変動対策は、いわば「約束された市場」である。省資源・省エネルギー、再生可能エネルギーなどの環境保全対策は、新たな投資と消費の需要を生み、イノベーションを誘発する。そのため、企業経営における環境配慮を促し、環境関連産業の育成を図り、環境負荷の少ないグリーン製品の市場拡大を促すとともに、こうした企業の取組を後押しするため、資金の流れを環境分野にシフトする環境金融 の拡大を図る。 環境と調和した農林水産業を推進することにより、農林水産資源の持続可能な利用や安全・安心な農林水産物の提供のみならず、資源・エネルギーの効率的利用や生物多様性の確保などの環境保全を図る。また、県産木材等の利用促進に向けた新たな需要や販路の拡大に取り組むとともに、優れた自然を活用した観光産業の振興や各種ツーリズムの推進など地域資源を最大限に活用し、地域産業の付加価値向上を図る。 こうした地域の取組を支える人材と資金を確保するため、都市と農山漁村など地域のつながりを生かしたネットワークづくりを進めるとともに、地域の低炭素化に向けた市町村等と連携した計画づくりや金融機関と連携した資金調達を促進する。 多様な自然と共生した脱炭素で持続可能な社会を実現していくため、最先端の技術開発に加え、今ある優れた技術の社会実装に向けた普及のための研													

現行計画文	修正案	備 考																																														
究開発を進める。 【施策体系】 <table><tr><td colspan="2">施策の柱</td></tr><tr><td rowspan="6">（１）持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築</td><td>環境経営の推進</td></tr><tr><td>環境関連産業の育成・集積</td></tr><tr><td>環境負荷の低減に資する製品・サービスの需要拡大</td></tr><tr><td>環境に配慮した金融</td></tr><tr><td>エネルギーや資源の地域循環</td></tr><tr><td>循環型経済の構築に向けた新たなビジネス形態の促進</td></tr><tr><td rowspan="5">（２）地域資源を活用した自然共生型産業の振興</td><td>環境と調和した農林水産業の推進</td></tr><tr><td>豊富な森林資源を活用した木材関連産業の振興</td></tr><tr><td>優れた自然を活用した観光産業の振興</td></tr><tr><td>自然の恵みを活用した各種ツーリズムの推進</td></tr><tr><td>自然資本を活用した地域産業の付加価値向上</td></tr><tr><td rowspan="3">（３）都市と農山漁村の連携・交流と広域的なネットワークづくり</td><td>地域資源を活用した都市と農山漁村の連携・交流</td></tr><tr><td>人づくりによる地域づくり</td></tr><tr><td>市町村や金融機関と連携した低炭素な地域づくり</td></tr><tr><td rowspan="3">（４）豊かな環境づくりに資する科学技術の振興</td><td>豊かな環境づくりに資する研究開発の推進</td></tr><tr><td>産学官共同研究等の推進</td></tr><tr><td>環境分野における海外との交流や環境の保全に関する研究の推進</td></tr></table>	施策の柱		（１）持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	環境経営の推進	環境関連産業の育成・集積	環境負荷の低減に資する製品・サービスの需要拡大	環境に配慮した金融	エネルギーや資源の地域循環	循環型経済の構築に向けた新たなビジネス形態の促進	（２）地域資源を活用した自然共生型産業の振興	環境と調和した農林水産業の推進	豊富な森林資源を活用した木材関連産業の振興	優れた自然を活用した観光産業の振興	自然の恵みを活用した各種ツーリズムの推進	自然資本を活用した地域産業の付加価値向上	（３）都市と農山漁村の連携・交流と広域的なネットワークづくり	地域資源を活用した都市と農山漁村の連携・交流	人づくりによる地域づくり	市町村や金融機関と連携した低炭素な地域づくり	（４）豊かな環境づくりに資する科学技術の振興	豊かな環境づくりに資する研究開発の推進	産学官共同研究等の推進	環境分野における海外との交流や環境の保全に関する研究の推進	究開発を進める。 【施策体系】 <table><tr><td colspan="2">施策の柱</td></tr><tr><td rowspan="6">（１）持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築</td><td>環境経営の推進</td></tr><tr><td>環境関連産業の育成・集積</td></tr><tr><td>環境負荷の低減に資する製品・サービスの需要拡大</td></tr><tr><td>環境に配慮した金融</td></tr><tr><td>エネルギーや資源の地域循環</td></tr><tr><td>循環型経済の構築に向けた新たなビジネス形態の促進</td></tr><tr><td rowspan="5">（２）地域資源を活用した自然共生型産業の振興</td><td>環境と調和した農林水産業の推進</td></tr><tr><td>豊富な森林資源を活用した木材関連産業の振興</td></tr><tr><td>優れた自然を活用した観光産業の振興</td></tr><tr><td>自然の恵みを活用した各種ツーリズムの推進</td></tr><tr><td>自然資本を活用した地域産業の付加価値向上</td></tr><tr><td rowspan="3">（３）都市と農山漁村の連携・交流と広域的なネットワークづくり</td><td>地域資源を活用した都市と農山漁村の連携・交流</td></tr><tr><td>人づくりによる地域づくり</td></tr><tr><td>市町村や金融機関と連携した低炭素な地域づくり</td></tr><tr><td rowspan="3">（４）豊かな環境づくりに資する科学技術の振興</td><td>豊かな環境づくりに資する研究開発の推進</td></tr><tr><td>産学官共同研究等の推進</td></tr><tr><td>環境分野における海外との交流や環境の保全に関する研究の推進</td></tr></table>	施策の柱		（１）持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	環境経営の推進	環境関連産業の育成・集積	環境負荷の低減に資する製品・サービスの需要拡大	環境に配慮した金融	エネルギーや資源の地域循環	循環型経済の構築に向けた新たなビジネス形態の促進	（２）地域資源を活用した自然共生型産業の振興	環境と調和した農林水産業の推進	豊富な森林資源を活用した木材関連産業の振興	優れた自然を活用した観光産業の振興	自然の恵みを活用した各種ツーリズムの推進	自然資本を活用した地域産業の付加価値向上	（３）都市と農山漁村の連携・交流と広域的なネットワークづくり	地域資源を活用した都市と農山漁村の連携・交流	人づくりによる地域づくり	市町村や金融機関と連携した低炭素な地域づくり	（４）豊かな環境づくりに資する科学技術の振興	豊かな環境づくりに資する研究開発の推進	産学官共同研究等の推進	環境分野における海外との交流や環境の保全に関する研究の推進	・ 時点更新
施策の柱																																																
（１）持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	環境経営の推進																																															
	環境関連産業の育成・集積																																															
	環境負荷の低減に資する製品・サービスの需要拡大																																															
	環境に配慮した金融																																															
	エネルギーや資源の地域循環																																															
	循環型経済の構築に向けた新たなビジネス形態の促進																																															
（２）地域資源を活用した自然共生型産業の振興	環境と調和した農林水産業の推進																																															
	豊富な森林資源を活用した木材関連産業の振興																																															
	優れた自然を活用した観光産業の振興																																															
	自然の恵みを活用した各種ツーリズムの推進																																															
	自然資本を活用した地域産業の付加価値向上																																															
（３）都市と農山漁村の連携・交流と広域的なネットワークづくり	地域資源を活用した都市と農山漁村の連携・交流																																															
	人づくりによる地域づくり																																															
	市町村や金融機関と連携した低炭素な地域づくり																																															
（４）豊かな環境づくりに資する科学技術の振興	豊かな環境づくりに資する研究開発の推進																																															
	産学官共同研究等の推進																																															
	環境分野における海外との交流や環境の保全に関する研究の推進																																															
施策の柱																																																
（１）持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	環境経営の推進																																															
	環境関連産業の育成・集積																																															
	環境負荷の低減に資する製品・サービスの需要拡大																																															
	環境に配慮した金融																																															
	エネルギーや資源の地域循環																																															
	循環型経済の構築に向けた新たなビジネス形態の促進																																															
（２）地域資源を活用した自然共生型産業の振興	環境と調和した農林水産業の推進																																															
	豊富な森林資源を活用した木材関連産業の振興																																															
	優れた自然を活用した観光産業の振興																																															
	自然の恵みを活用した各種ツーリズムの推進																																															
	自然資本を活用した地域産業の付加価値向上																																															
（３）都市と農山漁村の連携・交流と広域的なネットワークづくり	地域資源を活用した都市と農山漁村の連携・交流																																															
	人づくりによる地域づくり																																															
	市町村や金融機関と連携した低炭素な地域づくり																																															
（４）豊かな環境づくりに資する科学技術の振興	豊かな環境づくりに資する研究開発の推進																																															
	産学官共同研究等の推進																																															
	環境分野における海外との交流や環境の保全に関する研究の推進																																															
【施策の方向】 （１）持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築（環境経営の推進） ・ SDGs時代にふさわしい企業経営を促進するため、企業がSDGsに取り組むに当たって活用できる各種登録・認定制度の取得を促進する。 ・ 環境マネジメントシステムを導入する事業所などを認定する「いわて地球環境にやさしい事業所」認定制度の普及に向けて、認定取得のインセンティブを高める取組を進めるとともに、認定取得を通じて環境経営に積極的に取り組む事業者が評価されるような環境整備に取り組む。	【施策の方向】 （１）持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築（環境経営の推進） ・ SDGs時代にふさわしい企業経営を促進するため、企業がSDGsに取り組むに当たって活用できる各種登録・認定制度の取得を促進する。 ・ 環境マネジメントシステムを導入する事業所などを認定する「いわて地球環境にやさしい事業所（通称「 <u>いわて脱炭素経営企業等</u> 」）」認定制度の普及に向けて、認定取得のインセンティブを高める取組を進めるとともに、認定取得を通じて環境経営に積極的に取り組む事業者が評価されるような環境整備に取り組む。																																															

現行計画文	修正案	備 考
- IS014001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムの導入、環境報告書等を通じた環境コミュニケーションの推進により、企業経営における環境負荷の低減に向けた取組を促進する。 - 企業において省エネや環境保全等の環境経営に取り組むことができるよう、省エネ等の取組の中心となる人材を養成するセミナー等の実施により、企業における人材育成等の取組を支援する。 (環境関連産業の育成・集積) - 環境関連技術の産業化を目指す中小企業等の研究開発や事業化等の取組を技術面から支援する。 - 地域に根ざした再生可能エネルギーの導入促進や環境関連産業の創出と育成を図る。 - 優良な産業廃棄物処理業者の育成、事業者の3Rの取組の支援や再生資源利用製品の利用促進等により、廃棄物の3R、特にリデュース（発生抑制）・リユース（再利用）を推進する事業者を育成・支援する。 - 水素ステーションやFCV等の水素関連製品等の普及促進に向けた機運の醸成や意欲ある事業者への支援に取り組むとともに、水素関連ビジネスの創出・育成に向けて、事業者向けセミナー等の実施により、水素関連技術に必要な知識・技能を有する人材育成等の取組を推進する。 (環境負荷の低減に資する製品・サービスの需要拡大) - 環境負荷の小さい製品等への需要の転換を図るため、岩手県グリーン購入基本方針に基づき、県が率先してグリーン製品等の購入を推進するとともに、市町村、事業者、県民等に対して、グリーン購入に関する情報を積極的に提供する。 - 公共施設等における県産木材の利用を促進するため、県が率先して木材利用を推進するとともに、関係団体との連携による県産木材を活用した優良な施工事例のPRや、建築士・建築施工技術者等の木造設計技術の向上支援に取り組む。 - 持続可能な社会の実現に向けて、環境に配慮したエコ商品や開発途上国の労働者の生活改善を目指すフェアトレード商品の購入など人や社会、環境に配慮した消費行動（エシカル消費）を推進するため、県民や事業者に対して、情報の提供や啓発を行う。 (環境に配慮した金融) - 省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入における初期投資の負担軽減を図るため、低利融資等の支援や地域におけるESG投資等の普及拡大に向けた取組を推進する。 (エネルギーや資源の地域循環)	- IS014001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムの導入、環境報告書等を通じた環境コミュニケーションの推進により、企業経営における環境負荷の低減に向けた取組を促進する。 - 企業において省エネや環境保全等の環境経営に取り組むことができるよう、省エネ等の取組の中心となる人材を養成するセミナー等の実施により、企業における人材育成等の取組を支援する。 (環境関連産業の育成・集積) - 環境関連技術の産業化を目指す中小企業等の研究開発や事業化等の取組を技術面から支援する。 - 地域に根ざした再生可能エネルギーの導入促進や環境関連産業の創出と育成を図る。 - 優良な産業廃棄物処理業者の育成、事業者の3Rの取組の支援や再生資源利用製品の利用促進等により、廃棄物の3R、特にリデュース（発生抑制）・リユース（再利用）を推進する事業者を育成・支援する。 - 水素ステーションやFCV等の水素関連製品等の普及促進に向けた機運の醸成や<u>化石燃料からの燃料転換等</u>に意欲ある事業者への支援に取り組むとともに、水素関連ビジネスの創出・育成に向けて、事業者向けセミナー等の実施により、水素関連技術に必要な知識・技能を有する人材育成等の取組を推進する。 (環境負荷の低減に資する製品・サービスの需要拡大) - 環境負荷の小さい製品等への需要の転換を図るため、岩手県グリーン購入基本方針に基づき、県が率先してグリーン製品等の購入を推進するとともに、市町村、事業者、県民等に対して、グリーン購入に関する情報を積極的に提供する。 - 公共施設等における県産木材の利用を促進するため、県が率先して木材利用を推進するとともに、関係団体との連携による県産木材を活用した優良な施工事例のPRや、建築士・建築施工技術者等の木造設計技術の向上支援に取り組む。 - 持続可能な社会の実現に向けて、環境に配慮したエコ商品や開発途上国の労働者の生活改善を目指すフェアトレード商品の購入など人社会地域環境に配慮した消費行動（エシカル消費）を推進するため、県民や事業者に対して、情報の提供や啓発を行う。 (環境に配慮した金融) - 省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入における初期投資の負担軽減を図るため、低利融資等の支援や地域におけるESG投資等の普及拡大に向けた取組を推進する。 (エネルギーや資源の地域循環)	・ 所要の修正 ・ 所要の修正

現行計画文	修正案	備 考
- 事業所における省エネルギー性能の高い設備・機器の導入や効率的なエネルギー管理の支援などにより、エネルギー生産性の向上を促進する。 - 地域における再生可能エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーシステムの構築支援等を通じ、エネルギーの地産地消を促進することにより、地域のエネルギー収支の改善を図る。 - 地域資源の好循環に向け、再生可能エネルギー由来の水素の利活用を推進する。 - 林地残材等を木質バイオマスエネルギーとして活用するなど未利用木材資源の有効活用を通じ、地域のエネルギー収支の改善、林業振興、地域活性化につなげる。 - 家畜排せつ物、下水汚泥などバイオマス資源のリサイクルやエネルギー利用を促進することにより、再生可能資源の地域での循環利用を進める。 (循環型経済の構築に向けた新たなビジネス形態の促進) - 原材料や部品を含むすべての生産段階における資源投入量を抑制する「省資源型ものづくり」や廃棄物等となった場合の適正なリユース（再使用）・リサイクル（再生利用）、処分が簡単に行える設計を行うなどの環境に配慮した製品づくりの促進、その購入についての啓発活動など生産活動や消費行動における循環型経済の構築に寄与する取組を推進する。 - 市町村や商店街をはじめとする多様な主体の連携による、まちのにぎわい創出を図るため、消費者ニーズの多様化へ対応したキャッシュレス化やシェアリング・エコノミーなどの仕組みの利活用を促進する。 (2) 地域資源を活用した自然共生型産業の振興 (環境と調和した農林水産業の推進) - 安全・安心な産地づくりによる消費者の信頼や評価向上に向け、環境保全型農業の取組を推進する。 - 農業生産工程管理（GAP）の取組を推進するため、農業協同組合等の関係機関・団体と連携し、指導スキルの向上に取り組むとともに、認証を取得した先進経営体をモデルとした取組手順や改善事例を活用することにより、他の農業者の認証取得を支援する。 - 森林資源を持続的に利用していくため、再造林や間伐等の森林整備を促進する。 - 漁業資源の持続的な利用を図るため、漁業法に基づく資源管理と併せ、漁業者の自主的な資源管理の取組を推進する。 - 市町村の地産地消計画の策定を支援し、産直による学校給食や医療・福祉施設等への食材供給などによる農林水産物の域内消費拡大に取り組む。 「岩手県海区未来につなぐ美しい海計画」に基づく漁業協同組合の漁場	- 事業所における省エネルギー性能の高い設備・機器の導入や効率的なエネルギー管理の支援などにより、エネルギー生産性の向上を促進する。 - 地域における再生可能エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーシステムの構築支援等を通じ、エネルギーの地産地消を促進することにより、地域のエネルギー収支の改善を図る。 - 地域資源の好循環に向け、再生可能エネルギー由来の水素等¹⁾の利活用を推進する。 - 林地残材等を木質バイオマスエネルギーとして活用するなど未利用木材資源の有効活用を通じ、地域のエネルギー収支の改善、林業振興、地域活性化につなげる。 - 家畜排せつ物、下水汚泥などバイオマス資源のリサイクルやエネルギー利用を促進することにより、再生可能資源の地域での循環利用を進める。 (循環型経済の構築に向けた新たなビジネス形態の促進) - 原材料や部品を含むすべての生産段階における資源投入量を抑制する「省資源型ものづくり」や廃棄物等となった場合の適正なリユース（再使用）・リサイクル（再生利用）、処分が簡単に行える設計を行うなどの環境に配慮した製品づくりの促進、その購入についての啓発活動など生産活動や消費行動における循環型経済の構築に寄与する取組を推進する。 - 市町村や商店街をはじめとする多様な主体の連携による、まちのにぎわい創出を図るため、消費者ニーズの多様化へ対応したキャッシュレス化やシェアリング・エコノミーなどの仕組みの利活用を促進する。 (2) 地域資源を活用した自然共生型産業の振興 (環境と調和した農林水産業の推進) - 安全・安心な産地づくりによる消費者の信頼や評価向上に向け、環境保全型農業の取組を推進する。 - 農業生産工程管理（GAP）の取組を推進するため、農業協同組合等の関係機関・団体と連携し、指導スキルの向上に取り組むとともに、認証を取得した先進経営体をモデルとした取組手順や改善事例を活用することにより、他の農業者の認証取得を支援する。 - 森林資源を持続的に利用していくため、再造林や間伐等の森林整備を促進する。 - 漁業資源の持続的な利用を図るため、漁業法に基づく資源管理と併せ、漁業者の自主的な資源管理の取組を推進する。 - 市町村の地産地消計画の策定及び実践²⁾を支援し、産直による学校給食や医療・福祉施設等への食材供給などによる農林水産物の域内消費拡大に取り組む。 「岩手県海区未来につなぐ美しい海計画」に基づく漁業協同組合の漁場	- 所要の修正 - 所要の修正

現行計画文	修正案	備 考
環境保全活動など、関係団体等との連携による漁場環境の保全に取り組む。 ・ 土壌診断に基づく適正施肥量の把握と堆肥の利用により、化学肥料使用量の節減を誘導する。 ・ 病害虫抵抗性品種の導入や、天敵や生物資材等を活用した総合的防除技術の普及により、化学合成農薬に過度に頼らない病害虫防除を促進する。 ・ 農林水産物に対する野生鳥獣被害を防止するため、猟銃・わなによる有害捕獲や積雪に強い恒久電気さくの設置、情報通信技術（ICT）の活用、地域全体での被害防止活動の取組を推進する。 （豊富な森林資源を活用した木材関連産業の振興） ・ 県営の公共施設・県公共工事において県産木材等の率先利用に努めるとともに、品質・性能の確かな木材製品の供給体制の整備や木材加工事業者と工務店等のマッチングの促進、商談会を活用した新たな販路開拓等により、本県の木材産業の振興を図る。 ・ 公共施設や産業分野等への木質バイオマスボイラーの導入を促進するとともに、地域の未利用間伐材等の安定供給体制の構築など、木質燃料の安定的かつ継続的な供給に向けた取組を促進する。 ・ 県産木材の新たな需要を創出し、販路拡大を図るため、アカマツCLT 等の実用化や、広葉樹資源を活用した木材製品の商品化に向けた技術開発、県内製材事業者等と県内外の木材製品取扱事業者とのマッチング支援などの取組を推進する。 ・ 市町村や事業者等と連携し、一般家庭へのペレットストーブ等の導入を促進する。 （優れた自然を活用した観光産業の振興） ・ 三陸復興国立公園や三陸ジオパーク、十和田八幡平国立公園等の豊かな自然と地域の文化、歴史等を組み合わせたエコツーリズムの観光メニューづくりや観光人材の育成など、体験型観光の促進を図る。 ・ 国立公園などの自然、温泉、公共交通などの交通ネットワーク、商工業施設、農林水産業施設、歴史的建造物、スポーツ・レジャー施設、郷土食や民族芸能などの文化、郷土史などの知識や伝統技術などを有する人材等の地域資源について、住民生活や地域産業との調和を図りながら、観光資源としてその価値を創造するとともに、広く発信し、活用する。 ・ 本県の豊かな温泉資源の保護と適正利用を図る。 （自然の恵みを活用した各種ツーリズムの推進） ・ グリーン・ツーリズムやファームステイ等による交流人口の拡大に向け、地域の交流活動をコーディネートする組織の活動を支援するとともに、体験型教育旅行の受入拡大に向けた取組を進める。 ・ 本県の豊かな自然を生かしたスポーツアクティビティを活用した観光コ	環境保全活動など、関係団体等との連携による漁場環境の保全に取り組む。 ・ 土壌診断に基づく適正施肥量の把握と堆肥の利用により、化学肥料使用量の節減を誘導する。 ・ 病害虫抵抗性品種の導入や、天敵や生物資材等を活用した総合的防除技術の普及により、化学合成農薬に過度に頼らない病害虫防除を促進する。 ・ 農林水産物に対する野生鳥獣被害を防止するため、猟銃・わなによる有害捕獲や積雪に強い恒久電気さくの設置、情報通信技術（ICT）の活用、地域全体での被害防止活動の取組を推進する。 （豊富な森林資源を活用した木材関連産業の振興） ・ 県営の公共施設・県公共工事において県産木材等の率先利用に努めるとともに、品質・性能の確かな木材製品の供給体制の整備や木材加工事業者と工務店等のマッチングの促進、商談会を活用した新たな販路開拓等により、本県の木材産業の振興を図る。 ・ 公共施設や産業分野等への木質バイオマスボイラーの導入を促進するとともに、地域の未利用間伐材等の安定供給体制の構築など、木質燃料の安定的かつ継続的な供給に向けた取組を促進する。 ・ 県産木材の新たな需要を創出し、販路拡大を図るため、アカマツCLT 等の実用化や、広葉樹資源を活用した木材製品の商品化に向けた技術開発、県内製材事業者等と県内外の木材製品取扱事業者とのマッチング支援などの取組を推進する。 ・ 市町村や事業者等と連携し、一般家庭へのペレットストーブ等の導入を促進する。 （優れた自然を活用した観光産業の振興） ・ 三陸復興国立公園や三陸ジオパーク、十和田八幡平国立公園等の豊かな自然と地域の文化、歴史等を組み合わせたエコツーリズムの観光メニューづくりや観光人材の育成など、体験型観光の促進を図る。 ・ 国立公園などの自然、温泉、公共交通などの交通ネットワーク、商工業施設、農林水産業施設、歴史的建造物、スポーツ・レジャー施設、郷土食や民俗芸能などの文化、郷土史などの知識や伝統技術などを有する人材等の地域資源について、住民生活や地域産業との調和を図りながら、観光資源としてその価値を創造するとともに、広く発信し、活用する。 ・ 本県の豊かな温泉資源の保護と適正利用を図る。 （自然の恵みを活用した各種ツーリズムの推進） ・ グリーン・ツーリズムやファームステイ等による交流人口の拡大に向け、地域の交流活動をコーディネートする組織の活動を支援するとともに、体験型教育旅行の受入拡大に向けた取組を進める。 ・ 本県の豊かな自然を生かしたスポーツアクティビティを活用した観光コ	・ 所要の修正

現行計画文	修正案	備 考
ンテンツの磨き上げや、これを生かしたスポーツツーリズムなどの売り込みを行う。 - 地域の特色ある「食」を核に、多様な歴史や文化等と融合したフードツーリズムを展開する。 - 各種ツーリズムの推進において廃校施設を有効に活用していくため、全国における活用事例を情報共有するとともに、市町村における取組を支援する。 - 魅力ある農山漁村の形成を図るため、農道の保全対策計画を作成する市町村への支援・指導や計画的な保全管理、汚水処理施設等の生活基盤の整備を促進する。 (自然資本を活用した地域産業の付加価値向上) - 生産者や商工業者等による「地域ぐるみ」の6次産業化を推進するため、県産農林水産物を活用した発信力のある特産品開発や料理メニューの提供を促進するとともに、「いわて <u>6次産業化支援</u> センター」のアドバイザー等を活用しながら、担い手の掘り起こしや育成に取り組み、6次産業化の裾野の拡大を図るほか、農商工連携等を深化させ、付加価値を高めながら消費までつないでいくバリューチェーン の構築に向けた取組を促進する。 - 地域の立地条件等を生かして生産された、特長ある農林水産物を活用した特産品等の開発、販路の開拓・拡大など農山漁村ビジネスの取組を促進する。 - テロワール 視点による地域の「食」に係るストーリーや、品質やおいしさ等に関する情報を発信するとともに、生産者と消費者・実需者とのコミュニケーション・交流を図る取組を進める。 - 自然公園等における外国人も含めた観光客の利用促進を図るため、多言語化したP R映像等を活用し、自然の魅力などの情報発信を積極的に行うとともに、標識等の整備に取り組む。 「岩手ならではの」を求めて来県する外国人観光客等のニーズに応える、豊かな自然環境や歴史文化、魅力ある生産者等の地域資源を活用した「食」や「体験」の充実に向けた取組を進める。 - 地域の多彩な農林漁家の生活体験、食文化などの地域資源や、地域の歴史的文化財や民俗芸能などの伝統文化を活用した観光コンテンツの磨き上げや売り込みを行う。 (3) 都市と農山漁村の連携・交流と広域的なネットワークづくり (地域資源を活用した都市と農山漁村の連携・交流) - 自然・文化・風土など、地域の特色ある資源を活用し、都市と農山漁村との連携と交流を促進する。	ンテンツの磨き上げや、これを生かしたスポーツツーリズムなどの売り込みを行う。 - 地域の特色ある「食」を核に、多様な歴史や文化等と融合したフードツーリズムを展開する。 - 各種ツーリズムの推進において廃校施設を有効に活用していくため、全国における活用事例を情報共有するとともに、市町村における取組を支援する。 - 魅力ある農山漁村の形成を図るため、農道の保全対策計画を作成する市町村への支援・指導や計画的な保全管理、汚水処理施設等の生活基盤の整備を促進する。 (自然資本を活用した地域産業の付加価値向上) - 生産者や商工業者等による「地域ぐるみ」の6次産業化を推進するため、県産農林水産物を活用した発信力のある特産品開発や料理メニューの提供を促進するとともに、「いわて <u>地域資源活用・地域連携サポート</u> センター」のアドバイザー等を活用しながら、担い手の掘り起こしや育成に取り組み、6次産業化 <u>等</u> の裾野の拡大を図るほか、農商工連携等を深化させ、付加価値を高めながら消費までつないでいくバリューチェーン の構築に向けた取組を促進する。 - 地域の立地条件等を生かして生産された、特長ある農林水産物を活用した特産品等の開発、販路の開拓・拡大など農山漁村ビジネスの取組を促進する。 - テロワール 視点による地域の「食」に係るストーリーや、品質やおいしさ等に関する情報を発信するとともに、生産者と消費者・実需者とのコミュニケーション・交流を図る取組を進める。 - 自然公園等における外国人も含めた観光客の利用促進を図るため、多言語化したP R映像等を活用し、自然の魅力などの情報発信を積極的に行うとともに、標識等の整備に取り組む。 「岩手ならではの」を求めて来県する外国人観光客等のニーズに応える、豊かな自然環境や歴史文化、魅力ある生産者等の地域資源を活用した「食」や「体験」の充実に向けた取組を進める。 - 地域の多彩な農林漁家の生活体験、食文化などの地域資源や、地域の歴史的文化財や民俗芸能などの伝統文化を活用した観光コンテンツの磨き上げや売り込みを行う。 (3) 都市と農山漁村の連携・交流と広域的なネットワークづくり (地域資源を活用した都市と農山漁村の連携・交流) - 自然・文化・風土など、地域の特色ある資源を活用し、都市と農山漁村との連携と交流を促進する。	所要の修正

現行計画文	修正案	備 考
・ 河川流域における水と緑を守り育てる環境保全活動の促進に向けて、上流地域及び下流地域の県民相互の交流及び連携を支援する。 (人づくりによる地域づくり) ・ 持続可能な社会づくりの担い手を育むことを目指し、環境学習交流センター 等による普及啓発や、子どもの環境学習の支援及び自然等を生かした体験活動の機会の提供などに取り組む。 ・ 三陸ジオパーク活動を担う人材を育成するため、三陸ジオパーク推進協議会や教育機関などの関係機関と連携して、ジオパーク授業を実施するとともに、ガイド講習会などの開催を促進する。 (市町村や金融機関と連携した低炭素な地域づくり) ・ 地域における省エネルギーや再生可能エネルギーの導入を推進するプロジェクトが、国や市町村、地域の金融機関等と連携しながら、地域の環境保全や経済・社会への配慮事項等を踏まえて行われるよう、その事業化や資金調達に向けた取組を支援することにより、地域の経済・社会的課題と環境課題の同時解決につなげる。 (４) 豊かな環境づくりに資する科学技術の振興 (豊かな環境づくりに資する研究開発の促進) ・ 環境浄化や有害物質無害化、廃棄物の減量化・リサイクル、環境負荷低減等につながる研究開発を促進する。 ・ 環境に配慮した土づくり・補給型施肥等の施肥技術、総合的防除管理技術、森林保護技術、木材加工技術、バイオマスエネルギー利活用技術等の開発を推進する。 ・ 本県の地域特性を踏まえた水素利活用モデルの実証事業の導入を推進する。 ・ クリーン水素（化石燃料＋CCUS 、再生可能エネルギー由来の水素）と二酸化炭素からメタンを合成するメタネーションの普及により、需要家側の設備を含めた既存の都市ガスインフラを活用して、社会的コストを抑制しつつ、水素需要の創出を図る地域の脱炭素化モデルの調査研究を行う。 ・ 産学官連携の取組等により、リモートセンシング技術 を活用した効率的な施肥など、環境負荷の軽減にも寄与する「スマート農業 」技術の開発と普及を推進する。 ・ 地理情報システム（ＧＩＳ）や情報通信技術（ＩＣＴ）等の先端技術を活用した「スマート林業 」の取組を推進する。 ・ 情報通信技術（ＩＣＴ）や省力化機器の導入等による、養殖生産の効率化や収益性向上に向けた「スマート水産業」の取組を推進する。 ・ ドローン物流の実用化は、積載率の低い非効率的な輸配送を無人航空機で代替することにより、二酸化炭素排出量の削減に貢献することから、ド	・ 河川流域における水と緑を守り育てる環境保全活動の促進に向けて、上流地域及び下流地域の県民相互の交流及び連携を支援する。 (人づくりによる地域づくり) ・ 持続可能な社会づくりの担い手を育むことを目指し、環境学習交流センター 等による普及啓発や、子どもの環境学習の支援及び自然等を生かした体験活動の機会の提供などに取り組む。 ・ 三陸ジオパーク活動を担う人材を育成するため、三陸ジオパーク推進協議会や教育機関などの関係機関と連携して、ジオパーク授業を実施するとともに、ガイド講習会などの開催を促進する。 (市町村や金融機関と連携した低炭素な地域づくり) ・ 地域における省エネルギーや再生可能エネルギーの導入を推進するプロジェクトが、国や市町村、地域の金融機関等と連携しながら、地域の環境保全や経済・社会への配慮事項等を踏まえて行われるよう、その事業化や資金調達に向けた取組を支援することにより、地域の経済・社会的課題と環境課題の同時解決につなげる。 (４) 豊かな環境づくりに資する科学技術の振興 (豊かな環境づくりに資する研究開発の促進) ・ 環境浄化や有害物質無害化、廃棄物の減量化・リサイクル、環境負荷低減等につながる研究開発を促進する。 ・ 環境に配慮した土づくり・補給型施肥等の施肥技術、総合的防除管理技術、森林保護技術、木材加工技術、バイオマスエネルギー利活用技術等の開発を推進する。 ・ 本県の地域特性を踏まえた<u>再生可能エネルギー由来</u>水素<u>等の</u>利活用モデルの実証事業の導入を推進する。 ・ クリーン水素（化石燃料＋CCUS 、再生可能エネルギー由来の水素）と二酸化炭素からメタンを合成するメタネーションの普及により、需要家側の設備を含めた既存の都市ガスインフラを活用して、社会的コストを抑制しつつ、水素需要の創出を図る地域の脱炭素化モデルの調査研究を行う。 ・ 産学官連携の取組等により、リモートセンシング技術 を活用した効率的な施肥など、環境負荷の軽減にも寄与する「スマート農業 」技術の開発と普及を推進する。 ・ 地理情報システム（ＧＩＳ）や情報通信技術（ＩＣＴ）等の先端技術を活用した「スマート林業 」の取組を推進する。 ・ 情報通信技術（ＩＣＴ）や省力化機器の導入等による、養殖生産の効率化や収益性向上に向けた「スマート水産業」の取組を推進する。 ・ ドローン物流の実用化は、積載率の低い非効率的な輸配送を無人航空機で代替することにより、二酸化炭素排出量の削減に貢献することから、ド	・ 所要の修正

現行計画文	修正案	備 考
ローン物流の実証実験により県内におけるドローン物流の社会実装化を図るとともに、県内市町村や商工団体等を構成員とする「いわてドローン物流研究会」を通じて実証実験で得られたノウハウ等を広く県内関係者と情報共有することでドローン物流の実用化を推進し、二酸化炭素排出量の削減に貢献する。 (産学官共同研究等の推進) ・ 環境に関する科学技術の研究に当たっては、岩手大学、岩手医科大学、岩手県立大学、国立環境研究所等の県内外の研究機関との連携・共同研究を推進する。 ・ 特に、三陸沿岸には、東京大学大気海洋研究所国際沿岸海洋研究センター、北里大学海洋生命科学部附属三陸臨海教育研究センター、岩手大学三陸水産研究センター、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所等の大学・試験研究機関が多数立地し、海洋に関する最先端の調査研究を行っていることから、これらの大学・研究機関を核としたいわて海洋研究コンソーシアムでの活動を通じて、海洋に関する研究機関の連携を推進するとともに、その研究成果が海洋環境の保全に活用されるよう支援に取り組む。 ・ 「グリーンＩＬＣ」の理念を取り入れた国際リニアコライダー（ＩＬＣ）計画を推進するため、産学官の連携により、ＩＬＣ施設から生じる排熱の有効活用などの共同研究に取り組む。 (環境分野における海外との交流や環境の保全に関する研究の推進) ・ 環境に関する国際共同研究を推進するため、海外の研究機関との交流を図る。 ・ 環境リスクの詳細な把握とその低減につなげるため、国内外の研究機関等と連携・協力して、環境の保全に関する研究を推進する。 ２ 自然と共生した持続可能な県土づくり 目指す姿（本施策分野が目指す将来像） ○ 親水空間や緑地、污水处理施設等の整備が進み、快適でうるおいのある生活環境が築かれている。 ○ 美しい景観や歴史的なまち並みが保全され、人々から大切にされるとともに、日々の暮らしの中で親しまれている。 ○ 歴史的・文化的環境の保全について、住民が主体となった保全の取組が展開されるとともに、誇るべき地域固有の資産として地域の活性化に生かされている。 ○ 自然環境が有する多様な機能を活用した持続可能で魅力ある県土づくりが進んでいる。 ○ 農林水産業や生態系、沿岸域など気候変動の影響を受けやすいあらゆる	ローン物流の実証実験により県内におけるドローン物流の社会実装化を図るとともに、県内市町村や商工団体等を構成員とする「いわてドローン物流研究会」を通じて実証実験で得られたノウハウ等を広く県内関係者と情報共有することでドローン物流の実用化を推進し、二酸化炭素排出量の削減に貢献する。 (産学官共同研究等の推進) ・ 環境に関する科学技術の研究に当たっては、岩手大学、岩手医科大学、岩手県立大学、国立環境研究所等の県内外の研究機関との連携・共同研究を推進する。 ・ 特に、三陸沿岸には、東京大学大気海洋研究所国際沿岸海洋研究センター、北里大学海洋生命科学部附属三陸臨海教育研究センター、岩手大学三陸水産研究センター、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所等の大学・試験研究機関が多数立地し、海洋に関する最先端の調査研究を行っていることから、これらの大学・研究機関を核としたいわて海洋研究コンソーシアムでの活動を通じて、海洋に関する研究機関の連携を推進するとともに、その研究成果が海洋環境の保全に活用されるよう支援に取り組む。 ・ 「グリーンＩＬＣ」の理念を取り入れた国際リニアコライダー（ＩＬＣ）計画を推進するため、産学官の連携により、ＩＬＣ施設から生じる排熱の有効活用などの共同研究に取り組む。 (環境分野における海外との交流や環境の保全に関する研究の推進) ・ 環境に関する国際共同研究を推進するため、海外の研究機関との交流を図る。 ・ 環境リスクの詳細な把握とその低減につなげるため、国内外の研究機関等と連携・協力して、環境の保全に関する研究を推進する。 ２ 自然と共生した持続可能な県土づくり 目指す姿（本施策分野が目指す将来像） ○ 親水空間や緑地、污水处理施設等の整備が進み、快適でうるおいのある生活環境が築かれている。 ○ 美しい景観や歴史的なまち並みが保全され、人々から大切にされるとともに、日々の暮らしの中で親しまれている。 ○ 歴史的・文化的環境の保全について、住民が主体となった保全の取組が展開されるとともに、誇るべき地域固有の資産として地域の活性化に生かされている。 ○ 自然環境が有する多様な機能を活用した持続可能で魅力ある県土づくりが進んでいる。 ○ 農林水産業や生態系、沿岸域など気候変動の影響を受けやすいあらゆる	

現行計画文	修正案	備 考																				
分野で、将来の気候リスクを考慮した取組が行われている。 総合的指標（目指す姿を見据えた2030年度までの施策の達成状況を示す指標） 自然と共生した持続可能な県土づくりを目指し、快適で魅力あるまちづくりや気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策の推進により、生活環境や災害に強い県土に関する県民満足度が高まるよう、次の指標を設定する。 <table><tr><th>指標名</th><th>現状</th><th>目標（2030年度）</th></tr><tr><td>快適に暮らせる生活環境に関する満足度</td><td>23.5% (2019年度)</td><td>上昇を目指す</td></tr><tr><td>災害に強く安心して暮らせる県土に関する満足度</td><td>24.4% (2019年度)</td><td>上昇を目指す</td></tr></table> 【基本的な考え方】 <u>人口減少</u>やインフラの老朽化などにより、社会経済活動の基盤となる自然環境や社会インフラの維持管理が困難になるおそれがある。県民参加による環境保全活動を促進するとともに、県民生活や産業活動を支える重要な基盤である水インフラの適切な維持管理を推進し、水資源の循環利用を促進する。 水と緑のうるおいある空間や良好な景観、自然と調和した歴史的文化的環境やそれらを背景にした生活文化は、快適で豊かな暮らしを実現するための基盤となることから、環境との共生を軸にした安らぎのある地域づくりを推進する。 都市のスポンジ化や市街地の空洞化、高齢化など都市を取り巻く環境や都市サービスの基盤が変化しており、住宅や施設の既存ストックの有効活用や適切な維持管理、住民の足となる交通手段の確保や地域コミュニティ機能の維持を図るため、市町村等と連携し、ハード・ソフト両面において持続可能なまちづくりに向けた取組を推進する。 災害時の強靱性確保は、県土のストックとしての価値を向上させる。災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理に向けた広域的な連携・協力体制の確保や、自立・分散型エネルギーシステムの構築、自然環境が有する多様な機能を活用した防災・減災対策を進める。また、<u>現在及び将来の気候変動影響に対し強靱な県土づくりを進め</u>るため、効果的な適応策を推進する<u>とともに</u>、その検討に当たっては、適応策自体が環境に負荷を与えるものとならないよう環境の保全に配慮することや、目的や地域特性に応じて生態系を活用した適応策などの自然環境が有する多様な機能も活用することにより、防災と環境保全の両立を図る。 【施策体系】 <table><tr><td>施策の柱</td></tr></table>	指標名	現状	目標（2030年度）	快適に暮らせる生活環境に関する満足度	23.5% (2019年度)	上昇を目指す	災害に強く安心して暮らせる県土に関する満足度	24.4% (2019年度)	上昇を目指す	施策の柱	分野で、将来の気候リスクを考慮した取組が行われている。 総合的指標（目指す姿を見据えた2030年度までの施策の達成状況を示す指標） 自然と共生した持続可能な県土づくりを目指し、快適で魅力あるまちづくりや気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策の推進により、生活環境や災害に強い県土に関する県民満足度が高まるよう、次の指標を設定する。 <table><tr><th>指標名</th><th>現状</th><th>目標（2030年度）</th></tr><tr><td>快適に暮らせる生活環境に関する満足度</td><td>23.5% (2019年度)</td><td>上昇を目指す</td></tr><tr><td>災害に強く安心して暮らせる県土に関する満足度</td><td>24.4% (2019年度)</td><td>上昇を目指す</td></tr></table> 【基本的な考え方】 <u>高度経済成長期に集中的に整備した</u>インフラの老朽化などにより、社会経済活動の基盤となる自然環境や社会インフラの維持管理が困難になるおそれがある。県民参加による環境保全活動を促進するとともに、県民生活や産業活動を支える重要な基盤である水インフラの適切な維持管理を推進し、水資源の循環利用を促進する。 水と緑のうるおいある空間や良好な景観、自然と調和した歴史的文化的環境やそれらを背景にした生活文化は、快適で豊かな暮らしを実現するための基盤となることから、環境との共生を軸にした安らぎのある地域づくりを推進する。 都市のスポンジ化や市街地の空洞化、高齢化など都市を取り巻く環境や都市サービスの基盤が変化しており、住宅や施設の既存ストックの有効活用や適切な維持管理、住民の足となる交通手段の確保や地域コミュニティ機能の維持を図るため、市町村等と連携し、ハード・ソフト両面において持続可能なまちづくりに向けた取組を推進する。 災害時の強靱性確保は、県土のストックとしての価値を向上させる。災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理に向けた広域的な連携・協力体制の確保や、自立・分散型エネルギーシステムの構築、自然環境が有する多様な機能を活用した防災・減災対策を進める。また、<u>気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害に備え</u>るため、効果的な適応策を推進する<u>。</u>その検討に当たっては、適応策自体が環境に負荷を与えるものとならないよう環境の保全に配慮することや、目的や地域特性に応じて生態系を活用した適応策などの自然環境が有する多様な機能も活用することにより、防災と環境保全の両立を図る。 【施策体系】 <table><tr><td>施策の柱</td></tr></table>	指標名	現状	目標（2030年度）	快適に暮らせる生活環境に関する満足度	23.5% (2019年度)	上昇を目指す	災害に強く安心して暮らせる県土に関する満足度	24.4% (2019年度)	上昇を目指す	施策の柱	・ 所要の修正 ・ 所要の修正
指標名	現状	目標（2030年度）																				
快適に暮らせる生活環境に関する満足度	23.5% (2019年度)	上昇を目指す																				
災害に強く安心して暮らせる県土に関する満足度	24.4% (2019年度)	上昇を目指す																				
施策の柱																						
指標名	現状	目標（2030年度）																				
快適に暮らせる生活環境に関する満足度	23.5% (2019年度)	上昇を目指す																				
災害に強く安心して暮らせる県土に関する満足度	24.4% (2019年度)	上昇を目指す																				
施策の柱																						

現行計画文		修正案		備 考	
（１）快適で魅力あるまちづくりの推進	健全な水循環	（１）快適で魅力あるまちづくりの推進	健全な水循環		
	水インフラの適切な維持管理等の推進		水インフラの適切な維持管理等の推進		
	水と緑のうるおいのある空間の確保		水と緑のうるおいのある空間の確保		
	良好な景観の形成		良好な景観の形成		
	持続可能なまちづくり・地域づくり		持続可能なまちづくり・地域づくり		
（２）自然と調和した歴史的・文化的環境の保全と活用	歴史的・文化的環境の保全と活用	（２）自然と調和した歴史的・文化的環境の保全と活用	歴史的・文化的環境の保全と活用		
	環境と共生する生活文化の継承と創造		環境と共生する生活文化の継承と創造		
（３）気候変動リスクを踏まえた防災・減災	気候変動の影響への適応の推進	（３）気候変動リスクを踏まえた防災・減災	気候変動の影響への適応の推進		
	災害に備えた土地利用		災害に備えた土地利用		
	グリーンインフラや生態系を活用した防災・減災の推進		グリーンインフラや生態系を活用した防災・減災の推進		
	平時から災害時まで一貫した安全の確保		平時から災害時まで一貫した安全の確保		
【施策の方向】		【施策の方向】			
（１）快適で魅力あるまちづくりの推進		（１）快適で魅力あるまちづくりの推進			
（健全な水循環）		（健全な水循環）			
・ 森から川を経て海に至る健全な水循環が図られるよう、海岸漂着物の円滑な処理、県民等の参加による河川や海岸等の保全などの取組を進めるとともに、各地域での水と緑を守り育てる環境保全活動の活発化に向けた取組を推進する。		・ 森から川を経て海に至る健全な水循環が図られるよう、海岸漂着物の円滑な処理、県民等の参加による河川や海岸等の保全などの取組を進めるとともに、各地域での水と緑を守り育てる環境保全活動の活発化に向けた取組を推進する。			
・ 森林や農地・農業用水等の地域資源の保全等により水源のかん養を図る。		・ 森林や農地・農業用水等の地域資源の保全等により水源のかん養を図る。			
・ 都市公園の植栽等を適切に維持管理し、雨水浸透機能の確保を図る。		・ 都市公園の植栽等を適切に維持管理し、雨水浸透機能の確保を図る。			
（水インフラの適切な維持管理等の推進）		（水インフラの適切な維持管理等の推進）			
・ 老朽化が進む農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る保全管理を推進するため、農業水利施設の機能診断に基づく補修・更新を進めることで、水資源の循環利用を促進する。		・ 老朽化が進む農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る保全管理を推進するため、農業水利施設の機能診断に基づく補修・更新を進めることで、水資源の循環利用を促進する。			
・ 地域の産業を支える水インフラとして、北上川をはじめとする水資源を生かし、良質な工業用水の安定供給を行う。		・ 地域の産業を支える水インフラとして、北上川をはじめとする水資源を生かし、良質な工業用水の安定供給を行う。			
・ 「新しいわて水道ビジョン」に基づき、給水人口や給水量が減少しても水道事業が健全かつ安定的に運営されるよう地域の状況や見通しを踏まえた広域連携の取組を推進するとともに、水源から蛇口に至る総合的な水質管理の実現に向けた水安全計画の策定支援、災害時の給水機能確保に向けた水道施設の耐震化促進、発災時の危機管理体制の強化等に取り組む。		・ 「新しいわて水道ビジョン」に基づき、給水人口や給水量が減少しても水道事業が健全かつ安定的に運営されるよう地域の状況や見通しを踏まえた広域連携の取組を推進するとともに、水源から蛇口に至る総合的な水質管理の実現に向けた助言や指導、災害時の給水機能確保に向けた水道施設の耐震化促進、発災時の危機管理体制の強化等に取り組む。		・ 時点更新	
・ 「いわて汚水処理ビジョン2017」に基づき、地域の実情に合わせて、下水道等の汚水処理施設の計画的な整備を促進するとともに、汚水処理施設の役割や必要性等について普及啓発を図る。		・ 「いわて汚水処理ビジョン2017」に基づき、地域の実情に合わせて、下水道等の汚水処理施設の計画的な整備を促進するとともに、汚水処理施設の役割や必要性等について普及啓発を図る。			

現行計画文	修正案	備 考
(水と緑のうるおいある空間の確保) - うるおいと安らぎのあるさわやかな公共空間を創出するため、道路や港湾等の公共空間における緑地帯や植樹帯の適切な維持管理を推進する。 - 森から海までの生態系を連結させる川の自然度を高め、生物の生息・生育・繁殖環境や川が織りなす安らぎのある景観などに配慮した「多自然川づくり」により、人と自然が調和する良好な水辺空間の保全と整備を推進する。 (良好な景観の形成) - 住民や市町村との協働により、地域の景観の保存や活用を推進する。 - 無電柱化や屋外広告物の規制など、より良い景観を形成するための取組を推進する。 - 子どもが地域の景観の魅力や個性を考える景観学習の取組を通じて、次世代の景観づくりの担い手の育成を図る。 (持続可能なまちづくり・地域づくり) - 市町村との連携により適正な土地利用を図りながらコンパクトな都市形成を促進するとともに、都市交通の円滑化や快適な都市空間の創出に資する都市計画道路の整備や市街地の無電柱化などにより、魅力あるまちづくりを推進する。 - 地域公共交通のマスタープランとなる「地域公共交通網形成計画」に基づき、広域バス路線や鉄道路線の維持・確保に取り組む。 - 市町村におけるコミュニティバスの運行等による地域内交通の改善や再編などの取組に対する支援を通じて、住民のニーズに対応した持続可能な公共交通ネットワークの構築を促進する。 - 持続可能な地域コミュニティづくりに向けて、住民自らが地域課題の解決に取り組む地域運営組織や、「小さな拠点」の形成を促進する。 <u>地域の魅力を高め、地域を活性化するリノベーションまちづくりの取組を促進する。</u> (新規) - 空き家の流通を促進するため、関係団体と連携した空き家に係る相談体制の整備など、空き家対策を推進する。 - 公共施設等の維持管理や整備に当たっては、省エネルギー化や立地条件等を踏まえた再生可能エネルギーの導入の検討、環境に配慮した資材の選定、施設の長寿命化による建設廃棄物の発生抑制など、環境負荷の低減を図る。 (2) 自然と調和した歴史的・文化的環境の保全と活用 (歴史的・文化的環境の保全と活用)	(水と緑のうるおいある空間の確保) - うるおいと安らぎのあるさわやかな公共空間を創出するため、道路や港湾等の公共空間における緑地帯や植樹帯の適切な維持管理を推進する。 - 森から海までの生態系を連結させる川の自然度を高め、生物の生息・生育・繁殖環境や川が織りなす安らぎのある景観などに配慮した「多自然川づくり」により、人と自然が調和する良好な水辺空間の保全と整備を推進する。 (良好な景観の形成) - 住民や市町村との協働により、地域の景観の保存や活用を推進する。 - 無電柱化や屋外広告物の規制など、より良い景観を形成するための取組を推進する。 - 子どもが地域の景観の魅力や個性を考える景観学習の取組を通じて、次世代の景観づくりの担い手の育成を図る。 (持続可能なまちづくり・地域づくり) - 市町村との連携により適正な土地利用を図りながらコンパクトな都市形成を促進するとともに、都市交通の円滑化や快適な都市空間の創出に資する都市計画道路の整備や市街地の無電柱化などにより、魅力あるまちづくりを推進する。 - 地域公共交通のマスタープランとなる「地域公共交通網形成計画」に基づき、広域バス路線や鉄道路線の維持・確保に取り組む。 - 市町村におけるコミュニティバスの運行等による地域内交通の改善や再編などの取組に対する支援を通じて、住民のニーズに対応した持続可能な公共交通ネットワークの構築を促進する。 - 持続可能な地域コミュニティづくりに向けて、住民自らが地域課題の解決に取り組む地域運営組織や、「小さな拠点」の形成を促進する。 (削除) <u>「さらなる省エネ性能」を持ち、県産木材の活用などの「岩手らしさ」を考慮した「岩手型住宅」の普及即促進を図る。</u> - 空き家の流通を促進するため、関係団体と連携した空き家に係る相談体制の整備など、空き家対策を推進する。 - 公共施設等の維持管理や整備に当たっては、省エネルギー化や立地条件等を踏まえた再生可能エネルギーの導入の検討、環境に配慮した資材の選定、施設の長寿命化による建設廃棄物の発生抑制など、環境負荷の低減を図る。 (2) 自然と調和した歴史的・文化的環境の保全と活用 (歴史的・文化的環境の保全と活用)	- 時点更新 - 時点更新

現行計画文	修正案	備 考
- 文化財の確実な保存を図るため、文化財の管理状況の把握を徹底し、修理や保管施設の改善、記録保存の措置を行うなど、文化財の特性や地域の実情を踏まえた適切な取組を実施する。 - 未指定の文化財を含めた保存・活用のため、悉皆的な調査や文化財の研究活動を実施し、新たな文化財の掘り起こしやその価値の磨き上げを進める。また、それらの成果を地域住民と共有するための取組や環境の整備を推進する。 - 文化財の保護（保存と活用）を持続的なものとするため、地域住民や民間団体など、多様な主体による文化財の魅力発信等の活用事業を推進する。さらに、文化財の活用を地域づくりの一環として位置づけ、様々な分野との連携により、多様な人材交流や経済活動を創出し、地域の活性化に貢献する。 - 市町村に対し、国等の各種支援制度の情報提供を行うとともに、文化遺産を活用した取組事例等の情報提供を行いながら、市町村の地域活性化の取組を支援する。 - 関係機関等と連携を図りながら、世界遺産である「平泉^{（文化遺産）}」及び「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）」の保存管理と活用の取組を行うとともに、「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」の世界遺産新規登録及び「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録に向けた取組を推進する。 - 歴史的構造物等をはじめとする本県の歴史・文化についての理解促進を図るため、ホームページやイベントで広く国内外に情報を発信する。 - 無電柱化や屋外広告物の規制など歴史的なまち並みを保全するための取組を推進する。 （環境と共生する生活文化の継承と創造） - 自然を活用する知恵や物を大切にする生活様式から生まれた伝統工芸等の環境と共生する生活文化の継承と創造を図る。 - 伝統工芸産業の更なる振興に向けて、ライフスタイルの変化を見据えた新商品開発や、展示販売会等を通じた新たな購買層の開拓などにより事業者の経営力向上を支援する。 （３）気候変動リスクを踏まえた防災・減災 （気候変動の影響への適応の推進） 「岩手県地域気候変動適応計画」に基づき、気候変動に対し強靱で持続可能な社会を実現するため、気候変動の影響に関する情報の収集・整理・分析を行う情報基盤を整備するとともに、環境の変化に対応した新たな水稻品種の育成や、自然災害に備えた河川改修や海岸保全施設の整備、気温上昇に伴う感染症リスクの増大への対応など、効果的な適応策を推進する。	- 文化財の確実な保存を図るため、文化財の管理状況の把握を徹底し、修理や保管施設の改善、記録保存の措置を行うなど、文化財の特性や地域の実情を踏まえた適切な取組を実施する。 - 未指定の文化財を含めた保存・活用のため、悉皆的な調査や文化財の研究活動を実施し、新たな文化財の掘り起こしやその価値の磨き上げを進める。また、それらの成果を地域住民と共有するための取組や環境の整備を推進する。 - 文化財の保護（保存と活用）を持続的なものとするため、地域住民や民間団体など、多様な主体による文化財の魅力発信等の活用事業を推進する。さらに、文化財の活用を地域づくりの一環として位置づけ、様々な分野との連携により、多様な人材交流や経済活動を創出し、地域の活性化に貢献する。 - 市町村に対し、国等の各種支援制度の情報提供を行うとともに、文化遺産を活用した取組事例等の情報提供を行いながら、市町村の地域活性化の取組を支援する。 - 関係機関等と連携を図りながら、世界遺産である「平泉」^{（文化遺産）}」及び「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」の保存管理と活用の取組を行うとともに、「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録に向けた取組を推進する。 - 歴史的構造物等をはじめとする本県の歴史・文化についての理解促進を図るため、ホームページやイベントで広く国内外に情報を発信する。 - 無電柱化や屋外広告物の規制など歴史的なまち並みを保全するための取組を推進する。 （環境と共生する生活文化の継承と創造） - 自然を活用する知恵や物を大切にする生活様式から生まれた伝統工芸等の環境と共生する生活文化の継承と創造を図る。 - 伝統工芸産業の更なる振興に向けて、ライフスタイルの変化を見据えた新商品開発や、展示販売会等を通じた新たな購買層の開拓などにより事業者の経営力向上を支援する。 （３）気候変動リスクを踏まえた防災・減災 （気候変動の影響への適応の推進） 「岩手県地域気候変動適応計画」に基づき、気候変動に対し強靱で持続可能な社会を実現するため、気候変動の影響に関する情報の収集・整理・分析を行う情報基盤を整備するとともに、環境の変化に対応した新たな水稻品種の育成や、自然災害に備えた河川改修や海岸保全施設の整備、気温上昇に伴う感染症リスクの増大への対応など、効果的な適応策を推進する。	時点更新

現行計画文	修正案	備 考
・ 防災・減災対策について、河川改修や海岸保全施設の整備のみならず、土地利用のコントロールや森林による保水力の活用等、あらゆる主体が、各分野で防災・減災対策を包括的に講ずる「流域治水」を推進し、気象災害のみならず、感染症や熱中症等をも含めた複合リスクへの対応など、効果的な適応策を推進する。 (災害に備えた土地利用) ・ 「国土利用計画岩手県計画」に基づき、地域の合意を踏まえ、災害リスクの高い地域への都市化の抑制等に加え、災害時の避難場所及びオープンスペースの確保に配慮しつつ、施設や居住等のより安全な地域への誘導を図るとともに、公共施設について、建て替えなどの機会を捉え、中心部等で、かつ、災害リスクの低い場所への立地を促進し、災害時の機能を確保する。 (グリーンインフラや生態系を活用した防災・減災 の推進) ・ 河川が有する生物の生息、生育、繁殖環境の保全・創出や洪水災害の軽減を図るため、河道の拡幅や築堤等の河川改修を行うに当たっては多自然川づくりを推進する。 ・ 森林の整備や環境に配慮した治山事業により、荒廃森林の復旧及び山地災害の未然防止に取り組む。 ・ 海岸防災林の再生を進めるとともに、機能の早期発現に向けて、適切な管理に取り組む。 (平時から災害時まで一貫した安全の確保) ・ 平時から災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理及び減量化に向けた体制の構築を推進し、災害発生時においても生活環境を保全し、公衆衛生が確保できるよう取組を進めるとともに、エネルギー回収拠点や防災拠点となることも見据えた廃棄物処理施設の整備を促進する。 ・ 自立・分散型エネルギーとして、住宅や事業所等への太陽光発電等の導入を促進することにより、災害時にも必要なエネルギーを迅速に供給する体制を構築し、低炭素化と併せて国土の強靱化を推進する。 ・ 災害時にも対応できる動く蓄電池として活用可能なプラグインハイブリット車、電気自動車、燃料電池自動車の導入を促進する。 ・ 平時から事業者における化学物質の適正管理や排出削減を促進するとともに、使用状況を把握することにより、災害時にも速やかに環境調査を行い、環境汚染の最小化や住民の健康被害防止を図る。 3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現 目指す姿（本施策分野が目指す将来像） ○ 日常生活の中に省エネルギーや省資源・３Ｒなどの環境行動が広く浸透し、環境負荷の少ない製品・サービスが消費者に選ばれている。	・ 防災・減災対策について、河川改修や海岸保全施設の整備のみならず、土地利用のコントロールや森林による保水力の活用等、あらゆる主体が、各分野で防災・減災対策を包括的に講ずる「流域治水」を推進し、気象災害のみならず、感染症や熱中症等をも含めた複合リスクへの対応など、効果的な適応策を推進する。 (災害に備えた土地利用) ・ 「国土利用計画岩手県計画」に基づき、地域の合意を踏まえ、災害リスクの高い地域への都市化の抑制等に加え、災害時の避難場所及びオープンスペースの確保に配慮しつつ、施設や居住等のより安全な地域への誘導を図るとともに、公共施設について、建て替えなどの機会を捉え、中心部等で、かつ、災害リスクの低い場所への立地を促進し、災害時の機能を確保する。 (グリーンインフラや生態系を活用した防災・減災 の推進) ・ 河川が有する生物の生息、生育、繁殖環境の保全・創出や洪水災害の軽減を図るため、河道の拡幅や築堤等の河川改修を行うに当たっては多自然川づくりを推進する。 ・ 森林の整備や環境に配慮した治山事業により、荒廃森林の復旧及び山地災害の未然防止に取り組む。 ・ 海岸防災林の再生を進めるとともに、機能の早期発現に向けて、適切な管理に取り組む。 (平時から災害時まで一貫した安全の確保) ・ 平時から災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理及び減量化に向けた体制の構築を推進し、災害発生時においても生活環境を保全し、公衆衛生が確保できるよう取組を進めるとともに、エネルギー回収拠点や防災拠点となることも見据えた廃棄物処理施設の整備を促進する。 ・ 自立・分散型エネルギーとして、住宅や事業所等への太陽光発電等の導入を促進することにより、災害時にも必要なエネルギーを迅速に供給する体制を構築し、脱炭素化と併せて国土の強靱化を推進する。 ・ 災害時にも対応できる動く蓄電池として活用可能なプラグインハイブリット車、電気自動車、燃料電池自動車の導入を促進する。 ・ 平時から事業者における化学物質の適正管理や排出削減を促進するとともに、使用状況を把握することにより、災害時にも速やかに環境調査を行い、環境汚染の最小化や住民の健康被害防止を図る。 3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現 目指す姿（本施策分野が目指す将来像） ○ 日常生活の中に省エネルギーや省資源・３Ｒなどの環境行動が広く浸透し、環境負荷の少ない製品・サービスが消費者に選ばれている。	・ 所要の修正

現行計画文	修正案	備 考																		
○ 住まいや移動、職場環境など日々の暮らしにおける環境負荷の低減が図られると同時に、健康増進やワーク・ライフ・バランスが確保されている。 ○ 環境への配慮や自然とのふれあいを通じた健康で心豊かなライフスタイルやワークスタイルが実現し、それが魅力となって移住者や定住者が増加している。 総合的指標（目指す姿を見据えた2030年度までの施策の達成状況を示す指標） 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現を目指し、自然とつながる質の高いライフスタイルの充実により、自然の豊かさや住まいの快適さに関する県民満足度が高まるよう、次の指標を設定する。 <table><tr><th>指標名</th><th>現状</th><th>目標（2030年度）</th></tr><tr><td>自然に恵まれていると感じている人の割合^{〔注〕}</td><td>78.9%^{（2019）}</td><td>上昇を目指す</td></tr><tr><td>住まいに快適さを感じている人の割合^{〔注〕}</td><td>47.6%^{（2019）}</td><td>上昇を目指す</td></tr></table> 〔注〕 県の施策に関する県民意識調査 【基本的な考え方】 持続可能な社会を実現するためには、県民一人ひとりがエネルギー、資源の問題を我が事として捉え、具体的な行動に移すことを促していくことが重要である。 環境に配慮したライフスタイルやワークスタイルは、環境負荷の低減以外にも多様な効果をもたらす。県産材を活用した断熱性の高い住まいは、環境負荷の低減のみならず、快適性の向上やヒートショック予防による健康寿命の延伸のほか、県内の林業振興につながる。徒歩や自転車利用は、移動に伴う二酸化炭素の削減とともに、健康増進や渋滞緩和が期待できる。また、ICTの活用によるテレワークの導入拡大は、仕事と育児・介護の両立のみならず、通勤や出張に伴う二酸化炭素の削減につながる。 温泉の利用、ペットなど動物とのふれあい、自然活動体験、生活の中で感じる木のぬくもりと心地よさなど、森・里・川・海につながるライフスタイルが定着することは、健康で心豊かな暮らしの基盤になるとともに、テレワークの導入拡大とあいまって、県外からの移住希望者にとっての本県の魅力となる。 豊かな自然が私たちの生活、経済を支えていることを踏まえ、健康で心豊かな暮らしの実現を目指し、住まいや移動、職場環境などの環境負荷の低減を進めるとともに、人と人、人と自然とのつながりを強めるための施策を展開し、森・里・川・海につながる岩手らしいライフスタイルの充実を図る。 【施策体系】	指標名	現状	目標（2030年度）	自然に恵まれていると感じている人の割合 ^{〔注〕}	78.9% ^{（2019）}	上昇を目指す	住まいに快適さを感じている人の割合 ^{〔注〕}	47.6% ^{（2019）}	上昇を目指す	○ 住まいや移動、職場環境など日々の暮らしにおける環境負荷の低減が図られると同時に、健康増進やワーク・ライフ・バランスが確保されている。 ○ 環境への配慮や自然とのふれあいを通じた健康で心豊かなライフスタイルやワークスタイルが実現し、それが魅力となって移住者や定住者が増加している。 総合的指標（目指す姿を見据えた2030年度までの施策の達成状況を示す指標） 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現を目指し、自然とつながる質の高いライフスタイルの充実により、自然の豊かさや住まいの快適さに関する県民満足度が高まるよう、次の指標を設定する。 <table><tr><th>指標名</th><th>現状</th><th>目標（2030年度）</th></tr><tr><td>自然に恵まれていると感じている人の割合^{〔注〕}</td><td>78.9%^{（2019）}</td><td>上昇を目指す</td></tr><tr><td>住まいに快適さを感じている人の割合^{〔注〕}</td><td>47.6%^{（2019）}</td><td>上昇を目指す</td></tr></table> 〔注〕 県の施策に関する県民意識調査 【基本的な考え方】 持続可能な社会を実現するためには、県民一人ひとりがエネルギー、資源の問題を我が事として捉え、具体的な行動に移すことを促していくことが重要である。 環境に配慮したライフスタイルやワークスタイルは、環境負荷の低減以外にも多様な効果をもたらす。県産材を活用した断熱性の高い住まいは、環境負荷の低減のみならず、快適性の向上やヒートショック予防による健康寿命の延伸のほか、県内の林業振興につながる。徒歩や自転車利用は、移動に伴う二酸化炭素の削減とともに、健康増進や渋滞緩和が期待できる。また、ICTの活用によるテレワークの導入拡大は、仕事と育児・介護の両立のみならず、通勤や出張に伴う二酸化炭素の削減につながる。 温泉の利用、ペットなど動物とのふれあい、自然活動体験、生活の中で感じる木のぬくもりと心地よさなど、森・里・川・海につながるライフスタイルが定着することは、健康で心豊かな暮らしの基盤になるとともに、テレワークの導入拡大とあいまって、県外からの移住希望者にとっての本県の魅力となる。 豊かな自然が私たちの生活、経済を支えていることを踏まえ、健康で心豊かな暮らしの実現を目指し、住まいや移動、職場環境などの環境負荷の低減を進めるとともに、人と人、人と自然とのつながりを強めるための施策を展開し、森・里・川・海につながる岩手らしいライフスタイルの充実を図る。 【施策体系】	指標名	現状	目標（2030年度）	自然に恵まれていると感じている人の割合 ^{〔注〕}	78.9% ^{（2019）}	上昇を目指す	住まいに快適さを感じている人の割合 ^{〔注〕}	47.6% ^{（2019）}	上昇を目指す	
指標名	現状	目標（2030年度）																		
自然に恵まれていると感じている人の割合 ^{〔注〕}	78.9% ^{（2019）}	上昇を目指す																		
住まいに快適さを感じている人の割合 ^{〔注〕}	47.6% ^{（2019）}	上昇を目指す																		
指標名	現状	目標（2030年度）																		
自然に恵まれていると感じている人の割合 ^{〔注〕}	78.9% ^{（2019）}	上昇を目指す																		
住まいに快適さを感じている人の割合 ^{〔注〕}	47.6% ^{（2019）}	上昇を目指す																		

現行計画文		修正案		備 考
施策の柱		施策の柱		・ 第3次岩手県動物愛護管理推進計画（令和4年3月）において、「人と動物が共生する社会」とは、「動物の管理が適正に行われる中で、動物愛護の考え方が広くいきわたることによって実現する社会」とされていることから、現行の「適正飼養の推進」に加え、「愛護思想の普及啓発」に係る記載を追加するもの。
（１）環境にやさしく健康で質の高い生活の推進	持続可能なライフスタイルと消費活動	（１）環境にやさしく健康で質の高い生活の推進	持続可能なライフスタイルと消費活動	
	県産木材を活用した低炭素で健康な住まい		県産木材を活用した低炭素で健康な住まい	
	徒歩・自転車移動等による二酸化炭素の削減と健康寿命の延伸		徒歩・自転車移動等による二酸化炭素の削減と健康寿命の延伸	
	環境負荷の低減につながるテレワークなど働き方改革等の推進		環境負荷の低減につながるテレワークなど働き方改革等の推進	
	「新・湯治」等による健康寿命の延伸		「新・湯治」等による健康寿命の延伸	
	人と動物の共生を目指したペットの適正飼養の推進		人と動物の共生を目指したペットの適正飼養及び動物愛護思想の普及啓発の推進	
（２）森・里・川・海とつながるライフスタイルの充実	自然体験活動等の推進	（２）森・里・川・海とつながるライフスタイルの充実	自然体験活動等の推進	
	森・里・川・海の保全・再生に貢献する地方移住等の促進		森・里・川・海の保全・再生に貢献する地方移住等の促進	
	新たな木材需要の創出及び消費者等の理解の醸成		新たな木材需要の創出及び消費者等の理解の醸成	
【施策の方向】		【施策の方向】		・ 時点更新
（１）環境にやさしく健康で質の高い生活の推進 （持続可能なライフスタイルと消費活動）		（１）環境にやさしく健康で質の高い生活の推進 （持続可能なライフスタイルと消費活動）		
・ SDGsのゴール12「つくる責任 つかう責任」の理念を踏まえ、県民一人ひとりの日常的な消費行動が、人や社会、環境に影響を与えることを消費者・生産者がともに認識し、消費と生産の双方を持続可能なものとすることを目指すエシカル消費等に関する取組を推進する。		・ SDGsのゴール12「つくる責任 つかう責任」の理念を踏まえ、県民一人ひとりの日常的な消費行動が、人・社会・地域・環境に影響を与えることを消費者・生産者がともに認識し、消費と生産の双方を持続可能なものとすることを目指すエシカル消費等に関する取組を推進する。		
・ 障がいのある人の支援につながる商品やフェアトレード商品の選択、エコバッグの持参、省エネルギーの取組など、人や社会、環境へ配慮した消費行動（エシカル消費）の普及啓発を図り、持続可能な社会に向けて消費者や事業者の自主的な行動を促進する。		・ 障がいのある人の支援につながる商品やフェアトレード商品の選択、エコバッグの持参、省エネルギーの取組など、人・社会・地域・環境へ配慮した消費行動（エシカル消費）や食品ロス削減等についての普及啓発を図り、持続可能な社会に向けて消費者や事業者の自主的な行動を促進する。		
・ 省エネ家電やエコカーへの買換え、住宅の省エネ化、荷物の再配達削減に向けた取組などの環境に配慮した製品・サービスの選択は、家計や防災、健康、労働環境にも良い影響を与えるという認識を広めることにより、温室効果ガスの排出削減に向けた自主的かつ具体的な行動を促す県民運動を展開する。		・ 省エネ家電やエコカーへの買換え、住宅の省エネ化、荷物の再配達削減に向けた取組などの環境に配慮した製品・サービスの選択は、家計や防災、健康、労働環境にも良い影響を与えるという認識を広めることにより、温室効果ガスの排出削減に向けた自主的かつ具体的な行動を促す県民運動を展開する。		
・ 3Rを基調としたライフスタイルやビジネススタイルを促進するため、市町村と連携しながら、県民参加型の取組を進める。		・ 3Rを基調としたライフスタイルやビジネススタイルを促進するため、市町村と連携しながら、県民参加型の取組を進める。		
・ モノのライフサイクル全体を通じて資源を循環させる循環経済の構築に向けて、「無駄なものは買わない」、「物を持たず身軽に必要な時だけ使う・体験する」、「社会や環境に良いモノやサービスを選択する」、「モ		・ モノのライフサイクル全体を通じて資源を循環させる循環経済の構築に向けて、「無駄なものは買わない」、「物を持たず身軽に必要な時だけ使う・体験する」、「社会や環境に良いモノやサービスを選択する」、「モ		

現行計画文	修正案	備 考
ノを長く大切に使う」など資源循環に配慮した消費行動を促進する。 - 本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品ロスの削減に向けて、家庭等における食品の食べ切り、使い切りや外食時の適量な注文等による食べ残しの削減、食品の生産・製造、流通、販売等の各段階における食品関連事業者の食品ロス削減の徹底について普及啓発を行うなど、消費者、事業者の各主体による取組を促進する。 (県産木材を活用した低炭素で健康な住まい) - 省エネ基準を満たし、県産木材等を一定量以上活用した新築住宅の建築及び既存住宅のリフォームを支援することで、岩手型住宅（省エネ性能＋岩手らしさを備えた住宅）の普及を図る。 - 岩手の地域性を反映した岩手型住宅に取り組む事業者を岩手型住宅賛同事業者として募集し、その取組を広く周知する。 - 長期優良住宅の普及促進により、住宅の省エネルギー化と長寿命化を図り、住宅の解体・除去等により生じる廃棄物を削減する。 (新規) - ヒートショック防止等の健康維持増進、介助や介護の在宅ケアへの配慮等、高齢者が生涯にわたり健康で活動的に生活できる高齢者向け住宅の供給を促進する。 (徒歩・自転車移動等による二酸化炭素の削減と健康寿命の延伸) - 日常生活や通勤時等における歩行数の増加を促す取組や、都市部及びその周辺部における自転車利用を促進するための環境整備を通じて、運動習慣の定着を図ることにより健康寿命の延伸を促進するとともに、移動に伴う温室効果ガスの削減や交通における混雑緩和にもつなげる。 (環境負荷の低減につながるテレワークなど働き方改革等の推進) - 働き方改革の取組を推進するため、サポートデスクを設置し企業からの相談にきめ細かく対応するとともに、補助制度等により県内各企業等の取組を支援する。また、情報通信技術（ＩＣＴ）の利活用等、中小企業が行う経営力強化や生産性の向上などの取組を支援する。 - フレックスタイム制度や時差通勤の導入など仕事と子育ての両立を支援する取組を行う企業の表彰・認証などにより、子育てにやさしい職場環境づくりを支援するとともに、自動車交通需要の分散による環境負荷の低減にもつなげる。 (「新・湯治 」等による健康寿命の延伸) - 本県の豊かな温泉資源の保護と適正利用を推進し、温泉資源の持続可能な利用と有効活用を促進することを通じて、温泉の公共的利用の増進を図るとともに、温泉がもたらす心身のリフレッシュによる健康寿命の延伸に	ノを長く大切に使う」など資源循環に配慮した消費行動を促進する。 - 本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品ロスの削減に向けて、家庭等における食品の食べ切り、使い切りや外食時の適量な注文等による食べ残しの削減、食品の生産・製造、流通、販売等の各段階における食品関連事業者の食品ロス削減の徹底について普及啓発を行うなど、消費者、事業者の各主体による取組を促進する。 (県産木材を活用した低炭素で健康な住まい) - 省エネ基準を満たし、県産木材等を一定量以上活用した新築住宅の建築及び既存住宅のリフォームを支援することで、岩手型住宅（省エネ性能＋岩手らしさを備えた住宅）の普及を図る。 - 岩手の地域性を反映した岩手型住宅に取り組む事業者を岩手型住宅賛同事業者として募集し、その取組を広く周知する。 (削除) <u>「さらなる省エネ性能」を持ち、県産木材の活用などの「岩手らしさ」を考慮した「岩手型住宅」の普及促進を図る。</u> - ヒートショック防止等の健康維持増進、介助や介護の在宅ケアへの配慮等、高齢者が生涯にわたり健康で活動的に生活できる高齢者向け住宅の供給を促進する。 (徒歩・自転車移動等による二酸化炭素の削減と健康寿命の延伸) - 日常生活や通勤時等における歩行数の増加を促す取組や、都市部及びその周辺部における自転車利用を促進するための環境整備を通じて、運動習慣の定着を図ることにより健康寿命の延伸を促進するとともに、移動に伴う温室効果ガスの削減や交通における混雑緩和にもつなげる。 (環境負荷の低減につながるテレワークなど働き方改革等の推進) - 働き方改革の取組を推進するため、サポートデスクを設置し企業からの相談にきめ細かく対応するとともに、補助制度等により県内各企業等の取組を支援する。また、情報通信技術（ＩＣＴ）の利活用等、中小企業が行う経営力強化や生産性の向上などの取組を支援する。 - フレックスタイム制度や時差通勤の導入など仕事と子育ての両立を支援する取組を行う企業の表彰・認証などにより、子育てにやさしい職場環境づくりを支援するとともに、自動車交通需要の分散による環境負荷の低減にもつなげる。 (「新・湯治 」等による健康寿命の延伸) - 本県の豊かな温泉資源の保護と適正利用を推進し、温泉資源の持続可能な利用と有効活用を促進することを通じて、温泉の公共的利用の増進を図るとともに、温泉がもたらす心身のリフレッシュによる健康寿命の延伸に	- 時点更新 - 時点更新

現行計画文	修正案	備 考
もつなげる。 - 自然、温泉、郷土食や民俗芸能などの文化等の地域資源について、住民生活や地域産業との調和を図りながら、観光資源としてその価値を創造するとともに、周遊ルートを構築するなどして国内外に広く情報発信し、活用していく。 (人と動物の共生を目指したペットの適正飼養の推進) - 動物は、人々の心に潤いと喜びを与え、地域社会や県民の生活を豊かにする大切な存在であることから、人と動物が共生する社会の実現を目指し、動物の所有者による適正飼養を推進する。 (2) 森・里・川・海とつながるライフスタイルの充実 (自然体験活動等の推進) - 子どもたちの成長と学びを支えるため、青少年の家などの社会教育施設等を活用した自然体験活動や、都市公園や森林学習施設等における自然とのふれあい、教育振興運動と連携した自然体験等への参加など本県の豊かな自然を生かした体験活動の機会の提供に取り組む。 (森・里・川・海の保全・再生に貢献する地方移住等の促進) - 移住希望者が、豊かな自然環境や環境負荷の少ない快適な生活環境など岩手の魅力を知り、岩手で暮らしたくなるよう、ホームページやSNS、情報誌等の活用などによる訴求力の高い情報発信や、首都圏に設置している移住と就職の一元的な相談窓口の機能強化など、岩手への移住のための情報提供や相談支援の充実を推進する。 - 農林水産業など各分野の人材確保の取組と連携した移住希望者への情報発信や農山漁村への移住・定住等を見据えた都市と地域住民の交流・連携活動の促進など、本県の魅力あふれる農山漁村づくりに貢献する地方移住のための取組を推進する。 (新たな木材需要の創出及び消費者等の理解の醸成) - 消費地を開拓して県産木材等の新たな需要を掘り起こすため、国内外を視野に入れた販路拡大を進める。 - 消費者から信頼・支持されるブランド形成に向けた取組や岩手県産であることを明らかにする産地認証制度の普及を進める。 - 次代を担う児童や生徒が森林や林業について学ぶことを通じて、県産木	もつなげる。 - 自然、温泉、郷土食や民俗芸能などの文化等の地域資源について、住民生活や地域産業との調和を図りながら、観光資源としてその価値を創造するとともに、周遊ルートを構築するなどして国内外に広く情報発信し、活用していく。 (人と動物の共生を目指したペットの適正飼養<u>及び動物愛護思想の普及啓発</u>の推進) - 動物は、人々の心に潤いと喜びを与え、地域社会や県民の生活を豊かにする大切な存在であることから、人と動物が共生する社会の実現を目指し、動物の所有者による適正飼養を推進する<u>とともに、動物愛護思想の普及啓発を図る</u>。 (2) 森・里・川・海とつながるライフスタイルの充実 (自然体験活動等の推進) - 子どもたちの成長と学びを支えるため、青少年の家などの社会教育施設等を活用した自然体験活動や、都市公園や森林学習施設等における自然とのふれあい、教育振興運動と連携した自然体験等への参加など本県の豊かな自然を生かした体験活動の機会の提供に取り組む。 (森・里・川・海の保全・再生に貢献する地方移住等の促進) - 移住希望者が、豊かな自然環境や環境負荷の少ない快適な生活環境など岩手の魅力を知り、岩手で暮らしたくなるよう、ホームページやSNS、情報誌等の活用などによる訴求力の高い情報発信や、首都圏に設置している移住と就職の一元的な相談窓口の機能強化など、岩手への移住のための情報提供や相談支援の充実を推進する。 - 農林水産業など各分野の人材確保の取組と連携した移住希望者への情報発信や農山漁村への移住・定住等を見据えた都市と地域住民の交流・連携活動の促進など、本県の魅力あふれる農山漁村づくりに貢献する地方移住のための取組を推進する。 (新たな木材需要の創出及び消費者等の理解の醸成) - 消費地を開拓して県産木材等の新たな需要を掘り起こすため、国内外を視野に入れた販路拡大を進める。 - 消費者から信頼・支持されるブランド形成に向けた取組や岩手県産であることを明らかにする産地認証制度の普及を進める。 - 次代を担う児童や生徒が森林や林業について学ぶことを通じて、県産木	- 第3次岩手県動物愛護管理推進計画（令和4年3月）において、「人と動物が共生する社会」とは、「動物の管理が適正に行われる中で、動物愛護の考え方が広くいきわたることによって実現する社会」とされていることから、現行の「適正飼養の推進」に加え、「愛護思想の普及啓発」に係る記載を追加するもの。【再掲】 - 第3次岩手県動物愛護管理推進計画（令和4年3月）において、「人と動物が共生する社会」とは、「動物の管理が適正に行われる中で、動物愛護の考え方が広くいきわたることによって実現する社会」とされていることから、現行の「適正飼養の推進」に加え、「愛護思想の普及啓発」に係る記載を追加するもの。【再掲】

現行計画文	修正案	備 考																																																																														
材の温もりや心地よさ、木材利用の意義等の理解を醸成するための取組への支援を進める。 第3章 環境分野別施策 環境分野別施策で掲げる総合的指標と施策の柱 【指標】 <table><tr><th>施策分野</th><th>指標名</th><th>現状</th><th>目標（2030年度）</th></tr><tr><td rowspan="2">1 気候変動対策</td><td>温室効果ガス排出削減割合（2013年度比）</td><td>16.6%（2017年度）</td><td>57%</td></tr><tr><td>再生可能エネルギーによる電力自給率</td><td>34.4%（2019年度）</td><td>66%</td></tr><tr><td rowspan="2">2 循環型地域社会の形成</td><td>一般廃棄物のリサイクル率</td><td>18.2%（2018年度）</td><td>27%</td></tr><tr><td>産業廃棄物の再生利用率</td><td>60.6%（2018年度）</td><td>61%</td></tr><tr><td rowspan="2">3 生物多様性の保全・自然との共生</td><td>イヌワシつがい数</td><td>27ペア（2019年度）</td><td>29ペア</td></tr><tr><td>自然公園ビジターセンター等利用者数</td><td>420千人（2010～19年度平均）</td><td>470千人</td></tr><tr><td rowspan="2">4 環境リスクの管理</td><td>河川・湖沼・海域のBOD等環境基準達成率</td><td>98.2%（2019年度）</td><td>99.1%</td></tr><tr><td>大気中のPM2.5等環境基準達成率</td><td>100%（2019年度）</td><td>100%</td></tr><tr><td rowspan="2">5 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進</td><td>環境学習交流センター利用者数</td><td>49,789人（2019年度）</td><td>50,000人</td></tr><tr><td>水生生物調査参加率（参加者数）</td><td>6.9%（4,272人）（2013～19年度平均）</td><td>7%（3,100人）</td></tr></table>	施策分野	指標名	現状	目標（2030年度）	1 気候変動対策	温室効果ガス排出削減割合（2013年度比）	16.6%（2017年度）	57%	再生可能エネルギーによる電力自給率	34.4%（2019年度）	66%	2 循環型地域社会の形成	一般廃棄物のリサイクル率	18.2%（2018年度）	27%	産業廃棄物の再生利用率	60.6%（2018年度）	61%	3 生物多様性の保全・自然との共生	イヌワシつがい数	27ペア（2019年度）	29ペア	自然公園ビジターセンター等利用者数	420千人（2010～19年度平均）	470千人	4 環境リスクの管理	河川・湖沼・海域のBOD等環境基準達成率	98.2%（2019年度）	99.1%	大気中のPM2.5等環境基準達成率	100%（2019年度）	100%	5 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進	環境学習交流センター利用者数	49,789人（2019年度）	50,000人	水生生物調査参加率（参加者数）	6.9%（4,272人）（2013～19年度平均）	7%（3,100人）	材の温もりや心地よさ、木材利用の意義等の理解を醸成するための取組への支援を進める。 第3章 環境分野別施策 環境分野別施策で掲げる総合的指標と施策の柱 【指標】 <table><tr><th>施策分野</th><th>指標名</th><th>現状</th><th>目標（2030年度）</th></tr><tr><td rowspan="2">1 気候変動対策</td><td>温室効果ガス排出削減割合（2013年度比）</td><td>16.6%（2017年度）</td><td>57%</td></tr><tr><td>再生可能エネルギーによる電力自給率</td><td>34.4%（2019年度）</td><td>66%</td></tr><tr><td rowspan="2">2 循環型地域社会の形成</td><td>一般廃棄物のリサイクル率</td><td>18.2%（2018年度）</td><td>27%</td></tr><tr><td>産業廃棄物の再生利用率</td><td>60.6%（2018年度）</td><td>61%</td></tr><tr><td rowspan="2">3 生物多様性の保全・自然との共生</td><td>イヌワシつがい数</td><td>27ペア（2019年度）</td><td>29ペア</td></tr><tr><td>自然公園ビジターセンター等利用者数</td><td>420千人（2010～19年度平均）</td><td>470千人</td></tr><tr><td rowspan="2">4 環境リスクの管理</td><td>河川・湖沼・海域のBOD等環境基準達成率</td><td>98.2%（2019年度）</td><td>99.1%</td></tr><tr><td>大気中のPM2.5等環境基準達成率</td><td>100%（2019年度）</td><td>100%</td></tr><tr><td rowspan="2">5 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進</td><td>環境学習交流センター利用者数</td><td>49,789人（2019年度）</td><td>50,000人</td></tr><tr><td>水生生物調査参加率（参加者数）</td><td>6.9%（4,272人）（2013～19年度平均）</td><td>7%（3,100人）</td></tr></table>	施策分野	指標名	現状	目標（2030年度）	1 気候変動対策	温室効果ガス排出削減割合（2013年度比）	16.6%（2017年度）	57%	再生可能エネルギーによる電力自給率	34.4%（2019年度）	66%	2 循環型地域社会の形成	一般廃棄物のリサイクル率	18.2%（2018年度）	27%	産業廃棄物の再生利用率	60.6%（2018年度）	61%	3 生物多様性の保全・自然との共生	イヌワシつがい数	27ペア（2019年度）	29ペア	自然公園ビジターセンター等利用者数	420千人（2010～19年度平均）	470千人	4 環境リスクの管理	河川・湖沼・海域のBOD等環境基準達成率	98.2%（2019年度）	99.1%	大気中のPM2.5等環境基準達成率	100%（2019年度）	100%	5 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進	環境学習交流センター利用者数	49,789人（2019年度）	50,000人	水生生物調査参加率（参加者数）	6.9%（4,272人）（2013～19年度平均）	7%（3,100人）	
施策分野	指標名	現状	目標（2030年度）																																																																													
1 気候変動対策	温室効果ガス排出削減割合（2013年度比）	16.6%（2017年度）	57%																																																																													
	再生可能エネルギーによる電力自給率	34.4%（2019年度）	66%																																																																													
2 循環型地域社会の形成	一般廃棄物のリサイクル率	18.2%（2018年度）	27%																																																																													
	産業廃棄物の再生利用率	60.6%（2018年度）	61%																																																																													
3 生物多様性の保全・自然との共生	イヌワシつがい数	27ペア（2019年度）	29ペア																																																																													
	自然公園ビジターセンター等利用者数	420千人（2010～19年度平均）	470千人																																																																													
4 環境リスクの管理	河川・湖沼・海域のBOD等環境基準達成率	98.2%（2019年度）	99.1%																																																																													
	大気中のPM2.5等環境基準達成率	100%（2019年度）	100%																																																																													
5 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進	環境学習交流センター利用者数	49,789人（2019年度）	50,000人																																																																													
	水生生物調査参加率（参加者数）	6.9%（4,272人）（2013～19年度平均）	7%（3,100人）																																																																													
施策分野	指標名	現状	目標（2030年度）																																																																													
1 気候変動対策	温室効果ガス排出削減割合（2013年度比）	16.6%（2017年度）	57%																																																																													
	再生可能エネルギーによる電力自給率	34.4%（2019年度）	66%																																																																													
2 循環型地域社会の形成	一般廃棄物のリサイクル率	18.2%（2018年度）	27%																																																																													
	産業廃棄物の再生利用率	60.6%（2018年度）	61%																																																																													
3 生物多様性の保全・自然との共生	イヌワシつがい数	27ペア（2019年度）	29ペア																																																																													
	自然公園ビジターセンター等利用者数	420千人（2010～19年度平均）	470千人																																																																													
4 環境リスクの管理	河川・湖沼・海域のBOD等環境基準達成率	98.2%（2019年度）	99.1%																																																																													
	大気中のPM2.5等環境基準達成率	100%（2019年度）	100%																																																																													
5 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進	環境学習交流センター利用者数	49,789人（2019年度）	50,000人																																																																													
	水生生物調査参加率（参加者数）	6.9%（4,272人）（2013～19年度平均）	7%（3,100人）																																																																													
【施策分野と施策の柱】	【施策分野と施策の柱】																																																																															

現行計画文				修正案				備 考
	施策分野	施策の柱	関連するSDGs		施策分野	施策の柱	関連するSDGs	
1 気候変動対策		①省エネルギー対策の推進	7、9、11、13	1 気候変動対策		①省エネルギー対策の推進	7、9、11、13	
		②再生可能エネルギーの導入促進	7、9、13、15			②再生可能エネルギーの導入促進	7、9、13、15	
		③適切な森林整備等による 森林 吸収源対策の推進	7、13、15			③適切な森林整備等による吸収源対策の推進	7、13、15	
		④地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応	1、2、11、13			④地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応	1、2、11、13	
2 循環型地域社会の形成		①廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用（3R）の推進	8、9、12、14	2 循環型地域社会の形成		①廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用（3R） + Renewable の推進	8、9、12、14	
		②災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築	7、11、12			②災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築	7、11、12	
		③廃棄物の適正処理の推進	9、11、12			③廃棄物の適正処理の推進	9、11、12	
3 生物多様性の保全・自然との共生		①生物多様性の保全	2、6、14、15	3 生物多様性の保全・自然との共生		①生物多様性の保全	2、6、14、15	
		②自然とのふれあいの促進	3、8、12、15			②自然とのふれあいの促進	3、8、12、15	
		③森林、農地、海岸の環境保全機能の向上	6、13、14、15			③森林、農地、海岸の環境保全機能の向上	6、13、14、15	
4 環境リスクの管理		①大気環境の保全	3、11、12	4 環境リスクの管理		①大気環境の保全	3、11、12	
		②水環境の保全	3、6、11、12			②水環境の保全	3、6、11、12	
		③土壤環境及び地盤環境の保全	3、6、11、12			③土壤環境及び地盤環境の保全	3、6、11、12	
		④騒音・振動・悪臭対策の推進	11			④騒音・振動・悪臭対策の推進	11	
		⑤化学物質の環境リスク対策の推進	3、12			⑤化学物質の環境リスク対策の推進	3、12	
		⑥監視・測定体制の強化・充実と公害苦情等への的確な対応	11、12			⑥監視・測定体制の強化・充実と公害苦情等への的確な対応	11、12	
		⑦放射性物質による影響の把握等	11、12			⑦放射性物質による影響の把握等	11、12	
		⑧環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用の促進	8、15			⑧環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用の促進	8、15	
		⑨北上川清流化対策の推進	6、12			⑨北上川清流化対策の推進	6、12	
5 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進		①持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進	4、12	5 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進		①持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進	4、12	
		②環境に配慮した行動・協働の推進	4、12、13、17			②環境に配慮した行動・協働の推進	4、12、13、17	

現行計画文	修正案	備 考																								
1 気候変動対策 目指す姿（本施策分野が目指す将来像） ○ 省エネルギー性能に優れた設備や機器、再生可能エネルギーを導入した住宅が普及するとともに、健康にも配慮した快適で便利なくらしが実現している。 ○ 再生可能エネルギーの導入が進み、市町村等の地域のエネルギーシステムが構築され、災害にも強い、快適で安全・安心な地域社会が形成されている。再生可能エネルギーの需給関係を通じた地域のつながりや新たな産業の創出により、地域社会や経済が活性化し、持続的な脱炭素社会を実現している。 ○ 森林整備の必要性に対する理解や木材資源の利活用が進むとともに、本県の豊かな森林の適切な管理が行われ、森林の持つ二酸化炭素吸収源としての機能が持続的に発揮されている。 総合的指標（目指す姿を見据えた2030年度までに達成すべき目標） 脱炭素社会の実現を目指し、温室効果ガス排出量の削減と再生可能エネルギーの導入促進が図られるよう、次の指標を設定する。 <table><tr><th>指標名</th><th>現状</th><th>目標（2030年度）</th></tr><tr><td>温室効果ガス排出削減割合 （2013年度比）</td><td>16.6%^{（2017）}</td><td>57%</td></tr></table> （目標の考え方） 温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロを見据え、省エネルギーの推進による削減を40%、再生可能エネルギーの導入による削減を7%、森林吸収による削減を10%と見込み、全体で57%削減することを目指す。 <table><tr><th>指標名</th><th>現状</th><th>目標（2030年度）</th></tr><tr><td>再生可能エネルギーによる電力 自給率</td><td>34.4%^{（2019）}</td><td>66%</td></tr></table> （目標の考え方） 再生可能エネルギーの事業計画等を踏まえ、2025年度を54%と見込み、2030年度までに更に第2次計画における伸び率と同等の伸び率を目指す。 【基本的な考え方】 温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロを見据え、省エネルギーの徹底した推進と再生可能エネルギーの導入促進、森林吸収源対策の推進により、2030年度までに温室効果ガス排出量を57%削減する。 省エネルギー対策については、家庭部門では、<u>省エネルギー性能を備えた住宅</u>の普及を<u>推進</u>するとともに、太陽光発電等の多様な再生可能エネルギー設備の導入に向けた支援を行う。また、産業部門では、エネルギー性	指標名	現状	目標（2030年度）	温室効果ガス排出削減割合 （2013年度比）	16.6% ^{（2017）}	57%	指標名	現状	目標（2030年度）	再生可能エネルギーによる電力 自給率	34.4% ^{（2019）}	66%	1 気候変動対策 目指す姿（本施策分野が目指す将来像） ○ 省エネルギー性能に優れた設備や機器、再生可能エネルギーを導入した住宅が普及するとともに、健康にも配慮した快適で便利なくらしが実現している。 ○ 再生可能エネルギーの導入が進み、市町村等の地域のエネルギーシステムが構築され、災害にも強い、快適で安全・安心な地域社会が形成されている。再生可能エネルギーの需給関係を通じた地域のつながりや新たな産業の創出により、地域社会や経済が活性化し、持続的な脱炭素社会を実現している。 ○ 森林整備の必要性に対する理解や木材資源の利活用が進むとともに、本県の豊かな森林の適切な管理が行われ、森林の持つ二酸化炭素吸収源としての機能が持続的に発揮されている。 総合的指標（目指す姿を見据えた2030年度までに達成すべき目標） 脱炭素社会の実現を目指し、温室効果ガス排出量の削減と再生可能エネルギーの導入促進が図られるよう、次の指標を設定する。 <table><tr><th>指標名</th><th>現状</th><th>目標（2030年度）</th></tr><tr><td>温室効果ガス排出削減割合 （2013年度比）</td><td>16.6%^{（2017）}</td><td>57%</td></tr></table> （目標の考え方） 温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロを見据え、省エネルギーの推進による削減を40%、再生可能エネルギーの導入による削減を7%、森林吸収による削減を10%と見込み、全体で57%削減することを目指す。 <table><tr><th>指標名</th><th>現状</th><th>目標（2030年度）</th></tr><tr><td>再生可能エネルギーによる電力 自給率</td><td>34.4%^{（2019）}</td><td>66%</td></tr></table> （目標の考え方） 再生可能エネルギーの事業計画等を踏まえ、2025年度を54%と見込み、2030年度までに更に第2次計画における伸び率と同等の伸び率を目指す。 【基本的な考え方】 温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロを見据え、省エネルギーの徹底した推進と再生可能エネルギーの導入促進、森林吸収源対策<u>等</u>の推進により、2030年度までに温室効果ガス排出量を57%削減する。 省エネルギー対策については、家庭部門では、<u>断熱等性能等級 6 又は 7 を満たす「Z E H+住宅」</u>の普及を<u>促進</u>するとともに、太陽光発電等の多様な再生可能エネルギー設備の導入に向けた支援を行う。また、産業部門	指標名	現状	目標（2030年度）	温室効果ガス排出削減割合 （2013年度比）	16.6% ^{（2017）}	57%	指標名	現状	目標（2030年度）	再生可能エネルギーによる電力 自給率	34.4% ^{（2019）}	66%	・ 森林整備以外の吸収源対策を想定した記載を追加 ・ 時点更新
指標名	現状	目標（2030年度）																								
温室効果ガス排出削減割合 （2013年度比）	16.6% ^{（2017）}	57%																								
指標名	現状	目標（2030年度）																								
再生可能エネルギーによる電力 自給率	34.4% ^{（2019）}	66%																								
指標名	現状	目標（2030年度）																								
温室効果ガス排出削減割合 （2013年度比）	16.6% ^{（2017）}	57%																								
指標名	現状	目標（2030年度）																								
再生可能エネルギーによる電力 自給率	34.4% ^{（2019）}	66%																								

現行計画文	修正案	備 考																																				
能の高い設備・機器の導入や効率的なエネルギー管理を促進する。運輸部門では、環境に配慮した自動車使用を促進するとともに、新たなエネルギーインフラとしての社会的価値にも着目した電動車 への転換を図る。 再生可能エネルギーの導入促進については、災害時にも対応できる自立・分散型エネルギーシステムを構築するとともに、初期費用の軽減や自然環境への配慮に取り組みながら、太陽光、風力、地熱、中小水力等の再生可能エネルギーの導入を促進するほか、木質バイオマスや畜産バイオマスなど県内の豊富なバイオマスエネルギー資源、<u>下水熱や</u>温泉熱等の地域性の高い再生可能エネルギー熱の利活用を推進することにより、地域で生み出したエネルギーを地域で利用する取組を進める。 これらの徹底した省エネルギーと再生可能エネルギーの導入拡大により温室効果ガス排出量の削減を図りつつ、間伐や伐採跡地への再造林など適切な森林整備による吸収源対策を推進する。 また、県は、本県全体の普及促進を重視しつつ、自らの事務及び事業に関して、温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロを見据えた取組を率先して実施する。 【施策体系】 <table><tr><th colspan="2">施策の柱</th></tr><tr><td rowspan="5">（１）省エネルギー対策の推進</td><td>エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換</td></tr><tr><td>事業活動における<u>低</u>炭素化の推進</td></tr><tr><td>自動車交通における低炭素化の推進</td></tr><tr><td>低炭素なまちづくり</td></tr><tr><td>二酸化炭素以外の温室効果ガス排出抑制対策の促進</td></tr><tr><td rowspan="3">（２）再生可能エネルギーの導入促進</td><td>自立・分散型エネルギーシステムの構築</td></tr><tr><td>地域に根差した再生可能エネルギーの導入促進</td></tr><tr><td>水素の利活用促進</td></tr><tr><td rowspan="3">（３）適切な森林整備等による<u>森林</u>吸収源対策の推進</td><td>適切な森林整備の促進</td></tr><tr><td>木材資源の有効利用の促進</td></tr><tr><td><u>（新規）</u></td></tr><tr><td colspan="2">（４）地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応</td></tr></table> 【施策の方向】	施策の柱		（１）省エネルギー対策の推進	エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換	事業活動における <u>低</u> 炭素化の推進	自動車交通における低炭素化の推進	低炭素なまちづくり	二酸化炭素以外の温室効果ガス排出抑制対策の促進	（２）再生可能エネルギーの導入促進	自立・分散型エネルギーシステムの構築	地域に根差した再生可能エネルギーの導入促進	水素の利活用促進	（３）適切な森林整備等による <u>森林</u> 吸収源対策の推進	適切な森林整備の促進	木材資源の有効利用の促進	<u>（新規）</u>	（４）地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応		では、エネルギー性能の高い設備・機器の導入や効率的なエネルギー管理を促進する。運輸部門では、環境に配慮した自動車使用を促進するとともに、新たなエネルギーインフラとしての社会的価値にも着目した電動車 への転換を図る。 再生可能エネルギーの導入促進については、災害時にも対応できる自立・分散型エネルギーシステムを構築するとともに、初期費用の<u>負担</u>軽減や自然環境への配慮に取り組みながら、太陽光、風力、地熱、中小水力等の再生可能エネルギーの導入を促進するほか、木質バイオマスや畜産バイオマスなど県内の豊富なバイオマスエネルギー資源、温泉熱等の地域性の高い再生可能エネルギー熱の利活用を推進することにより、地域で生み出したエネルギーを地域で利用する取組を進める。 これらの徹底した省エネルギーと再生可能エネルギーの導入拡大により温室効果ガス排出量の削減を図りつつ、間伐や伐採跡地への再造林など適切な森林整備による<u>もののほか、ブルーカーボンやバイオ炭など森林整備以外のものによる</u>吸収源対策を推進する。 また、県は、本県全体の普及促進を重視しつつ、自らの事務及び事業に関して、温室効果ガス排出量の2050年<u>度</u>実質ゼロを見据えた取組を率先して実施する。 【施策体系】 <table><tr><th colspan="2">施策の柱</th></tr><tr><td rowspan="5">（１）省エネルギー対策の推進</td><td>エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換</td></tr><tr><td>事業活動における<u>脱</u>炭素化の推進</td></tr><tr><td>自動車交通における低炭素化の推進</td></tr><tr><td>低炭素なまちづくり</td></tr><tr><td>二酸化炭素以外の温室効果ガス排出抑制対策の促進</td></tr><tr><td rowspan="3">（２）再生可能エネルギーの導入促進</td><td>自立・分散型エネルギーシステムの構築</td></tr><tr><td>地域に根差した再生可能エネルギーの導入促進</td></tr><tr><td>水素の利活用促進</td></tr><tr><td rowspan="3">（３）適切な森林整備等による吸収源対策の推進</td><td>適切な森林整備の促進</td></tr><tr><td>木材資源の有効利用の促進</td></tr><tr><td><u>森林整備以外の吸収源対策の推進</u></td></tr><tr><td colspan="2">（４）地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応</td></tr></table> 【施策の方向】	施策の柱		（１）省エネルギー対策の推進	エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換	事業活動における <u>脱</u> 炭素化の推進	自動車交通における低炭素化の推進	低炭素なまちづくり	二酸化炭素以外の温室効果ガス排出抑制対策の促進	（２）再生可能エネルギーの導入促進	自立・分散型エネルギーシステムの構築	地域に根差した再生可能エネルギーの導入促進	水素の利活用促進	（３）適切な森林整備等による吸収源対策の推進	適切な森林整備の促進	木材資源の有効利用の促進	<u>森林整備以外の吸収源対策の推進</u>	（４）地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応		・ 所要の修正 ・ ブルーカーボンやバイオ炭等の森林以外の吸収源対策を想定した記載を追加 ・ 所要の修正 ・ 所要の修正
施策の柱																																						
（１）省エネルギー対策の推進	エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換																																					
	事業活動における <u>低</u> 炭素化の推進																																					
	自動車交通における低炭素化の推進																																					
	低炭素なまちづくり																																					
	二酸化炭素以外の温室効果ガス排出抑制対策の促進																																					
（２）再生可能エネルギーの導入促進	自立・分散型エネルギーシステムの構築																																					
	地域に根差した再生可能エネルギーの導入促進																																					
	水素の利活用促進																																					
（３）適切な森林整備等による <u>森林</u> 吸収源対策の推進	適切な森林整備の促進																																					
	木材資源の有効利用の促進																																					
	<u>（新規）</u>																																					
（４）地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応																																						
施策の柱																																						
（１）省エネルギー対策の推進	エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換																																					
	事業活動における <u>脱</u> 炭素化の推進																																					
	自動車交通における低炭素化の推進																																					
	低炭素なまちづくり																																					
	二酸化炭素以外の温室効果ガス排出抑制対策の促進																																					
（２）再生可能エネルギーの導入促進	自立・分散型エネルギーシステムの構築																																					
	地域に根差した再生可能エネルギーの導入促進																																					
	水素の利活用促進																																					
（３）適切な森林整備等による吸収源対策の推進	適切な森林整備の促進																																					
	木材資源の有効利用の促進																																					
	<u>森林整備以外の吸収源対策の推進</u>																																					
（４）地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応																																						

現行計画文	修正案	備 考
(1) 省エネルギー対策の推進 (エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換) - 全県的な団体・機関で構成する温暖化防止いわて県民会議を中心として、県民、事業者、地方公共団体等の各主体が温室効果ガスの排出削減に向けた具体的な行動に取り組む県民運動を展開する。 - 省エネルギー性能を備えた住宅の普及を推進する。 - 家電製品や給湯器などの購入や買換えにおいて、省エネ性能やランニングコスト等のメリット、購入支援制度の情報提供などを通じて、高効率な省エネルギー機器の選択を促進する。 - 家庭における太陽光発電等の多様な再生可能エネルギー設備導入に向けた支援を行う。 - 家庭のエネルギー使用量を把握し、適切な省エネ手法を情報提供することにより、エネルギー消費量の少ないライフスタイルへの転換を促進する。 - 不必要な容器包装の削減等のリデュースやリユースをこれまで以上に進め、人や社会、環境に配慮した消費行動による持続可能なライフスタイルへの転換を進める。 - 児童等が環境学習を通じて学んだことを、家庭における省エネルギーの実践に生かしていくための取組を推進する。 - 地球温暖化防止活動推進センター や地球温暖化防止活動推進員 、地球温暖化対策地域協議会と連携して、日常生活における温室効果ガスの排出削減に向けた普及啓発、相談対応・助言、調査・分析に取り組む。 (事業活動における低炭素化の推進) - エネルギー性能の高い設備・機器の導入や効率的なエネルギー管理を促進する。 - 一定規模以上の事業者について、温室効果ガス排出削減に向けたエネルギー使用量の把握や省エネルギー性能の高い設備・機器の自主的かつ計画的な導入を促進する。 - 地球温暖化防止活動推進センター等による事業者向けの啓発・広報活動等と連携し、温室効果ガス排出量の削減に意欲的な事業者の取組をベストプラクティスとして横展開を図ることにより、事業者の自主的な取組を促進する。 - 廃棄物の３Ｒの取組を更に推進し、ごみ排出量の削減を図る。また、なお残る廃棄物等の処理に当たっては、廃棄物エネルギーの効率的な回収の推進に向けた助言を行うほか、廃棄物処理施設が災害時にも地域のエネルギーセンターとしても機能するよう、市町村や関係事業者等と連携してエネルギーの効率的な回収を行う施設の普及を図る。 県、市町村など公共部門において、グリーン購入基本方針の中に環境配	(1) 省エネルギー対策の推進 (エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換) - 全県的な団体・機関で構成する温暖化防止いわて県民会議を中心として、県民、事業者、地方公共団体等の各主体が温室効果ガスの排出削減に向けた具体的な行動に取り組む県民運動を展開する。 - 省エネルギー性能を備えた住宅の普及を推進する。 - 家電製品や給湯器などの購入や買換えにおいて、省エネ性能やランニングコスト等のメリット、購入支援制度の情報提供などを通じて、高効率な省エネルギー機器の選択を促進する。 - 家庭における太陽光発電等の多様な再生可能エネルギー設備導入に向けた支援を行う。 - 家庭のエネルギー使用量を把握し、適切な省エネ手法を情報提供することにより、エネルギー消費量の少ないライフスタイルへの転換を促進する。 - 不必要な容器包装の削減等のリデュースやリユースをこれまで以上に進め、人や社会、環境に配慮した消費行動による持続可能なライフスタイルへの転換を進める。 - 児童等が環境学習を通じて学んだことを、家庭における省エネルギーの実践に生かしていくための取組を推進する。 - 地球温暖化防止活動推進センター や地球温暖化防止活動推進員 、地球温暖化対策地域協議会と連携して、日常生活における温室効果ガスの排出削減に向けた普及啓発、相談対応・助言、調査・分析に取り組む。 (事業活動における脱炭素化の推進) - エネルギー性能の高い設備・機器の導入や効率的なエネルギー管理を促進する。 - 一定規模以上の事業者について、温室効果ガス排出削減に向けたエネルギー使用量の把握や省エネルギー性能の高い設備・機器の自主的かつ計画的な導入を促進する。 - 地球温暖化防止活動推進センター等による事業者向けの啓発・広報活動等と連携し、温室効果ガス排出量の削減に意欲的な事業者の取組をベストプラクティスとして横展開を図ることにより、事業者の自主的な取組を促進する。 - 廃棄物の３Ｒの取組を更に推進し、ごみ排出量の削減を図る。また、なお残る廃棄物等の処理に当たっては、廃棄物エネルギーの効率的な回収の推進に向けた助言を行うほか、廃棄物処理施設が災害時にも地域のエネルギーセンターとしても機能するよう、市町村や関係事業者等と連携してエネルギーの効率的な回収を行う施設の普及を図る。 県、市町村など公共部門において、グリーン購入基本方針の中に環境配	所要の修正

現行計画文	修正案	備 考
慮契約に係る取組を盛り込む等、率先して温室効果ガス排出削減のための取組を進める。 (自動車交通における低炭素化の推進) - 自動車交通における環境負荷の低減のため、駐停車時におけるアイドリングストップ、<u>交通状況に応じた安全な低速走行</u>等のエコドライブの普及など、環境に配慮した自動車使用を促進する。 - 自動車の購入において、環境負荷の低減のほか、蓄電・給電機能の活用などエネルギーインフラとしての社会的価値にも着目した電動車への転換を促進する。 - 電動車の利便性を向上させ、その普及促進を図るため、「岩手県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」に基づき、充電器の整備を促進する。 - 道路渋滞や交差点での混雑を解消・緩和するため、道路整備等を推進する。 - 物流事業者について、物流の効率化に向けた自主的かつ計画的な取組を促進する。 (低炭素なまちづくり) - 建築物の省エネルギー化、インフラ施設の省エネルギー化・長寿命化を推進する。 - 街路等の緑化による環境にやさしいまちづくりを促進する。 - 都市機能が集積した、持続可能で環境負荷の小さいコンパクトなまちづくりを促進する。 県、沿線等市町村等で構成される利用促進協議会などを通じて、マイルール意識を醸成するなど、モビリティ・マネジメント の活用により、県民意識の変化を促しながら地域公共交通の利便性の向上や利用拡大を促進する。 - 事業所への通勤や商業施設等への来客の自動車から公共交通機関や自転車への交通転換に向けた、事業者の自主的かつ計画的な取組を促進する。 - 自動車利用から自転車利用への転換に向け、「岩手県自転車活用推進計画」に基づく自転車通行空間の整備など、自転車の利用促進のための取組を推進する。 (二酸化炭素以外の温室効果ガス排出抑制対策の促進) 「フロン排出抑制法」、「家電リサイクル法」、「自動車リサイクル法」の適正な運用により、フロン類の排出抑制及び適正処理に向けた取組を推進する。 - メタン、一酸化二窒素等について、国等の対策とその効果をみながら、関係団体等と連携し、発生排出抑制対策を促進する。 (2) 再生可能エネルギーの導入促進	慮契約に係る取組を盛り込む等、率先して温室効果ガス排出削減のための取組を進める。 (自動車交通における低炭素化の推進) - 自動車交通における環境負荷の低減のため、駐停車時におけるアイドリングストップ、<u>燃費を向上させるやさしい発進</u>等のエコドライブの普及など、環境に配慮した自動車使用を促進する。 - 自動車の購入において、環境負荷の低減のほか、蓄電・給電機能の活用などエネルギーインフラとしての社会的価値にも着目した電動車への転換を促進する。 - 電動車の利便性を向上させ、その普及促進を図るため、「岩手県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」<u>等</u>に基づき、充電器の整備を促進する。 - 道路渋滞や交差点での混雑を解消・緩和するため、道路整備等を推進する。 - 物流事業者について、物流の効率化に向けた自主的かつ計画的な取組を促進する。 (低炭素なまちづくり) - 建築物の省エネルギー化、インフラ施設の省エネルギー化・長寿命化を推進する。 - 街路等の緑化による環境にやさしいまちづくりを促進する。 - 都市機能が集積した、持続可能で環境負荷の小さいコンパクトなまちづくりを促進する。 県、沿線等市町村等で構成される利用促進協議会などを通じて、マイルール意識を醸成するなど、モビリティ・マネジメント の活用により、県民意識の変化を促しながら地域公共交通の利便性の向上や利用拡大を促進する。 - 事業所への通勤や商業施設等への来客の自動車から公共交通機関や自転車への交通転換に向けた、事業者の自主的かつ計画的な取組を促進する。 - 自動車利用から自転車利用への転換に向け、「岩手県自転車活用推進計画」に基づく自転車通行空間の整備など、自転車の利用促進のための取組を推進する。 (二酸化炭素以外の温室効果ガス排出抑制対策の促進) 「フロン排出抑制法」、「家電リサイクル法」、「自動車リサイクル法」の適正な運用により、フロン類の排出抑制及び適正処理に向けた取組を推進する。 - メタン、一酸化二窒素等について、国等の対策とその効果をみながら、関係団体等と連携し、発生排出抑制対策を促進する。 (2) 再生可能エネルギーの導入促進	・ 所要の修正 ・ 所要の修正

現行計画文	修正案	備 考
(自立・分散型エネルギーシステムの構築) - 災害にも対応できる自立・分散型エネルギーシステムの構築に向けて、住宅や事業所等への太陽光発電と蓄電池の導入や、燃料電池やコージェネレーションなどによる都市ガス（天然ガス）の高度利用 を促進するとともに、市町村等による地域のエネルギーシステムの構築に向けた取組を支援する。 - 地域の再生可能エネルギーの導入促進に向けて、市町村が地方公共団体実行計画を策定するための技術的な助言や情報提供、その他の必要な支援を行う。 - 再生可能エネルギーの導入の牽引を図るため、企業等による本県の再生可能エネルギーの環境付加価値の活用に向けた取組を支援する。 - 県有施設に再生可能エネルギーを最大限導入し、エネルギーの地産地消を推進する。 (地域に根ざした再生可能エネルギーの導入促進) - 初期費用の軽減や自然環境への配慮に取り組みながら、太陽光、風力、地熱、中小水力等の再生可能エネルギーの導入を促進する。 「<u>岩手県風力発電導入構想</u>」に基づく市町村等との連携による事業化の支援や、地熱に関する理解の促進に向けた取組を実施する。 - 海洋再生可能エネルギー実証フィールドの利活用推進や洋上風力発電の実現に向けた取組を推進する。 - 再生可能エネルギーの適正な導入に向けて、送配電網の強化や、地域、環境に配慮した制度改善等について国に働きかけるなどの取組を推進する。 - 環境に配慮した再生可能エネルギーの導入を図るため、環境影響評価制度や土地関係に係る各種規制・制度の適切な運用を図りつつ、関係機関と連携して、自然環境に配慮した発電事業の適正な実施に向けた取組を推進する。 - 県民、事業者や団体等を対象としたセミナー等を開催し、地域に根ざした再生可能エネルギーの導入促進や、関連産業の創出、育成に取り組む。 - 木質バイオマスや畜産バイオマスなど県内の豊富なバイオマスエネルギー資源の利活用を促進する。 - 温泉熱や地中熱 など多様な未利用エネルギーの利用を促進する。 - 排出量取引、グリーン電力証書 、カーボン・オフセットなど<u>低</u>炭素社会の構築を促す制度等の活用促進を図る。 - 関連産業への地元企業の参入に向けた支援など再生可能エネルギーによる地域経済への好循環に向けた取組を促進する。 - 下水汚泥等によるバイオマス熱や廃棄物処理に伴う排熱など多様なエネ	(自立・分散型エネルギーシステムの構築) - 災害にも対応できる自立・分散型エネルギーシステムの構築に向けて、住宅や事業所等への太陽光発電と蓄電池の導入や、燃料電池やコージェネレーションなどによる都市ガス（天然ガス）の高度利用 を促進するとともに、市町村等による地域のエネルギーシステムの構築に向けた取組を支援する。 - 地域の再生可能エネルギーの導入促進に向けて、市町村が地方公共団体実行計画を策定するための技術的な助言や情報提供、その他の必要な支援を行う。 - 再生可能エネルギーの導入の牽引を図るため、企業等による本県の再生可能エネルギーの環境付加価値の活用に向けた取組を支援する。 - 県有施設に再生可能エネルギーを最大限導入し、エネルギーの地産地消を推進する。 (地域に根ざした再生可能エネルギーの導入促進) - 初期費用の軽減や自然環境への配慮に取り組みながら、太陽光、風力、地熱、中小水力等の再生可能エネルギーの導入を促進する。 - 市町村等との連携による事業化の支援や、地熱に関する理解の促進に向けた取組を実施する。 - 海洋再生可能エネルギー実証フィールドの利活用推進や洋上風力発電の実現に向けた取組を推進する。 - 再生可能エネルギーの適正な導入に向けて、送配電網の強化や、地域、環境に配慮した制度改善等について国に働きかけるなどの取組を推進する。 - 環境に配慮した再生可能エネルギーの導入を図るため、環境影響評価制度や土地関係に係る各種規制・制度の適切な運用を図りつつ、関係機関と連携して、自然環境に配慮した発電事業の適正な実施に向けた取組を推進する。 - 県民、事業者や団体等を対象としたセミナー等を開催し、地域に根ざした再生可能エネルギーの導入促進や、関連産業の創出、育成に取り組む。 - 木質バイオマスや畜産バイオマスなど県内の豊富なバイオマスエネルギー資源の利活用を促進する。 - 温泉熱や地中熱 など多様な未利用エネルギーの利用を促進する。 - 排出量取引、グリーン電力証書 、カーボン・オフセットなど<u>脱</u>炭素社会の構築を促す制度等の活用促進を図る。 - 関連産業への地元企業の参入に向けた支援など再生可能エネルギーによる地域経済への好循環に向けた取組を促進する。 - 下水汚泥等によるバイオマス熱や廃棄物処理に伴う排熱など多様なエネ	- 所要の修正 - 所要の修正

現行計画文	修正案	備 考
ルギー資源の活用を促進する。 (水素の利活用推進) - 本県の地域特性を踏まえた水素利活用モデルの実証事業の導入を推進する。 - 水素ステーションやFCV等の水素関連製品等の普及促進に向けた機運の醸成や導入に意欲のある事業者への支援に取り組む。 - 水素関連ビジネスの創出・育成に向けた人材育成等の取組を推進する。 - 水素に関する理解の促進に向けた自治体・事業者向けセミナー等の開催やイベント等を活用した普及啓発に取り組む。 (3) 適切な森林整備等による<u>森林</u>吸収源対策の推進 (適切な森林整備の促進) - 森林の持つ多面的機能を高度に発揮できるよう間伐等を適切に実施し、健全な森林の育成を促進する。 - 伐採跡地への再造林を進めるとともに、針広混交林 など多様な森林の整備を促進する。 (木材資源の有効利用の促進) - 公共施設・公共工事や住宅等への県産木材等の活用を促進する。 - 木材の利用技術や加工技術の向上により、木材の有効利用を促進する。 - 林地残材等を木質バイオマスエネルギーとして活用するなど、未利用木質資源の有効活用を促進する。 - 森林資源を活用した排出量取引等の普及と事業者の制度参加を促進する。 - 市町村や事業者等と連携し、一般家庭へのペレットストーブ等の導入を促進する。 (新規) (新規) (新規) (4) 地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応 <u>気候変動適応に関する情報の収集、提供等の機能を有する地域気候変動適応センターを設置する。</u> - 国の専門機関や地域気候変動適応センターと連携し、気候変動とその影響に関する情報の収集や提供等を行う。 - 県民、事業者、市町村等を対象に、気候変動適応に関するセミナー等を	ルギー資源の活用を促進する。 (水素の利活用推進) - 本県の地域特性を踏まえた<u>再生可能エネルギー由来</u>水素<u>等</u>の利活用モデルの実証事業の導入を推進する。 - 水素ステーションやFCV等の水素関連製品等の普及促進に向けた機運の醸成や導入に意欲のある事業者への支援に取り組む。 - 水素関連ビジネスの創出・育成に向けた人材育成等の取組を推進する。 - 水素に関する理解の促進に向けた自治体・事業者向けセミナー等の開催やイベント等を活用した普及啓発に取り組む。 (3) 適切な森林整備等による吸収源対策の推進 (適切な森林整備の促進) - 森林の持つ多面的機能を高度に発揮できるよう間伐等を適切に実施し、健全な森林の育成を促進する。 - 伐採跡地への再造林を進めるとともに、針広混交林 など多様な森林の整備を促進する。 (木材資源の有効利用の促進) - 公共施設・公共工事や住宅等への県産木材等の活用を促進する。 - 木材の利用技術や加工技術の向上により、木材の有効利用を促進する。 - 林地残材等を木質バイオマスエネルギーとして活用するなど、未利用木質資源の有効活用を促進する。 - 森林資源を活用した排出量取引等の普及と事業者の制度参加を促進する。 - 市町村や事業者等と連携し、一般家庭へのペレットストーブ等の導入を促進する。 <u>(森林整備以外の吸収源対策の推進)</u> <u>海藻などを二酸化炭素吸収源とする「ブルーカーボン」の活用に向けた機運醸成や、「ブルーカーボン」の増大に貢献する藻場の再生・造成に取り組めます。</u> <u>実証事業を通じたバイオ炭施用等による二酸化炭素削減の取組を促進します。</u> (4) 地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応 <u>(削除)</u> - 国の専門機関や地域気候変動適応センターと連携し、気候変動とその影響に関する情報の収集や提供等を行う。 - 県民、事業者、市町村等を対象に、気候変動適応に関するセミナー等を	- 所要の修正 - 第2次地球温暖化対策実行計画から引用 - ブルーカーボン以外の取組を追加 - 時点更新

現行計画文	修正案	備 考																								
開催し、理解促進に取り組む。 2 循環型地域社会の形成 目指す姿（本施策分野が目指す将来像） ○ 廃棄物の発生が可能な限り抑制され、資源の循環利用（再使用・再生利用）が徹底した社会が確立されている。 ○ 災害に強く、循環利用が考慮された持続可能な廃棄物処理体制が構築されている。 ○ 廃棄物の適正処理が確保され、良好な生活環境が維持されている。 総合的指標（目指す姿を見据えた2030年度までに達成すべき目標） 資源の循環利用が徹底した社会の実現を目指し、廃棄物の再生利用が進むよう、次の指標を設定する。 <table><tr><td>指標名</td><td>現状</td><td>目標（2030年度）</td></tr><tr><td>一般廃棄物のリサイクル率</td><td>18.2％^{（2018）}</td><td>27％</td></tr></table> （目標の考え方） 2018年時点で東北1位であるものの、全国平均(19.9％)を下回っていることから、2030年度までに国の基本方針で示された全国の数値目標と同水準を目指す。 <table><tr><td>指標名</td><td>現状</td><td>目標（2030年度）</td></tr><tr><td>産業廃棄物の再生利用率</td><td>60.6％^{（2018）}</td><td>61％</td></tr></table> （目標の考え方） 2018年時点で国の基本方針で示された全国の数値目標（2020年に56％）を上回っており、引き続き全国より高い水準の維持を目指す。 【基本的な考え方】 東日本大震災津波後に一時的に増加した一般廃棄物は、平成25（2013）年度以降、3 Rの定着などにより6年連続で減少しているが、県民一人1日当たりの排出量は、直近の平成30（2018）年度では930グラムと横ばい傾向で推移している。また、リサイクル量は77千トンと平成20（2008）年度の86千トンに比べ減少しており、リサイクル率（ごみ全体に占めるリサイクル量の割合）も18.2％と東北6県では最も高いものの、全国平均(19.9％)を下回っている。そのため、<u>「もったいない」という古くからの知恵に即し、廃棄物等の発生抑制を第一とする</u>3 Rを基調とするライフスタイルに転換されるように、県民への3 Rの重要性に関する一層の普及啓発、一般廃棄物の処理の有料化を始めとするごみ減量化策等について、市町村や事業者をはじめとした多様な主体と連携した取組を推進する。 震災後に急増した産業廃棄物は、平成26（2014）年度以降、5年連続で減少しており、平成30（2018）年度は2,683トンとなったが、減少幅は小さくなっており、震災前よりもいまだ高い水準で推移していることから、事	指標名	現状	目標（2030年度）	一般廃棄物のリサイクル率	18.2％ ^{（2018）}	27％	指標名	現状	目標（2030年度）	産業廃棄物の再生利用率	60.6％ ^{（2018）}	61％	開催し、理解促進に取り組む。 2 循環型地域社会の形成 目指す姿（本施策分野が目指す将来像） ○ 廃棄物の発生が可能な限り抑制され、資源の循環利用（再使用・再生利用）が徹底した社会が確立されている。 ○ 災害に強く、循環利用が考慮された持続可能な廃棄物処理体制が構築されている。 ○ 廃棄物の適正処理が確保され、良好な生活環境が維持されている。 総合的指標（目指す姿を見据えた2030年度までに達成すべき目標） 資源の循環利用が徹底した社会の実現を目指し、廃棄物の再生利用が進むよう、次の指標を設定する。 <table><tr><td>指標名</td><td>現状</td><td>目標（2030年度）</td></tr><tr><td>一般廃棄物のリサイクル率</td><td>18.2％^{（2018）}</td><td>27％</td></tr></table> （目標の考え方） 2018年時点で東北1位であるものの、全国平均(19.9％)を下回っていることから、2030年度までに国の基本方針で示された全国の数値目標と同水準を目指す。 <table><tr><td>指標名</td><td>現状</td><td>目標（2030年度）</td></tr><tr><td>産業廃棄物の再生利用率</td><td>60.6％^{（2018）}</td><td>61％</td></tr></table> （目標の考え方） 2018年時点で国の基本方針で示された全国の数値目標（2020年に56％）を上回っており、引き続き全国より高い水準の維持を目指す。 【基本的な考え方】 東日本大震災津波後に一時的に増加した一般廃棄物は、平成25（2013）年度以降、3 Rの定着などにより6年連続で減少しているが、県民一人1日当たりの排出量は、直近の平成30（2018）年度では930グラムと横ばい傾向で推移している。また、リサイクル量は77千トンと平成20（2008）年度の86千トンに比べ減少しており、リサイクル率（ごみ全体に占めるリサイクル量の割合）も18.2％と東北6県では最も高いものの、全国平均(19.9％)を下回っている。そのため、3 R+<u>Renewable</u>を基調とするライフスタイルに転換されるように、県民への3 R+<u>Renewable</u>の重要性に関する一層の普及啓発、一般廃棄物の処理の有料化を始めとするごみ減量化策等について、市町村や事業者をはじめとした多様な主体と連携した取組を推進する。 震災後に急増した産業廃棄物は、平成26（2014）年度以降、5年連続で減少しており、平成30（2018）年度は2,683トンとなったが、減少幅は小さくなっており、震災前よりもいまだ高い水準で推移していることから、事	指標名	現状	目標（2030年度）	一般廃棄物のリサイクル率	18.2％ ^{（2018）}	27％	指標名	現状	目標（2030年度）	産業廃棄物の再生利用率	60.6％ ^{（2018）}	61％	・ 所要の修正
指標名	現状	目標（2030年度）																								
一般廃棄物のリサイクル率	18.2％ ^{（2018）}	27％																								
指標名	現状	目標（2030年度）																								
産業廃棄物の再生利用率	60.6％ ^{（2018）}	61％																								
指標名	現状	目標（2030年度）																								
一般廃棄物のリサイクル率	18.2％ ^{（2018）}	27％																								
指標名	現状	目標（2030年度）																								
産業廃棄物の再生利用率	60.6％ ^{（2018）}	61％																								

現行計画文	修正案	備 考																				
業者の産業廃棄物の減量化に係る普及啓発や支援等を推進する。 農業では、老朽化した家畜排せつ物処理施設の長寿命化に向けた検討の促進や、農業用廃プラスチックの分別徹底と回収を図る。また、漁業では、漁業系廃プラスチックの適正処理や海藻残さ、カキ殻等の漁業系廃棄物の適正処理を進める。 建設分野では、建設廃棄物の発生抑制や現場内での再利用、分別・再資源化に取り組むとともに、下水処理で発生する汚泥の有効活用に向けた取組を継続する。 人口減少が見込まれる中で、災害に強く持続可能な廃棄物処理体制を構築するため、処理コスト等を踏まえ、地域の実情にあった検討を行う。また、「いわてクリーンセンター」の埋立終了時期が近付いており、次期最終処分場の整備を進める。 不法投棄などの不適正処理は、監視・指導の強化などにより早期発見、早期解決が図られてきており、引き続き事業者の廃棄物の適正処理を促進する取組を継続する必要がある。 【施策体系】 <table><tr><th colspan="2">施策の柱</th></tr><tr><td rowspan="3">（１）廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用（３Ｒ）の推進</td><td>一般廃棄物の抑制及び適正な処理の推進</td></tr><tr><td>産業廃棄物の抑制及び適正な処理の推進</td></tr><tr><td>海岸漂着物対策</td></tr><tr><td colspan="2">（２）災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築</td></tr><tr><td colspan="2">（３）廃棄物の適正処理の推進</td></tr></table> 【施策の方向】 （１）廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用（３Ｒ）の推進（一般廃棄物の抑制及び適正な処理の推進） ３Ｒの推進に当たっては、地域特性や今後の少子高齢化の進行などを踏まえ、廃棄物処理体制の最適化を図るとともに、資源循環の徹底、低炭素社会や自然共生社会との統合的アプローチに基づく地域循環共生圏を目指す。 - モノのライフサイクル全体で徹底的な資源循環が図られるよう、適正なりサイクルを進めるために必要な情報や市町村ごとのごみの排出及び処理の実態について、県民等が分かりやすいように情報提供する。 - 市町村に対し、一般廃棄物処理の有料化をはじめとするごみ減量化策や廃棄物処理における熱回収などについて助言や支援を行う。また、県民等への廃棄物等の発生抑制を第一とした３Ｒの更なる普及啓発により、ゼロエミッション（ごみの排出のない）地域社会を目指し、市町村の持続可能	施策の柱		（１）廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用（３Ｒ）の推進	一般廃棄物の抑制及び適正な処理の推進	産業廃棄物の抑制及び適正な処理の推進	海岸漂着物対策	（２）災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築		（３）廃棄物の適正処理の推進		業者の産業廃棄物の減量化に係る普及啓発や支援等を推進する。 農業では、老朽化した家畜排せつ物処理施設の長寿命化に向けた検討の促進や、農業用廃プラスチックの分別徹底と回収を図る。また、漁業では、漁業系廃プラスチックの適正処理や海藻残さ、カキ殻等の漁業系廃棄物の適正処理を進める。 建設分野では、建設廃棄物の発生抑制や現場内での再利用、分別・再資源化に取り組むとともに、下水処理で発生する汚泥の有効活用に向けた取組を継続する。 人口減少が見込まれる中で、災害に強く持続可能な廃棄物処理体制を構築するため、処理コスト等を踏まえ、地域の実情にあった検討を行う。また、「いわてクリーンセンター」の埋立終了時期が近付いており、次期最終処分場の整備を進める。 不法投棄などの不適正処理は、監視・指導の強化などにより早期発見、早期解決が図られてきており、引き続き事業者の廃棄物の適正処理を促進する取組を継続する必要がある。 【施策体系】 <table><tr><th colspan="2">施策の柱</th></tr><tr><td rowspan="3">（１）廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用（３Ｒ<u>+Renewable</u>）の推進</td><td>一般廃棄物の抑制及び適正な処理の推進</td></tr><tr><td>産業廃棄物の抑制及び適正な処理の推進</td></tr><tr><td>海岸漂着物対策</td></tr><tr><td colspan="2">（２）災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築</td></tr><tr><td colspan="2">（３）廃棄物の適正処理の推進</td></tr></table> 【施策の方向】 （１）廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用（３Ｒ<u>+Renewable</u>）の推進（一般廃棄物の抑制及び適正な処理の推進） ３Ｒ<u>+Renewable</u>の推進に当たっては、地域特性や今後の少子高齢化の進行などを踏まえ、廃棄物処理体制の最適化を図るとともに、資源循環の徹底、低炭素社会や自然共生社会との統合的アプローチに基づく地域循環共生圏を目指す。 - モノのライフサイクル全体で徹底的な資源循環が図られるよう、適正なりサイクルを進めるために必要な情報や市町村ごとのごみの排出及び処理の実態について、県民等が分かりやすいように情報提供する。 - 市町村に対し、一般廃棄物処理の有料化をはじめとするごみ減量化策や廃棄物処理における熱回収などについて助言や支援を行う。また、県民等への廃棄物等の発生抑制を第一とした３Ｒ<u>+Renewable</u>の更なる普及啓発により、ゼロエミッション（ごみの排出のない）地域社会を目指し、市町	施策の柱		（１）廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用（３ Ｒ <u>+Renewable</u> ）の推進	一般廃棄物の抑制及び適正な処理の推進	産業廃棄物の抑制及び適正な処理の推進	海岸漂着物対策	（２）災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築		（３）廃棄物の適正処理の推進		・ 所要の修正 ・ 所要の修正 ・ 所要の修正
施策の柱																						
（１）廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用（３Ｒ）の推進	一般廃棄物の抑制及び適正な処理の推進																					
	産業廃棄物の抑制及び適正な処理の推進																					
	海岸漂着物対策																					
（２）災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築																						
（３）廃棄物の適正処理の推進																						
施策の柱																						
（１）廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用（３ Ｒ <u>+Renewable</u> ）の推進	一般廃棄物の抑制及び適正な処理の推進																					
	産業廃棄物の抑制及び適正な処理の推進																					
	海岸漂着物対策																					
（２）災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築																						
（３）廃棄物の適正処理の推進																						

現行計画文	修正案	備 考
なごみ処理体制の確保に努める。 - 容器包装、家電、自動車など多種多様な製品を構成する有用資源の循環利用が図られるよう、各種リサイクル法に基づく回収等を促進する。 - レジ袋有料化を踏まえ、「マイバッグを持ち歩きレジ袋を断る（リフューズ）」、「物を大切にし修理する（リペア）」などを3 Rに加えた生活様式についても県民とともに考えながら、ごみの排出量削減に更に取り組んでいく。 - 海に流出するプラスチックを削減するため、内陸地域と沿岸地域が一体となって、3 Rの推進やごみ等の投棄及び水域への流出の防止を図るなど、日常生活や事業活動によって発生した海岸漂着物等となり得るごみ等の発生抑制に係る施策を推進する。また、海洋ごみ（プラスチック）の回収・処理を推進する。 - 感染症に係る感染性廃棄物等の処理に当たり、一般家庭や関係事業者に対し、適切な排出方法や処理方法などの情報提供や助言を行う。 （産業廃棄物の抑制及び適正な処理の推進） - モノのライフサイクル全体での徹底的な資源循環を目指し、廃棄物のリデュース・リユースをこれまで以上に進めるとともに、環境配慮設計や持続可能な調達、再生資源の利用拡大等廃棄物減量化に係る普及啓発の充実を図る。 - 地域の産業構造や廃棄物の排出動向等について分析を行うとともに、県内における産業廃棄物処理の最適化や新たな環境ビジネスの創出を支援する。 - リデュース・リユースを推進するビジネスモデルを普及するため、資源回収の技術開発や新素材の製造、市場形成調査等の取組を支援する。また、県が自ら率先して岩手県再生資源利用認定製品をはじめとするリサイクル製品を利用するほか、関係主体と連携しながら、開発された新たなモノやサービスの利用拡大を推進する。 - リサイクル事業者をはじめとした各主体に対し、廃棄物処理法その他の各種リサイクル関係法等に基づく指導や普及啓発を行いながら、適正なリサイクルが促進されるよう支援する。 - 多様な主体によるパートナーシップのもと、徹底的な資源循環を実現するための取組を支援するとともに、循環型地域社会の形成のために必要な人材を育成する。 - 家畜排せつ物の堆肥化による作物生産での利用や、海藻残さ・カキ殻等の漁業系廃棄物の堆肥化や土壌改良剤等への活用などバイオマス資源の有効活用を促進する。 - 農業用廃プラスチックや廃F R P 船 など、廃棄物の適正処理を推進す	村の持続可能なごみ処理体制の確保に努める。 - 容器包装、家電、自動車など多種多様な製品を構成する有用資源の循環利用が図られるよう、各種リサイクル法に基づく回収等を促進する。 - レジ袋有料化を踏まえ、「マイバッグを持ち歩きレジ袋を断る（リフューズ）」、「物を大切にし修理する（リペア）」などを3 R+<u>Renewable</u>に加えた生活様式についても県民とともに考えながら、ごみの排出量削減に更に取り組んでいく。 - 海に流出するプラスチックを削減するため、内陸地域と沿岸地域が一体となって、3 R+<u>Renewable</u>の推進やごみ等の投棄及び水域への流出の防止を図るなど、日常生活や事業活動によって発生した海岸漂着物等となり得るごみ等の発生抑制に係る施策を推進する。また、海洋ごみ（プラスチック）の回収・処理を推進する。 - 感染症に係る感染性廃棄物等の処理に当たり、一般家庭や関係事業者に対し、適切な排出方法や処理方法などの情報提供や助言を行う。 （産業廃棄物の抑制及び適正な処理の推進） - モノのライフサイクル全体での徹底的な資源循環を目指し、廃棄物のリデュース・リユースをこれまで以上に進めるとともに、環境配慮設計や持続可能な調達、再生資源の利用拡大等廃棄物減量化に係る普及啓発の充実を図る。 - 地域の産業構造や廃棄物の排出動向等について分析を行うとともに、県内における産業廃棄物処理の最適化や新たな環境ビジネスの創出を支援する。 - リデュース・リユースを推進するビジネスモデルを普及するため、資源回収の技術開発や新素材の製造、市場形成調査等の取組を支援する。また、県が自ら率先して岩手県再生資源利用認定製品をはじめとするリサイクル製品を利用するほか、関係主体と連携しながら、開発された新たなモノやサービスの利用拡大を推進する。 - リサイクル事業者をはじめとした各主体に対し、廃棄物処理法その他の各種リサイクル関係法等に基づく指導や普及啓発を行いながら、適正なリサイクルが促進されるよう支援する。 - 多様な主体によるパートナーシップのもと、徹底的な資源循環を実現するための取組を支援するとともに、循環型地域社会の形成のために必要な人材を育成する。 - 家畜排せつ物の堆肥化による作物生産での利用や、海藻残さ・カキ殻等の漁業系廃棄物の堆肥化や土壌改良剤等への活用などバイオマス資源の有効活用を促進する。 - 農業用廃プラスチックや廃F R P 船 など、廃棄物の適正処理を推進す	- 所要の修正 - 所要の修正

現行計画文	修正案	備 考
る。 - 公共工事に伴い発生するコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材などの建設廃棄物（建設副産物）の再資源化を促進する。 - 流域下水道で発生する汚泥の建設資材への有効利用を推進するとともに、リン資源などの肥料等への有効利用を検討することにより、県内で発生する汚泥について資源循環を促進する。 （海岸漂着物対策） - 容器包装に係る分別収集及び３Ｒの推進や、ごみ等の投棄の防止、ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止対策の推進により、日常生活や事業活動によって発生した海岸漂着物等となり得るごみ等の発生抑制を図る。 - 海洋プラスチックごみについて、ポイ捨て・不法投棄の撲滅を徹底するとともに、使い捨てのプラスチック製容器包装・製品のリデュース等によるプラスチック類の使用の削減、リユース容器・製品の利用促進等により、廃プラスチック類の排出の抑制等を図る。 - 生分解性プラスチック等代替製品への転換等により、環境負荷の低減を促進する。 - 海岸漂着物等の円滑な処理やその発生抑制に向けて、海岸の環境保全等に関する環境学習や消費者教育を推進する。 - 地域住民や民間団体等に対し、地域における海岸漂着物等の実態や海岸漂着物対策の実施状況等について積極的かつ効果的な周知を図る。 （２）災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築 - 平時においては、人口減少による廃棄物の発生量の減少、廃棄物処理や資源循環の担い手の不足等に対応しつつ、地域の実情に応じた廃棄物処理体制について、市町村等に技術的支援を行う。 - 一般廃棄物処理施設については、災害時においても安定的に廃棄物処理を行うとともに、エネルギー回収拠点や防災拠点となることも見据えた施設の整備を促進する。 - 災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理できる体制を確保するため、市町村の体制整備や人材育成に係る支援、関係団体との連携の構築を推進する。 - 公共関与によって整備した「廃棄物処理センター」を活用し、廃棄物処理に対する県民の信頼の醸成と適正処理を一層推進する。 - 産業廃棄物処理に対する県民の信頼の醸成と適正処理の一層の推進等を図るため、「いわてクリーンセンター」の後継となる公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備に取り組む。 - 青森県境産業廃棄物不法投棄事案については、安全対策を講じながら、県の代執行により汚染土壌対策等を進め、早期の原状回復を行う。また、不法投棄の原因者等に対する徹底した責任追及や事案の教訓を後世に伝え	る。 - 公共工事に伴い発生するコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材などの建設廃棄物（建設副産物）の再資源化を促進する。 - 流域下水道で発生する汚泥の建設資材への有効利用を推進するとともに、リン資源などの肥料等への有効利用を検討することにより、県内で発生する汚泥について資源循環を促進する。 （海岸漂着物対策） - 容器包装に係る分別収集及び３Ｒの推進や、ごみ等の投棄の防止、ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止対策の推進により、日常生活や事業活動によって発生した海岸漂着物等となり得るごみ等の発生抑制を図る。 - 海洋プラスチックごみについて、ポイ捨て・不法投棄の撲滅を徹底するとともに、使い捨てのプラスチック製容器包装・製品のリデュース等によるプラスチック類の使用の削減、リユース容器・製品の利用促進等により、廃プラスチック類の排出の抑制等を図る。 - 生分解性プラスチック等代替製品への転換等により、環境負荷の低減を促進する。 - 海岸漂着物等の円滑な処理やその発生抑制に向けて、海岸の環境保全等に関する環境学習や消費者教育を推進する。 - 地域住民や民間団体等に対し、地域における海岸漂着物等の実態や海岸漂着物対策の実施状況等について積極的かつ効果的な周知を図る。 （２）災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築 - 平時においては、人口減少による廃棄物の発生量の減少、廃棄物処理や資源循環の担い手の不足等に対応しつつ、地域の実情に応じた廃棄物処理体制について、市町村等に技術的支援を行う。 - 一般廃棄物処理施設については、災害時においても安定的に廃棄物処理を行うとともに、エネルギー回収拠点や防災拠点となることも見据えた施設の整備を促進する。 - 災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理できる体制を確保するため、市町村の体制整備や人材育成に係る支援、関係団体との連携の構築を推進する。 - 公共関与によって整備した「廃棄物処理センター」を活用し、廃棄物処理に対する県民の信頼の醸成と適正処理を一層推進する。 - 産業廃棄物処理に対する県民の信頼の醸成と適正処理の一層の推進等を図るため、「いわてクリーンセンター」の後継となる公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備に取り組む。 - 青森県境産業廃棄物不法投棄事案については、安全対策を講じながら、県の代執行により汚染土壌対策等を進め、早期の原状回復を行う。また、不法投棄の原因者等に対する徹底した責任追及や事案の教訓を後世に伝え	

現行計画文	修正案	備 考																								
る取組を進める。 （３）廃棄物の適正処理の推進 - 不法投棄や不適正処理をなくすため、排出事業者や処理業者に対する監視・指導を徹底するとともに、効率的な監視・指導により早期発見、早期対応を図る。 - 排出事業者や廃棄物処理業者に対する研修会の開催等により適正処理を推進するとともに、電子マニフェストの普及啓発等を通じ、優良事業者を育成するなど、産業廃棄物の適正処理を一層推進する。 - 優良認定制度の活用や排出事業者の意識改革などにより、良貨が悪貨を駆逐する競争環境の整備に取り組み、循環分野における環境産業全体の健全化及び振興を図る。 - PCB 廃棄物の「PCB特別措置法施行令」で定める期限内の適正処理を進めるため、保管事業者等への監視・指導を徹底する。 - 家畜排せつ物について、畜産経営者の環境保全意識の啓発を図るとともに、野積み、素掘り等の不適切な管理に対する監視・指導を徹底する。 ３ 生物多様性の保全・自然との共生（生物多様性地域戦略） 目指す姿（本施策分野が目指す将来像） - 森や里、川、海の優れた自然環境が適切に保全されるとともに、生物の多様性や地域固有の生態系が確保され、人と野生動植物が共生している。 - 優れた景観や自然環境を有する自然公園、身近な自然とのふれあいの場である森林公園や都市公園等が適切に保護・管理され、野外リクリエーションの場、環境を学ぶ場として多くの県民に親しまれ、利用されている。 - 環境に配慮した農林水産業の展開や、環境と調和した農地等の利用により、森林、農地、海岸の環境保全機能が持続的に発揮されている。 総合的指標（目指す姿を見据えた2030年度までに達成すべき目標） 生物多様性の保全と自然とのふれあいの促進を目指し、食物連鎖や生態系のつながりが保たれ、また、優れた自然の風景地の利用が増えるよう、次の指標を設定する。 <table><tr><th>指標名</th><th>現状</th><th>目標（2030年度）</th></tr><tr><td>イヌワシつがい数</td><td>27ペア^{（2019）}</td><td>29ペア</td></tr></table> （目標の考え方）全国的に繁殖数が減少しており、全国有数のイヌワシの繁殖地である本県においても低い状況が続いていることから、本県のイヌワシのつがい数を過去５か年の最も高い数値で維持していくことを目指す。 <table><tr><th>指標名</th><th>現状</th><th>目標（2030年度）</th></tr><tr><td>自然公園ビジターセンター等利</td><td>420千人^{（2010～19平}</td><td>470千人</td></tr></table>	指標名	現状	目標（2030年度）	イヌワシつがい数	27ペア ^{（2019）}	29ペア	指標名	現状	目標（2030年度）	自然公園ビジターセンター等利	420千人 ^{（2010～19平}	470千人	る取組を進める。 （３）廃棄物の適正処理の推進 - 不法投棄や不適正処理をなくすため、排出事業者や処理業者に対する監視・指導を徹底するとともに、効率的な監視・指導により早期発見、早期対応を図る。 - 排出事業者や廃棄物処理業者に対する研修会の開催等により適正処理を推進するとともに、電子マニフェストの普及啓発等を通じ、優良事業者を育成するなど、産業廃棄物の適正処理を一層推進する。 - 優良認定制度の活用や排出事業者の意識改革などにより、良貨が悪貨を駆逐する競争環境の整備に取り組み、循環分野における環境産業全体の健全化及び振興を図る。 - PCB 廃棄物の「PCB特別措置法施行令」で定める期限内の適正処理を進めるため、保管事業者等への監視・指導を徹底する。 - 家畜排せつ物について、畜産経営者の環境保全意識の啓発を図るとともに、野積み、素掘り等の不適切な管理に対する監視・指導を徹底する。 ３ 生物多様性の保全・自然との共生（生物多様性地域戦略） 目指す姿（本施策分野が目指す将来像） - 森や里、川、海の優れた自然環境が適切に保全されるとともに、生物の多様性や地域固有の生態系が確保され、人と野生動植物が共生している。 - 優れた景観や自然環境を有する自然公園、身近な自然とのふれあいの場である森林公園や都市公園等が適切に保護・管理され、野外リクリエーションの場、環境を学ぶ場として多くの県民に親しまれ、利用されている。 - 環境に配慮した農林水産業の展開や、環境と調和した農地等の利用により、森林、農地、海岸の環境保全機能が持続的に発揮されている。 総合的指標（目指す姿を見据えた2030年度までに達成すべき目標） 生物多様性の保全と自然とのふれあいの促進を目指し、食物連鎖や生態系のつながりが保たれ、また、優れた自然の風景地の利用が増えるよう、次の指標を設定する。 <table><tr><th>指標名</th><th>現状</th><th>目標（2030年度）</th></tr><tr><td>イヌワシつがい数</td><td>27ペア^{（2019）}</td><td>29ペア</td></tr></table> （目標の考え方）全国的に繁殖数が減少しており、全国有数のイヌワシの繁殖地である本県においても低い状況が続いていることから、本県のイヌワシのつがい数を過去５か年の最も高い数値で維持していくことを目指す。 <table><tr><th>指標名</th><th>現状</th><th>目標（2030年度）</th></tr><tr><td>自然公園ビジターセンター等利</td><td>420千人^{（2010～19平}</td><td>470千人</td></tr></table>	指標名	現状	目標（2030年度）	イヌワシつがい数	27ペア ^{（2019）}	29ペア	指標名	現状	目標（2030年度）	自然公園ビジターセンター等利	420千人 ^{（2010～19平}	470千人	
指標名	現状	目標（2030年度）																								
イヌワシつがい数	27ペア ^{（2019）}	29ペア																								
指標名	現状	目標（2030年度）																								
自然公園ビジターセンター等利	420千人 ^{（2010～19平}	470千人																								
指標名	現状	目標（2030年度）																								
イヌワシつがい数	27ペア ^{（2019）}	29ペア																								
指標名	現状	目標（2030年度）																								
自然公園ビジターセンター等利	420千人 ^{（2010～19平}	470千人																								

現行計画文				修正案				備 考			
利用者数〔注〕		均)		利用者数〔注〕		均)					
(目標の考え方) 2010～2019年度(東日本大震災津波の発災後の2011、2012年度を除く。)の年間平均利用者数の水準を維持し、インバウンドや他県利用を含めて自然とのふれあいの機会を確保していくことを目指す。				(目標の考え方) 2010～2019年度(東日本大震災津波の発災後の2011、2012年度を除く。)の年間平均利用者数の水準を維持し、インバウンドや他県利用を含めて自然とのふれあいの機会を確保していくことを目指す。							
〔注〕自然公園ビジターセンター等：県内の自然公園内のビジターセンター、総合休憩所及びふるさと自然公園センターの計8施設				〔注〕自然公園ビジターセンター等：県内の自然公園内のビジターセンター、総合休憩所及びふるさと自然公園センターの計8施設							
【基本的な考え方】				【基本的な考え方】							
本県の多様で優れた自然環境を守り、次世代に引き継いでいくため、原始的なものから身近なものまで、それぞれの質に応じて体系的に保全するとともに、県土の秩序ある開発のため、自然環境の保全と開発の適切な調整を図る。				本県の多様で優れた自然環境を守り、次世代に引き継いでいくため、原始的なものから身近なものまで、それぞれの質に応じて体系的に保全するとともに、県土の秩序ある開発のため、自然環境の保全と開発の適切な調整を図る。							
(新規)				<u>自然再興(ネイチャーポジティブ)の実現に向けて、企業等による生物多様性を増進する活動を支援する。</u>				・ 時点修正(生物多様性国家戦略(2023-2030)の内容を反映するもの。)			
多様な動植物が生息・生育できる環境を確保するため、森・里・川・海の流域全体の健全な生態系を維持するほか、水源かん養や県土保全等の公益的機能を持つ健全な森林整備、国の環境保全型直接支援制度に対応した生物多様性保全に効果の高い営農活動への支援、荒廃農地の発生防止対策を推進する。また、震災後、湾口防波堤などの復旧に伴い、長期的な湾内の漁場環境の変化が予想される沿岸域の水質等のモニタリングや藻場・干潟の保全を推進し、防災と環境保全の両立を図る。				多様な動植物が生息・生育できる環境を確保するため、森・里・川・海の流域全体の健全な生態系を維持するほか、水源かん養や県土保全等の公益的機能を持つ健全な森林整備、国の環境保全型直接支援制度に対応した生物多様性保全に効果の高い営農活動への支援、荒廃農地の発生防止対策を推進する。また、震災後、湾口防波堤などの復旧に伴い、長期的な湾内の漁場環境の変化が予想される沿岸域の水質等のモニタリングや藻場・干潟の保全を推進し、防災と環境保全の両立を図る。							
本県は野生動物が身近に生息しているが、人間とのあつれきも生じており、野生鳥獣の増加と生息域の拡大による農林業被害や人身被害が発生している。狩猟者の高齢化などにより狩猟による個体群調整や有害鳥獣捕獲業務への支障が危惧されていることから、狩猟者の確保と育成を進める。また、農業や水産業への被害拡大や生態系への影響が懸念されている外来生物の駆除を適切に進める。				本県は野生動物が身近に生息しているが、人間とのあつれきも生じており、野生鳥獣の増加と生息域の拡大による農林業被害や人身被害が発生している <u>ことから、あつれき解消に向け、地域個体群の安定的な維持を図りつつ、個体数管理や被害防止対策を進める。また、</u> 狩猟者の高齢化などにより狩猟による個体群調整や有害鳥獣捕獲業務への支障が危惧されていることから、狩猟者の確保と育成を進める <u>ほか、近年、ツキノワグマの市街地等への出没が増加し、人身被害の増加が危惧されていることから、関係機関と連携したクマ市街地出没時の体制を構築する。さらに、</u> 農業や水産業への被害拡大や生態系への影響が懸念されている外来生物の駆除を適切に進める。				・ 野生鳥獣とのあつれき解消についての記載を追加 ・ ツキノワグマの市街地出没についての記載を追加			
自然公園や都市公園、森林公園等の整備やエコツーリズムの推進、温泉の保護と適正利用の推進による自然とのふれあいを促進する。				自然公園や都市公園、森林公園等の整備やエコツーリズムの推進、温泉の保護と適正利用の推進による自然とのふれあいを促進する。							
人間の生存に必要な食料や生活資材を供給する農林水産業は、人間に身近な自然環境を形成し、多様な生物種が生育・生息する上で重要な役割を担っている。農山漁村の過疎化と担い手の減少は、農業、林業、水産業が行われる地域の持続的な管理に支障を来とし、農林水産業が創り、守ってきた地域の生物多様性に悪影響を与えることが懸念される。農林水産業と				人間の生存に必要な食料や生活資材を供給する農林水産業は、人間に身近な自然環境を形成し、多様な生物種が生育・生息する上で重要な役割を担っている。農山漁村の過疎化と担い手の減少は、農業、林業、水産業が行われる地域の持続的な管理に支障を来とし、農林水産業が創り、守ってきた地域の生物多様性に悪影響を与えることが懸念される。農林水産業と							

現行計画文	修正案	備 考																																										
生物多様性は密接に関係しており、生物多様性保全の視点も取り入れた良好な生産環境を維持した持続的な農林水産業の振興を図ることが重要である。そのため、農地、森林、藻場・干潟などの持つ多面的機能を維持・増進させる取組を推進することにより環境保全機能の向上を図る。また、陸と海がつながる多様で豊かな水辺空間としての河川や海岸の保全を図るほか、気候変動等の影響による大規模災害に対応するため、生態系に配慮した災害に強い県土づくりを進める。 【施策体系】 <table><tr><th colspan="2">施策の柱</th></tr><tr><td rowspan="5">（１）生物多様性の保全</td><td>多様な自然環境の保全</td></tr><tr><td>多様な動植物が生息・生育できる環境の確保</td></tr><tr><td>野生動植物との共生の推進と鳥獣被害の抑制</td></tr><tr><td>外来生物による生態系等に係る被害の防止</td></tr><tr><td>生物多様性に配慮した県民参加型の自然環境保全活動の促進</td></tr><tr><td rowspan="5">（２）自然とのふれあいの促進</td><td>自然公園等の整備の推進及び利用の促進</td></tr><tr><td>都市公園や森林公園等の整備の推進及び利用の促進</td></tr><tr><td>里山など身近な自然環境の整備・保全の推進</td></tr><tr><td>エコツーリズムの推進</td></tr><tr><td>三陸ジオパークに関する取組の推進</td></tr><tr><td>温泉の保護と安全・安心な利用の推進</td></tr><tr><td rowspan="5">（３）森林、農地、海岸の環境保全機能の向上</td><td>農地や森林の多面的機能の維持・増進</td></tr><tr><td>多様な森林の整備、保安林の適正配備の推進</td></tr><tr><td>様々な海の生き物の産卵・生育の場となる藻場・干潟の保全活動の促進</td></tr><tr><td>陸と海がつながる多様で豊かな水辺空間としての河川・海岸の保全</td></tr><tr><td>生態系に配慮した災害に強い県土づくり</td></tr></table> 【施策の方向】（生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策） （１）生物多様性の保全	施策の柱		（１）生物多様性の保全	多様な自然環境の保全	多様な動植物が生息・生育できる環境の確保	野生動植物との共生の推進と鳥獣被害の抑制	外来生物による生態系等に係る被害の防止	生物多様性に配慮した県民参加型の自然環境保全活動の促進	（２）自然とのふれあいの促進	自然公園等の整備の推進及び利用の促進	都市公園や森林公園等の整備の推進及び利用の促進	里山など身近な自然環境の整備・保全の推進	エコツーリズムの推進	三陸ジオパークに関する取組の推進	温泉の保護と安全・安心な利用の推進	（３）森林、農地、海岸の環境保全機能の向上	農地や森林の多面的機能の維持・増進	多様な森林の整備、保安林の適正配備の推進	様々な海の生き物の産卵・生育の場となる藻場・干潟の保全活動の促進	陸と海がつながる多様で豊かな水辺空間としての河川・海岸の保全	生態系に配慮した災害に強い県土づくり	生物多様性は密接に関係しており、生物多様性保全の視点も取り入れた良好な生産環境を維持した持続的な農林水産業の振興を図ることが重要である。そのため、農地、森林、藻場・干潟などの持つ多面的機能を維持・増進させる取組を推進することにより環境保全機能の向上を図る。また、陸と海がつながる多様で豊かな水辺空間としての河川や海岸の保全を図るほか、気候変動等の影響による大規模災害に対応するため、生態系に配慮した災害に強い県土づくりを進める。 【施策体系】 <table><tr><th colspan="2">施策の柱</th></tr><tr><td rowspan="5">（１）生物多様性の保全</td><td>多様な自然環境の保全</td></tr><tr><td>多様な動植物が生息・生育できる環境の確保</td></tr><tr><td>野生動植物との共生の推進と鳥獣被害の抑制</td></tr><tr><td>外来生物による生態系等に係る被害の防止</td></tr><tr><td>生物多様性に配慮した県民参加型の自然環境保全活動の促進</td></tr><tr><td rowspan="5">（２）自然とのふれあいの促進</td><td>自然公園等の整備の推進及び利用の促進</td></tr><tr><td>都市公園や森林公園等の整備の推進及び利用の促進</td></tr><tr><td>里山など身近な自然環境の整備・保全の推進</td></tr><tr><td>エコツーリズムの推進</td></tr><tr><td>三陸ジオパークに関する取組の推進</td></tr><tr><td>温泉の保護と安全・安心な利用の推進</td></tr><tr><td rowspan="5">（３）森林、農地、海岸の環境保全機能の向上</td><td>農地や森林の多面的機能の維持・増進</td></tr><tr><td>多様な森林の整備、保安林の適正配備の推進</td></tr><tr><td>様々な海の生き物の産卵・生育の場となる藻場・干潟の保全活動の促進</td></tr><tr><td>陸と海がつながる多様で豊かな水辺空間としての河川・海岸の保全</td></tr><tr><td>生態系に配慮した災害に強い県土づくり</td></tr></table> 【施策の方向】（生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策） （１）生物多様性の保全	施策の柱		（１）生物多様性の保全	多様な自然環境の保全	多様な動植物が生息・生育できる環境の確保	野生動植物との共生の推進と鳥獣被害の抑制	外来生物による生態系等に係る被害の防止	生物多様性に配慮した県民参加型の自然環境保全活動の促進	（２）自然とのふれあいの促進	自然公園等の整備の推進及び利用の促進	都市公園や森林公園等の整備の推進及び利用の促進	里山など身近な自然環境の整備・保全の推進	エコツーリズムの推進	三陸ジオパークに関する取組の推進	温泉の保護と安全・安心な利用の推進	（３）森林、農地、海岸の環境保全機能の向上	農地や森林の多面的機能の維持・増進	多様な森林の整備、保安林の適正配備の推進	様々な海の生き物の産卵・生育の場となる藻場・干潟の保全活動の促進	陸と海がつながる多様で豊かな水辺空間としての河川・海岸の保全	生態系に配慮した災害に強い県土づくり	
施策の柱																																												
（１）生物多様性の保全	多様な自然環境の保全																																											
	多様な動植物が生息・生育できる環境の確保																																											
	野生動植物との共生の推進と鳥獣被害の抑制																																											
	外来生物による生態系等に係る被害の防止																																											
	生物多様性に配慮した県民参加型の自然環境保全活動の促進																																											
（２）自然とのふれあいの促進	自然公園等の整備の推進及び利用の促進																																											
	都市公園や森林公園等の整備の推進及び利用の促進																																											
	里山など身近な自然環境の整備・保全の推進																																											
	エコツーリズムの推進																																											
	三陸ジオパークに関する取組の推進																																											
温泉の保護と安全・安心な利用の推進																																												
（３）森林、農地、海岸の環境保全機能の向上	農地や森林の多面的機能の維持・増進																																											
	多様な森林の整備、保安林の適正配備の推進																																											
	様々な海の生き物の産卵・生育の場となる藻場・干潟の保全活動の促進																																											
	陸と海がつながる多様で豊かな水辺空間としての河川・海岸の保全																																											
	生態系に配慮した災害に強い県土づくり																																											
施策の柱																																												
（１）生物多様性の保全	多様な自然環境の保全																																											
	多様な動植物が生息・生育できる環境の確保																																											
	野生動植物との共生の推進と鳥獣被害の抑制																																											
	外来生物による生態系等に係る被害の防止																																											
	生物多様性に配慮した県民参加型の自然環境保全活動の促進																																											
（２）自然とのふれあいの促進	自然公園等の整備の推進及び利用の促進																																											
	都市公園や森林公園等の整備の推進及び利用の促進																																											
	里山など身近な自然環境の整備・保全の推進																																											
	エコツーリズムの推進																																											
	三陸ジオパークに関する取組の推進																																											
温泉の保護と安全・安心な利用の推進																																												
（３）森林、農地、海岸の環境保全機能の向上	農地や森林の多面的機能の維持・増進																																											
	多様な森林の整備、保安林の適正配備の推進																																											
	様々な海の生き物の産卵・生育の場となる藻場・干潟の保全活動の促進																																											
	陸と海がつながる多様で豊かな水辺空間としての河川・海岸の保全																																											
	生態系に配慮した災害に強い県土づくり																																											

現行計画文	修正案	備 考
(多様な自然環境の保全) - 優れた自然環境を有する自然環境保全地域 及び優れた自然の風景地である自然公園について、社会的諸条件の変化に対応した適切な区域等の見直しを行うとともに、区域内の開発行為等の規制、監視等により適正な保全管理を推進する。 (新規) ・ 本県の自然環境の自然度に応じた保全の方向性を示した「岩手県自然環境保全指針」等に基づき、県民及び事業者の理解と協力のもと、自然環境の保全に配慮した開発行為等を要請する。 ・ 「岩手県自然環境保全条例」、「岩手県環境影響評価条例」等に基づき、大規模開発と自然保護の適正な調整を図る。 ・ 希少野生動植物の現状や動向の把握等により生物多様性の保全を推進するほか、地域の環境保全活動を通じた生物多様性に関する理解の促進のための普及啓発に取り組む。 (多様な動植物が生息・生育できる環境の確保) - 森川海の流域全体の健全な生態系を維持し、県民と自然が共生できる環境をつくり出すため、流域ごとに策定する流域基本計画に基づき、地域の県民、事業者、民間団体との連携・協働のもと、森林、河川、海岸等における多様な自然環境の保全と生態系ネットワークの形成を図る。 - 生物多様性の保全など公益的機能を持つ健全な森林が守られるよう、県民の支援や参画による森林整備などの取組を進める。 - 生物多様性の保全など森林の多面的な機能を持続的に発揮させるため、間伐、再造林の森林整備を促進する。 - 生物多様性保全に配慮した環境保全型農業の推進等により、河川や海の保全等を図る。 - 荒廃農地の発生防止・再生利用を図るため、農業委員会等による農地の利用最適化の取組を進めるほか、農業の生産条件が不利な中山間地域においては、地域のニーズに合わせてきめ細かな基盤整備を推進する。 - 河川が有する生物の生息、生育、繁殖環境の保全・創出を図るため、多自然川づくりを推進する。 - 生物多様性の維持と持続的な海面利用を図るため、沿岸域の水質等のモニタリングを継続的に実施する。 - 生物多様性に富み、水生生物の生育の場や、水質浄化等の多面的機能を有する藻場・干潟の保全を図る。	(多様な自然環境の保全) - 優れた自然環境を有する自然環境保全地域 及び優れた自然の風景地である自然公園について、社会的諸条件の変化に対応した適切な区域等の見直しを行うとともに、区域内の開発行為等の規制、監視等により適正な保全管理を推進する。 ・ <u>生物多様性増進法に基づく生物多様性の増進活動を促進するため、必要な支援体制を構築するとともに、諸制度や自然共生サイトの登録状況等について、県ホームページ等により情報発信し、広く民間企業等に普及啓発を図る。</u> ・ 本県の自然環境の自然度に応じた保全の方向性を示した「岩手県自然環境保全指針」等に基づき、県民及び事業者の理解と協力のもと、自然環境の保全に配慮した開発行為等を要請する。 ・ 「岩手県自然環境保全条例」、「岩手県環境影響評価条例」等に基づき、大規模開発と自然保護の適正な調整を図る。 ・ 希少野生動植物の現状や動向の把握等により生物多様性の保全を推進するほか、地域の環境保全活動を通じた生物多様性に関する理解の促進のための普及啓発に取り組む。 (多様な動植物が生息・生育できる環境の確保) - 森川海の流域全体の健全な生態系を維持し、県民と自然が共生できる環境をつくり出すため、流域ごとに策定する流域基本計画に基づき、地域の県民、事業者、民間団体との連携・協働のもと、森林、河川、海岸等における多様な自然環境の保全と生態系ネットワークの形成を図る。 - 生物多様性の保全など公益的機能を持つ健全な森林が守られるよう、県民の支援や参画による森林整備などの取組を進める。 - 生物多様性の保全など森林の多面的な機能を持続的に発揮させるため、間伐、再造林の森林整備を促進する。 - 生物多様性保全に配慮した環境保全型農業の推進等により、河川や海の保全等を図る。 - 荒廃農地の発生防止・再生利用を図るため、農業委員会等による農地の利用最適化の取組を進めるほか、農業の生産条件が不利な中山間地域においては、地域のニーズに合わせてきめ細かな基盤整備を推進する。 - 河川が有する生物の生息、生育、繁殖環境の保全・創出を図るため、多自然川づくりを推進する。 - 生物多様性の維持と持続的な海面利用を図るため、沿岸域の水質等のモニタリングを継続的に実施する。 - 生物多様性に富み、水生生物の生育の場や、水質浄化等の多面的機能を有する藻場・干潟の保全を図る。	地域生物多様性増進法の施行に伴う取組追加

現行計画文	修正案	備 考
(野生動植物との共生の推進と鳥獣被害の抑制) - 鳥獣保護区等の指定により、野生鳥獣の生息地の適正な保護を図る。 - 野生動植物の実態把握のための調査・研究を推進する。 - 野生動物（ツキノワグマ・シカ・イノシシ等）による人身被害、農林業に係る被害、生活環境被害を防止するため、「第二種特定鳥獣管理計画」に基づく個体数管理、被害防除対策等を総合的に推進する。 (新規) <u>生息域や農作物被害地域が拡大している野生動物</u>について、人口減少や高齢化を踏まえた生息調査や被害防除対策等の取組を進める。 - 有害鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者の確保・育成や、鳥獣保護管理のためのコーディネーター等の発掘、活用等を図る。 - 地域の動物病院等と連携した傷病鳥獣救護体制の確保や、鳥獣保護に係る普及啓発の充実に取り組む。 - 野生鳥獣肉に含まれる放射性物質濃度の測定を行い、その結果について県民等に分かりやすく情報を提供する。 「いわてレッドデータブック」により、絶滅が危惧される野生動植物の状況を明らかにしながら、開発行為等において生息・生育環境の保全など自然保護への配慮を要請する。 「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき捕獲・採取規制や流通監視等を行い、指定希少野生動植物の適切な保護を図る。 - 早池峰地域の高山植物保護のための防鹿柵の設置など、関係機関との連携により、絶滅のおそれのある種やイヌワシなどの地域的に個体数の減少が認められる種の生息・生育地の保全・整備を図る。 (外来生物による生態系等に係る被害の防止) - 各種野生動植物の生息・生育調査等を基に、外来生物リストを作成し、優先すべき防除対象について整理していく。 - 自然公園等におけるオオハンゴンソウ等の外来生物の防除と拡散の防止に努めるとともに、自然公園保護管理員やグリーンボランティア等による外来生物の監視や防除に取り組む。 - モデル地区での外来生物の防除作業の実施により、効果的な防除方法に関する情報の収集及び啓発を行い、地域が主体となった防除活動の拡大を図る。 - 特定外来生物などが地域の生態系や農林水産業等に及ぼす被害とその防除方法について、ホームページやパンフレットなどを活用し広く県民に普及啓発する。	(野生動植物との共生の推進と鳥獣被害の抑制) - 鳥獣保護区等の指定により、野生鳥獣の生息地の適正な保護を図る。 - 野生動植物の実態把握のための調査・研究を推進する。 - 野生動物（ツキノワグマ・シカ・イノシシ等）による人身被害、農林業に係る被害、生活環境被害を防止するため、「第二種特定鳥獣管理計画」に基づく個体数管理、被害防除対策等を総合的に推進する。 <u>・ 鳥獣保護管理法の改正に伴う市街地等での銃によるクマ等捕獲の実施に向けたマニュアルの改定、市街地出没時対応訓練の実施等、銃による捕獲実施のための体制構築を進める。</u> <u>野生鳥獣の増加と生息域の拡大による農林業被害への対応</u>について、人口減少や高齢化を踏まえた生息調査や被害防除対策等の取組を進める。 - 有害鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者の確保・育成や、鳥獣保護管理のためのコーディネーター等の発掘、活用等を図る。 - 地域の動物病院等と連携した傷病鳥獣救護体制の確保や、鳥獣保護に係る普及啓発の充実に取り組む。 - 野生鳥獣肉に含まれる放射性物質濃度の測定を行い、その結果について県民等に分かりやすく情報を提供する。 「いわてレッドデータブック」により、絶滅が危惧される野生動植物の状況を明らかにしながら、開発行為等において生息・生育環境の保全など自然保護への配慮を要請する。 「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき捕獲・採取規制や流通監視等を行い、指定希少野生動植物の適切な保護を図る。 - 早池峰地域の高山植物保護のための防鹿柵の設置など、関係機関との連携により、絶滅のおそれのある種やイヌワシなどの地域的に個体数の減少が認められる種の生息・生育地の保全・整備を図る。 (外来生物による生態系等に係る被害の防止) - 各種野生動植物の生息・生育調査等を基に、外来生物リストを作成し、優先すべき防除対象について整理していく。 - 自然公園等におけるオオハンゴンソウ等の外来生物の防除と拡散の防止に努めるとともに、自然公園保護管理員やグリーンボランティア等による外来生物の監視や防除に取り組む。 - モデル地区での外来生物の防除作業の実施により、効果的な防除方法に関する情報の収集及び啓発を行い、地域が主体となった防除活動の拡大を図る。 - 特定外来生物などが地域の生態系や農林水産業等に及ぼす被害とその防除方法について、ホームページやパンフレットなどを活用し広く県民に普及啓発する。	- クマの市街地出没時対応を追加 - 所要の修正

現行計画文	修正案	備 考
・ 松くい虫被害の拡大を防ぐため、市町村との連携により、効果的な防除対策を実施するとともに、樹種転換や更新伐などによる伐採木の利用を通じて、病虫害被害を受けにくい健全な森林づくりを促進する。 ・ 養殖ホタテガイへ大量に付着するヨーロッパザラボヤ（外来種）の付着を軽減するための調査・研究を継続する。 （生物多様性に配慮した県民参加型の自然環境保全活動の促進） ・ 「いわてレッドデータブック」により、絶滅が危惧される県内の希少野生動植物に関する生息・生育実態の情報を発信し、保護意識の啓発や保全活動を推進する。 ・ 有害鳥獣や外来種の県内における生息・生育実態と、それにより引き起こされている問題について、情報を発信し、生物多様性への理解や保全活動への参加を促進する。 ・ 県民や事業者の参画により、多様な生物が生息・生育する森・里・川・海の保全と整備を推進する。 ・ グリーンボランティアとの協働による自然保護活動や関係機関、民間団体とのパートナーシップによる自然環境の保全を推進する。 ・ 地域団体、狩猟団体、大学、事業者等が連携した鳥獣の保護管理や被害防除対策を促進する。 （２）自然とのふれあいの促進 （自然公園等の整備の推進及び利用の促進） ・ 自然公園保護管理員の配置やグリーンボランティア等との協働により、自然公園内の植生の再生や踏み付けなどで裸地化した植生の回復など生物多様性の保全を図るとともに、パトロールや利用者のマナー啓発・指導等を行い、自然環境の適切な保護管理と安全・安心な利用を推進する。 ・ ビジターセンターの情報提供環境の整備を図るとともに、インバウンドに対応した登山道等の案内・誘導標識の多言語化等、国や関係機関と連携して、自然公園における情報発信の充実を図る。 ・ 三陸復興国立公園の利用の促進に向け、みちのく潮風トレイルや三陸ジオパークなどの取組と連携し、イベント情報の発信に取り組む。 ・ <u>災害により被災した登山道や遊歩道、老朽化したトイレ等の自然公園施設を計画的に整備するとともに、</u>火山性ガスが観測されている栗駒山登山道について、<u>誘導標識の設置やガス濃度の観測等、</u>安全対策を推進する。 ・ 貴重な高山植物が多数生育し、三陸ジオパークの<u>ジオ</u>サイトにもなっている早池峰山について、自然環境の変化等の継続的な把握に努めるとともに、関係機関や民間団体、グリーンボランティア等とのパートナーシップのもと、我が国を代表する環境にやさしい山づくりのための総合的な取組を展開する。	・ 松くい虫被害の拡大を防ぐため、市町村との連携により、効果的な防除対策を実施するとともに、樹種転換や更新伐などによる伐採木の利用を通じて、病虫害被害を受けにくい健全な森林づくりを促進する。 ・ 養殖ホタテガイへ大量に付着するヨーロッパザラボヤ（外来種）の付着を軽減するための調査・研究を継続する。 （生物多様性に配慮した県民参加型の自然環境保全活動の促進） ・ 「いわてレッドデータブック」により、絶滅が危惧される県内の希少野生動植物に関する生息・生育実態の情報を発信し、保護意識の啓発や保全活動を推進する。 ・ 有害鳥獣や外来種の県内における生息・生育実態と、それにより引き起こされている問題について、情報を発信し、生物多様性への理解や保全活動への参加を促進する。 ・ 県民や事業者の参画により、多様な生物が生息・生育する森・里・川・海の保全と整備を推進する。 ・ グリーンボランティアとの協働による自然保護活動や関係機関、民間団体とのパートナーシップによる自然環境の保全を推進する。 ・ 地域団体、狩猟団体、大学、事業者等が連携した鳥獣の保護管理や被害防除対策を促進する。 （２）自然とのふれあいの促進 （自然公園等の整備の推進及び利用の促進） ・ 自然公園保護管理員の配置やグリーンボランティア等との協働により、自然公園内の植生の再生や踏み付けなどで裸地化した植生の回復など生物多様性の保全を図るとともに、パトロールや利用者のマナー啓発・指導等を行い、自然環境の適切な保護管理と安全・安心な利用を推進する。 ・ ビジターセンターの情報提供環境の整備を図るとともに、インバウンドに対応した登山道等の案内・誘導標識の多言語化等、国や関係機関と連携して、自然公園における情報発信の充実を図る。 ・ 三陸復興国立公園の利用の促進に向け、みちのく潮風トレイルや三陸ジオパークなどの取組と連携し、イベント情報の発信に取り組む。 ・ 火山性ガスが観測されている栗駒山登山道について、安全対策を推進する。 ・ 貴重な高山植物が多数生育し、三陸ジオパークのサイトにもなっている早池峰山について、自然環境の変化等の継続的な把握に努めるとともに、関係機関や民間団体、グリーンボランティア等とのパートナーシップのもと、我が国を代表する環境にやさしい山づくりのための総合的な取組を展開する。	・ 時点更新 ・ 所要の修正

現行計画文	修正案	備 考
(都市公園や森林公園等の整備の推進及び利用の促進) - 身近な自然とのふれあいを確保するため、都市公園や「県民の森」などの森林公園等を整備し、適切に維持管理するとともに、利用促進を図る。 (里山など身近な自然環境の整備・保全の推進) - 身近な森林の環境を保全するため、地域住民等による森林整備活動を促進する。 (エコツーリズムの推進) - 十和田八幡平国立公園、三陸復興国立公園、みちのく潮風トレイル、三陸ジオパークなどの優れた自然環境や、地域の食、歴史、文化を体験するエコツーリズムを推進する。 (エコツーリズムの推進) - 十和田八幡平国立公園、三陸復興国立公園、みちのく潮風トレイル、三陸ジオパークなどの優れた自然環境や、地域の食、歴史、文化を体験するエコツーリズムを推進する。 (三陸ジオパークに関する取組の推進) - 住民等への普及啓発を推進し、ジオパークを活用した地域振興が図られるよう、三陸ジオパーク推進協議会などの関係機関と連携して、講習会・学習会等の開催を促進する。 - 三陸ジオパーク活動を担う人材を育成するため、三陸ジオパーク推進協議会や教育機関などの関係機関と連携して、ジオパーク授業を実施するとともに、ガイド講習会などの開催を促進する。 - 国内外との交流人口の拡大を図るため、分かりやすいジオストーリーの発信や多言語化された案内板・パンフレット等の整備、交流イベントの開催等に取り組む。 (温泉の保護と安全・安心な利用の推進) 「温泉法」に基づく許可等の適正な運用や温泉の湧出量、成分等の定期的な調査等により、保養や療養のために利用されている温泉資源の適切な保護と安全・安心な利用を推進する。 (3) 森林、農地、海岸の環境保全機能の向上 (農地や森林の多面的機能の維持・増進) - 地球温暖化防止や生物多様性の保全を図るため、環境への負荷を軽減する生産技術の導入を推進するとともに、農業者、地域住民及び消費者が一体となった、環境保全型農業の取組を推進する。 - 市町村や関係団体との連携を図りながら、森林整備を促進するほか、森林ボランティアの活動促進などを通じて森林の環境保全機能の向上を図る。	(都市公園や森林公園等の整備の推進及び利用の促進) - 身近な自然とのふれあいを確保するため、都市公園や「県民の森」などの森林公園等を整備し、適切に維持管理するとともに、利用促進を図る。 (里山など身近な自然環境の整備・保全の推進) - 身近な森林の環境を保全するため、地域住民等による森林整備活動を促進する。 (エコツーリズムの推進) - 十和田八幡平国立公園、三陸復興国立公園、みちのく潮風トレイル、三陸ジオパークなどの優れた自然環境や、地域の食、歴史、文化を体験するエコツーリズムを推進する。 (エコツーリズムの推進) - 十和田八幡平国立公園、三陸復興国立公園、みちのく潮風トレイル、三陸ジオパークなどの優れた自然環境や、地域の食、歴史、文化を体験するエコツーリズムを推進する。 (三陸ジオパークに関する取組の推進) - 住民等への普及啓発を推進し、ジオパークを活用した地域振興が図られるよう、三陸ジオパーク推進協議会などの関係機関と連携して、講習会・学習会等の開催を促進する。 - 三陸ジオパーク活動を担う人材を育成するため、三陸ジオパーク推進協議会や教育機関などの関係機関と連携して、ジオパーク授業を実施するとともに、ガイド講習会などの開催を促進する。 - 国内外との交流人口の拡大を図るため、分かりやすいジオストーリーの発信や多言語化された案内板・パンフレット等の整備、交流イベントの開催等に取り組む。 (温泉の保護と安全・安心な利用の推進) 「温泉法」に基づく許可等の適正な運用や温泉の湧出量、成分等の定期的な調査等により、保養や療養のために利用されている温泉資源の適切な保護と安全・安心な利用を推進する。 (3) 森林、農地、海岸の環境保全機能の向上 (農地や森林の多面的機能の維持・増進) - 地球温暖化防止や生物多様性の保全を図るため、環境への負荷を軽減する生産技術の導入を推進するとともに、農業者、地域住民及び消費者が一体となった、環境保全型農業の取組を推進する。 - 市町村や関係団体との連携を図りながら、森林整備を促進するほか、森林ボランティアの活動促進などを通じて森林の環境保全機能の向上を図る。	

現行計画文	修正案	備 考
・ <u>多面的機能を有する農地を保全する地域共同活動を促進する。また、農地・農業用水等の地域資源や森林の持つ環境保全機能について、県民理解を深めるための取組を推進</u>する。 ・ 生産者をはじめ、若者や女性といった地域住民など多様な主体の参画・連携により、農地や水路等の地域資源の保全を図るための地域共同活動を促進する。 ・ 森林が有する多面的機能を発揮させるため、地域における多様な活動組織が実施する森林の保全管理や森林資源の利用等の取組を促進する。 (多様な森林の整備、保安林の適正配備の推進) ・ 水源かん養等の機能の維持・増進を図るため、複層林 や針広混交林など多様な森林の整備を促進する。 ・ 水源のかん養や災害の防止、保健休養 等の様々な機能を有する保安林の計画的な配備と適切な管理を図る。 (様々な海の生き物の産卵・生育の場となる藻場・干潟の保全活動の促進) ・ 藻場・干潟が有する水産資源の維持・培養、水質浄化、生物多様性確保などの多面的機能を発揮させるため、漁業者等が行う藻場・干潟の保全活動を支援する。 (陸と海がつながる多様で豊かな水辺空間としての河川・海岸の保全) ・ 侵食等によって貴重な海浜や周辺環境が損なわれないよう、自然環境の保全にも配慮した海岸保全施設の整備や海岸保全のための取組、海岸の背後にある松林等の保全、住民やN P O等と連携した漂流ごみ等の処理を推進する。 ・ 「いわての川と海岸ボランティア活動等支援制度」により、県が管理する河川、海岸において地元自治会等が行う清掃や美化等のボランティア活動を支援する。 ・ 「岩手県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、本県の海岸の良好な景観や海洋資源を保全し、持続可能な社会を形成していくため、海岸漂着物等の円滑な処理や効果的な発生抑制を図る。 (生態系に配慮した災害に強い県土づくり) ・ 森林の整備や環境に配慮した治山事業により、荒廃した森林の復旧等を図り土砂流出の災害を防ぐなど、自然環境と調和を図りながら災害に強い森林づくりに取り組む。 ・ 土砂災害に対する安全度の向上等を図るため、透過型砂防堰堤等の整備に取り組む。 4 環境リスクの管理 目指す姿（本施策分野が目指す将来像） ○ 環境基準を満たすとともに、安全で安心できるきれいな大気や静かな環	・ <u>山林の多面的機能の発揮や山村地域の維持・活性化を図るため、里山林の整備・活用に取り組む地域住民等で構成する活動組織の活動を支援</u>する。 ・ 生産者をはじめ、若者や女性といった地域住民など多様な主体の参画・連携により、農地や水路等の地域資源の保全を図るための地域共同活動を促進する。 ・ 森林が有する多面的機能を発揮させるため、地域における多様な活動組織が実施する森林の保全管理や森林資源の利用等の取組を促進する。 (多様な森林の整備、保安林の適正配備の推進) ・ 水源かん養等の機能の維持・増進を図るため、複層林 や針広混交林など多様な森林の整備を促進する。 ・ 水源のかん養や災害の防止、保健休養 等の様々な機能を有する保安林の計画的な配備と適切な管理を図る。 (様々な海の生き物の産卵・生育の場となる藻場・干潟の保全活動の促進) ・ 藻場・干潟が有する水産資源の維持・培養、水質浄化、生物多様性確保などの多面的機能を発揮させるため、漁業者等が行う藻場・干潟の保全活動を支援する。 (陸と海がつながる多様で豊かな水辺空間としての河川・海岸の保全) ・ 侵食等によって貴重な海浜や周辺環境が損なわれないよう、自然環境の保全にも配慮した海岸保全施設の整備や海岸保全のための取組、海岸の背後にある松林等の保全、住民やN P O等と連携した漂流ごみ等の処理を推進する。 ・ 「いわての川と海岸ボランティア活動等支援制度」により、県が管理する河川、海岸において地元自治会等が行う清掃や美化等のボランティア活動を支援する。 ・ 「岩手県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、本県の海岸の良好な景観や海洋資源を保全し、持続可能な社会を形成していくため、海岸漂着物等の円滑な処理や効果的な発生抑制を図る。 (生態系に配慮した災害に強い県土づくり) ・ 森林の整備や環境に配慮した治山事業により、荒廃した森林の復旧等を図り土砂流出の災害を防ぐなど、自然環境と調和を図りながら災害に強い森林づくりに取り組む。 ・ 土砂災害に対する安全度の向上等を図るため、透過型砂防堰堤等の整備に取り組む。 4 環境リスクの管理 目指す姿（本施策分野が目指す将来像） ○ 環境基準を満たすとともに、安全で安心できるきれいな大気や静かな環	・ 時点更新

現行計画文	修正案	備 考																								
境の中で、豊富な水の恩恵を受けながら、県民生活が営まれている。 ○ 化学物質による環境汚染が防止されているとともに、化学物質に関する県民の理解が深まり、安全・安心な県民生活が営まれている。 ○ 有害な化学物質等について、適切な監視、測定や指導等により、適正な管理や使用が行われ、水や大気等の安全性が守られている。 ○ 環境影響評価制度等に基づく基準が遵守され、大規模な開発事業等における環境への影響の回避や低減が図られている。 総合的指標（目指す姿を見据えた2030年度までに達成すべき目標） 環境リスクが管理され、安全安心な県民生活が営まれている将来像を目指し、環境負荷低減に向けた取組の推進により、良好な大気・水環境が保全されるよう、次の指標を設定する。 <table><tr><th>指標名</th><th>現状</th><th>目標（2030年度）</th></tr><tr><td>河川・湖沼・海域のBOD等環境基準達成率^{〔注1〕}</td><td>98.2%^{（2019）}</td><td>99.1%</td></tr></table> （目標の考え方） 現状において環境基準達成率の過去最高値が99.1%であることから、この水準を維持することを目指す。 <table><tr><th>指標名</th><th>現状</th><th>目標（2030年度）</th></tr><tr><td>大気中のPM2.5等環境基準達成率^{〔注2〕}</td><td>100%^{（2019）}</td><td>100%</td></tr></table> （目標の考え方） 現状において環境基準達成率が100%であることから、引き続きこの水準を維持していくことを目指す。 〔注1〕 BOD等：BOD（生物化学的酸素要求量）及びCOD（化学的酸素要求量） 〔注2〕 PM2.5等：二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5） 【基本的な考え方】 本県の良好な大気や水環境を維持・保全するため、事業所への立入検査等により、排出基準等の遵守について適切な指導を行う。 地下水の水質監視により、市街地等の土壌汚染の早期発見に努めるとともに、汚染が確認された地域において汚染土壌が適切に管理又は処分されるよう監視・指導を行う。 騒音に係る苦情件数は横ばいとなっていることから、市町村と連携しながら、騒音・振動の発生防止に向けた指導や普及啓発を行う。 化学物質の環境リスク対策を推進するとともに、大気、公共用水域等の監視・測定を行う。 県内の空間線量は、平成25（2013）年6月以降、全地点において国の除	指標名	現状	目標（2030年度）	河川・湖沼・海域のBOD等環境基準達成率 ^{〔注1〕}	98.2% ^{（2019）}	99.1%	指標名	現状	目標（2030年度）	大気中のPM2.5等環境基準達成率 ^{〔注2〕}	100% ^{（2019）}	100%	境の中で、豊富な水の恩恵を受けながら、県民生活が営まれている。 ○ 化学物質による環境汚染が防止されているとともに、化学物質に関する県民の理解が深まり、安全・安心な県民生活が営まれている。 ○ 有害な化学物質等について、適切な監視、測定や指導等により、適正な管理や使用が行われ、水や大気等の安全性が守られている。 ○ 環境影響評価制度等に基づく基準が遵守され、大規模な開発事業等における環境への影響の回避や低減が図られている。 総合的指標（目指す姿を見据えた2030年度までに達成すべき目標） 環境リスクが管理され、安全安心な県民生活が営まれている将来像を目指し、環境負荷低減に向けた取組の推進により、良好な大気・水環境が保全されるよう、次の指標を設定する。 <table><tr><th>指標名</th><th>現状</th><th>目標（2030年度）</th></tr><tr><td>河川・湖沼・海域のBOD等環境基準達成率^{〔注1〕}</td><td>98.2%^{（2019）}</td><td>99.1%</td></tr></table> （目標の考え方） 現状において環境基準達成率の過去最高値が99.1%であることから、この水準を維持することを目指す。 <table><tr><th>指標名</th><th>現状</th><th>目標（2030年度）</th></tr><tr><td>大気中のPM2.5等環境基準達成率^{〔注2〕}</td><td>100%^{（2019）}</td><td>100%</td></tr></table> （目標の考え方） 現状において環境基準達成率が100%であることから、引き続きこの水準を維持していくことを目指す。 〔注1〕 BOD等：BOD（生物化学的酸素要求量）及びCOD（化学的酸素要求量） 〔注2〕 PM2.5等：二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5） 【基本的な考え方】 本県の良好な大気や水環境を維持・保全するため、事業所への立入検査等により、排出基準等の遵守について適切な指導を行う。 地下水の水質監視により、市街地等の土壌汚染の早期発見に努めるとともに、汚染が確認された地域において汚染土壌が適切に管理又は処分されるよう監視・指導を行う。 騒音に係る苦情件数は横ばいとなっていることから、市町村と連携しながら、騒音・振動の発生防止に向けた指導や普及啓発を行う。 化学物質の環境リスク対策を推進するとともに、大気、公共用水域等の監視・測定を行う。 県内の空間線量は、平成25（2013）年6月以降、全地点において国の除	指標名	現状	目標（2030年度）	河川・湖沼・海域のBOD等環境基準達成率 ^{〔注1〕}	98.2% ^{（2019）}	99.1%	指標名	現状	目標（2030年度）	大気中のPM2.5等環境基準達成率 ^{〔注2〕}	100% ^{（2019）}	100%	
指標名	現状	目標（2030年度）																								
河川・湖沼・海域のBOD等環境基準達成率 ^{〔注1〕}	98.2% ^{（2019）}	99.1%																								
指標名	現状	目標（2030年度）																								
大気中のPM2.5等環境基準達成率 ^{〔注2〕}	100% ^{（2019）}	100%																								
指標名	現状	目標（2030年度）																								
河川・湖沼・海域のBOD等環境基準達成率 ^{〔注1〕}	98.2% ^{（2019）}	99.1%																								
指標名	現状	目標（2030年度）																								
大気中のPM2.5等環境基準達成率 ^{〔注2〕}	100% ^{（2019）}	100%																								

現行計画文	修正案	備 考																				
染基準を下回っているが、汚染状況重点調査地域の指定が解除されていないことから、引き続き、放射線による影響等について正しい知識の普及啓発を行う。 大規模な開発事業等による環境の悪化を未然に防止し、良好な環境を保全していくため、環境影響評価制度の適切な運用を図るとともに、「国土利用計画岩手県計画」等に基づき適正な土地利用を促進する。 【施策体系】 <table><tr><td>施策の柱</td></tr><tr><td>(１) 大気環境の保全</td></tr><tr><td>(２) 水環境の保全</td></tr><tr><td>(３) 土壌環境及び地盤環境の保全</td></tr><tr><td>(４) 騒音・振動・悪臭対策の推進</td></tr><tr><td>(５) 化学物質の環境リスク対策の推進</td></tr><tr><td>(６) 監視・測定体制の強化・充実と公害苦情等への的確な対応</td></tr><tr><td>(７) 放射性物質による影響の把握等</td></tr><tr><td>(８) 環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用の促進</td></tr><tr><td>(９) 北上川清流化対策の推進</td></tr></table> 【施策の方向】 (１) 大気環境の保全 - 大気の汚染状況を把握するため、大気測定局における常時監視や、ベンゼン等の有害大気汚染物質の濃度測定（モニタリング）を実施する。また、工場・事業場に対する立入検査を実施し、窒素酸化物、硫黄酸化物や、トルエン等の揮発性有機化合物（ＶＯＣ）等の排出基準の遵守、ばい煙の自主測定の徹底等を指導する。 - 光化学オキシダント及び微小粒子状物質の常時監視を行い、濃度上昇に伴う注意報等の発令や注意喚起を適切に実施する。 - 石綿（アスベスト）の除去等を伴う建築物の解体作業について指導を徹底することにより、周辺への石綿粉じんの飛散防止に取り組む。 - アイドリングストップ等の啓発活動などにより、自動車排出ガスの排出抑制に取り組む。 「フロン排出抑制法」、「家電リサイクル法」、「自動車リサイクル法」の適正な運用によりフロン類の排出抑制及び適正処理を図るとともに、オゾン層 保護についての普及啓発に取り組む。 (２) 水環境の保全	施策の柱	(１) 大気環境の保全	(２) 水環境の保全	(３) 土壌環境及び地盤環境の保全	(４) 騒音・振動・悪臭対策の推進	(５) 化学物質の環境リスク対策の推進	(６) 監視・測定体制の強化・充実と公害苦情等への的確な対応	(７) 放射性物質による影響の把握等	(８) 環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用の促進	(９) 北上川清流化対策の推進	染基準を下回っているが、汚染状況重点調査地域の指定が解除されていないことから、引き続き、放射線による影響等について正しい知識の普及啓発を行う。 大規模な開発事業等による環境の悪化を未然に防止し、良好な環境を保全していくため、環境影響評価制度の適切な運用を図るとともに、「国土利用計画岩手県計画」等に基づき適正な土地利用を促進する。 【施策体系】 <table><tr><td>施策の柱</td></tr><tr><td>(１) 大気環境の保全</td></tr><tr><td>(２) 水環境の保全</td></tr><tr><td>(３) 土壌環境及び地盤環境の保全</td></tr><tr><td>(４) 騒音・振動・悪臭対策の推進</td></tr><tr><td>(５) 化学物質の環境リスク対策の推進</td></tr><tr><td>(６) 監視・測定体制の強化・充実と公害苦情等への的確な対応</td></tr><tr><td>(７) 放射性物質による影響の把握等</td></tr><tr><td>(８) 環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用の促進</td></tr><tr><td>(９) 北上川清流化対策の推進</td></tr></table> 【施策の方向】 (１) 大気環境の保全 - 大気の汚染状況を把握するため、大気測定局における常時監視や、ベンゼン等の有害大気汚染物質の濃度測定（モニタリング）を実施する。また、工場・事業場に対する立入検査を実施し、窒素酸化物、硫黄酸化物や、トルエン等の揮発性有機化合物（ＶＯＣ）等の排出基準の遵守、ばい煙の自主測定の徹底等を指導する。 - 光化学オキシダント及び微小粒子状物質の常時監視を行い、濃度上昇に伴う注意報等の発令や注意喚起を適切に実施する。 - 石綿（アスベスト）の除去等を伴う建築物の解体作業について指導を徹底することにより、周辺への石綿粉じんの飛散防止に取り組む。 - アイドリングストップ等の啓発活動などにより、自動車排出ガスの排出抑制に取り組む。 「フロン排出抑制法」、「家電リサイクル法」、「自動車リサイクル法」の適正な運用によりフロン類の排出抑制及び適正処理を図るとともに、オゾン層 保護についての普及啓発に取り組む。 (２) 水環境の保全	施策の柱	(１) 大気環境の保全	(２) 水環境の保全	(３) 土壌環境及び地盤環境の保全	(４) 騒音・振動・悪臭対策の推進	(５) 化学物質の環境リスク対策の推進	(６) 監視・測定体制の強化・充実と公害苦情等への的確な対応	(７) 放射性物質による影響の把握等	(８) 環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用の促進	(９) 北上川清流化対策の推進	
施策の柱																						
(１) 大気環境の保全																						
(２) 水環境の保全																						
(３) 土壌環境及び地盤環境の保全																						
(４) 騒音・振動・悪臭対策の推進																						
(５) 化学物質の環境リスク対策の推進																						
(６) 監視・測定体制の強化・充実と公害苦情等への的確な対応																						
(７) 放射性物質による影響の把握等																						
(８) 環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用の促進																						
(９) 北上川清流化対策の推進																						
施策の柱																						
(１) 大気環境の保全																						
(２) 水環境の保全																						
(３) 土壌環境及び地盤環境の保全																						
(４) 騒音・振動・悪臭対策の推進																						
(５) 化学物質の環境リスク対策の推進																						
(６) 監視・測定体制の強化・充実と公害苦情等への的確な対応																						
(７) 放射性物質による影響の把握等																						
(８) 環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用の促進																						
(９) 北上川清流化対策の推進																						

現行計画文	修正案	備 考
- 水環境の状況を把握するため、公共用水域や地下水の水質監視を実施するとともに、環境基準の達成に向けて、汚濁源への対策を総合的に実施する。また、工場・事業場に対し、適正な排水処理施設の設置及び維持管理の徹底により排水基準を遵守するよう、監視・指導する。 - 水質汚濁や利水の状況などを考慮し、必要に応じて環境基準の類型の見直しや未指定水域への類型指定を行い、公共用水域の水質の維持を図る。 「いわて汚水処理ビジョン 2017」に基づき、地域の実情に合わせて、下水道、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設、浄化槽等の汚水処理施設を計画的に整備するとともに、汚水処理施設の役割や必要性等について普及啓発を図る。 - 浄化槽の維持管理に関する検査を徹底するなど、浄化槽による水質の保全の確保を図る。 （３）土壤環境及び地盤環境の保全 - 有害物質使用特定施設等への指導の徹底により、土壤・地下水汚染の未然防止に努める。また、県による地下水の水質監視や有害物質使用事業者による土壤又は地下水の汚染状態の測定等の徹底により、土壤・地下水汚染の早期発見に努める。 - 土壤汚染状況調査により土壤汚染が判明した場合は、区域指定を行い、土地の利用状況等のリスクに応じて、土地の所有者等に対し必要な措置を指導する。また、指定区域から搬出される汚染土壌について、不適正処理による環境汚染が生じないように、汚染土壌処理業者等を監視・指導する。 - 地下水の大量利用等による地盤沈下が懸念される場合においては、地下水位等のモニタリングを速やかに実施できる体制を整備する。 （４）騒音・振動・悪臭対策の推進 - 規制地域内における工場・事業場からの騒音・振動について、基準を遵守するよう指導する各市町村に対し技術的な支援を行う。また、日常生活及び騒音規制区域外で生じる騒音についても、市町村と連携しながら、発生防止に向けた啓発活動を実施する。 - 自動車等の交通に起因する騒音・振動について、市町村との連携を図りながら実態把握に努めるとともに、関係機関と情報を共有し、環境基準の達成に向けた対策を促進する。 - 高速自動車道や新幹線鉄道による高速交通騒音について、関係市町村や沿線各県と連携し、周辺環境への影響を把握するとともに、関係事業者等に対し改善を働きかけるなど、騒音の低減に向けた取組を促進する。 - いわて花巻空港発着の航空機について、継続して騒音実態調査を実施し、騒音対策が必要な場合は、航空会社に対し低騒音型の航空機の導入や騒音を低減する運航等を働きかけるほか、必要に応じて周辺民家等の防音工事	- 水環境の状況を把握するため、公共用水域や地下水の水質監視を実施するとともに、環境基準の達成に向けて、汚濁源への対策を総合的に実施する。また、工場・事業場に対し、適正な排水処理施設の設置及び維持管理の徹底により排水基準を遵守するよう、監視・指導する。 - 水質汚濁や利水の状況などを考慮し、必要に応じて環境基準の類型の見直しや未指定水域への類型指定を行い、公共用水域の水質の維持を図る。 「いわて汚水処理ビジョン 2017」に基づき、地域の実情に合わせて、下水道、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設、浄化槽等の汚水処理施設を計画的に整備するとともに、汚水処理施設の役割や必要性等について普及啓発を図る。 - 浄化槽の維持管理に関する検査を徹底するなど、浄化槽による水質の保全の確保を図る。 （３）土壤環境及び地盤環境の保全 - 有害物質使用特定施設等への指導の徹底により、土壤・地下水汚染の未然防止に努める。また、県による地下水の水質監視や有害物質使用事業者による土壤又は地下水の汚染状態の測定等の徹底により、土壤・地下水汚染の早期発見に努める。 - 土壤汚染状況調査により土壤汚染が判明した場合は、区域指定を行い、土地の利用状況等のリスクに応じて、土地の所有者等に対し必要な措置を指導する。また、指定区域から搬出される汚染土壌について、不適正処理による環境汚染が生じないように、汚染土壌処理業者等を監視・指導する。 - 地下水の大量利用等による地盤沈下が懸念される場合においては、地下水位等のモニタリングを速やかに実施できる体制を整備する。 （４）騒音・振動・悪臭対策の推進 - 規制地域内における工場・事業場からの騒音・振動について、基準を遵守するよう指導する各市町村に対し技術的な支援を行う。また、日常生活及び騒音規制区域外で生じる騒音についても、市町村と連携しながら、発生防止に向けた啓発活動を実施する。 - 自動車等の交通に起因する騒音・振動について、市町村との連携を図りながら実態把握に努めるとともに、関係機関と情報を共有し、環境基準の達成に向けた対策を促進する。 - 高速自動車道や新幹線鉄道による高速交通騒音について、関係市町村や沿線各県と連携し、周辺環境への影響を把握するとともに、関係事業者等に対し改善を働きかけるなど、騒音の低減に向けた取組を促進する。 - いわて花巻空港発着の航空機について、継続して騒音実態調査を実施し、騒音対策が必要な場合は、航空会社に対し低騒音型の航空機の導入や騒音を低減する運航等を働きかけるほか、必要に応じて周辺民家等の防音工事	

現行計画文	修正案	備 考
を行うなど、総合的な騒音対策を実施する。 - 悪臭について、苦情が継続している工場・事業場を有する市町村に対し技術的な支援を行うとともに、人間の臭覚を用いてにおいの程度を評価する臭気指数による規制方法の導入を促進するなど、悪臭公害の防止を図る。 （５）化学物質の環境リスク対策の推進 - 化学物質の環境リスク管理や環境情報の提供・普及のための有力な手法であるＰＲＴＲ（環境汚染物質排出・移動登録）制度 の適切な運用を図る。 - 講演会やシンポジウムの開催、<u>インターネットによる</u> 情報提供、リスクコミュニケーション 等により化学物質とその環境リスクに係る理解の促進を図るとともに、排出量の削減、より安全な代替物質への転換など、工場・事業場が行う化学物質の自主的な管理の改善を促進する。 - 人の健康の保護や生態系の保全を図るため、未規制物質や有害化学物質による環境汚染状況の実態調査や研究を推進する。 「大気汚染防止法」や「水質汚濁防止法」等により排出規制の対象となっている有害化学物質については、引き続き関係法令に基づく事業者への規制・指導を徹底する。 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境調査や事業場等への立入調査を実施し、排出実態の把握や発生抑制対策の指導等を実施する。 （６）監視・測定体制の強化・充実と公害苦情等への的確な対応 - 大気常時監視測定局の適正配置、機器の計画的な更新等により、監視体制の維持に努める。 「大気汚染防止法」や「水質汚濁防止法」において新たに設定された監視項目にも速やかに対応できるよう、分析機関における必要な検査・分析機器の整備を推進するとともに、測定体制の充実を図る。 - 監視・測定結果について、県民や事業者が分かりやすいように情報提供を行う。 - 監視・測定技術の蓄積、水準の確保のため、県及び市町村の人材育成を図る。 - 大気環境、水環境等に関する調査・研究の充実を図る。また、県内外の試験研究機関との研究交流を図りながら、必要に応じて産学官の共同研究を推進する。 - 公害苦情等の適切かつ迅速な解決に向けて、県や市町村における情報の集積・共有化を図る。 （７）放射性物質による影響の把握等 - 県内の空間線量率のモニタリングのほか、土壌や海水など環境中に含まれる放射性物質濃度の測定を行い、その結果について県民等に分かりやす	を行うなど、総合的な騒音対策を実施する。 - 悪臭について、苦情が継続している工場・事業場を有する市町村に対し技術的な支援を行うとともに、人間の臭覚を用いてにおいの程度を評価する臭気指数による規制方法の導入を促進するなど、悪臭公害の防止を図る。 （５）化学物質の環境リスク対策の推進 - 化学物質の環境リスク管理や環境情報の提供・普及のための有力な手法であるＰＲＴＲ（環境汚染物質排出・移動登録）制度 の適切な運用を図る。 - 講演会やシンポジウムの開催、<u>科学的知見や規制動向を踏まえた適切な</u> 情報提供、リスクコミュニケーション 等により化学物質とその環境リスクに係る理解の促進を図るとともに、排出量の削減、より安全な代替物質への転換など、工場・事業場が行う化学物質の自主的な管理の改善を促進する。 - 人の健康の保護や生態系の保全を図るため、未規制物質や有害化学物質<u>等</u>による環境汚染状況の実態調査や研究を推進する。 「大気汚染防止法」や「水質汚濁防止法」等により排出規制の対象となっている有害化学物質については、引き続き関係法令に基づく事業者への規制・指導を徹底する。 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境調査や事業場等への立入調査を実施し、排出実態の把握や発生抑制対策の指導等を実施する。 （６）監視・測定体制の強化・充実と公害苦情等への的確な対応 - 大気常時監視測定局の適正配置、機器の計画的な更新等により、監視体制の維持に努める。 「大気汚染防止法」や「水質汚濁防止法」において新たに設定された監視項目にも速やかに対応できるよう、分析機関における必要な検査・分析機器の整備を推進するとともに、測定体制の充実を図る。 - 監視・測定結果について、県民や事業者が分かりやすいように情報提供を行う。 - 監視・測定技術の蓄積、水準の確保のため、県及び市町村の人材育成を図る。 - 大気環境、水環境等に関する調査・研究の充実を図る。また、県内外の試験研究機関との研究交流を図りながら、必要に応じて産学官の共同研究を推進する。 - 公害苦情等の適切かつ迅速な解決に向けて、県や市町村における情報の集積・共有化を図る。 （７）放射性物質による影響の把握等 - 県内の空間線量率のモニタリングのほか、土壌や海水など環境中に含まれる放射性物質濃度の測定を行い、その結果について県民等に分かりやす	- PFASの健康影響が確定的でない部分もあることを踏まえた記載の反映 - PFAS（規制されているが、有害性が十分に把握されていない物質）の実態調査を含める形での記載の反映

現行計画文	修正案	備 考												
く情報を提供する。 - 除去土壌の処分について、国の動向を踏まえ、国、市町村等と連携して取り組む。 - 放射線に関する正確な情報を広く提供し、放射線影響等に関する正しい知識の普及啓発を行う。 - 放射性物質汚染廃棄物等の処理に向け、市町村等への技術的支援等を行う。 （８）環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用の促進 - 大規模な開発事業が環境の保全に十分に配慮して実施されるよう、環境影響評価制度を適切に運用にするとともに、必要に応じて制度の見直しを行う。 - 環境影響評価に係る環境の保全や技術的事項に関する情報を県民、事業者、市町村等に提供する。 「岩手県土地利用基本計画」に基づいて、県土の適正な土地利用を図る。 （９）北上川清流化対策の推進 - 旧松尾鉱山から排出される坑廃水の中和処理の確実な実施及び中和処理を恒久的に継続していくための各種工事等の実施により、北上川の清流化対策を推進する。 - 環境汚染問題への意識を啓発するため、北上川清流化対策の取組やその歴史を広く県民へ周知する。 - 旧松尾鉱山跡地の森林回帰と北上川水源のかん養を図るため、N P O等による植樹活動などの支援を行う。 ５ 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進（環境教育等行動計画） 目指す姿（本施策分野が目指す将来像） ○ 県民が環境問題について理解を深め、自らの問題として捉え、自発的に活動することにより、持続可能な社会づくりに取り組んでいる。 ○ 県民、NPO、企業、行政等の協働により、環境に配慮した行動が日常生活や事業活動の場で実践されている。 総合的指標（目指す姿を見据えた2030年度までに達成すべき目標） 持続可能な社会の実現を目指し、あらゆる主体による自発的な環境保全活動が活発に行われるよう、次の指標を設定する。 <table><tr><td>指標名</td><td>現状</td><td>目標（2030年度）</td></tr><tr><td>環境学習交流センター利用者数</td><td>49,789人^{（2019）}</td><td>50,000人</td></tr></table> （目標の考え方） センターの主たる利用者である児童、生徒の数が減少傾向にある中で、Webを活用した講座の開催など、多様な手法による環境学習の	指標名	現状	目標（2030年度）	環境学習交流センター利用者数	49,789人 ^{（2019）}	50,000人	く情報を提供する。 - 除去土壌の処分について、国の動向を踏まえ、国、市町村等と連携して取り組む。 - 放射線に関する正確な情報を広く提供し、放射線影響等に関する正しい知識の普及啓発を行う。 - 放射性物質汚染廃棄物等の処理に向け、市町村等への技術的支援等を行う。 （８）環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用の促進 - 大規模な開発事業が環境の保全に十分に配慮して実施されるよう、環境影響評価制度を適切に運用にするとともに、必要に応じて制度の見直しを行う。 - 環境影響評価に係る環境の保全や技術的事項に関する情報を県民、事業者、市町村等に提供する。 「岩手県土地利用基本計画」に基づいて、県土の適正な土地利用を図る。 （９）北上川清流化対策の推進 - 旧松尾鉱山から排出される坑廃水の中和処理の確実な実施及び中和処理を恒久的に継続していくための各種工事等の実施により、北上川の清流化対策を推進する。 - 環境汚染問題への意識を啓発するため、北上川清流化対策の取組やその歴史を広く県民へ周知する。 - 旧松尾鉱山跡地の森林回帰と北上川水源のかん養を図るため、N P O等による植樹活動などの支援を行う。 ５ 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進（環境教育等行動計画） 目指す姿（本施策分野が目指す将来像） ○ 県民が環境問題について理解を深め、自らの問題として捉え、自発的に活動することにより、持続可能な社会づくりに取り組んでいる。 ○ 県民、NPO、企業、行政等の協働により、環境に配慮した行動が日常生活や事業活動の場で実践されている。 総合的指標（目指す姿を見据えた2030年度までに達成すべき目標） 持続可能な社会の実現を目指し、あらゆる主体による自発的な環境保全活動が活発に行われるよう、次の指標を設定する。 <table><tr><td>指標名</td><td>現状</td><td>目標（2030年度）</td></tr><tr><td>環境学習交流センター利用者数</td><td>49,789人^{（2019）}</td><td>50,000人</td></tr></table> （目標の考え方） センターの主たる利用者である児童、生徒の数が減少傾向にある中で、Webを活用した講座の開催など、多様な手法による環境学習の	指標名	現状	目標（2030年度）	環境学習交流センター利用者数	49,789人 ^{（2019）}	50,000人	
指標名	現状	目標（2030年度）												
環境学習交流センター利用者数	49,789人 ^{（2019）}	50,000人												
指標名	現状	目標（2030年度）												
環境学習交流センター利用者数	49,789人 ^{（2019）}	50,000人												

現行計画文	修正案	備 考												
取組を進め、過去最高値であった2019年度の49,789人と同水準を維持していくことを目指す。 <table><tr><th>指標名</th><th>現状</th><th>目標（2030年度）</th></tr><tr><td>水生生物調査参加率（参加者数）</td><td>6.9%^{（2013～19平均）} （4,272人）</td><td>7% （3,100人）</td></tr></table> （目標の考え方）人口減少に伴い児童数の減少が見込まれる中、参加者数が全国２位及び３位であった2013～2019年度の平均参加率6.9%と同水準を維持していくことを目指す。（参加率は参加者数／児童数、下段は参加者数（参考値）） 【基本的な考え方】（環境教育及び協働取組の推進に関する基本的な事項及び重要な事項） 本県では地域住民が主体となり、河川等の環境保全活動や水生生物調査等の環境学習が行われているほか、環境学習の拠点施設である環境学習交流センターや地球温暖化防止活動推進センターにより環境学習の機会が提供されている。 平成30（2018）年６月に改正された「環境教育等促進法」に基づく基本方針では、今後の学びの方向性として地域や民間企業の「体験の機会の場」の活用が示されており、本県の優れた自然を活用した体験学習を一層推進するとともに、持続可能な社会づくりを支える現場に触れる社会体験や、異なる文化や慣習等に触れる生活体験などを幅広く促進していく必要がある。また、様々な場、主体、世代、地域、施策等をつないで、効果的に環境学習を推進する。 平成29（2017）年３月に告示された小・中学校の新学習指導要領では、前文及び総則に、「持続可能な社会の創り手」に必要な資質・能力を育成することが掲げられている。学校における環境学習は、教育活動の全体を通じて、児童・生徒の発達の段階に応じて実施するとともに、各教科間の関連に配慮しながら進める必要がある。 環境保全活動の担い手の高齢化や、次代の取組を担う人材の確保等が課題となっていることから、関係機関と連携して環境人材の育成に取り組む。 県民の環境に配慮した行動に対する意識は高く、省エネ行動を実施している県民の割合は高水準を維持していることから、引き続き、市町村等と連携・協力しながら、県民参加型の取組を進める。また、地球規模で汚染が懸念される海洋ごみ等について企業の関心が高まっていることから、環境保全活動等の取組を協働で推進し、企業の環境に配慮した行動・協働を促進する。 県として環境に配慮した物品の購入や、二酸化炭素排出の少ない電動車の導入を積極的に進めるとともに、県民、NPO、大学等の研究機関、民間団	指標名	現状	目標（2030年度）	水生生物調査参加率（参加者数）	6.9% ^{（2013～19平均）} （4,272人）	7% （3,100人）	取組を進め、過去最高値であった2019年度の49,789人と同水準を維持していくことを目指す。 <table><tr><th>指標名</th><th>現状</th><th>目標（2030年度）</th></tr><tr><td>水生生物調査参加率（参加者数）</td><td>6.9%^{（2013～19平均）} （4,272人）</td><td>7% （3,100人）</td></tr></table> （目標の考え方）人口減少に伴い児童数の減少が見込まれる中、参加者数が全国２位及び３位であった2013～2019年度の平均参加率6.9%と同水準を維持していくことを目指す。（参加率は参加者数／児童数、下段は参加者数（参考値）） 【基本的な考え方】（環境教育及び協働取組の推進に関する基本的な事項及び重要な事項） 本県では地域住民が主体となり、河川等の環境保全活動や水生生物調査等の環境学習が行われているほか、環境学習の拠点施設である環境学習交流センターや地球温暖化防止活動推進センターにより環境学習の機会が提供されている。 平成30（2018）年６月に改正された「環境教育等促進法」に基づく基本方針では、今後の学びの方向性として地域や民間企業の「体験の機会の場」の活用が示されており、本県の優れた自然を活用した体験学習を一層推進するとともに、持続可能な社会づくりを支える現場に触れる社会体験や、異なる文化や慣習等に触れる生活体験などを幅広く促進していく必要がある。また、様々な場、主体、世代、地域、施策等をつないで、効果的に環境学習を推進する。 平成29（2017）年３月に告示された小・中学校の新学習指導要領では、前文及び総則に、「持続可能な社会の創り手」に必要な資質・能力を育成することが掲げられている。学校における環境学習は、教育活動の全体を通じて、児童・生徒の発達の段階に応じて実施するとともに、各教科間の関連に配慮しながら進める必要がある。 環境保全活動の担い手の高齢化や、次代の取組を担う人材の確保等が課題となっていることから、関係機関と連携して環境人材の育成に取り組む。 県民の環境に配慮した行動に対する意識は高く、省エネ行動を実施している県民の割合は高水準を維持していることから、引き続き、市町村等と連携・協力しながら、県民参加型の取組を進める。また、地球規模で汚染が懸念される海洋ごみ等について企業の関心が高まっていることから、環境保全活動等の取組を協働で推進し、企業の環境に配慮した行動・協働を促進する。 県として環境に配慮した物品の購入や、二酸化炭素排出の少ない電動車の導入を積極的に進めるとともに、県民、NPO、大学等の研究機関、民間団	指標名	現状	目標（2030年度）	水生生物調査参加率（参加者数）	6.9% ^{（2013～19平均）} （4,272人）	7% （3,100人）	
指標名	現状	目標（2030年度）												
水生生物調査参加率（参加者数）	6.9% ^{（2013～19平均）} （4,272人）	7% （3,100人）												
指標名	現状	目標（2030年度）												
水生生物調査参加率（参加者数）	6.9% ^{（2013～19平均）} （4,272人）	7% （3,100人）												

現行計画文	修正案	備 考																								
体及び市町村等と相互に連携・協力して地域における環境保全活動を促進するとともに、環境情報の整備と提供・広報の充実を図る。 これらの持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進及び環境に配慮した行動・協働の推進に当たっては、SDGsや世界の環境問題などを踏まえるとともに、県民、NPO、企業、行政等の自発性を尊重し、適切な役割分担を図りながら、連携・協働の取組を推進する。 【施策体系】 <table><tr><th colspan="2">施策の柱</th></tr><tr><td rowspan="3">（１）持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進</td><td>環境経営の推進</td></tr><tr><td>環境関連産業の育成・集積</td></tr><tr><td>環境負荷の低減に資する製品・サービスの需要拡大</td></tr><tr><td rowspan="5">（２）環境に配慮した行動・協働の推進</td><td>環境と調和した農林水産業の推進</td></tr><tr><td>豊富な森林資源を活用した木材関連産業の振興</td></tr><tr><td>優れた自然を活用した観光産業の振興</td></tr><tr><td>自然の恵みを活用した各種ツーリズムの推進</td></tr><tr><td>自然資本を活用した地域産業の付加価値向上</td></tr></table> 【施策の方向】（環境教育及び協働取組の推進に関し実施すべき施策に関する事項） （１）持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進 （学校における環境学習の推進） - 総合的な学習の時間や、社会、理科、家庭、技術・家庭等のカリキュラムに環境学習を位置づけるとともに、講師として地域住民、専門家等の外部の人材の活用を促進する。 - 環境学習交流センターにおいて、学校からの訪問学習を積極的に受け入れ、環境学習の取組を支援する。 - 環境学習のための副読本や手引き書等を作成、配布し、学校における環境学習の充実を図る。 - 児童・生徒が環境学習を通じて学んだことを、家庭における省エネルギーの実践に生かしていくための取組を推進する。 - 岩手大学、岩手県立大学等の関係機関と連携を図りながら、発達段階に応じた環境学習を推進する。 （多様で身近な環境学習機会の提供、支援） - 発達の段階に応じて、子どもたちが環境について学ぶ機会が充実されるよう、地域社会や学校が実施するエコ活動や自然観察会、水生生物調査、星空観察会等の体験的な環境学習を支援する。	施策の柱		（１）持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進	環境経営の推進	環境関連産業の育成・集積	環境負荷の低減に資する製品・サービスの需要拡大	（２）環境に配慮した行動・協働の推進	環境と調和した農林水産業の推進	豊富な森林資源を活用した木材関連産業の振興	優れた自然を活用した観光産業の振興	自然の恵みを活用した各種ツーリズムの推進	自然資本を活用した地域産業の付加価値向上	体及び市町村等と相互に連携・協力して地域における環境保全活動を促進するとともに、環境情報の整備と提供・広報の充実を図る。 これらの持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進及び環境に配慮した行動・協働の推進に当たっては、SDGsや世界の環境問題などを踏まえるとともに、県民、NPO、企業、行政等の自発性を尊重し、適切な役割分担を図りながら、連携・協働の取組を推進する。 【施策体系】 <table><tr><th colspan="2">施策の柱</th></tr><tr><td rowspan="3">（１）持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進</td><td>環境経営の推進</td></tr><tr><td>環境関連産業の育成・集積</td></tr><tr><td>環境負荷の低減に資する製品・サービスの需要拡大</td></tr><tr><td rowspan="5">（２）環境に配慮した行動・協働の推進</td><td>環境と調和した農林水産業の推進</td></tr><tr><td>豊富な森林資源を活用した木材関連産業の振興</td></tr><tr><td>優れた自然を活用した観光産業の振興</td></tr><tr><td>自然の恵みを活用した各種ツーリズムの推進</td></tr><tr><td>自然資本を活用した地域産業の付加価値向上</td></tr></table> 【施策の方向】（環境教育及び協働取組の推進に関し実施すべき施策に関する事項） （１）持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進 （学校における環境学習の推進） - 総合的な学習の時間や、社会、理科、家庭、技術・家庭等のカリキュラムに環境学習を位置づけるとともに、講師として地域住民、専門家等の外部の人材の活用を促進する。 - 環境学習交流センターにおいて、学校からの訪問学習を積極的に受け入れ、環境学習の取組を支援する。 - 環境学習のための副読本や手引き書等を作成、配布し、学校における環境学習の充実を図る。 - 児童・生徒が環境学習を通じて学んだことを、家庭における省エネルギーの実践に生かしていくための取組を推進する。 - 岩手大学、岩手県立大学等の関係機関と連携を図りながら、発達段階に応じた環境学習を推進する。 （多様で身近な環境学習機会の提供、支援） - 発達の段階に応じて、子どもたちが環境について学ぶ機会が充実されるよう、地域社会や学校、<u>企業等</u>が実施するエコ活動や自然観察会、水生生物調査、星空観察会等の体験的な環境学習を支援する。	施策の柱		（１）持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進	環境経営の推進	環境関連産業の育成・集積	環境負荷の低減に資する製品・サービスの需要拡大	（２）環境に配慮した行動・協働の推進	環境と調和した農林水産業の推進	豊富な森林資源を活用した木材関連産業の振興	優れた自然を活用した観光産業の振興	自然の恵みを活用した各種ツーリズムの推進	自然資本を活用した地域産業の付加価値向上	企業が主体となる環境学習への支援を明記【環境・企画】
施策の柱																										
（１）持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進	環境経営の推進																									
	環境関連産業の育成・集積																									
	環境負荷の低減に資する製品・サービスの需要拡大																									
（２）環境に配慮した行動・協働の推進	環境と調和した農林水産業の推進																									
	豊富な森林資源を活用した木材関連産業の振興																									
	優れた自然を活用した観光産業の振興																									
	自然の恵みを活用した各種ツーリズムの推進																									
	自然資本を活用した地域産業の付加価値向上																									
施策の柱																										
（１）持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進	環境経営の推進																									
	環境関連産業の育成・集積																									
	環境負荷の低減に資する製品・サービスの需要拡大																									
（２）環境に配慮した行動・協働の推進	環境と調和した農林水産業の推進																									
	豊富な森林資源を活用した木材関連産業の振興																									
	優れた自然を活用した観光産業の振興																									
	自然の恵みを活用した各種ツーリズムの推進																									
	自然資本を活用した地域産業の付加価値向上																									

現行計画文	修正案	備 考
・ 県民一人ひとりの郷土に対する誇りや愛着を醸成するため、社会教育施設等において豊かな自然、文化、歴史等の資源をテーマとした公開講座を開催するなど、岩手ならではの学習機会の提供に取り組む。 ・ 子どもたちの体験学習の場を提供するため、青少年の家などの社会教育施設等を活用した自然体験活動などの体験活動の充実に取り組む。 ・ 環境アドバイザー 及び地球温暖化防止活動推進員の派遣により、地域での環境学習等を支援する。 ・ 環境問題に関心が高い企業等を環境学習応援隊として登録するほか、体験の機会の場の認定に係る周知等により、体験活動による環境学習を推進する。 ・ 環境フォーラムの開催やポスター・作文コンクール等による普及啓発活動を推進する。 ・ 環境学習交流センターにおいて、環境学習の支援や、環境保全活動の支援を実施する。 (環境人材の育成) ・ 環境アドバイザーや地球温暖化防止活動推進員など、地域において地球温暖化対策等の環境問題の解決に取り組む人材の育成を図る。 ・ 地域の環境保全活動に取り組む若者の発掘・育成に取り組むとともに、環境施策の推進に当たり若者の意見を積極的に取り入れる。 ・ 三陸ジオパーク活動を担う人材を育成するため、三陸ジオパーク推進協議会や教育機関などの関係機関と連携して、ジオパーク授業を実施するとともに、ガイド講習会などの開催を促進する。 ・ 岩手大学、岩手県立大学等との連携により、環境人材の育成を図る。 ・ 環境フォーラムの開催等により、環境人材の交流を促進し、ネットワーク化を図りながら、地域における環境保全活動を促進する。 (2) 環境に配慮した行動・協働の推進 (環境に配慮した県民の行動・協働の推進) ・ 県民のライフスタイルや事業活動が、より省資源、省エネルギー、3Rや再生可能エネルギーの利用、環境にやさしい製品の購入等の環境に配慮した行動に変革するよう取組を推進する。 ・ 持続可能な社会の実現に向けて県民の行動が変革するよう、東北地方環境パートナーシップオフィスや、東北地方ESD活動支援センター等と連携して、ESDを推進する。 ・ 住民、NPO、大学等の研究機関、事業者、行政の積極的な協力による、農地・農業用水等の地域資源を保全する取組や森林整備、道路や河川・海岸の環境美化活動、海洋ごみの回収・処理、自然環境保全活動等を促進する。	・ 県民一人ひとりの郷土に対する誇りや愛着を醸成するため、社会教育施設等において豊かな自然、文化、歴史等の資源をテーマとした公開講座を開催するなど、岩手ならではの学習機会の提供に取り組む。 ・ 子どもたちの体験学習の場を提供するため、青少年の家などの社会教育施設等を活用した自然体験活動などの体験活動の充実に取り組む。 ・ 環境アドバイザー 及び地球温暖化防止活動推進員の派遣により、地域での環境学習等を支援する。 ・ 環境問題に関心が高い企業等を環境学習応援隊として登録するほか、体験の機会の場の認定に係る周知等により、体験活動による環境学習を推進する。 ・ 環境フォーラムの開催やポスター・作文コンクール等による普及啓発活動を推進する。 ・ 環境学習交流センターにおいて、環境学習の支援や、環境保全活動の支援を実施する。 (環境人材の育成) ・ 環境アドバイザーや地球温暖化防止活動推進員など、地域において地球温暖化対策等の環境問題の解決に取り組む人材の育成を図る。 ・ 地域の環境保全活動に取り組む若者の発掘・育成に取り組むとともに、環境施策の推進に当たり若者の意見を積極的に取り入れる。 ・ 三陸ジオパーク活動を担う人材を育成するため、三陸ジオパーク推進協議会や教育機関などの関係機関と連携して、ジオパーク授業を実施するとともに、ガイド講習会などの開催を促進する。 ・ 岩手大学、岩手県立大学等との連携により、環境人材の育成を図る。 ・ 環境フォーラムの開催等により、環境人材や企業等の交流を促進し、ネットワーク化を図りながら、地域における環境保全活動を促進する。 (2) 環境に配慮した行動・協働の推進 (環境に配慮した県民の行動・協働の推進) ・ 県民のライフスタイルや事業活動が、より省資源、省エネルギー、3Rや再生可能エネルギーの利用、環境にやさしい製品の購入等の環境に配慮した行動に変革するよう取組を推進する。 ・ 持続可能な社会の実現に向けて県民の行動が変革するよう、東北地方環境パートナーシップオフィスや、東北地方ESD活動支援センター等と連携して、ESDを推進する。 ・ 住民、NPO、大学等の研究機関、事業者、行政の積極的な協力による、農地・農業用水等の地域資源を保全する取組や森林整備、道路や河川・海岸の環境美化活動、海洋ごみの回収・処理、自然環境保全活動等を促進する。	フォーラムでのネットワーク化に環境人材のみならず、企業等も参画いただく旨明記【環境・企画】

現行計画文	修正案	備 考
(環境に配慮した企業の行動・協働の推進) - 環境マネジメントシステムや環境報告、環境会計の活用など、事業活動と環境保全との関係を明らかにする取組を促進する。 - 環境負荷の低減を図るため、従来の規制的手法に加え、工場・事業場が地域住民に環境情報を発信し相互理解を図る「環境コミュニケーション」を関係機関と協働して推進する。 - 気候変動や海洋ごみ等の環境問題に関心をもつ企業と協働して、環境保全活動の取組を推進する。 (環境に配慮した県の率先実行) 「岩手県地球温暖化対策実行計画」に基づき、岩手県エコマネジメントシステムを実施し、一事業者として、環境負荷の低減に率先して取り組む。 「岩手県グリーン購入基本方針」に基づき、持続可能性や原料調達における合法性に配慮した物品調達を含む、環境に配慮した物品等の購入（グリーン購入）を推進する。 <u>電動車等の環境対応車の</u>県公用車への導入や太陽光発電、風力発電及び木質バイオマス等の再生可能エネルギーの導入に率先して取り組む。 (県民等の参加による環境保全取組の推進) - 環境学習交流センターにおいて、県民、NPO、企業、行政など様々な主体の連携を促進するためのネットワークを構築し、地域における環境保全活動を促進する。 - 多様な主体によるパートナーシップのもと、徹底的な資源循環を実現するための取組を支援するとともに、循環型地域社会の形成のために必要な人材を育成する。 - 流域圏の関係主体が一体となった海岸漂着物等となり得る廃棄物の発生抑制や、海洋ごみの円滑な処理などの取組を推進する。 - 森から川を経て海に至る健全な水循環や、生物多様性の保全が図られるよう、各地域での水と緑を守り育てる環境保全活動の活発化に向けた取組を推進する。 (環境広報及び情報提供の推進) - 県民、事業者等の各主体が温室効果ガスの排出削減に向けた具体的行動に取り組む県民運動を展開するため、温暖化防止いわて県民会議の構成団体相互の情報共有を定期的実施し、団体間の連携を強化するとともに、各団体の活動内容を効果的に情報発信する。 - 環境報告書や環境広報誌の発行、フォーラム等のイベントの開催、インターネットや県・市町村広報等を通じ、環境に関する広報活動を推進する。 - 環境保全に関する優良な事例を共有し、広く普及するため、他の模範と	(環境に配慮した企業の行動・協働の推進) - 環境マネジメントシステムや環境報告、環境会計の活用など、事業活動と環境保全との関係を明らかにする取組を促進する。 - 環境負荷の低減を図るため、従来の規制的手法に加え、工場・事業場が地域住民に環境情報を発信し相互理解を図る「環境コミュニケーション」を関係機関と協働して推進する。 - 気候変動や海洋ごみ等の環境問題に関心をもつ企業と協働して、環境保全活動の取組を推進する。 (環境に配慮した県の率先実行) 「<u>第2次</u>岩手県地球温暖化対策実行計画」に基づき、岩手県エコマネジメントシステムを実施し、一事業者として、環境負荷の低減に率先して取り組む。 「岩手県グリーン購入基本方針」に基づき、持続可能性や原料調達における合法性に配慮した物品調達を含む、環境に配慮した物品等の購入（グリーン購入）を推進する。 - 県公用車への<u>電動車の</u>導入や太陽光発電、風力発電及び木質バイオマス等の再生可能エネルギーの導入に率先して取り組む。 (県民等の参加による環境保全取組の推進) - 環境学習交流センターにおいて、県民、NPO、企業、行政など様々な主体の連携を促進するためのネットワークを構築し、地域における環境保全活動を促進する。 - 多様な主体によるパートナーシップのもと、徹底的な資源循環を実現するための取組を支援するとともに、循環型地域社会の形成のために必要な人材を育成する。 - 流域圏の関係主体が一体となった海岸漂着物等となり得る廃棄物の発生抑制や、海洋ごみの円滑な処理などの取組を推進する。 - 森から川を経て海に至る健全な水循環や、生物多様性の保全が図られるよう、各地域での水と緑を守り育てる環境保全活動の活発化に向けた取組を推進する。 (環境広報及び情報提供の推進) - 県民、事業者等の各主体が温室効果ガスの排出削減に向けた具体的行動に取り組む県民運動を展開するため、温暖化防止いわて県民会議の構成団体相互の情報共有を定期的実施し、団体間の連携を強化するとともに、各団体の活動内容を効果的に情報発信する。 - 環境報告書や環境広報誌の発行、フォーラム等のイベントの開催、インターネットや県・市町村広報等を通じ、環境に関する広報活動を推進する。 - 環境保全に関する優良な事例を共有し、広く普及するため、他の模範と	- 所要の修正 - 所要の修正

現行計画文	修正案	備 考
なる取組を実施している団体・個人を表彰する。 ・ 環境学習交流センターや地球温暖化防止活動推進センター等により環境情報を収集するとともに、定期的に提供する。 第4章 計画の推進・進行管理 1 計画の推進 （1）県による計画の実施 環境基本計画の効果的な推進を図るためには、本計画の環境・経済・社会の一体的向上という方向性をあらゆる主体が共有し、その具体化に向けて行動していくことが重要である。 そのため、県は、政策会議のほか関連する会議や関係部局間の会合等の場を通じて、この方向性に対する共通認識を深め、関係部局の緊密な連携を図り、本計画に掲げる環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。また、県の各分野の施策において、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定、実施するに当たっては、本計画の基本的な方向に沿って、環境の保全に配慮する。 また、環境問題に県境はないことを踏まえ、広域的な取組が必要な課題については、隣接県等と幅広く情報交換や連携を図ることにより、広域的な環境の保全と創造を推進する。 なお、本計画の実現に向けた施策や事業の実施に当たっては、関係法令の改正や国の計画の見直し等にも的確に対応していく。 （2）県以外の各主体による計画の実施 環境問題は、人間の社会経済活動と密接に関連しており、社会全体で取り組むべき課題である。本計画が目指す将来像を実現するためには、社会を構成するあらゆる主体が環境問題の当事者であることを自覚し、環境課題の解決に向けた行動が経済・社会の課題解決にも資すること、また自らの行動が現在及び将来の世代にわたって地球環境等に大きな影響を及ぼすことを認識するとともに、環境保全に関して担うべき以下に例示する「役割と行動」の意義を理解し、自主的かつ積極的に環境の保全と創造に取り組んでいくことが必要である。 県は、そうした各主体の自主的かつ積極的な行動を促進するため、S D G s の基本的な考え方である「5つのP」の一つであるパートナーシップの重要性を踏まえ、広く計画内容の周知と本県の環境に関する情報の提供を行うことにより、環境・経済・社会の一体的向上という方向性の共通認識が得られるよう努めるとともに、本計画を踏まえ、県民及び事業者が自発的に取り組む環境保全活動や環境への負荷が少ない事業活動が促進されるよう、県民や事業者により組織され、環境保全に関する活動を行う民間団体等と連携し、必要な措置を講ずるほか、広域的な見地から、市町村	なる取組を実施している団体・個人を表彰する。 ・ 環境学習交流センターや地球温暖化防止活動推進センター等により環境情報を収集するとともに、定期的に提供する。 第4章 計画の推進・進行管理 1 計画の推進 （1）県による計画の実施 環境基本計画の効果的な推進を図るためには、本計画の環境・経済・社会の一体的向上という方向性をあらゆる主体が共有し、その具体化に向けて行動していくことが重要である。 そのため、県は、政策会議のほか関連する会議や関係部局間の会合等の場を通じて、この方向性に対する共通認識を深め、関係部局の緊密な連携を図り、本計画に掲げる環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。また、県の各分野の施策において、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定、実施するに当たっては、本計画の基本的な方向に沿って、環境の保全に配慮する。 また、環境問題に県境はないことを踏まえ、広域的な取組が必要な課題については、隣接県等と幅広く情報交換や連携を図ることにより、広域的な環境の保全と創造を推進する。 なお、本計画の実現に向けた施策や事業の実施に当たっては、関係法令の改正や国の計画の見直し等にも的確に対応していく。 （2）県以外の各主体による計画の実施 環境問題は、人間の社会経済活動と密接に関連しており、社会全体で取り組むべき課題である。本計画が目指す将来像を実現するためには、社会を構成するあらゆる主体が環境問題の当事者であることを自覚し、環境課題の解決に向けた行動が経済・社会の課題解決にも資すること、また自らの行動が現在及び将来の世代にわたって地球環境等に大きな影響を及ぼすことを認識するとともに、環境保全に関して担うべき以下に例示する「役割と行動」の意義を理解し、自主的かつ積極的に環境の保全と創造に取り組んでいくことが必要である。 県は、そうした各主体の自主的かつ積極的な行動を促進するため、S D G s の基本的な考え方である「5つのP」の一つであるパートナーシップの重要性を踏まえ、広く計画内容の周知と本県の環境に関する情報の提供を行うことにより、環境・経済・社会の一体的向上という方向性の共通認識が得られるよう努めるとともに、本計画を踏まえ、県民及び事業者が自発的に取り組む環境保全活動や環境への負荷が少ない事業活動が促進されるよう、県民や事業者により組織され、環境保全に関する活動を行う民間団体等と連携し、必要な措置を講ずるほか、広域的な見地から、市町村	

現行計画文	修正案	備 考
が実施する施策の総合調整を行う。 ア 県民に求められる役割と行動の例 県民は、その日常生活と環境とのかかわり合いを認識し、本計画に示された方向性に沿いながら、環境への負荷の少ない行動に自ら努めることが期待される。 ① 買物 ・ 環境への配慮や環境保全活動に取り組んでいる企業の製品・サービスを購入・利用する。 ・ 環境に配慮した方法で生産された県産農林水産物を購入する。 ・ 県産木材を使用した製品を購入する。 ・ 食材は必要な分だけ購入するなど、食品ロスの削減に取り組む。 ・ 使い捨てプラスチック（ストロー・スプーン等）の使用は控える。 また、マイバッグ、マイボトルなどを使用する。 ・ 詰め替え用や量り売りの商品を選択する。 ・ 宅配便の再配達 of 削減に取り組む。 ② 調理 ・ 油や食べ残しを直接排水口に流さない。 ・ 食材の賞味期限や消費期限を正しく理解し、上手に使い切るなど、食品ロスの削減に取り組む。 ③ ゴミ出し ・ 物を大切にし、なるべくごみを発生させない。 ・ 決められたルールを守ってごみを出す。 ・ びん・缶・ペットボトル・容器包装プラスチック等の資源のリサイクルに努める。 ④ 住まい ・ 適切な冷暖房温度の設定、待機電力の解消、節水に努める。 ・ 断熱性能の向上や住宅用太陽光パネルの設置に努める。 ・ 下水道への接続や浄化槽の設置に努める。 ・ グリーンカーテンや家庭菜園など暮らしにみどりを取り入れる。 ⑤ 外出 ・ 過度な自動車の利用を減らし、徒歩や自転車、公共交通機関を利用する。 ・ 自動車を運転する時は、エコドライブを心がける。車を買替える時は、電動車を検討する。 ・ 外食時は適量を注文して食べ残さない。	が実施する施策の総合調整を行う。 ア 県民に求められる役割と行動の例 県民は、その日常生活と環境とのかかわり合いを認識し、本計画に示された方向性に沿いながら、環境への負荷の少ない行動に自ら努めることが期待される。 ① 買物 ・ 環境への配慮や環境保全活動に取り組んでいる企業の製品・サービスを購入・利用する。 ・ 環境に配慮した方法で生産された県産農林水産物を購入する。 ・ 県産木材を使用した製品を購入する。 ・ 食材は必要な分だけ購入するなど、食品ロスの削減に取り組む。 ・ 使い捨てプラスチック（ストロー・スプーン等）の使用は控える。 また、マイバッグ、マイボトルなどを使用する。 ・ 詰め替え用や量り売りの商品を選択する。 ・ 宅配便の再配達 of 削減に取り組む。 ② 調理 ・ 油や食べ残しを直接排水口に流さない。 ・ 食材の賞味期限や消費期限を正しく理解し、上手に使い切るなど、食品ロスの削減に取り組む。 ③ ゴミ出し ・ 物を大切にし、なるべくごみを発生させない。 ・ 決められたルールを守ってごみを出す。 ・ びん・缶・ペットボトル・容器包装プラスチック等の資源のリサイクルに努める。 ④ 住まい ・ 適切な冷暖房温度の設定、待機電力の解消、節水に努める。 ・ 断熱性能の向上や住宅用太陽光パネルの設置に努める。 ・ 下水道への接続や浄化槽の設置に努める。 ・ グリーンカーテンや家庭菜園など暮らしにみどりを取り入れる。 ⑤ 外出 ・ 過度な自動車の利用を減らし、徒歩や自転車、公共交通機関を利用する。 ・ 自動車を運転する時は、エコドライブを心がける。車を買替える時は、電動車を検討する。 ・ 外食時は適量を注文して食べ残さない。	

現行計画文	修正案	備 考
⑥ 地域活動等 ・ 自然環境保全活動や自然観察会、森林づくりや藻場・干潟等の保全活動、河川海岸等の清掃活動などに参加する。 ・ 自然公園等を利用する。 ・ 次世代に引き継ぐ資産として地域の景観を保全する。 ・ 歴史的文化的環境の保全や活用のためのボランティア活動に参加する。 ・ 集団資源回収等に参加する。 ⑦ 動物との共生 ・ 野生動物の侵入の原因となるような餌付けは行わず、生ごみや未収穫作物等を適切に管理する。 ・ 外来生物等のペットを野外に捨てずに、責任を持って飼育する。 イ 事業者に求められる役割と行動の例 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、本計画に示された方向性に沿いながら、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等による環境への負荷の少ない事業活動に自ら努めることが期待される。 ① 生産・製造段階 ・ 環境、エネルギーなど今後成長が見込まれる新技術開発や製品開発に努める。 ・ 原材料や生産方法を見直し、生産・製造段階の環境負荷を低減させる。 ・ 農薬や化学肥料の使用量の節減、水産資源の適正な利用や管理など環境に配慮した農林水産物を生産する。 ・ 県産木材の安定供給体制を構築する。 ・ 木質バイオマス利用機器等を導入する。 ・ 水質汚濁物質の発生を抑制する。 ・ 地盤沈下をおこさないよう地下水を適正に利用する。 ・ 化学物質を適正に使用・管理する。 ・ 大学、試験研究機関等と連携した豊かな環境づくりに資する研究開発を進める。 ② 流通段階 ・ 二酸化炭素の排出削減に配慮した輸送手段を活用する。 ③ 小売段階 ・ 安全、安心、高品質な岩手の農林水産物や産地情報等を発信する。 ・ 環境に配慮した製品・サービスの情報を発信する。	⑥ 地域活動等 ・ 自然環境保全活動や自然観察会、森林づくりや藻場・干潟等の保全活動、河川海岸等の清掃活動などに参加する。 ・ 自然公園等を利用する。 ・ 次世代に引き継ぐ資産として地域の景観を保全する。 ・ 歴史的文化的環境の保全や活用のためのボランティア活動に参加する。 ・ 集団資源回収等に参加する。 ⑦ 動物との共生 ・ 野生動物の侵入の原因となるような餌付けは行わず、生ごみや未収穫作物等を適切に管理する。 ・ 外来生物等のペットを野外に捨てずに、責任を持って飼育する。 イ 事業者に求められる役割と行動の例 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、本計画に示された方向性に沿いながら、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等による環境への負荷の少ない事業活動に自ら努めることが期待される。 ① 生産・製造段階 ・ 環境、エネルギーなど今後成長が見込まれる新技術開発や製品開発に努める。 ・ 原材料や生産方法を見直し、生産・製造段階の環境負荷を低減させる。 ・ 農薬や化学肥料の使用量の節減、水産資源の適正な利用や管理など環境に配慮した農林水産物を生産する。 ・ 県産木材の安定供給体制を構築する。 ・ 木質バイオマス利用機器等を導入する。 ・ 水質汚濁物質の発生を抑制する。 ・ 地盤沈下をおこさないよう地下水を適正に利用する。 ・ 化学物質を適正に使用・管理する。 ・ 大学、試験研究機関等と連携した豊かな環境づくりに資する研究開発を進める。 ② 流通段階 ・ 二酸化炭素の排出削減に配慮した輸送手段を活用する。 ③ 小売段階 ・ 安全、安心、高品質な岩手の農林水産物や産地情報等を発信する。 ・ 環境に配慮した製品・サービスの情報を発信する。	

現行計画文	修正案	備 考
- 商品の容器や包装の軽量化・回収・リサイクル、詰め替え用製品の販売等に取り組む。 ④ 廃棄段階 - 廃棄物等の3Rやゼロエミッションに取り組む。 - 大気汚染物質等の排出や騒音・振動を抑制する。 - 水質汚濁物質の排出を抑制する。 - 原材料や廃棄物等の適切な管理により土壌汚染を防止する。 - 産業廃棄物を適正に処理する。 ⑤ 共通事項 - 温室効果ガス排出抑制等に関する計画を策定し、実施する。 - 省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備を導入する。 - 事業所敷地や建築物の緑化を実施する。 - フロン使用製品を適正に管理する。 - 事業活動に当たっては自然環境への影響をできる限り回避する。 - 地域の環境保全活動に協力・参加する。 - 自社の事業活動とSDGsのゴール・ターゲットを紐付けるなど企業経営にSDGsを取り入れる。 ウ 民間団体等に求められる役割と行動 NP0や各種団体など県民や事業者により組織され、環境保全に関する活動を行う民間団体は、各主体の自主的かつ積極的な取組を進めるための基盤を形成することが期待される。 そのため、前記ア及びイに例示した求められる役割と行動を実践する県民や事業者等が増えるよう、積極的な普及啓発活動等を行うことが期待される。 エ 市町村 市町村は、当該市町村の地域の特性に応じて、県との連携を図りつつ、本計画に示された方向性に沿いながら、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、実施することが期待される。 そのため、前記ア及びイに例示した役割と行動を実践する県民や事業者が増えるよう、第2章及び第3章に掲げる施策の方向に沿って取組を進めることが期待される。 また、地域全体への普及促進を重視しつつ、自らの事務及び事業に関して、気候変動対策、資源循環及び生物多様性の保全のための措置を率先して実施することが期待される。 2 計画の進捗状況の点検 (1) 指標の設定・活用	- 商品の容器や包装の軽量化・回収・リサイクル、詰め替え用製品の販売等に取り組む。 ④ 廃棄段階 - 廃棄物等の3Rやゼロエミッションに取り組む。 - 大気汚染物質等の排出や騒音・振動を抑制する。 - 水質汚濁物質の排出を抑制する。 - 原材料や廃棄物等の適切な管理により土壌汚染を防止する。 - 産業廃棄物を適正に処理する。 ⑤ 共通事項 - 温室効果ガス排出抑制等に関する計画を策定し、実施する。 - 省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備を導入する。 - 事業所敷地や建築物の緑化を実施する。 - フロン使用製品を適正に管理する。 - 事業活動に当たっては自然環境への影響をできる限り回避する。 - 地域の環境保全活動に協力・参加する。 - 自社の事業活動とSDGsのゴール・ターゲットを紐付けるなど企業経営にSDGsを取り入れる。 ウ 民間団体等に求められる役割と行動 NP0や各種団体など県民や事業者により組織され、環境保全に関する活動を行う民間団体は、各主体の自主的かつ積極的な取組を進めるための基盤を形成することが期待される。 そのため、前記ア及びイに例示した求められる役割と行動を実践する県民や事業者等が増えるよう、積極的な普及啓発活動等を行うことが期待される。 エ 市町村 市町村は、当該市町村の地域の特性に応じて、県との連携を図りつつ、本計画に示された方向性に沿いながら、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、実施することが期待される。 そのため、前記ア及びイに例示した役割と行動を実践する県民や事業者が増えるよう、第2章及び第3章に掲げる施策の方向に沿って取組を進めることが期待される。 また、地域全体への普及促進を重視しつつ、自らの事務及び事業に関して、気候変動対策、資源循環及び生物多様性の保全のための措置を率先して実施することが期待される。 2 計画の進捗状況の点検 (1) 指標の設定・活用	

現行計画文	修正案	備 考
本計画の着実な実行を確保するため、計画の進捗状況を定型的に点検する。その際、計画の進捗状況についての全体的な傾向を把握するため、各施策分野の目指す姿を見据えた施策の全体的な達成状況とその結果としての環境の状況を示す指標として各施策分野に設定した総合的指標を活用する。施策等の性質によって指標の定量化が困難である場合は、定性的な評価を行う。 また、その他の指標として、環境分野別施策について、施策の実施状況を示す施策推進指標を設定し、目標値については、原則として、当該指標を設定している既存の計画における目標値（目標年次を含む。）とし、当該計画との整合を図る。 なお、当該計画の見直しに伴い目標値が見直された場合は、その時点で、本計画の目標値を当該目標値に置き換えることとする。 （２）個別施策の点検 第２章「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」及び第３章「環境分野別施策」について、個別施策の進捗状況の点検を行う。その際、環境分野別施策の施策推進指標のほか、個別の行政計画等における直近の点検結果を可能な限り活用する。 （３）計画の総合的な進捗状況の点検 個別施策の点検結果を参照しつつ、総合的指標の達成状況を踏まえながら、「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」については各施策を通じた環境・経済・社会の一体的向上がどの程度進捗したかを、「環境分野別施策」については各施策を通じた目指す姿の実現がどの程度進捗したかを、それぞれ把握することに重点を置いて点検を行う。その際、それぞれの施策分野に関連する取組の優良事例等を把握する。これらの結果を踏まえ、本計画の総合的な進捗状況を点検する。 ３ 計画の進捗状況の点検結果の活用 計画の進捗状況の点検結果については、岩手県環境審議会に報告し、専門的見地から意見を伺うとともに、その内容を県の施策の企画立案等に活用するほか、「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」第９条の規定に基づく年次報告書等に反映するなど、幅広い主体に対して情報提供を行う。 ４ 社会経済情勢の変化等を踏まえた目標及び施策の弾力的な対応 本計画の策定後５年程度が経過した時点を目途に、それまでの計画の進捗状況の点検結果等を踏まえ、計画内容の見直しの必要性を検討する。 なお、計画に定められた目標や、それを実現するための施策の方向については、環境施策が目指す将来像の実現に向けて、社会経済情勢の変化に柔軟かつ適切に対応できるよう、必要に応じて弾力的に対応していく。	本計画の着実な実行を確保するため、計画の進捗状況を定型的に点検する。その際、計画の進捗状況についての全体的な傾向を把握するため、各施策分野の目指す姿を見据えた施策の全体的な達成状況とその結果としての環境の状況を示す指標として各施策分野に設定した総合的指標を活用する。施策等の性質によって指標の定量化が困難である場合は、定性的な評価を行う。 また、その他の指標として、環境分野別施策について、施策の実施状況を示す施策推進指標を設定し、目標値については、原則として、当該指標を設定している既存の計画における目標値（目標年次を含む。）とし、当該計画との整合を図る。 なお、当該計画の見直しに伴い目標値が見直された場合は、その時点で、本計画の目標値を当該目標値に置き換えることとする。 （２）個別施策の点検 第２章「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」及び第３章「環境分野別施策」について、個別施策の進捗状況の点検を行う。その際、環境分野別施策の施策推進指標のほか、個別の行政計画等における直近の点検結果を可能な限り活用する。 （３）計画の総合的な進捗状況の点検 個別施策の点検結果を参照しつつ、総合的指標の達成状況を踏まえながら、「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」については各施策を通じた環境・経済・社会の一体的向上がどの程度進捗したかを、「環境分野別施策」については各施策を通じた目指す姿の実現がどの程度進捗したかを、それぞれ把握することに重点を置いて点検を行う。その際、それぞれの施策分野に関連する取組の優良事例等を把握する。これらの結果を踏まえ、本計画の総合的な進捗状況を点検する。 ３ 計画の進捗状況の点検結果の活用 計画の進捗状況の点検結果については、岩手県環境審議会に報告し、専門的見地から意見を伺うとともに、その内容を県の施策の企画立案等に活用するほか、「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」第９条の規定に基づく年次報告書等に反映するなど、幅広い主体に対して情報提供を行う。 ４ 社会経済情勢の変化等を踏まえた目標及び施策の弾力的な対応 本計画の策定後５年程度が経過した時点を目途に、それまでの計画の進捗状況の点検結果等を踏まえ、計画内容の見直しの必要性を検討する。 なお、計画に定められた目標や、それを実現するための施策の方向については、環境施策が目指す将来像の実現に向けて、社会経済情勢の変化に柔軟かつ適切に対応できるよう、必要に応じて弾力的に対応していく。	

